

国土交通省からの第2次回答

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見				
							区分	回答	意見				
109	都市計画の軽易な変更の見直し	<p>【制度改正の内容】 都市計画法第21条の軽易な変更是、その内容が細かく規定されており、変更内容も肯定的で、既決段階に両者の位置ははざんでいるものと解しかねないが、まさにこの部分が改正され、これが決まりたる都市計画の種類が複数したが、軽易な変更とともに第2の項目「道府県と市町村とでは大きな違いがあること」から、都市計画事業の進捗と影響が出ている。よって、市町村が決定する都市計画の軽易な変更についても、道府県と同様の項目とすることが決定される。</p> <p>【具体的な支障事例及び制度改正の必要性】 都市計画法施行規則第13条各号に掲げるものが、市町村決定の都市計画に関する、軽易な変更して認められないことにより、次の3つのような支障事例が生じて、市町村が決定する都市計画の軽易な変更を市府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を行やすくする。</p> <p>（参考） 通常の変更 案の継続から決定告示まで約6週間 軽易な変更（名称の変更） 都市計画審議会召集から決定告示まで約1週間 軽易な変更（名称の変更以外） 案の継続から決定告示まで約4週間</p>	<p>都市計画法第14条第1項第2号「法第18条第3項」の次に「又は法第19条第3項」を追加、又は 都市計画法施行規則第13条各号の文を追加する</p>	<p>都市計画法第19条第3項、 都市計画法施行規則第14条、 都市計画法施行規則第13条の2</p>	国土交通省 二本松市	E 提案の実現に向けて対応を検討	都道府県が定める都市計画については、国の利害に重大な関係がある都市計画については、国土交通大臣の同意付協議により国の利害との調整を行っている一方、市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が協議を行うこととされている。	都道府県が、都市計画決定する場合の国土交通大臣と協議する理由は、法第18条第3項、市区町村が、都市計画を実施する場合の都道府県と協議する理由は、法第19条第3項、第18条第4項のうちのどちらかである。	一方で、都道府県の運用指針のⅢ-2「運用に当たるの基本的考え方の2.市町村の主体性と地域的な調和」では、「広域の見地から調整を図る観点の2.市町村による運営の必要性」の記載では、「該該都市計画が当該市町村の区域を超えて広域的に影響を及ぼす場合、関係市町村間で必ずしも利害が一致しないと認められる場合は、都道府県と協議される。逆を返すと、これが認められない場合、広域の見地からの調整を図る必要はない」と解釈できる。	そもそも、軽易な変更を認めるのは、目的とする都市計画の早期実現のために、手続手続きを簡略化し、当初の目的を達成させようとする意味もあるのではないか。	軽易な変更が、都市計画の最初決定時と何ら変わるものではないと認められるものについては手続手続きを簡略化するべきである。	実態調査については、「軽易変更となる事項を拡大することの可否について」ではなく、「軽易な変更と認められるべき規模等について」行われることを望む。	また、二本松市では、突起の課題として、長期未着手となっている都市計画道路について、市民への負担を強いている状況である。さらに東日本大震災からの早期復興と市民の心の復興を早期に実現するためにも都市計画公園の果すべき役割は大きい、このようなことから、特に「都市計画道路」「都市公園」については、軽易な変更として認めていただきたい。
675	都市計画の軽易な変更の見直し	<p>【制度改正の必要性】 都市計画法施行規則第13条第3号及び第13条第4号の規定が指定都市決定する市町村に関する軽易な変更として認められていないことに由り、都市計画を要する場合を実施する大臣への協議、同意の手続が省略できない。都道府県と同様とする措置となれば、手続の省略化となり、効率的な事務執行が可能となり事業期間の短縮につながる。</p> <p>【実例（予定含む）】 1. 都市高規鉄道 都市高規鉄道建設計画 都市高速鉄道中第6号相鉄・JR直通線（変更） （告示H24.10.5） 区域変更区间 約190km、中心線の区間は100m未満 2. 横浜国際港都建設計画 都市高速鉄道 相模鉄道本線（変更） （告示H26.3.5） 区域変更区间 約330km、中心線の区間は100m未満 ※施行規則第13条第3号イ（起點又は終点の変更を伴わない線形の変更にのみ位置又は区域の変更で、事業計画に変更が必要となつた場合、変更手続きが手續料が百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの）に該当。</p> <p>（参考） 自動車専用道路（首都高速道路）（予定） ①横浜国際港都建設計画 道路 高速横浜環状北線（変更） 更変区间 约1000m未満、中心線の区間は100m未満 ※施行規則第13条第3号イ（線形の変更による位置又は区域の変更で、中心線の区間が百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの）に該当。</p>	<p>都市計画法第19条第3項、第87条の2、都市計画法施行規則第14条、都市計画法施行規則第13条第3号イ（起點又は終点の変更を伴わない線形の変更にのみ位置又は区域の変更で、事業計画に変更が必要となつた場合、変更手続きが手續料が百メートル未満であり、かつ、当該変更に係る区間の延長が千メートル未満であるもの）に該当。</p>	<p>都市計画法第19条第3項、第87条の2、都市計画法施行規則第14条、都市計画法施行規則第13条第3号イ</p>	国土交通省 横浜市	E 提案の実現に向けて対応を検討	指定都市の特例により都道府県が定める都市計画を指定都市が変更する場合については、都道府県が定める都市計画との適合を担保する手続が必要となるとともに、その内容が国の利害に影響を与えないことを確認する必要がある。このため、都道府県が都市計画を変更する際には国土へ同意付協議か不要とされている軽易な変更を除いても、都道府県が定める都市計画との一体性を確保するために広域の見地からの都道府県知事が意見を聴いた上で、國へ同意付協議を行っているところ。	現在市町村が行う「都市計画の軽易な変更」が適用されている内容を指定都市においては都道府県と同様とし、道路や公園等に関する都市計画の変更を実現する。なお、本市においては現在、完成予定期間を平成28年度としている横浜国際港都建設計画道路・高速横浜環状北線について、都市計画変更を検討している。					
601	一部が一般国道または都道府県道になつてゐる市町村道にかかる市町村への移譲限の市町村への移譲	<p>【制度改正の必要性】 都市計画法第五条第一項では、市町村が決定する市町村設置等のうち一般国道と都道府県道（道路法第三条）を掲げている。つまり、都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道における内閣協議や都道府県都市計画審議会を経て、都市計画の変更が決定される。このため、都市計画の変更（事業の着手）と都市計画の変更が決定される。各市町村設置の都市計画審議会を経ることによって都市計画の変更を決定することができる。したがって、都市計画の変更までの期間（事業着手までの期間）を短縮できるほか、それぞれの地域の実情に連やかに対応した変更が可能となる。（参考）都市計画変更に係る所要期間・北海道の場合は11か月程度、函館市の場合は4か月程度。</p> <p>（参考） 都市計画法第5条第1項では、市町村が決定する市町村設置等のうち一般国道と都道府県道（道路法第三条）を掲げている。つまり、都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になつてゐる市町村道において、市町村の内部協議や都市計画審議会において議論が交わされた後、都道府県が決定する。このため、都市計画の変更を行うことになる。この場合、市町村の内部協議や都市計画審議会において議論が交わされた後、都道府県が決定する。このため、都市計画の変更（事業の着手）と都市計画の変更が決定される。各市町村設置の都市計画審議会を経ることによって都市計画の変更を決定することができる。したがって、都市計画の変更までの期間（事業着手までの期間）を短縮できるほか、それぞれの地域の実情に連やかに対応した変更が可能となる。</p> <p>（参考） 都市計画変更に係る所要期間・北海道の場合は11か月程度、函館市の場合は4か月程度。</p>	<p>都市計画法第5条第1項では、市町村が決定する市町村設置等のうち一般国道と都道府県道（道路法第三条）を掲げている。つまり、都市計画道路のうち、一部が一般国道または都道府県道になつてゐる市町村道において、市町村の内部協議や都市計画審議会において議論が交わされた後、都道府県が決定する。このため、都市計画の変更を行うことになる。この場合、市町村の内部協議や都市計画審議会において議論が交わされた後、都道府県が決定する。このため、都市計画の変更（事業の着手）と都市計画の変更が決定される。各市町村設置の都市計画審議会を経ることによって都市計画の変更を決定することができる。したがって、都市計画の変更までの期間（事業着手までの期間）を短縮できるほか、それぞれの地域の実情に連やかに対応した変更が可能となる。</p> <p>（参考） 都市計画変更に係る所要期間・北海道の場合は11か月程度、函館市の場合は4か月程度。</p>	<p>都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第9条第2項第1号イ</p>	国土交通省 函館市	C 対応不可	一本の道路で都道府県道及び市町村道が複数するなどの場合には、都市計画上の性質に鑑みて、より上位の道路について決定権を有する都道府県が定めること適切であり、一般国道及び都道府県道は国を構成する道路を含まないものについては、現在は、変更しようとする都市計画道路の見方方にに基づき道路である都市計画道路の一部区間を廃止しようとしたが、その後都市計画道路において廃止地点とは約2km離れた地点で国及び道道を行つたため問題意識を有する決定などだった。	本提案は、国道または都道府県道（以下「国道等」）と市町村道で構成される市町村が変更すること立することを防ぐ難点及び路線全体の都道府県との協議等により上位の道路について決定権を有する都道府県から市町村に移譲するよう求めのではなく、市町村が変更しようとする場合に限らず、市町村の内規等を変更するものである。市町村道の変更をもつて、市町村の内規等を含む一部の町村を有する市町村が変更を行う方が効率的、国道等を含む一部の町村を有する市町村が変更する場合は市町村が都市計画を変更すべきである。都道府県が定めた都市計画道路を市町村が変更したとしても、都市計画法に規定されている都道府県との協議等により調整が十分に行われ問題が生じない。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
665	開発許可の技術的細目に関する定めの拡大	開発行為における公園の設置について、都市計画法第29条に基づく開発許可に関する事務は、地方分権一括法の施行により、従来の機関委託事務から自治事務となり、地方自治体の実情に応じて開発区域の規模に応じて基準が定められているが、全国一律的な設置基準であることから技術的細目については、土地利用に影響が大きいことから、地域の特性に応じるべく、平成12年に都市計画法第33条第3項により条例による制限の強化、緩和が追加して設けられているが、同時に都市計画法施行令第29条の2(1)により条例に関する基準も設けられている。 【支障事例】 公園においては、都市計画法施行令第25条第1項第6号で、公園の設置基準にて開発区域面積を0.5ヘクタール以上と規定されていることによって、本市で開発許可基準について、技術的細目における政省令を撤廃し、条例委任されるとともに、市民のニーズにあった公共施設等の整備に誘導するためのツールとして活用することが可能となる。 【懸念の解消策】 地域の特性に応じた条例とするため、客観的根拠を収集するとともに市民のニーズを把握し、近隣の自治体と調整を図る必要がある。	【制度改正の経緯】 都市計画法第29条に基づく開発許可に関する事務は、地方分権一括法の施行により、従来の機関委託事務から自治事務となり、地方自治体の実情に応じて開発区域の規模に応じて基準が定められているが、全国一律的な設置基準であることから技術的細目については、土地利用に影響が大きいことから、地域の特性に応じるべく、平成12年に都市計画法第33条第3項により条例による制限の強化、緩和が追加して設けられているが、同時に都市計画法施行令第29条の2(1)により条例に関する基準も設けられている。	都市計画法第33条 都市計画法施行令第25条 都市計画法施行令第29条の2	国土交通省	川崎市	C 対応不可	都市計画法第33条及び同施行令第29条の2においては、一定の宅地水準を確保しつつ、宅地開発を行う者に対する公園等設置義務とその負担が許容される最低限度の面積等を全国一律に定めているところである。 したがって、同令第29条の2を削除又は「参酌すべき基準」とすることは困難である。	都市計画法第33条及び同施行令第29条の2においては、一定の宅地水準を確保しつつ、宅地開発を行う者に対する公園等設置義務とその負担が許容される最低限度の面積等を全国一律に定めているところである。 本市の提案の趣旨としては、宅地水準の標準の確保を否定するものではなく、都市計画法で全国一律に定められている基準を条例に委任することにより、地域特徴により様々である宅地水準を反映することで、またより質の高い公共交通設備を備えた開発行為へ導路を図ることとするものである。 よう、こうした基準については、自治体がそれぞれの責任と判断で柔軟に対応する見直しを求める。	
278	都市公園の駐車場への太陽光発電施設の設置基準緩和	都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること。	【制度改正の必要性】 本県では、再生可能エネルギーの普及にあたっては、有効な空間を利用して太陽光発電施設を設置することを進めているところである。 都市公園には、広く、太陽光の遮蔽物が少ない大規模な駐車場を備えているものがあることから、その駐車場上部空間を活用することにより、効果的な太陽光発電施設を設置できる可能性がある。 しかししながら、民間事業者の対象となる太陽光発電施設については、都市公園法施行規則第七条の2において、「建設の建築物に設置し、かつ、当該建築物の面積を増加させない」ものである旨が規定されていることから、駐車場上部空間を活用して太陽光発電を設置することができない状況にある。 この規制が緩和されることにより未利用空間を活用した太陽光発電設備の設置が可能として実用できる。 都市公園法施行規則第7条の2第3項を改正し、都市公園の駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置できるようにすること。	都市公園法施行規則第7条の2第3項	国土交通省	埼玉県	D 現行規制により対応可能	都市公園の駐車場上部空間を活用しての太陽電池発電施設の設置については、公園利用者への影響を考慮する必要があるが、太陽電池発電施設が、公園施設内に限り電力の供給を行うものである場合、当該施設は都市公園の効用を全く損なうものであるから、都市公園法施行令第7条第7項の管理施設として設置することが可能である。 太陽電池発電施設が公園施設外にも電力を供給する場合は、当該施設は都市公園法施行令第12条第1号の3に規定する占用物件に該当するところ、つまり、駐車場上部空間を活用して太陽光発電施設を設置する場合は、駐車場上部空間に屋根を持つことと満たさなければならない。 上記法令の規定により屋根の設置されていない都市公園の駐車場は、占用許可を受けた民間事業者が太陽光発電施設の設置ができない状況に以上から、太陽電池発電施設は現行法上設置可能であるため、設置基準を緩和する必要はないと考えられる。	当提案は、民間事業者が、占用許可を受けて太陽光発電施設を都市公園の駐車場に設置し、その電力を公園施設以外にも供給(売電)することを可能としたものである。 多くの都市公園は、駐車場は屋根のない露天であり、また、管理等の建物物には離れた位置にある。 ここに、占用許可を受けた民間事業者が簡易な柱を立て、その上に太陽光発電パネルを設置することができる。 なお、開発区域の面積により対象となる道路の設置基準を定めた同施行令第25条第3号においては、同法施行令第29条の2第3項第3号により対象となる開発区域の面積そのものの条例に委任することができるときとおり、公園等設置義務についても同様と考える。	
339	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任	都市公園法施行令第十四条第三号の「第十一条の十号に掲げるものについて」は、六月の規定を、「第十二条の十号に定めるものについては、地方公共団体が条例で定める期間」に改める等、法律が定める10年以内の期間を条例により設定できるよう改正されたい。	【制度改正の必要性】 市の事務においては、自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設や地区スグーリー団体の用具庫等は、法第七条第六号の物件として第十四条第四号の適用を行っているが、地団体や地区スグーリー団体にとっては、1年4度申請手続きを行なう事務的負担感は強く、事前相談は多数あるものの、実際の利便性は低い。本市では現在、街区公園等周辺住民の利便頻度が特に高い公園について、より地団体や地区スグーリー団体の利用を円滑ならしめるよう都市公園条例の改正を検討している。改正により条例で定める物件として規定したことであっても、第十四条第三号の適用により許可期間は六ヶ月以内と短期であるため、これまでと同じ理由で制度利用が進まないのがそれである。	都市公園法施行令第十四条第三号	国土交通省	北上市	C 対応不可	「自治会の自主防災用の看板、倉庫など地域住民が利用する施設」は、通常、都市公園法施行令第12条が規定する占用物件としての権利及び備蓄倉庫と附されるところ、同法施行令第14条第1号により、占用期間は最長10年とされている。 また、「地区スグーリー団体の用具庫等」は、公共の用に供する場合における施設や地区スグーリー団体の用具庫等は、法第五条第四項が規定する運動施設に付属する公園施設としての運動用具庫又は第7項が規定する公園施設としての倉庫と解されるところ、同法第五条第3項により、公園施設の設置・管理期間は最長10年とされている。	本市の提案の主旨は、都市公園法に列挙された占用物件以外でも占用許可を行なうことは可能とする一方、物件に応じて占用の最長期間を設定することは制限されている点について、矛盾していると考えることから、より細やかで実態に即した占用制度を運用するための占用期間の設定を条例に委任することを求める点にある。既示した支障事例について、現行法令で許可ができることをもって提案が満足するものではない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	
665	開発許可の技術的細目について定める条例の自由度の拡大	開発行為における公園の設置については、都市計画法施行令第25条において開発区域の規模に応じて基準が定められているが、全国で一律的な設置基準であることから技術的細目の内容を条例委任する。 また、開発許可の技術的細目に規定するための条例の自由度の拡大を図るために、条例の制定範囲を極めて限定的に定めている都市計画法施行令第29条の2を廃止もしくは「参考すべき条例」とするよう提案する。	開発許可の技術的細目については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する又は条例により補正を許容するべきである。	【全国市長会】 公園整備の効果等にも着目し、提案団体の意見を十分に尊重されたい。	<p>○「開発事業者の予見可能性の相違と地域の実情に応じたまちづくりの実施への均衡を図った結果、技術的細目が定められた」との指摘に対しては、地方公共団体が地元の実情に応じて諸種の解決を経て「条例」で技術的細目を定めた場合には、開発事業者の予見可能性は確保される上、よりきめ細やかにまちづくりが可能となると考えられる。こうしたことから、開発許可の技術的細目による条例の自由度を拡大すべきであるが、この場合に向か具体的な支障はあるのか。</p> <p>○「開発許可の技術的細目は、適合しない場合には開発許可はなれない」という極めて影響が大きなものであることから、技術的細目による規定された開発事業者の義務付けの最低基準は法律で定める必要がある」との指摘については、地域によって説明すべき開発行為の姿が様々であることに鑑みれば、地方公共団体が自己の責任において当該基準を設定可能すべきではないか。</p> <p>その際に、法律で「参酌すべき基準」を定めることすれば、地方公共団体は参考行為を行ったかどうかについて説明責任を行い、参照する行為を行わなかった場合は違法となるため、開発事業者に対し過度な義務付けが行われる事態は回避できると考えられるが、いかがか。</p> <p>○宅地開発を行う者に対する負担という観点では、開発面積による公園面積の割合も、対象となる開発面積ごとのもの規制も同様である。したがって、技術的細目の条例を定める場合には、少なくとも、公園等設置義務の対象となる開発面積について、地域の実情を勘案した運用が行えるよう、見直すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。</p> <p>○開発面積に対する道路の設置基準を定めた都市計画法施行令第25条第3号については、同法施行令第29条の2第1項第3号により対象となる開発面積そのものを条例で制限を強化することができるようされているが、公園等設置義務に関して、対象となる開発面積の下限に一定の幅を持たせることについて、何か具体的な支障はあるのか。</p>	E 提案の実現に向けて対応を検討	開発許可の技術基準は、市街地における良好な宅地水準を確保する等の目的から、全国的に確保すべき最低限の基準としている。このうち公共施設の整備については、本州地方公共団体が整備すべき公園等について、開発区域内の居住者が主に利用する必要最小限の施設に限って、事業者に設置を義務付けるものである。 したがって、個別の条例の定め方によつては、最低限度の宅地水準の確保が困難となったり、事業者に対する過度な負担となったりするおそれがある参照基準などはこれが困難である。 公園等設置の義務付けの範囲について、開発面積に対する公園等の面積割合は、都市公園法体系で地方公共団体が都市公園を整備すべきレベルの範囲内で、原則3%以上としている。これを基に、 ・義務付け対象の開発面積は、事業者にとって過度な負担とならない（例えば、わずか戸戸の住宅開発に設置を課すのは行き過ぎとなる） ・整備される公園等面積は、良好な都市環境の維持、防災等の機能の確保や、管理事業の効率性等の要請から、一定の規模を確保する必要がある他の要請を総合的に勘案して、開発行為に求めらる最低限の基準として、0.3haの要件は定められているものである。 しかしながら、今回の提案を受けたまち、地方公共団体からは開発行為により整備される公園が規模の異なる場合に、管理負担が大きい等の声があることから、運用実績・地方公共団体及び開発事業者の意向等を調査し、その結果等を踏まえ、公園設置を義務付ける下限面積の条例委任を含め、見直しを検討する。
278	都市公園の駐車場への太陽光発電施設の設置基準緩和	都市公園法施行規則を改正し、太陽光発電施設の設置基準を緩和すること。	都市公園において占用許可の対象となる工作物等については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する又は条例による補正を許容すべきである。 それまでの間にについては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管者からの回答が現行規定により対応可能なこととなっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行るべきである。	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能なこと」となっているが、法制上の課題など事業関係について提案団体との間で十分に確認を行るべきである。	<p>○都市公園の駐車場に新たに支柱等を立てて太陽光発電施設を設置する場合、都市公園法施行規則第7条の2第3号の「第五条の三第一号に掲げる太陽光発電施設」については、既設の建物に設置し、かつ、当該建築物の建築面積を増加させないこととの規定は抵触しないことであったが、そのため解釈は非常に複雑であるため、運用指針等での明確化ではなく、同号の末尾に、「ただし、駐車場を除く。」といった文言を追加するなど、省令改正が明確化すべきではない。</p> <p>○(省令改正が困難である場合)運用指針等で解釈を明確に示し、周知を図るべきではないか。</p>	D 現行規定により対応可能な場合	ご提案の太陽光発電施設が建築物に該当する場合、当該発電施設が「既設の建築物に設置されている」かどうかについては、公園管理者が個別具体的に判断することになる。 一般論として、公園施設である駐車場の屋根棟としての機能と占用物件である発電施設としての機能を併せ持つ太陽光発電施設として解釈できる場合、通常、都市公園としての効用や公園のオープンスペース機能が損なわれるおそれはないと考えられる。 したがって、太陽光発電施設は、「既設の建築物に設置されている」ものとなるが、どうして変更する。 なお、現行法制上設置可能である旨の明確化に関し、その具体的手法を検討して参りたい。
339	都市公園にかかる占有期間の設定の条例委任	都市公園法施行令第十四条第三号の「第十二条第十号に掲げるものについては、六ヶ月」の規定を、「第十二条第十号に定めるものについては、地方公共団体が条例で定める期間」に改める等、法律が定める10年以内の期間を条例により設定できるよう改正されたい。	都市公園にかかる占用期間については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する又は条例により補正を許容するべきである。	【全国市長会】 申請者の負担軽減、申請手続き事務精減などの観点から、提案団体の意見を十分に尊重されたい。	<p>○「法律の期間に最も定めがあるのは、都市公園の占用の許可基準である『都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさないものであるか否か』」政令で定める技術的基準に適合しているか否かなどについて適宜、適格性を認める必要があるためとの指摘については、それらの適格性は公園管理者である地方公共団体が必要と認めるときに自己の責任において判断すべきものであることから、占用期間については参照すべき基準化すべきである。この場合に何か具体的な支障はあるのか。</p> <p>○また、「耐久性などの占用物件の性質に応じて占用の最長期間が規定されている」と指摘については、道路法では、耐久性が高いと考えられるものの「耐久性」とは、長いと考へられるもの(露店など)に限らず、道路管理者は5年以内であれば必要と認められる期間で占用許可を付与できることとなっている。よって、都市公園法においても同様に、地方公共団体の敷地を拡大すべきではないか。</p>	C 対応不可	都市公園は、一般公共の利用に供することにより、公共の福祉の増進を目的として設置されるものである。そのため、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設は、都市公園の効用を阻害するこはあっても、これを増進するこにはならないので、必要な限りの範囲内に限り、その占用を許可しているところである。 占用物件の「適格性」については公園管理者が必要と認める時に自己の責任において判断すべきものであるから、占用期間については参照すべき基準化すべきである。この場合に何か具体的な支障はある。 <p>また、「耐久性などの占用物件の性質に応じて占用の最長期間が規定されている」と指摘については、道路法では、耐久性が高いと考えられるものの「耐久性」とは、長いと考へられるもの(露店など)に限らず、道路管理者は5年以内であれば必要と認められる期間で占用許可を付与できることとなっている。よって、都市公園法においても同様に、地方公共団体の敷地を拡大すべきではないか。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障害事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
277	水素ステーションの設置に係る高圧ガス保安法等の見直し	【制度改正の必要性】 水素ステーションの設置にあたっては、従来の規制の中では想定されてない事項があり、また、欧米に比べ、必要以上に厳しい安全基準が定められている。 高圧ガス保安法関連法、建築基準法関連法、消防法関連法令を改正し、水素ステーションの設置について規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき、規制を緩和する必要がある。 本県では、平成25年5月に有識者や自動車メーカー、水素供給企業等からなる「埼玉県水素エネルギー普及推進協議会」を設置した。協議会において、水素ステーションや燃料電池自動車に關し、行政に対する要望や、規制改革実施計画に基づく規制緩和を速やかに実施する必要がある旨の意見が出された。 高圧ガス保安法施行規則第7条の3等を改正し、水素ステーションの設置を促進すべきである。	高圧ガス保安法一般規則(一般則)第7条の3	経済産業省 国土交通省 総務省(消防庁)	埼玉県	A 実施	水素ステーションの設置コストの低減については、規制の見直しに加え、技術開発、標準化や量産化に向け支援など総合的な対策が必要。 規制の見直しに関しては、「規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)に基づき安全性能の検証を行った上で必要な措置を行っているところ」。 例えば、使用鋼材の拡大については、ドイツ、米国等諸外国の事例を踏まえ検討を行い、平成27年度までに結論を得て第2次措置を講じることとした。「米米」に比べ、設置コストが5～6倍となるおりとの指摘については、比喩の根拠を把握できていないが、水素供給能力が340㎥に拡大した場合の工事費を除く構成機器について、欧州1.3億円の試算例(「水素・燃料電池戦略ロードマップ」(水素・燃料電池戦略協議会 平成26年6月23日))もあり、水素ステーションの仕様の差異等も考慮に入れた多面的な比較が必要。	早期に見直しを実施し、水素ステーション設置を促進していただきたい。		
385	応急仮設住宅の入居期間の延長	【支援】九州北部豪雨災害では48世帯145名が応急仮設住宅に入居し、復旧工事が終了していないなどの理由により、入居期限までの退去が困難な者が21世帯11いる。(H26年調査) 【制度改正の必要性】応急仮設住宅の入居期間は2年間(災害救助法に基づく告示で建築基準法第85条第1項に定める期間)であり、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るために特別措置に関する法律」第2条に規定する「特定非常災害」に指定されれば、同法第6条に基づき許可の期間を延長することが認められている。しかし、九州北部豪雨災害は指定されなかったため、規制緩和なく、地域の実情に応じて入居期間を延長できるよう制度を見直したい。	災害救助法第4条 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準 第2条第1項第2号のト 建築基準法第85条	内閣府、国土交通省	九州地方知事会	C 対応不可	災害救助法に基づく応急仮設住宅については、災害により住家を全壊した被災者に対して、当面の仮住まいを提供するものである。その提供に当たっては、被災者に対してできるだけ早く住戸を提供する必要性と安全性の確保を図る必要性があるところであり、一方で、災害時に被災して応急仮設建築物と特定行政の許可を受けて最長2年9ヶ月間で法的な建築物として存続が認められることから、同法の応急仮設建築物である応急仮設住宅の供与期間について、最長2年3ヶ月としているところである。応急仮設建築物については、その存続期間を超えた場合には、建築基準法上、当該期間内に補強工事を行なうなどにより建築基準法の現行規定に適合した建築物とするか、又は解体・撤去を行うことが必要である。 また、大規模災害の場合は、被災者の転居先となる災害公営住宅等の公営住宅の賃貸借する必要があるが、その用地の確保等の問題で困難な場合もある。民間賃貸住宅が少なく、公営住宅も不足している状況である。また、家主が死んで、住戸再建に向けた準備は進められているが、期限までの延長が難しく、入居期間が延長されれば、自宅再建までの間の仮住まいを探す余裕がないため、入居者の経済的・精神的負担が少くなり、安心して生活再建ができる。 県では被災市と協力し、入居者が住むことができるよう、建築基準法に適合するよう仮設住宅の基礎改修を行なうことで、住戸として提供する。なお、被災者生活再建支援法による算定支援金の申請期間は37ヶ月以内である。	平成24年7月の九州北部豪雨災害により仮設住宅に入居し、今年8月末の入居期限までに退去が困難な被災者のために、入居期限後も継続して住めるよう仮設住宅の基礎改修工事を現在実施しているところである。これは、建築基準法に適合するように改修を行なうもので、これにより今後も恒久的な住宅として使用できるようになるため、改修後は阿蘇市が「再建支援住宅」として管理することになっている。 しかし、今年8月に退去が困難な被災者のうち、来年3月に完成予定の市営住宅へ入居予定が15世帯あり、さらに1年内に自家で再建できる世帯も数世帯見込まれている。 基礎改修は市が負担する財政負担が伴うが、短期間に延長するため多額の費用を要するには費用が莫大の面から合理性に欠ける。 また、今回に被災市である阿蘇市に「再建支援住宅」として整理していただくことになったが、今後は基礎改修後は仮設住宅の1年を超えない期間ごとの延長を、災害の規模ではなく、地域の実情に応じて適用できるよう制度を見直していく旨提案を行なったものである。(仮設住宅としての規模、品質等は、被災の規模にかわらず同程度である。)		
46	二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議の廃止	県が管理している二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画については、国土交通大臣の同意を要する協議が必要とされているが、この協議を廢止することにより、円滑な事務手続の進行を図る。	【現状】 二級河川の管理は知事が行うこととされており、この二級河川については河川整備基本方針を定めるとともに、当該基本方針に即して河川整備計画を定めなければならぬこととされているが、基本方針等を定め、又は変更しようとする場合は、あらじめ国土交通大臣に協議してその同意を得なければならないこととされている。 河川整備基本方針等は、その記載内容が法令に規定されていること(河川法施行令10条の2、10条の3)に加え、学識経験者の意見聴取(法16条の第3項)、公聴会の開催(法16条の第4項)、関係市町村長の意見聴取(法16条の第5項)、令10条の第1項)を経て、知事が河川管理者としての権限と責任において定めるものであって、その内容が、十分に地域の意向を反映することとに専門的知識に基づ付けられたものであることに鑑みれば、国の同意を必要とする現制度は、単に手続きを遅延するのとするのみならず、県の自己負担を増やすものである。県管理河川においては、延長や流域耕種が小さな事業の進捗に応じて適宜変更が必要となる。義務に付けることのない水系あたり3ヶ月程度の審査期間を要していが、6ヶ月以上の期間を要したものもあり、策定水系数が増えると、事前協議や審査に要する期間が長期化する懸念がある。	河川法 第79条第2項1号	国土交通省	愛知県	C 対応不可	一級河川及び二級河川に係る河川管理は、災害から国民の生命・財産・社会経済活動を守り、国民生活に不可欠な多様な水利用の公権から安定を図ること等を目的として行われるものであり、國が本来果すべき責務である。二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定等にあたっては、治水安全管理の全国バランスを確保し、国民が災害からの安全を等しく享受するため、国土交通大臣の同意は必要である。 なお、応急仮設住宅を設置する都道府県等が、その判断の下に、その供与期間を超えて継続して仮住として被災者に提供しようとする場合は、住宅の基礎等への工事等に係る建築基準法の現行規定に適合させることができれば、国に協議されることなく、存続させることが可能である。	二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への協議については、全国的に頻発する災害に対応するため、県の主体的な判断と地域の二つに対する迅速な対応ができるよう改善をお願いしたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
329	県が管理する二級河川の河川整備基本方針、河川整備計画の策定に係る国土交通大臣への同意制度の見直し	二級河川に係る河川整備基本方針及び河川整備計画の策定については、県は河川管理者としての権限、責任により策定するものであるため、国土交通大臣への同意申請及びそれに要する同意協議を見直し、期間を要することなく地域のニーズに応じた迅速な対応が可能となるよう、報告制度すること。	【制度改正の経緯】本県は、台風常襲地帯にあって、毎年洪水被害が発生しており、計画的な治水政策が必要となっている。さらに今後、老朽化対策や地盤変動に対する対応等で河川整備が求められる見込みである。特に地盤変動については、河川の海岸、港湾、道路などが連携して取り扱むことが効果的であり、河川事業についても円滑かつ計画的な対応が必要となつたため、二級河川においては、県が自動的に策定・変更ができるよう見直しを要望するものである。 【支障事例】平成19年度では、一級河川の方針策定において同意申請書を提出し、同意されるまでに約1年4ヶ月を要した。 【懸念の解消策】平成19年度に懸念された国の技術的見や全国的なバランスの確保については、一級河川についてこれまでおおむね手続きを踏まえるとともに、国と連携し、新たな知見等の情報収集に努めることにより、二級河川策定時に反映できると考えている。	河川法第79条	国土交通省	大分県・佐賀県・長崎県・宮崎県・沖縄県	C 対応不可	一級河川及び二級河川に係る河川管理は、災害から国民の生命・財産に対する危険を防ぐこと等の目的として行われるものであり、國が本来果たすべき責務である。二級河川の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定等においては、治水安全管理の全国バランスを確保し、國民が災害からの安全を等しく享受するため、国土交通大臣の同意は必要である。 二級河川の管理者としての県が、河川事業を円滑かつ計画的に実施できるよう、二級河川の河川整備基本方針等に係る国土交通大臣への同意協議については、長期間を要することのないよう対応いただきたい。		
860	一の都道府県で完結する二級河川の水利権の使用手続円滑化のための国の同意の廃止	一の都道府県で完結する二級河川の水利権の使用手続円滑化のための国の同意の廃止する。	現在、二級河川の特定水利使用に係る水利権の許可については、河川法第79条第2項第4号の規定により、國に協議の同意を得ることが必要とされているところ、許可期間の単純更新など経易な案件は、國の通知により同意が省略可能である。しかしながら、当該水利使用の重要な変更を行なう場合は、國との手続が必要である。 上記許可に関する國の同意が必要である理由は、地域にわたる水資源開発とその合理的な利用について、複雑な利害関係を國家的見地から調整し、適正な部分を確保するためとされているが、許可に係る処理基準が示されるのであれば、地方が単独で処理する場合であっても統一的な取扱いが可能であると考えられる。さらに、県内で完結する二級河川については、その全体を審査後に、國の同意が必要な場合は協議から同意まで5ヶ月を要したのもあり、更新手続に一定の時間が必要な状況にあることに加え、協議の手續負担がある。 河川法第79条第2項第4号を改めし、一の都道府県で完結する二級河川の水利権の更新については、現在國の通知により認められている経易な案件だけなく、全ての場合においての同意を廃止する。 地域の実情や水利使用等の取り方も勘案しない、國の基準を遵守して判断することで、効率的な事務処理を進めることができとなり、その結果、処理期間の短縮も可能となる。	河川法第79条第2項第4号	国土交通省	愛媛県	C 対応不可	河川法第79条第2項第4号の規定に基づく二級河川の特定水利使用の国による同意を要する協議は、広域にわたる水資源の開発とその合理的な利用を図るため、歸結する複雑な利害関係を國家的見地から調整し、過正な処分を確保するため、必要である。 これは、一つの都道府県で完結する二級河川であっても、公共の利益に重大な影響を及ぼす特定水利使用に係る同意については、一定の判断のものと全部で統一された許可がなされるよう國への手続を求めらるるところから、問題につきは応じられない。 國においては、届け出を受付し直ちに対応しているところであるが、適正な処理を確保するため調整の時間を要する場合もある。 なお、本件は、地方分権推進委員会第1次勅令(平成8年12月20日)において結論が出ており承知している。	特に意見はない。 なお、二級河川の水利権の更新における國の同意に当たっては、個別案件の性質も踏まえながら、できる限り手続が速達化されるよう御協力をお願いしたい。	
360	指定区間に内の一級河川に係る河川現況台帳を譲り受けた事務・維持の移譲	一般河川の管理は、河川法第9条第2項の規定により、指定区間外は国土交通大臣、指定区内は都道府県知事が行なうこととなっているが、河川現況台帳の調製についても同法施行令第2条第1項の規定により、指定区間に内にあっても、国土交通大臣が譲り受けたこととされており、効率的・効果的な河川の維持・管理に支障を来たしている。 このため、指定区間に内における河川現況台帳を譲り受けた事務・維持を都道府県に移譲していただきたい。なる。移譲に当たっては、事務に係る財源も併せて移譲していただきたい。	【支障事例】 国が調製している河川現況台帳の画面には、主に都道府県が提供したデータに基いた河川占用案書しか記載がない、堤防の状況(矢板等)や番地などの維持管理に必要な情報が記載されていないため、維持管理業務には使用できない台帳となっている。 実際には、住民間の合意があった際には河川現況台帳と宅地図を照らし合わせて使用しており効率的であるほか、点検のデータ集積や修繕更新計算の集積を行なう際には、河川現況台帳とは別の台帳を調製しており、二重の事務となっている。 【懸念の解消策・制度改正による効果】 実際には、管理している者が河川管理台帳を作成することで、より実態にあった台帳となるため、上記台帳が解決し、パトロール等の効率化、効率的・効果的な河川の維持管理につながり、事務量の軽減にもつながる。 河川の台帳は、河川区域等、主要な河川管理施設、河川の使用的の許可等の概要を記載し、水系全体での河川の使用関係を明らかにすることでによる河川行政の適正な執行を目的としており、そもそも指定区間に内にあっても都道府県の有する情報の中では台帳の調製はできなない。 仮に、国土交通大臣が必要な情報を提供し、都道府県知事が台帳を調製の上、保管するため再度国土交通大臣に提出させる仕組みとすると、制度上極めて煩雑であり、全体の事務負担を増加させることとなるほか、指定区間に内する台帳と、指定区間に外する台帳が分離するため、情報の一貫性の確保にも支障が生じる。	河川法施行令第2条第1項	国土交通省	茨城県	C 対応不可	指定区間に内も含め、一級河川の河川管理者は国土交通大臣であって、河川管理の基礎となる事項を記載している河川現況台帳の調製及び保管について、指定区間に内も含め、当然に國が行なうべき事務として、国土交通大臣が行うこととされている。 河川の台帳は、河川区域等、主要な河川管理施設、河川の使用的の許可等の概要を記載し、水系全体での河川の使用関係を明らかにすることでによる河川行政の適正な執行を目的としており、そもそも指定区間に内にあっても都道府県の有する情報の中では台帳の調製はできなない。	指定区間に内する台帳と指定区間に外する台帳が一貫性を持つ、効率的な維持管理に資するものとなるよう、国と都道府県の十分な協議や情報提供等に協力されたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
441	道路占用許可基準の緩和(道の駅への充電インフラ整備の許可)	充電器の道路占用許可の緩和し、道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図る。	【現状】 岐阜県においては、54か所の道の駅が中山間地を中心に所在しており、そのうち6か所にはすでに急速充電器が導入されている。これらの道の駅は、道路施設(駐車場、トイレなど)に、地域振興施設(物販施設、飲食施設など)が併設されており、急速充電器を地域振興施設に付随する駐車場に設置する場合は、道の駅占用の許可が必要ないが、道路施設に設置する場合は道路管理者の許可が必要となり、その際の許可の要件として「無余地の原則(道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものに限るという原則)」が適用されている。 【支障事例の実情】 県内の道の駅では利用頻度、電気配線等の工事費の低減等を総合的に勘案し、道路施設への設置を検討しているところであるが、無余地の原則により占用不可といわれ、設置が難航している。 【支障事例の実情】 無余地の原則を撤廃し、急速充電器等施設は、道の駅の地域振興施設部分での設置が可能な場合でも、道路施設(道路管理者の管理地)への設置を可能とする。 【効果】 道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図ることにより、電気自動車等の次世代自動車の普及、関連産業の更なる成長につなげる。	道路法第33条第1項 (道路の占用の許可基準)	国土交通省	岐阜県	D 現行規定に より対応可 能	1. 道の駅への充電インフラ整備については、国土交通省としても積極的に推進しているところであり、道の駅における充電インフラは、平成26年6月現在において、全国の道の駅1,030駅中184駅で設置済み、126駅において設置に向けた手続きが進行しているなど、設置が進んでいるところである。 2. 今回、占用許可基準の一つである「道の駅の敷地外に余地がないためやむを得ないものである場合」(無余地性の要件)について課題があるとの指摘があるが、「やむを得ないものである場合」とは、誰かの事情を考慮して他の用地を獲得することが苦しく困難な場合であり、例えば、道の駅への充電インフラ設置のための占用許可にあたっては、その公益性等を踏まえれば、以下のよう解釈が可能であり、現行制度の下でも道の駅の道路区域内に充電インフラを設置することができる。 ・道路区域外に余地がある場合であっても、そこが充電インフラの利用者にとって不便な場所である場合は、他に余地があるとは言えず、やむを得ないものである場合であると言える。 ・道路区域外に余地がある場合であっても、道路区域内に設置する場合に比べて多額の工事費用が生じる等の理由により充電インフラの設置が困難となる場合は、他に余地があるとは言えず、やむを得ないものである場合であると言える。	現行規定の中で利便性・設置費用などを考慮のうえ、柔軟に対応できるとのことであるが、今後、本解釈により全国で統一した運用ができるよう、関係各所への周知等をお願いしたい。	
78	公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用	公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準においては、所得税法の課税所得割計算方法が採用されていることから、非婚の父に対する場合は、所得割が適用されない。そのため、入居基準及び家賃決定基準となる所得が高算定され、その結果として収入基準が高めで決定される家賃が高めの傾向に入ってしまうことがあります。 【支障事例】 これにより、「非婚・既婚」を問わず、世帯の実情に沿った家賃階層を適用できることがもとより、支払う家賃の経済的みられない、派免規定の適用も考慮されるが、加えて毎月の収入分位により認定される収入超過者となる懸念がある。 【懸念の解消策】 公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準において、「非婚・既婚」による格差をなくすため、「非婚」であっても控除が受けられるよう、公営住宅法施行令第1条第3号を改正し、みなし適用を各自治体の判断で選択できるよう、規制の緩和を求める。	【制度改正の経緯】 2013年9月4日の最高裁大法廷決定は、父母が婚姻関係になかったといふことは、「とにかく選択の余地がない事実的理由に不利益を及ぼすことは許されず、個人として尊重し、権利を保障すべきだ」という考え方が確立されきておりとして、非婚子への法定相続分差別を憲法14条1項に違反するとして判断している。 このことは、婚姻の有無で、寡婦控除の適用が差別されて、その子に不利益を及ぼすことが許されないことを示している。 【支障事例】 これにより、「非婚・既婚」を問わず、世帯の実情に沿った家賃階層を適用できることがもとより、支払う家賃の経済的みられない、派免規定の適用も考慮されるが、加えて毎月の収入分位により認定される収入超過者となる懸念がある。 【懸念の解消策】 公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所得の算定基準において、「非婚・既婚」による格差をなくすため、「非婚」であっても控除が受けられるよう、公営住宅法施行令第1条第3号を改正し、みなし適用を各自治体の判断で選択できるよう、規制の緩和を求める。	公営住宅法第16条、第28条 公営住宅法施行令第1条第3号、第8条	国土交通省	松山市	C 対応不可	公営住宅の家賃は、入居者がその収入からみて負担できる金額を入居する公営住宅の立地・規模等の便益に応じて補正し、決定される。 公営住宅法及び所得税法を含め、我が国では法律婚を原則とした法体系となっています。公営住宅法における入居者の収入は、所得税の例に準じて算出しているところ、寡婦控除の規定「非婚の母」又は「非婚の父」の世帯で適用する制度の可否については、同様に所得税法の例に準じている地代税、国民健康保険及び保育所の保育料等、他制度も含め我が国法体系の全体の中で検討していくべきと考える。	法律婚を原則とする中で、所得税法の寡婦控除には婚姻歴が条件として求められていて、非婚で子供を産んだ後に夫の父とは別の男性と婚姻し離婚した母子世帯には適用され、非婚のまま子供を養育する母子世帯には適用されない問題を抱えています。そのなかで、公営住宅法においては、同居承認、承継について事実婚及び婚姻關係を認め、特に居住の安定を図る必要がある場合には、法律婚にかららずとも婚姻關係を認めることができる例もある。 提案の寡婦控除を「婚姻歴のない一人親」に拡大させることについて、平成26年度税制改正大綱では、所得税の寡婦控除のあり方の中で検討を行なわれている。 一方、保育所の保育料等で見直税法により、「婚姻歴のない一人親」について、寡婦控除相当の所得を控除するかどうかについては、各市町村で判断されていている。 こうしたことから、公営住宅法でも「婚姻歴のない一人親」について、実態に即すことが出来るよう、施行令第1条第3号の改正し、各市町村の判断で柔軟な対応が可能となるよう検討をお願いしたい。	
743	公営住宅の明渡し請求権に係る収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高額の収入として定められており、令第9条第1項)収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。	【制度改正内容】公営住宅法施行令第9条を「法第二十九条第一項に規定する命令で定める基準は、三十一万三千円以下で事業主体が条例で定める基準とする。」に改正する。 【支障事例】公営住宅に入居後、収入が増加すれば低額所得者とは言えなくなつたものの、依然として低家賃で公営住宅に入居している。本市の平成25年度の状況は、明渡努力義務が課せられている収入超過者236名(全体の13.16%)が引き続き入居しており、入居待機者は152名に及んでいます。 【制度改正による効果】基準額を258,000円と定めた場合、235名のうち69名が高額所得者になり、住宅の明渡請求することができるようになる。69名を退去させることにより、待機している住宅に困窮する低額所得者の入居が可能となる。 【制度改正の必要性】入居者資格を有して公営住宅への入居を希望しながら入居できない低所得者が多い一方で、収入超過者が入居し続け、その公平性、の確性に問題が生じている。したがって、入居待機者数、住宅確保のしやすさや空き家状況など地域の実情に合った高額所得者の収入基準設定が必要と考える。 【国の各種施策との関連】第1次一括法により、公営住宅の入居に関する収入基準について条例委任がなされた。本提案はこれに統合して明渡請求の基準を条例委任することで、さらなる自治体の自主性の強化と自由度の拡大をはかり、地方分権を進めるものである。	公営住宅法第29条	国土交通省	豊田市	C 対応不可	既存入居者は、高額所得者にかかる基準が313,000円を超えるものであることを前提に入居しており、仮に条例委任で該基準引き下げられた結果、高額所得者となり、明渡請求をされることになると、居住の安定性を確保するという公営住宅制度の趣旨にからず、当該既存入居者にとっては大変厳しい扱いとなってしまうのを考えられる。 また、高額所得者制度は公営住宅制度の目的達成のために特に法律上規定されたものであるところ、公営住宅法第29条は借地借家法とは別個の明渡請求による要件及び効果を明確に規定した同法の特別規定と解される。 仮に当該収入基準を条例委任し、各事業主体が個別に基準を設けることができるとするなど、もはや明渡請求に係る要件及び効果が明確に規定されているということはできず、借地借家法が適用されなければ、賃借人(公営住宅住民)の居住の安定性を著しく弱めることとなり、民間賃貸住宅の借家契約との均衡の観点からも不平等であると考えられる。	公営住宅に係る入居契約は、公営住宅法等に基づき契約されており、法改正がされたことにより明渡請求を行うことによっても、平成19年法令改正前の高額所得者に係る収入基準引き下げを鑑みれば、居住の安定性を確保するという公営住宅制度の趣旨・目的に反するこはないと考えます。 明渡請求に係る収入基準の合理性は、最低居住水準の住宅を市場で確保できない者を、公営住宅の施設対象とする銀行制度の考え方を前提とすれば、各地域間で格差が生じる可能性がある。そこで、公営住宅の収入基準を一律に定めることは、不公平な低額所得者や扶養等を踏まえて設定されるべきもので、それを踏まえて設定された収入基準については、明渡請求に係る合理性は確保されていると考えます。したがって、公営住宅法及びこれに基づく条例が優先して適用され、借家法及び民法の適用は排除されると思われます。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
441	道路占用許可基準の緩和(道の駅への充電インフラ整備の許可)	充電器の道路占用許可の基準を緩和し、道の駅への次世代自動車用充電器の積極的な導入促進を図る。	地方道に係る道路の占用許可の基準については条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それ以外の道路の占用許可の基準については提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答では「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行った上である。 【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 他の団体においても同様の支障が生じているため、電気自動車の充電インフラ整備を推進する観点から、今回の回答で提示された見解及び具体的な適用事例を、各地方公共団体に通知等を発出して周知すべきではない。 ○ 公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所は、所得税法の課税所得額計算方法が採用されていることから、「非婚の父」に対しては寡婦控除規定が適用されない。そのため、入居基準及び家賃決定基準となる所は、高額所得され、その結果と合わせて、公営住宅の家賃の決定基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間にについては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	D 現行規定により対応可能	提案団体からのご意見のとおり、周知を行う。
78	公営住宅における寡婦(夫)控除のみなし適用	公営住宅の入居基準及び家賃決定基準となる所は、所得税法の課税所得額計算方法が採用されていることから、「非婚の父」に対しては寡婦控除規定が適用されない。このため、入居基準及び家賃決定基準となる所は、高額所得され、その結果と合わせて、公営住宅の家賃の決定基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間にについては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	公営住宅の家賃の決定基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間にについては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 公営住宅が憲法25条の生存権の保障にかかわる社会保障として位置付けられるのであれば、公営住宅の入居収入基準等は、所得税法の取扱いに合わせるのではなく、社会保障としての判断を行なべきである。社会保障関係では、「母子及び寡婦福祉法」においては、非婚のひとり親も施策対象とされており、保育所の保育料については地方の数量により寡婦(夫)控除のみなし適用を認める取扱が進められていること、公営住宅でも母子世帯・父子世帯が優先入居の対象とされていること等から、公営住宅についても、地域の判断で寡婦(夫)控除のみなし適用を認めるべきだが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 持家の取得条件や公営住宅の入居希望者の状況等は地域により大きく異なるため、高額所得者の収入基準は条例で定めるべきだが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	保育所の保育費用については、条例により寡婦(夫)控除のみなし適用及び保育費の減免をすることが可能となつてゐるもの、寡婦(夫)控除のみなし適用の具体的な取扱い「保育費用の算定における対象者」とはなしていない。公営住宅法第23条の入居審査条件の「収入」条件ではなく、そもそも「入居収入要件」や事業主体による明確請求の、保育所の保育費用における適用と公営住宅法における「収入」要件の適用を同例に挙げることはできない。なお、公営住宅法第16条第4項により、事業主体の裁量による例外で公営住宅の家賃を個別に減免することは可能である。 また、公営住宅法における入居者の「収入」は、所得税法の例に準じて算出しているところ、寡婦(夫)控除の規定で「非婚の母」又は「非婚の父」世帯に適用する制度改正の可否については、所得税全体の諸課税のあり方を議論する中で、併せて検討していくべきものと考える。
743	公営住宅の明渡し請求による収入基準の条例委任	入居収入基準を超える高額の収入として定められており(令第9条第1項)、収入基準を、事業主体が条例で定めるように改正。	公営住宅の明渡し請求に係る収入基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 持家の取得条件や公営住宅の入居希望者の状況等は地域の実情を踏まえて条例で定めることとされており、入居収入基準を相当程度超えるものとして定められる高額所得者の収入基準も同様とした方が、割度として合理的である。 (なお、借地借家法の特例は、法律に対する特例である以上法律上規定すべきである。現行の公営住宅法では、入居収入基準を「相当程度超えるものでなければならぬ」と要件等を法定しているため、条例により基準を定めても借地借家法の特例として問題はない。)	C 対応不可	明渡請求は入居者の権利を強く制約することとなることから、公営住宅法による法定明渡請求を講ずることができる場合を専法は規定しているところ(同法第29条、第32条及び第38条の場合のほか)、「高額所得者は、法定明渡請求という極めて強い公権力の行使の対象となる者であることから、地域差があるのではないか、その基準は国として全国一律に定めるべきものである。 また、現在の高額所得者要件は「ほぼ全國どこであっても自力で住宅を購入することができる年収となる基準(月収)」といふところ、これは、仮に高額所得者に申し立てられると移転先を事業主体が制約する結果とならないよう、高額所得者の自由意思で移転先を事業主体が選択する結果となることによるものである。したがって、高額所得者要件は今後も国として一律に定めておく必要がある。 以上から、高額所得者要件を事業主体が条例で定めることができることとする改正を行うことは困難である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
822	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	<p>【現行】 公営住宅の目的外使用の対象事業として、「グループホーム事業(数名で共同生活をする認知症の高齢者や障害者に世話を等が生活や健康管理面のサポートをする)」が認められているが、事業内容が類似する「小規模多機能型居宅介護事業」(要介護の高齢者に訪問介護、デイサービス、ショートステイのサービスを提供する)については、案件ごとに、国土交通大臣の事前承認手続が必要である。</p> <p>【改正内容・効果】 対象事業に老人福祉法第5条の2に規定する「小規模多機能型居宅介護事業等」を追加することによって、国土交通大臣の事前承認手続きが事後報告となり、効率化促進に資することができる。</p> <p>また、法令で規定されていない事業で、例えば、阪神・淡路大震災復興基金を活用して「高齢者立支援拠点づくり事業」「高齢者自立支援ひらば」についても対象に加えただきたい。</p> <p>同事業では、公営住宅等に拠点(ひろば)を設置し、見守り機能(巡回見守り、各種相談への対応等)、健康づくり機能(保健指導、栄養指導等)、コミュニケーション機能(高齢者間・住居者と地域との交流事業等)、支援者のプラットフォーム機能(高齢者に係る情報交換、高齢者に向けた情報発信等)を持たせた高齢者の支援を行っている。</p> <p>同事業の拠点については、介護保険法第115条の39第1項に規定する「地域包括支援センター」のプランチ的な位置づけであると考えられる。</p>		公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令 第1条、第2条	国土交通省、厚生労働省 兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	C 対応不可	<p>公営住宅法第45条第1項において、公営住宅の社会福祉事業等への目的外使用について、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内に国土交通大臣の承認を行うことを明示している。さらに平成26年3月30日建設省住宅局長通知において、事後の報告により大臣の承認があったものとみなされており、大臣の事前承認手続は必要とされない。</p> <p>公営住宅法の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」に対して、「低廉な家賃で住宅を賃貸等すること」とある。この点、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で、「グループホーム事業」(「ホームレスの立支援」)の2つの事業が規定されているところ、これらの事業により支援を受けたのは実際には当該公営住宅に入居する者であること、その入居者は「住宅に困窮する低額所得者」(法第1条)である場合が多く、公営住宅制度の運営・目的の親和性が高いことから、大臣の承認の特例が認められているものである。</p> <p>一方で、当該の「小規模多機能型居宅介護事業」については、上記のように当該公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うこととはできない。</p>	・「小規模多機能型居宅介護事業」における「ショートステイ」は、利用者に、一日間、入居してもいい日常生活を送れるようサービスを提供するものであり、公営住宅を「住宅」として使用する事業である。	
217	備蓄(防災)倉庫の建築確認申請の不要化	<p>【提案の背景】 全国的に自治防災組織の設立が進む中、各地域において防災資機材の整備が進められている。 上記資機材の整備に合わせ、備蓄(防災)倉庫を購入・設置する場合が多くなる。</p> <p>【支障事例】 どこかが、備蓄(防災)倉庫の設置に当たっては、場合によっては、建築確認を取る必要があり、これに伴う基礎工事や事務手続きが、地域にとって非常に大きな負担となっている。(具体的な支障事例は別紙のとおり) なお、現行法においても、防火・準防火地域外において、建築物を建築・改築する場合で、床面積の合計が10平方メートル以内であれば、建築確認は不要となっている。</p> <p>【解消策】 については、防火・準防火の区分や新築・増築の違いなどで、建築確認申請の要・不要を決定するのではなく、例えば床面積の合計が10平方メートル以内であれば一律に建築確認を不要とするなどの簡略化を図っていただきたい。</p>		建築基準法第6条	国土交通省 全国市長会	C 対応不可	<p>建築基準法は、建築物の構造等に関する最低の基準を定め、その安全性等を確保することにより国民の生命・財産等を保護することを目的としており、建築物の構造等に関する設計計画の技術規定期の適合性を審査し、建築確認を実施している。</p> <p>ただし、安否・防火・準防火地域外において建築物を増築・改築する場合で、その床面積の合計が10m以内の場合には、建築確認を不要としている。</p> <p>これでは、国民の生命等の保護に結びする建築物の安全性等においては、原則として全ての建築物について、建築確認によりその安全性を担保する必要があるものの、建築確認・検査により既に安全性等の確認がされている既存の建築物(既存の建築物)に小規模の増改築をする場合においては、既存の建築物をそのまま利用する形で既存の状態を維持するため、建築確認を免除する可能性があるため、防火・準防火地域外においては、建築確認を免除される比較的小さいことから、建築主の負担を軽減し、防火地・準防火地域外においては特に特例として建築確認を不要としたものである。</p> <p>このため、新築する場合には、小規模であっても、どのような建築物が建築されるかを測定できる周囲への影響の程度や地盤・火災等による重大な被害が発生する可能性が限られていないため、建築確認を不要とすることは困難である。</p> <p>また、建築物を密集して、火災の危険性が非常に高い中央街地である防火地域・準防火地域においては、違反が発生した場合に市町村や火事等の重なる可能性があるため、建築確認を実施する。新築・増築等のものや焼却等のかからず、建築確認により建築物の安全性等を担保する必要があり、建築確認を不要にすることは困難である。</p> <p>なお、お示しの備蓄(防災)倉庫に関する課題事例については、10坪程度の小規模な建築物に適用される基準は制定されているため、建築主の建築確認の申請に要する負担は、他の建築物の場合と比べなく、確認手数料についても、地方公共団体の判断により減免が可能である。</p>	提案している小規模な防災倉庫については、そもそも建築物として扱っていない自治体もあるようである。 建築物として扱うか否かについての判断が自治体や特定行政庁によって異なっている現状は、混乱を招くことになるため、防災倉庫のような小規模なものについては、「建築基準法」の建築物として扱わなくてよいのではないか、の旨通知されるなど周知徹底を図っていただきたい。	
218	用途地域等内の建築物の制限緩和	<p>【提案の背景】 東日本大震災の教訓や新たな被害想定を踏まえた灾害対策を推進するため、災害対応に地域住民に供するための備蓄量の増量、備蓄品種の多様化が必要不可欠となっている。</p> <p>しかし、既存の備蓄(防災)倉庫の容量では対応しきれず、新たな保管場所の確保が課題となっている。</p> <p>【支障事例】 どこかが、現行法において、地方公共団体が第一種低層住居専用地域内へ備蓄(防災)倉庫を設置しようとする場合、建築主事を設置しない市町村では、特定行政庁の許可が必要な状況となっている。これに伴う期間、労力、費用を要し、備蓄物資の整備を推進に支障となっている。(具体的な状況は別紙のとおり) 【解消策】 地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第48条関係の表第2項に掲げる施設、または同法施行令第130条の第4項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。</p> <p>【その他】 なお、現行法においては、本提案が実現したとしても、特定行政庁に建築確認を受ける必要があるが、上段「建築確認申請の不要化」の提案が実現すれば、本件についても建築確認申請が不要となるものも出てくるため、両提案合わせての実現を求める。</p>		建築基準法第48条、建築基準法施行令第130条の4	国土交通省 全国市長会	D 現行規定により対応可能	<p>一般的に、自治会、町内会が設置する防災備蓄庫、消防団の消防器具の格納庫などは、災害時に地域住民のために必要となる備品等を保管するものであることから、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童福祉施設そのこれらに類するもの」に該当するものと判断されているところ。</p> <p>この見解については、日本の特定行政庁及び民間の指定認証検査機関等で構成される日本建築業会議(JCB)が編集した「建築確認のための基準統則団体会規範の適用事例」においても示されているところである。</p>	設置主体が地方公共団体の場合でも、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童福祉施設そのこれらに類するもの」に該当するものと解釈してよろしい。 解釈してい場合であっても、特定行政庁の許可が必要となっている現状に鑑み、その旨を通知されるなど周知徹底を図っていただきたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
822	公営住宅の目的外使用の制限の緩和	公営住宅の目的外使用の対象となる社会福祉事業等は、グループホーム事業、ホームレスの自立支援のための事業に限られている。対象事業をこの二つの事業に限らず、同様の社会福祉事業についても対象となるよう制限を緩和すること。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 公営住宅の居住要件については、既対象の「認知症対応グループホーム」でも平成18年からショートステイ・デイサービスが認められている。このため、同様に認知症高齢者を多く対象とした、ショートステイ・デイサービスを行う「小規模多機能型居宅介護事業」も目的外使用の大臣承認の特例を認めるべきだが、この場合何が具体的な判断基準あるのか。 (このような取組は、高齢化する公営住宅の機能を高め、貴省が推進するスマート・ウェルネス事業にも貢献するのではないか。)	C 対応不可	公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」(公営住宅法第1条)に対する低廉な家賃で住宅を賃貸することにある。現在、目的外使用の対象となる社会福祉事業等については、省令で「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されているところ。これは、これらの事業により支援を受ける者は、実際には該公営住宅に入居する者であること、またその入居者は「住宅に困窮する低額所得者である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているものである。	公営住宅の目的外使用のうち、大臣承認の特例が認められるのは、本来入居者の入居を阻害しない範囲であるべきものであり、「住宅に困窮する低額所得者」と同様できる範囲の者をその対象としているところ、ご提案の「小規模多機能型居宅介護事業」はよくまで「違いを中心とし、それに随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供する事業」とされていることから、上記2事業のように公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。
217	備蓄(防災)倉庫の建築確認申請の不要化	避難場所等に専ら防災のための備蓄(防災)倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際に、建築確認申請を不要とする。	—	【全国市長会】 提案している小規模な防災倉庫については、そもそも建築物として扱っていない自治体もあるようである。 建築物として扱うか否かについての判断が自治体や特定行政庁によって異なっている現状は、混乱を招くことになるため、防災倉庫のような小規模なものについては、「建築基準法」の建築物として扱わなくてよいのであれば、その旨が周知されるなど周知徹底を図っていただきたい。	○ 人が中に入ってる作業をすることが想定されない小規模な倉庫は、特定行政庁の判断で、通常、建築基準法上の「建築物」として取り扱わないことが一般的である旨の回答があつたが、「建築物」として取り扱うか否かの具体的な判断基準と適用事例について、通知等で明確化すべきではないか。	D 現行規定により対応可能	○ ご提案の小規模な備蓄(防災)倉庫(物置)のうち、外から荷物の出し入れを行い、人が内部に立ち入らないものについて、建築物に該当しない旨の技術的助言を発出することを検討する。
218	用途地域等内の建築物の制限緩和	地方公共団体が設置する備蓄(防災)倉庫について、建築基準法第40条関係の別表第二に掲げる施設、または同法施行令第130条の4第1項第2号に掲げる施設のいずれかに盛り込んでいただきたい。	—	【全国市長会】 設置主体が地方公共団体の場合でも、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支所又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当するものであると解釈してよろしいか。 解釈してよい場合であっても、特定行政庁の許可が必要となっている現状に鑑み、その旨を通知されるなど周知徹底を図っていただきたい。	○ 地方公共団体が設置する防災倉庫についても、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支所又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当すると解釈できるのであれば、その旨を通知等で明確化すべきではないか。その際、規定上どの部分に該当するかを示されたい。	D 現行規定により対応可能	地方公共団体が設置する防災倉庫について、第一種低層住居専用地域の指定の目的等を踏まえ、建築基準法施行令第130条の4第1項第2号の「地方公共団体の支所又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当する旨の技術的助言を発出することについて検討する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	各府省からの第2次回答
			意見	意見			回答
515	當業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲	建設業許可の事務の内、當業所が複数都道府県に跨る業者に係る建設業の許可の移譲 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	<p>【全国市長会】</p> <p>広域的に事業を展開する業者について、統一的に免許・監督等に関する事務を行うことに対して懸念があることから、市への移譲については、慎重に検討すべきである。</p>	<p>○ NPO法や医療法等においては、複数都道府県の区域にまたがる業者に対する許認可等の権限について、都道府県間の連携体制を構築した上で國から地方公共団体への移譲が進められている。</p> <p>建設業法及び宅地建物取引業法においても、主たる當業所(事務所)のある都道府県に許可権限を移譲した上で、他の都道府県が既に有している報告・検査等の権限も活用し、都道府県間の連携体制を構築すべきであるが、この場合にかかる具体的な支障はあるか。 現在でも約98.1%が都道府県許可であり、平成16年までには都道府県が大臣許可業者の営業所調査を行っていこうと考えれば、全く問題はないのではないか。</p>	C 対応不可	<p>①手挙げ方式による権限の移譲について 移譲を希望しない都道府県においても監督事務の増加及び監督体制の強化が必要となる等、問題がある。</p> <p>②地方との整合性について そもそもNPO法や医療法については、手挙げ方式による移譲ではない。また、例えば医療法については国から大臣許可業者の監督権限が移譲してあることなど法体系が大きく異なること、また、建設業及び宅建業はそれぞれ不正行為や競争争が多発しているという業態であり、十分な監督体制を必要とするところから、他法において権限移譲が進められていることを根拠として、移譲が可とされるものではない。</p> <p>③運営体制について 国土交通大臣が監督権限を有しているれば、統一的な指導命令系統の下、迅速かつ適切な処分を行うことができるが、都道府県が監督権限を有する場合は、各府省の権限を統一的な指導命令系統が存在するため、競争争が多発する可能性等に対し適切にかつ公平に対応することができない。</p> <p>④課題に係る行政コストについて 国土交通大臣が監督権限を有している場合は、都道府県が監督権限を有する場合よりも監督権限を有する必要があるため、行政コストが増加する。</p> <p>⑤事業者負担について 業者負担では、如果許可業者等者が大臣許可業者を上回っているが、事業者数や営業所数等の規模を考慮すると、監督権限を有する場合よりも監督権限を有する必要がある。</p> <p>⑥局地的で発生する事例について 第一次答弁において示した、「局地的に発生する事案に際し、広域的に活動する事業者に対して権限的効率的な監督を行ために、届け出の監督等の権限を有することなどが必ず不可欠であるとしたところについて、届け出の監督等の権限を有する部分に至るまで監督を行わなければならぬ」としたところについて、以上を踏まえると、建設業及び宅建業に係る届け出の監督権限を有する場合、全国をカバーする統一的な指導命令系統が存在するため、競争争が多発する可能性等に対し適切にかつ公平に対応することができない。</p> <p>なお、本提案は、許可等の規制の緩和による利便性向上が目的のことであるが、事業者側からそのような希望が寄せられているならば把握しており、そのためには様々な支援が想定される許可等権限の移譲を行う合理性は正しい。(別紙あり)</p>	
516	事務所が複数都道府県に跨る業者に係る宅地建物取引業の免許の移譲	宅地建物取引業免許の事務の内、事務所が複数都道府県に跨る業者に係る国土交通大臣の事務権限を都道府県知事に移譲(現行の都道府県知事の事務権限を希望する政令等の長への移譲を含む)	<p>【全国市長会】</p> <p>広域的に事業を展開する業者について、統一的に免許・監督等に関する事務を行うことに対して懸念があることから、市への移譲については慎重に検討すべきである。</p>	<p>○ NPO法や医療法等においては、複数都道府県の区域にまたがる業者に対する許認可等の権限について、都道府県間の連携体制を構築した上で國から地方公共団体への移譲が進められている。</p> <p>建設業法及び宅地建物取引業法においても、主たる當業所(事務所)のある都道府県に許可権限を移譲した上で、他の都道府県が既に有している報告・検査等の権限も活用し、都道府県間の連携体制を構築すべきであるが、この場合にかかる具体的な支障はあるか。 現在でも約98.1%が都道府県許可であり、平成16年までには都道府県が大臣許可業者の営業所調査を行っていこうと考えれば、全く問題はないのではないか。</p>	C 対応不可	<p>①手挙げ方式による権限の移譲について 移譲を希望しない都道府県においても監督事務の増加及び監督体制の強化が必要となる等、問題がある。</p> <p>②地方との整合性について そもそもNPO法や医療法については、手挙げ方式による移譲ではない。また、例えば医療法については国から大臣許可業者の監督権限が移譲してあることなど法体系が大きく異なること、また、建設業及び宅建業はそれぞれ不正行為や競争争が多発しているという業態であり、十分な監督体制を必要とするところから、他法において権限移譲が進められていることを根拠として、移譲が可とされるものではない。</p> <p>③運営体制について 国土交通大臣が監督権限を有している場合は、都道府県が監督権限を有する場合よりも監督権限を有する必要があるため、行政コストが増加する。</p> <p>④課題に係る行政コストについて 国土交通大臣が監督権限を有している場合は、都道府県が監督権限を有する場合よりも監督権限を有する必要があるため、行政コストが増加する。</p> <p>⑤事業者負担について 業者負担では、如果許可業者等者が大臣許可業者を上回っているが、事業者数や営業所数等の規模を考慮すると、監督権限を有する場合よりも監督権限を有する必要がある。</p> <p>⑥局地的で発生する事例について 第一次答弁において示した、「局地的に発生する事案に際し、広域的に活動する事業者に対して権限的効率的な監督を行ために、届け出の監督等の権限を有することなどが必ず不可欠であるとしたところについて、届け出の監督等の権限を有する部分に至るまで監督を行わなければならぬ」としたところについて、以上を踏まえると、建設業及び宅建業に係る届け出の監督権限を有する場合、全国をカバーする統一的な指導命令系統が存在するため、競争争が多発する可能性等に対し適切にかつ公平に対応することができない。</p> <p>なお、本提案は、許可等の規制の緩和による利便性向上が目的のことであるが、事業者側からそのような希望が寄せられているならば把握しており、そのためには様々な支援が想定される許可等権限の移譲を行う合理性は正しい。(別紙あり)</p>	
95	地方バス路線の運行費補助要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の補助対象基準における「1日当たりの輸送量」の下限を、都道府県の判断によって緩和できることを求める。	<p>【全国市長会】</p> <p>提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	当初提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては、膨大な予算を必要とすることからも実現困難であるが、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
172	地域公共交通確保維持改善事業に係る要件の緩和	地域間幹線系統確保維持改善費補助金について、地方の実情に合わせたく、バス補助制度などによる要件の緩和など制度を見直す。	【制度改正の必要性】バス路線の維持・確保は社会政策としてとらえるべきだが、国の補助制度は全国一律に一定の運行基準や経営効率などの指標を基準とするため、乗客数の減少、収支率の悪化が続く中山間地域のバス路線では指標が基準を下回り運行赤字の一部が補助対象外となっている。 特に中山間地における交通弱者にとってバスは基礎となる交通手段であることを中山間地における補助対象の緩和等、地方の実情に合わせてバス補助制度を見直すこと。 【支障事例】広域行政圏中心市へ繋がり複数都市とまたがって運行する生活の必要な路線でありますから、人口の少ない中山間地を含む系統では平均乗車密度が低いとの補助要件を満たすことができず、バスの存続が難しくなっている。採択要件である平均乗車率が1人以上では、県内全28路線中、運行赤字全額対象となるのが1路線のみとなる。(運行赤字のみで拡大される)。 【求める要件緩和の内容】補助対象路線の1日当たり輸送量：15～150人にについて、中山間地域は「15人以上」の要件を1人未満(本県における平均的な平均乗車密度=3人程度であるため、最低運行回数(1回を乗算)まで引き下げる。 補助対象経費の対象：平均乗車密度5人で運行赤字全額について、5人未満は人頭数分して算出とされているものを中山間地域は「5人」の要件を3人まで引き下げる。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4及び別表5	国土交通省	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	C 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ、一律に補助対象基準を緩和することは不適当である。また、膨大な予算を必要とすることからも、要件の緩和は実現困難である。	現行制度は、全国一律の基準を満たすことが優先され、補助対象路線であっても無駄のない、効率的なバス路線の運営が行われているとは言えず、真に地方が必要とする地域交通が確保されるべきである。 改正地域交通活性化再生法による地域の公共交通ネットワークの再構築に向けた取組への支援には期待するものの、再構築には時間が必要することが予想される。 当面は、補助対象要件について、全国一律ではなく、都部と地方部に差を設けることで地方の実情に合わせた仕組みとなるよう制度設計を行うべき。	
336	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の改善	地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度について、現在、地域間幹線系統に接続している地域内フイーダー系統であれば、市内全路線を交通不便地域とし、市内全人口を補助対象とすることでできないこととされている。地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下要綱)1つ、別表6、口、①・②が、仮に民間バス路線等の廃止等により地域間幹線系統が無くなったら、補助額算定期の基礎となる補助対象人口が大幅に減少し、現状でも苦しい地域内フイーダー系統の維持がさらに困難になれる。 地域間幹線系統が廃線となった場合であっても、交通空白地域等における公共交通の確保維持のため、地域内フイーダー系統については維持していくなければならない。この場合において、交通不便地域(口)を対象人口として定めるのは不合理ではないかと考えた。地域間幹線系統が廃線となる場合につきても、地域間幹線バス(鉄軌道路線等)に接続する地域内フイーダー系統(口)を対象人口を範囲補助上限額の算出に用いることを想定する。 補助対象人口の考え方を見直していただきたい。 現況、山武市地域公共交通活性化協議会で実施している公共交通は、幸いにも地域間幹線系統に接続する地域内フイーダー系統であるため、対象人口は市内全域56,089人(平成22年実施の自動調査時人口)であるが、令和もし地域間幹線系統が市内に無くなったら、運輸局長指定交通不便地域のみが対象人口となる。この場合の想定される対象人口は14,190人である。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6、口	国土交通省	山武市	C 対応不可	交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ、一律に国庫補助上限額を見直すことは不適当である。			
343	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や強力的な運用	地域公共交通確保改善事業について、地域の実情に応じた柔軟な適用が可能となるよう、地域内フイーダー系統補助の扶助対象条件及び利用環境改善等事業に対する補助要件について、緩和や強力的な運用を図ること。	【地域内フイーダー系統補助】 平成23年度に創設された「地域内フイーダー系統補助」において補助対象とされるフイーダー系統は、輸送量が15人～150人／日などの要件を満たす「地域間幹線バス系統」と接続することが要件(要綱別表6口)などといっているが、本県の西讃地域のように、鉄道はあっても地域間幹線バス系統がない地域においては、十分な活用ができる状況にあるので、国庫補助対象であるバス路線の部分に鉄道を含める等、地域の実状に合わせ柔軟に運用できるようにしていただきたい。 そうすることにより、市町におけるバス路線の確保維持費が年々増加する中で、補助メニューの実現により住民の利便性の向上に資するバス路線の一層の充実が図れる。 【利用環境改善促進等事業】 公共交通の利用環境改善の面では、Suicaをはじめとした全国10交通系ICカードとの間では、相互利用ができない状況にある。ICOCAの共通化を図るためにも本州側で利用いただけるが、補助対象となるのは、Suicaシステムのみで導入されたもので、JR西日本ではICOCAカードの利用や乗用車の利用について制度を利用できない状況にある。(要綱別表6口)そのため、「ICカードシステム導入その他…」の部分をICカードシステム導入その他の「…」の部分をICカードシステム導入その他の「…」等と変更していただきたい。 そうすることにより、カード利用の普及促進により地域における人の移動の円滑化が図られ、公共交通の利用の増加に資するものと考える。	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表6口①、別表21	国土交通省	香川県	D 現行規定により対応可能	【地域内フイーダー系統補助】 接続する地域間幹線バス系統がないような交通不便地域においては、鉄道等の地域間交通ネットワークと接続するフイーダー系統も補助対象としている。(要綱別表6口②) 要綱別表6口②については、対象地域が「交通不便地域として地方運輸局長等が指定する地域」という条件があるなど、柔軟なバス路線設定がしにくいのが実情である。 本県としては、要綱別表6口①において、「幹線として、バスだけではなく、鉄軌道などを加え、地域の実情に合った要綱としていただきたい。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
172	地域公共交通確保維持改善事業に係る要件の緩和	地域間幹線系統確保維持費国庫補助金について、地方の実情に合わせたバス補助制度となるよう要件の緩和など制度を見直す。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	当初提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては、膨大な予算を必要とすることからも実現困難であるが、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。
336	地域公共交通確保維持改善事業費補助制度の改善	地域公共交通確保維持改善事業費補助金制度について、現在、地域間幹線系統に接続している地域内フーダー系統であれば、仮に今後、地域間幹線系統が複数になった場合であっても、補助対象人口と補助上限額の算定に使えるよう制度を見直していただきたい。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところで、第1次回答で納得いただいたものと考えている。
343-1	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や彈力的な運用	地域公共交通確保維持改善事業について、地域の実情に応じた柔軟な活用が可能となるよう、地域内フーダー系統補助の補助対象路線及び利用環境改善促進等事業の補助要件について、緩和や弹力的な運用を図ること。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行ふべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	D 現行規定により対応可能	要綱別表6口②により、幹線的な交通を補完する観点から、地方運輸局長等が指定する交通不便地域における鉄道等の地域間交通ネットワークと接続するフーダー系統も補助対象とし、地域の実情に合った柔軟な対応を図っている。 具体的な地域における交通不便地域の指定については、まずは地方運輸局へご相談いただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
343-2	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や彈力的な運用	<p>【地域内公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や彈力的な運用】</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業における補助要件について、地域の実情に応じた柔軟な活用が可能なよう、地域内フーダー系統補助の補助要件緩和及び地域内公共交通確保維持改善事業の補助要件について、緩和や彈力的な運用を図ること。</p> <p>【地内内フーダー系統補助】 平成23年度に創設された「地域内フーダー系統補助」において補助対象とされるフーダー系統は、輸送量が15人～150人／日などの要件を満たす「地域間幹線バス系統」と接続することが要件(要綱別表6口①)となっているが、本県の西諸地域のように、鉄道はあっても地域間幹線バス系統がない地域においては、十分な活用ができない状況にあるので、国庫補助対象である「バス路線の部分」(鉄道を含め)等、地域の実情に合わせ柔軟に運用できるようにしていただきたい。</p> <p>そうすることにより、市町におけるバス路線の確保維持費が年々増加する中で、補助メニューの充実による住民の利便性の向上に資するバス路線の一層の充実が図れる。</p> <p>【利用環境改善促進等補助】 公共交通の利用環境改善の面では、Suisaをはじめとした全国10交連系ICカードの導入が多くの地方自治体やバスに普及している。一方で、ICカードの普及率が低い自治体がある。ICカードの共通化を図るために本制度の活用を図ることが、県内の地方自治体やバスに普及していないICカードとの間では、相互利用ができない状況である。ICカードの共通化を図るために本制度の活用を図ることが、県内の地方自治体やバスに普及していないICカードとの間では、相互利用ができない状況である。また、導入済みのICカードは、普及促進や利用対象の拡充について制度の利用できなければ況に至る。(要綱別表21(鉄道))そのため、「ICカードシステム導入その他システム等の高度化(共通化)」に要する経費その他…(要綱別表21(鉄道))により、補助対象としているところ。 引き続き、この制度を活用して支援して参りたい。</p> <p>そうすることにより、カード利用の普及促進により地域における人の移動の円滑化が図られ、公共交通の利用の増加に資するものと考える。</p>		国土交通省	香川県	D 現行規定により対応可能	<p>【利用環境改善促進等補助】 鉄道事業者におけるICカードシステムの導入は、利用者利便の向上に資するものと考えている。このため、「地域公共交通確保維持改善事業(利用環境の改善)」により、鉄道事業者が実施するICカードシステムの導入に対して支援を行っている。 初めてICカードの導入が行われた場合、片利用料についても、「ICカードシステム導入その他システム等の高度化(要綱別表21(鉄道))により、補助対象としているところ。 引き続き、この制度を活用して支援して参りたい。</p>			
435	地域公共交通確保維持改善事業(国庫補助)関係の補助要件の緩和	<p>【提案概要】 平成14年2月に施行された改正道路運送法により、路線バス事業の参入・退出規制が廃止されたことから、利用者の少ない、いわゆる過疎地域等においては、交通事業者による採算が見込めないことを理由とした路線バスの減便・撤退が繰り返されており、地域住民の重要な生活交通手段が危機にさらされている状況である。</p> <p>一方で国の補助制度、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱においては、人口が少なく採算を取るのが難しい過疎地域の広域的・幹線的路線バスについて、要件を満たすことができず補助対象かとなっている。本市でも、過疎地自家用車の実施例があり、また新たな取り組みに向けた検討も行っており、NPOなどの主体による持続的な実施が困難な場合も多く、路線バスの維持の社会的使命は依然として非常に大きい。周辺市も含めた生活圏の維持・活性化のためにも、国レベルにより細やかな施策を展開するなどが必要不可欠である。</p> <p>そこで、補助要件「計画運行回数3回以上」と「1日あたりの輸送量15～150人」については、昨今、全国的に過疎化ないし過疎地域における高齢化が急速に進んでいる社会情勢の変化もふまえ、地域の実情に合わせた補助制度とするため、下限の3回及び15人を撤廃するよう要件の見直しを求める。</p> <p>【支障事例】 別紙のとおり</p>		国土交通省	神戸市	C 対応不可	<p>【地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表4の二、六】</p> <p>交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行なう方向性が示されているところ、一律に補助対象基準を緩和することは不適当である。また、膨大な予算を必要とすることからも、要件の緩和は実現困難である。</p>		<p>地域公共交通活性化・再生法の改正による、新たな補助制度や具体的な手続きの進め方などが示されていない。</p>	
842-1	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	<p>【地域間幹線系統確保維持費補助金】 ・輸送量要件15人／日以上を10人／日以上に緩和する。</p> <p>【地域内フーダー系統確保維持費補助金】 ・現行の法指定による過疎地域や奥深い山間町での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえて、基準(高齢化率及び50%超等)を加える。</p> <p>・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引上げる。</p> <p>【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助につきて、現行の5年への減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。</p> <p>本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人／日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人／日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。</p> <p>山間部が点在している市町では、複数のフーダー系統(バスの停留所、鉄道駅など)で幹線交通に接続して乗り継ぎすることができる系統)の役割を担っているが、現行の地域内フーダー系統補助金の要件では、接続されない路線があるが、現行の地域内フーダー系統補助金の要件では、接続されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。</p> <p>車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新(購入時)には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は、5年間に分割されたものとなっている。</p> <p>(詳細は別紙のとおり)</p>		国土交通省	愛媛県	C 対応不可	<p>【地域間幹線系統確保維持費補助金】 交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行なう方向性が示されているところ、一律に補助対象基準を緩和することや国庫補助上限額を見直すことは不適当である。また、膨大な予算を必要とすることからも、要件の緩和は実現困難である。</p>		<p>平成23年度の国庫補助制度の抜本的な見直しにより、当該補助金は「公共交通手段の危機に瀕している地域等において地域の特性・実情に最適な移動手段を提供する」ことを目的としており、補助対象とされる事業計画の策定における点では、地域の関係者による協議会での議論や住民意見も踏まえることとなっていることからも、事業計画に掲載した系統は、地域が確保維持を真に必要としている系統である。</p> <p>また、輸送量要件については、平成13年度制度改正時に、「15～150人」になったものと認識しているが、以降10年以上が経過し、「第10回提案募集検討専門部会 参考資料1 P1」にも記載のとおり、愛媛県の人口は、「全国より20年早く減少に転じ」、高齢化も、「全国より早く」進行するなど、地域公共交通を取り巻く社会的要因は変化(深刻化)しているにもかかわらず、要件については見直されておらず、結果、地域が必要としながらも、既存の危機に直面している複数の系統が維持できない状況となっている。</p> <p>さらに、「第10回提案募集検討専門部会 参考資料1 P3」で示されている地方負担に加え、これまで事業者が運行していた系統の再構・廃止等により、市町が自家用有償旅客運送や車両補助により代替交通を確保していることが多く、地方の負担が大きくなっているのが実情である。</p> <p>については、社会的要因や地域の実情を踏まえた補助要件とすることで、地域が真に必要としている系統を維持できる制度としていただきたい。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
343-2	地域公共交通確保維持改善事業における補助要件の緩和や彈力的な運用	地域公共交通確保維持改善事業について、地域の事情に応じた柔軟な活用が可能なよう、地元担当フリーダイヤルの導入の補助対象路線及び利用促進及普及促進事業の補助要件について、緩和や弾力的な運用を図ること。	所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。
435	地域公共交通確保維持改善事業(国庫補助)関係の補助要件の緩和	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱における補助要件「計画運行回数3回以上」とび「1日あたりの輸送量15～150人」について、下限の3回及び15人を撤廃するよう提案する。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては、膨大な予算を必要とすることからも実現困難である。 なお、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。
842-1	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	【地域間幹線系統確保費補助金】 ・輸送量要件「15人/日以上を10人/日以上に緩和する」 ・【地内フリーダイヤルの導入の補助】 ・現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の事情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 ・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引き上げる。 【車両派遣償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5年年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては、膨大な予算を必要とすることからも実現困難である。 なお、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障害事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
842-2	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	<p>【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地域内フーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定期による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。</p> <p>・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引きげる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5年年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。</p>	<p>本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。</p> <p>山間部が点在している市町では、複数のフーダー系統(バスの停留所、鉄道駅など)を通じて乗り継ぎすることができる系统)の役割を担う路線があるが現行の地域内フーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。</p> <p>車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新購入時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は5年間に分割されたものとなっている。</p> <p>(詳細は別紙のとおり)</p>	国土交通省	愛媛県	C 対応不可	<p>【地域内フーダー系統確保維持費国庫補助金】 交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ、一律に補助対象基準を緩和することや国庫補助上限額を見直すことは不適当である。</p>	<p>「見直しが不適当」な理由として、「地域が真に必要としている」とあるが、平成23年度からの国補助制度により、当該補助金は「生活交通の存続が危機に瀕している地域等において地域の特性、実情に最も適切な手段を提供することを目的としており、補助要件がされるる事業計画の策定にあたっては、地域の関係者による協議会での議論や住民意見も踏まえることとなっていることからも、事業計画に掲載した系統は、地域が確保又は維持を真に必要としている系統である。</p> <p>また、山村振興法が地域が補助要件となっているが、昭和40年代以降見直しがされなく、指定地域よりもさらに高齢化が進行している地域の系統が補助対象となっていたものの実情である。</p> <p>ついては、現在の地域の実情を反映した補助要件とすることで、地域が真に必要としている系統を維持できる制度としていただきたい。</p> <p>また、補助上限額の段についてでは、路線の対象地域の人口に基に市町ごとに算定されたものであることから、各地域の運行形態等、地域の実情を踏まえたものとしていただきたい。</p>		
842-3	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	<p>【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。</p> <p>【地域内フーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定期による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。</p> <p>・市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引きげる。 【車両減価償却費等国庫補助金】 ・車両購入費補助について、現行の5年年の減価償却費補助から、従前の購入時一括補助とする。</p>	<p>本県の生活バス路線は、国庫補助制度の補助要件となる輸送量(15人/日以上)を満たさない路線がほとんどであることから、四国ブロックの実情(10人/日以上)に応じて輸送量要件の緩和が必要である。</p> <p>山間部が点在している市町では、複数のフーダー系統(バスの停留所、鉄道駅など)を通じて乗り継ぎることができる系統)の役割を担う路線があるが現行の地域内フーダー系統補助金の要件では、採択されない路線があり、また市町毎に補助上限額が設定されるため、地方負担が大きいものとなっている。</p> <p>車両の更新は、安全性や路線維持の観点からも必要であり、更新購入時には多額の経費が一括で必要となるにもかかわらず、その経費に係る補助は5年間に分割されたものとなっている。</p> <p>(詳細は別紙のとおり)</p>	国土交通省	愛媛県	D 現行規定により対応可能	<p>【車両減価償却費等国庫補助金】 車両購入費補助については、今年度より「公有民営」方式による支援制度を導入しており、これにより、事業者の初期投資にかかる負担の軽減を図っているところ。</p>	<p>地方公共団体が、物品を相当の対価を徴することなく貸与することには、地方自治法上の制約(地方自治法第237条)がある。また、実際の車両購入に際し、各事業者においては、車体や色、デザイン、仕様(車内機器を含む)等について、車両管理上の観点から購入先メーカーを同一とし、部品交換やメンテナンスにおける効率化や費用削減を図っているのが一般的であるが、一方で、地方公共団体(県及び市町)が車両を購入するとなると、車両購入業者、價格において公平性を保つ必要があり、事業者のニーズと合わないこともあります。これらを踏まえると、公有民営方式ではなく、事業者が直接、車両を購入する購入時一括補助方式としていただきたい。</p>		
879	バス路線の再編を促進するための補助要件の見直し	<p>バス路線の再編に当たって、路線を分割する場合、国庫補助事業(地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統補助)の補助要件を満たさなくなる場合があるため、こうしたケースに柔軟に対応できるよう制度改正を行う。</p>	<p>広島都市圏においては、多くの路線バスが郊外から都心へ直通路線となっていることから、都心では供給過剰となっている。その対応として、バス路線の途中に乗継地点を設けて、都心側を運行する基幹バスと郊外側を運行するフーダー系統に分割し効率化を図る手法について、現在検討を行っている。</p> <p>検討に当たっては、地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統補助)(複数市町村にまたがることや1日当たりの輸送量が15人以上と見込まれることなどを要件とする国庫補助)を受けていた路線も対象としているが、分割によりフーダー系統に分離し効率化を図る手法について、現在検討を行っている。</p> <p>この結果、バス事業者や地方自治体の負担が大きくなり、こうしたことに対する懸念が想定される。</p> <p>一方、国においては、本年5月、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律を改正され、同法に基づく交通計画を自治体が策定した場合は、道路運送法上の特例を受けることができるなど、路線等の再編を実現しやすくなる制度が導入されました。こうした制度を有効に活用し、バス路線の再編等によりバス活性化を図るため、同法に基づく交通計画を策定した場合は、その計画期間内において、地域間幹線系統補助についても、再編前に同様に補助対象として取り扱うこと、また、再編により既存系統の一部を地域内フーダー系統に移行する場合は、新たに進行を開始するものの補助要件を満たさなくなるが、補助対象として取り扱うことなどの補助要件の緩和が必要である。</p>	国土交通省	広島市	C 対応不可	<p>交通政策審議会地域公共交通部会においては、今般の地域公共交通活性化・再生法の改正と合わせ、地域が真に必要としている輸送サービスの維持を図る観点から、補助制度についても重点化を行う方向性が示されているところ、一律に補助対象基準を緩和することは不適当である。</p>	<p>本市の提案は、地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づく地域公共交通網形成計画等を策定したうえで、当該計画に基づき円滑にバス路線を再編するため、再編により補助対象基準を満たさなくなった路線について、特例的に再編前と同様に補助対象として取り扱うことなどの格別の措置を求めていているものである。</p> <p>このため、一律に補助対象基準の緩和を求めているものではなく、国土交通省の見解として示されている補助制度の重点化と方向を同じくするものと考えている。</p>		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
842-2	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	<p>【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地内フーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 【市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引き下げる。 〔車両滅徴費却賃費国庫補助金〕 ・車両購入費補助について、現行の5~7年の減徴費却賃補助から、從前の購入時一括補助とする。</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	<p>現行の取扱いにおいて、法律に基づく過疎地域等以外にも、地方運輸局長等が指定する交通不便地域も対象とするなど、地域の実情にした対応を行っている。 また、国庫補助上限額については、限られた予算の中、全国各地の様々な取組みに対して効果的・効率的に支援を行うため、対象地域の人口とう、地域の実情を踏んで表す指標に基づき設定しているものである。 なお、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、現在検討を進めているところである。</p>
842-3	地域公共交通確保維持改善事業費補助金の補助要件の緩和	<p>【地域間幹線系統確保維持費国庫補助金】 ・輸送量要件15人/日以上を10人/日以上に緩和する。 【地内フーダー系統確保維持費国庫補助金】 ・現行の法指定による過疎地域や振興山村での運行という要件に加え、地域の実情を踏まえた基準(高齢化率概ね50%超等)を加える。 【市町毎に人口等を基準に国が算定する補助上限額を引き下げる。 〔車両滅徴費却賃費国庫補助金〕 ・車両購入費補助について、現行の5~7年の減徴費却賃補助から、從前の購入時一括補助とする。</p>	車両購入費補助について、所管(府)省からの回答が現行規定により対応可能となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	D 現行規定により対応可能	<p>当初回答したとおり、車両購入費補助については、今年度より「公有民営」方式による支援制度を導入しており、これにより、事業者の初期投資にかかる負担の軽減を図っているところ。</p>
879	バス路線の再編を促進するための補助要件の見直し	バス路線の再編に当たって、路線を分割する場合、国庫補助事業(地域公共交通確保維持事業(地域間幹線系統補助))の補助要件を満たさなくなる場合があるため、こうしたケースに柔軟に対応できるよう制度改正を行う。	—	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	地方からの提案があった事項については、平成27年度予算編成の中で検討するとのことであったが、具体的にどのような補助要綱の改正を検討しているか。	C 対応不可	<p>当初提案の内容にある一律に補助対象基準を緩和することについては不適であるが、交通政策審議会地域公共交通部会において補助制度の重点化を行う方向性が示されていることを踏まえ、地域公共交通活性化再生法に基づいて策定される地域公共交通再編実施計画に基づき実施される多様な事業に対して輸送量要件の緩和等の措置を適用すべく、現在検討を進めているところである。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
177	地域限定通訳案内士の育成及び確保にかかる事務の都道府県への移譲	地域限定通訳案内士の要件等を各都道府県知事が定め、運用することができるところによる問題観光者の旅行の容易化等の促進による問題観光の振興に関する法律について、以下の点を修正する。 第4条、外客妨害促進計画への適用を除くを第4条第11条、第21条法律で定めるではなく、各都道府県条例で定める。ウ、第13条の2、第21条不要(各都道府県条例による)。	【制度改正の必要性】数年、埠港への大型のクルーズ客船の寄港が相次いでいるが、寄港地での通訳ガイド確保のニーズに応えられていない。また、鳥取の特色であるエコツーリズムやスポーツツーリズム等をテーマとした観光の推進を図っているが、当該分野に精通した通訳案内士は存在せず、無効で県内観光活性化や、ボランティアガイドに対応している状況。このことが、本県の特色あるトロピカルリゾートとしての位置づけを損なう。全国的にも、通訳案内士不足、またコスト高が必要で、無資格者も通訳案内業務を行っていることが常態化しているとも聞く。現在、鳥取県を対象とした地域限定通訳案内士制度は存在しない。地域限定通訳案内士制度は、過去に複数の自治体で実施されましたが、試験実施の事業量の割に受験者が集まらず、制度の休止が相次いでいる。現在、通訳案内士からのアドバイスによると、試験のレベルが非常に高く、試験の難易度が通訳案内士の不足の一要因。	外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律 第4条、第11条～24条	国土交通省(観光庁)	鳥取県、徳島県	E 提案の実現に向けて対応を検討	現行の通訳案内士制度においては、通訳案内士が国の魅力を適切かつ正確に外国人に伝え、国の印象形成に大きな役割を果たすことと、日本の文化や習慣等に不慣れな外国人を保護する必要があること等、良質なガイドサービスの提供を確保する観点から国が関与しているものである。 地域限定通訳案内士についても、通訳ガイド制度の特例として、都道府県事務による各自の試験の実施を認めると当たつて、通訳ガイドの育成及び確保に対して全般的な責任を負っている国が、制度全体を管理・運営する観点から、都道府県知事により定められる「外客来訪促進計画」への同意という形で賛同し、制度の統一・貫徹を担保しているものである。	構造改革特別区域制度において、地方公共団体の研修の終了のみで通訳ガイドの資格を付与する特例制度が遅々と指せされることを望むとともに、本提案の実現についても引き続き検討されたい。	
390	社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項別表第11マイナーバーを活用できる事務が掲載されているが、その別表に記載されていない法律の中にも、番号別表第一に記載されている法律と同様の手続きとなるものがあることから、それらの事務の対象となるよう、別表一の掲載を求め。(参考)「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務等	【改正の必要性】個人番号は、将来的には幅広い行政分野で利活用することも含めに盛りつつあるが、まずは、社会保障制度、税制、災害対策に関する分野において利用することとされており、番号法第9条第1項別表第一で個人番号を利用できる事務が列挙されている。これらの列挙された事務では、例えば、住民票や所得証明など添付書類を提出不能となるが、現状では、別表第一に挙げられていない社会保険等に関する法律で行われている事務で、同様に住民票や所得証明などを添付書類を要求している事務がある。例えは、「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(国交省)に係る事務については、番号法と同様の添付書類を申請者に求めることになっている。申請の根拠法の違いと同様の添付書類の不一致混じることは住民の混乱を招いたため、このような事務について番号制度の対象事務とすることを求める。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項、第19条第7項	内閣官房、国土交通省	九州地方知事会		「番号法の施行後3年を目途として検討」とご回答を頂きましたが、施行後3年は平成30年10月が目途となると理解しています。一方で、内閣官房の想定スケジュールでは、住民の添付書類削減を実現する情報提供ネットワークを使用した個人情報の提供は、平成29年1月より国機関間の連携から開始し、平成29年7月を目途に地方公共団体等との連携についても開始するとされています。 本提案は、根拠法は違うものの、現在、同様に行われている手続が、番号法施行後に扱いが異なってしまうこと、申請者の混乱が予想されることを未然に防ぎたいとの考え方です。情報提供ネットワークの地方公共団体等との連携開始時点(29年7月)において、手続の違いが生じないよう検討をいただきたいです。 今回、このような事務の一つとして、特定優良賃貸住宅に関する事務があります。特定優良賃貸住宅は、現在マイナンバーの利用範囲に含まれている公営住宅と同じ社会保険分野に含まれると考えています。必要なとなる資料も同じであることを考慮すれば、一般の事務マイナンバーの利用が可能であり、一方でマイナーバー制度の場合は、住民票の混乱を招くことにつながり、「国民の利便性向上」に掲げるマイナーバー制度の目的に反するのではないかとも考えます。これを踏まえ、ぜひ特定優良賃貸住宅に関する事務を番号法へ適用する手続を検討いただけます。(参考) 「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」は中堅所得者層を対象とすることから、同時に特定事務は、社会保険制度、税制及び災害対策に関する分野に該当するか必ずしも明確ではないとされていますが、既に番号法別表に記載のある「高等教育学校等就学生支援金の支給に関する法律」による就学支援金の支給に関する事務は、対象者の所得の上限が特定優良賃貸住宅の所得の上限と重複していることから、番号法にい社会保険制度は、中堅所得者層を対象とする事務を排除する趣旨ではないと考えております。		
828	国土形成計画法に基づく広域地方計画への移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県を超える広域行政組織への移譲を求める。 また、権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。	現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえた計画が策定されているが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側によって地域ニーズを十分に反映できるものとなっていない。関西広域連合であれば、既に防災、観光、文化振興、産業振興、医療、環境保全などの広域事務や関西全体の利害調整を図るために取組を推進していることから、構成府県・政令市と密接に連携しながら、また、市町村や各種団体、地場住民の声を幅広く聞きながら計画策定に取り組むことができる。一方で、府県域内で意見調整され、地域の実情を踏まえた広域地方計画の策定が可能である。 地方分権の観点から、府県域を越える広域行政組織において地方自らが地域間の意見調整等を積極的に行って、主導的に企画・立案することで、市町村や関係団体等の意見も踏まえ、住民目線に立った地域ニーズを反映した地域的なプロジェクトの効率的・効果的な実施が可能となる。	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)	国土交通省	兵庫県	C 対応不可	国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確立や当該広域地方計画の区域外にわたる施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画であり、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。 広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部について、処理することが認められているものであり、全国的な視点からの総合的な計画である広域地方計画の策定権限を国土交通大臣から広域連合へ移譲するは適切でない。 なお、広域地方計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させるため、あらかじめ国の地方行政機関、関係地方公共団体等により構成される広域地方計画協議会における協議を経た上で、国土交通大臣が決定することとされている。広域地方計画協議会は、必要なところの意見を踏まえて、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係ある各団体等に意見を述べてもらうこととしている。 また、平成22年1月1日より国知事会にてとりまとめられた「国の出生機関の原則廃止」に向けて、広域地方計画に係る事務・権限が、地方移管する事務とされていたが、その後実施された事務・権限分け(自己仕分け)において、「C 国に残すもの」と整理し、同年12月26日に閣議決定された「アグロ・プラン」の出生機関の原則廃止に向けて~において、事務・権限の整理を進める対象とはされなかつたところであり、政府として整理済みで、その後の状況変化は認められない。	社会的インフラ整備はもとより、社会構造、産業、文化、医療、福祉、自然環境など、ブロックの実情や地域の状況を熟知し、府県間調整が可能な広域連合が策定すべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項59項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	各府省からの第2次回答
			意見	意見			回答
177	地域限定通訳案内士の育成及び確保にかかる事務の都道府県への移譲	地域限定通訳案内士の要件等を各都道府県知事が定め、運用することができる。そのため、「外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光人の振興に関する法律」について、以下の点を修正する。 第4条、外客安健促進計画の位置づけに関する事項 第11条、第2章、本法律で定めるものではなく、各都道府県の条例で定めるもの。 ウ 第13条～第21条 不要（各都道府県条例による）。	地域限定通訳案内士に係る欠格事由、試験、試験の方法及び内容、試験事務の実行、指定試験機関の役員の選任及び解任、指定試験機関の事業計画等、指定試験機関の監督命令、指定試験機関の報告及び立入検査、並びに試験の細則等については、施設する。条例への委任を許容する、又は条例による補正を許容するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に検討するべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○ 現在検討中の通訳案内士に関する特例制度においては、国土交通省の実質的な審査事項は、自治体が適正に研修ができるかの1点のみとなるということ。 ○ 既に総合特区等においては、研修のみで外国人への有償ガイドが可能であるが、今後、どういった懸念が解消されれば、特例制度の全国展開が可能と考えているか。	A 実施	今般の構造改革特別区域法に基づく特例通訳案内士制度創設は、地域限定通訳案内士制度を発展的に見直したものであり、地方公共団体が独自に企画・実施する研修により、その資質を担保することとし、国際観光振興に熱心に取り組む地域が機動的かつ柔軟に対応できるよう措置するものである。 鳥取県・島根県からの要望については、今般の特例通訳案内士制度の導入により、その内容が実現が可能になるものと考えている。 なお、今般の特例内容を一般制度化するにあたっては、特例通訳案内士が及ぼす効果・影響や通訳案内士制度に係る社会的要請等を踏まえつつ、通訳案内士制度全体のあり方にについて総合的に検討を行った上で見直しを図っていく必要がある。
390	社会保障・税番号制度における個人番号利用事務の拡大	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律 第9条第1項第1項第1項イ「マイナンバー」を活用できる事務が掲げられているが、その別表に記載されていない法律の中にも、番号法別表第一に記載されている法律と同様の手続となるものがあることから、そちらに該当する事務が対象となるよう、別表への記載を要する。 「特定優良賃貸住宅の供給に関する法律」(国交省)に係る事務等	法施行後3年を目途として検討される個人番号の利用範囲の拡大については、情報漏泄や目的外利用などの危険性を十分に検討した上で、他の行政分野や民間における利用が早期に実現するよう、戸籍や不動産登記などの情報をはじめ聖域を設けることなく検討を進めるべきである。	【全国市長会】 国民が混乱することのないように、類似の事務へ拡大するなど、検討状況等の情報を公開しながら、利用範囲の拡大について検討を行うこと。	○ 番号法施行後3年となる平成30年度を目途として番号法の利用範囲拡大を検討すると法律で規定されている一方、ヒアリングではその検討の前倒しもあり得ることであった。今回提案のあった特定優良賃貸住宅に係る事務を別表に位置づけることについて早期実現の方向で、法改正の手法や時期も含めて検討いただきたい。	A 実施	マイナンバーの利用範囲については、個人情報の漏えい等に関する国民の懸念もあることから、まずは、社会保障分野、税分野などに利用範囲を限り、マイナンバーの利用範囲は法律で厳密に規定し、それ以外の事務においては特に個人情報の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁じています。これで、どの事務が社会保障分野、税分野などに該当するのかについては、それぞれの事務を担当する府省が判断する形になります。現在の番号法においても、高等学校等学資金の支給に関する法律による学資金の支給に関する事務が規定されているなど、(仮)意味での社会保険制度に関する事務が規定されているなど、(仮)意味での社会保険制度に関する分野であっても、マイナンバーを利用できることはあります。
828	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を越える広域行政組織での移譲を求める。 また、権限の移譲がなされるまでの措置として、広域地方計画協議会への参画を通じてその意見が反映されることを併せて求める。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限移譲に向けた検討に当たっては、関係市町村の意見にも十分に配慮する必要がある。		C 対応不可	・国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外にわたる施策を含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画である。こうした全国的な視点に立って行わなければならぬ施策・事業(例えば、国際空港・港湾、高速鉄道、高速道路などの交通施設の配置、全国的な観点からのエネルギー施設の配置等)の実施に関する計画は、国の責務を全うするため、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。 ・広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事業の一部等について、処理することが認められているものであり、全国的な視点からの総合的な計画であり、国の責務として策定・推進すべき広域地方計画の策定権限を国土交通大臣から広域連合に移譲するのは適切でない。 ・また、広域地方計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させるとため、あらかじめ国の地方行政機関、関係地方公共団体等により構成される広域地方計画協議会における協議を経た上で、国土交通大臣が決定することとされている。この広域地方計画協議会への参画について、広域地方計画協議会は、必要があると認めるとときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有するものを加えることができるとしている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障害事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
60	国土形成計画法に基づく広域地方計画の東北権限の移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を超える広域行政組織への移譲を求める。また、権限の移譲がなされるまでの当面の措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。	現在は、個別に広域地方計画協議会に参画している構成府県・政令市の意見を踏まえていたが、その意見は地方において広域的に意見調整されたものではなく、必ずしも地方の側によって地域ニーズを十分に反映できるしくみになっていない。関西広域連合であれば、既に防災・観光・文化振興・産業振興、環境・環境保全などの広域事業や関西全体の利害調整を図るために取組を推進していることなどから、成府県・政令市と連携しながら計画策定を進めることで意見調整され、地域の実情を踏まえた広域的な計画策定が可能である。	国土形成計画法第9条(広域地方計画)、第10条(広域地方計画協議会)	国土交通省	関西広域連合	C 対応不可	国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域の運営を図るためのものであり、国土形成計画法のねらいの一つである「分権型の計画づくり」に合致しており、地方分権を推進する観点から、広域連合こそが広域地方計画の策定主体としてふさわしい。	国土形成計画法に基づく広域地方計画は全国的な視点から国が責任を持つて策定・推進することが必要とのことで、関西広域連合が主導してプロジェクト単位の広域地方計画を策定することは国土形成計画法のねらいの一つである「分権型の計画づくり」に合致しており、地方分権を推進する観点から、広域連合こそが広域地方計画の策定主体としてふさわしい。	現在、関西圏では、広域連合が、防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全などを目的的な広域行政課題に対応した取組を進めるとともに、広域連合の行政の推進に係る基本的な政策の企画及び調整事務の一環として、関西圏全体を見据えた将来展望の研究を始めるなど、広域地方計画の策定を担い得る実績を積み重ねている。
112	都市計画法施行令及び都市計画運用指針の改正	下水道に関する排水区域、管渠を都市計画に定める事項から削除すべきである。	都市排水処理については公共下水道、農業集落排水、浄化槽、湧水排水、半用河川などの手法があるが、都市計画に位置付けているのは下水道法で位置付けられる下水道だけであり、都市内の排水処理の全てを都市計画では網羅していない。	都市計画法施行令第6条第1項第6号、 都市計画運用指針C-C-1.(1)	国土交通省	仙台市	D 現行規定により対応可能	下水道に関する都市計画に定める事項のうち、排水区域については、定めるよう努めるものとされており、また、主要な管渠については、運用指針において定めることは望ましいとされているのみである。これから、都市計画に定める下水道の位置及び区域について、当該都市計画の内容、地域の実情等を踏まえて排水区域及び主要な管渠を定めずには都市計画を定めることは可能。	下水道に関する都市計画に定める事項のうち、排水区域については、定めるよう努めるものとされており、また、主要な管渠については、運用指針において定めることは望ましいとされているのみである。これから、都市計画に定める下水道の位置及び区域について、当該都市計画の内容、地域の実情等を踏まえて排水区域及び主要な管渠を定めずには都市計画を定めることは可能。	なお、アッシュ・プランは国出先機関の原則廃止に向けての整理である。また、国や他圏域との関係については、広域地方計画協議会には他の関係各地方行政機関や隣接県なども参画することから、それらと密接に連携・調整を図ることにより、その意見を十分に尊重し、計画策定することは可能である。
113	都市計画法の改正	都道府県知事の認可が必要となる都市計画事業から下水道を削除すべきである。	現行制度は、高度成長期に都市計画の観点で下水道の整備促進を図る目的で位置付けられているが、都市の成熟化や人口減少の時代となった現在、当初の都市計画の観点が希薄となっており、都市計画の議論の余地がないものがほとんどであり、都市計画道路や都市公園のように都市計画事業として整備を行わなければならない事項とは異なり、下水道事業は下水道法で整備計画が担当されていることから、都市計画事業認可取得手続き自体が事務的な負担となっている。	都市計画法第59条第1項	国土交通省	仙台市	D 現行規定により対応可能	都市計画事業を実施する場合は、都道府県知事の認可又は国土交通大臣の認可若しくは承認を受けて行う必要があるが、都市計画決定されたすべての都市施設について都市計画事業として実施することを義務付けるものではなく、都市計画事業の手続にようすに整備することは可能。	都市計画事業を実施する場合は、都道府県知事の認可又は国土交通大臣の認可若しくは承認を受けて行う必要があるが、都市計画決定されたすべての都市施設について都市計画事業として実施することを義務付けるものではなく、都市計画事業の手続にようすに整備することは可能。	なお、「アッシュ・プラン」は国出先機関の原則廃止に向けての整理であり、本省権限である広域地方計画の策定権限について具体的に言及されているわけではないので、整理済みとは言えないのではないか。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
60	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限の移譲	国土形成計画法に基づく広域地方計画の策定権限について、関西広域連合のような府県域を超える広域行政組織への移譲を求める。 また、権限の移譲がなされるまでの面での措置として、広域地方計画協議会への参画等を通じてその意見が反映されることを併せて求める。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 権限移譲に向けた検討に当たっては、関係市町村の意見にも十分に配慮する必要がある。		C 対応不可	・国土形成計画法に基づく広域地方計画は、全国的な視点から広域ブロック全体の自立的成長に向けた長期的な展望を示し、国内外の連携確保や当該広域地方計画の区域外における施策も含めた総合的かつ戦略的な施策を盛り込んだ計画である。こうした全国的な視点に沿って行わなければならない施策・事業(例えば、国際空港・港湾、高速鉄道・高速道路などの交通施設の配置、全国的な観点からのエネルギー施設の配置等)の実施に関する計画は、国の責務を全うするため、国が責任を持って策定・推進していく必要がある。 ・広域連合は、地方自治法に基づき、広域連合を構成する地方公共団体の事務の一部等について、処理することが認められているものあり、全国的な視点からの総合的な計画であり、國の責務として、一括して、広域地方計画の策定に係る公共交通機関、開発地盤公共団体等に移譲するには適切である。 ・広域地方計画の策定にあたっては、地方公共団体の意向を反映させたため、あらかじめ国の地方行政機関、開発地盤公共団体等により構成される広域地方計画協議会における協議を経た上で、国土交通大臣が決定することとされている。この広域地方計画協議会への参画について、広域地方計画協議会は、必要があると認めるときは、協議により、広域地方計画の実施に密接な関係を有する者を加えることができるとしている。
112	都市計画法施行令及び都市計画運用指針の改正	下水道に関する排水区域、管渠を都市計画に定める事項から削除すべきである。	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。
113	都市計画法の改正	都道府県知事の認可が必要となる都市計画事業から下水道を削除すべきである。	下水道事業は都市計画事業の適用除外とするべきである。ただし、下水道法の整備計画の策定にあたり、都市計画との整合性が担保されるよう制度設計を行るべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事務負担を軽減する観点から事実関係について提案団体との間で十分確認を行つべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支撑事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
254	市街化調整区域における開発許可基準の追加	市街化調整区域の開発基準である都市計画法第34条に、「市街化調整区域においてかつて住宅・商業目的などで開発許可を受けた土地・建築物を工場として用途転用することは都市計画法第34条に定められた許可基準に該当せず原則許可されない状況」となっている。 市街化調整区域は原則開発が抑制されるべき区域であるが、人口減少が著しく、産業が停滞している状況にある本市において、広大な敷地を有し、建築面積で既存建築物や既存土地・既存建築物が、企業の受け入れとして有効活用され、地域産業の活性化・雇用の確保につながっていくことが望ましいと考える。 これらの既存建築物の未活用は空き家や廃墟の増加につながり、周辺環境において、法に基づく許可を受けた建築された後、一定期間遅れて利用された土地等を活用する開発行為で、周辺環境における市街化を促進するおそれがないと認められるものの要件追加。	【制度改正の必要性】 市街化調整区域においてかつて住宅・商業目的などで開発許可を受けた土地・建築物を工場として用途転用することは都市計画法第34条に定められた許可基準に該当せず原則許可されない状況となっている。 市街化調整区域は原則開発が抑制されるべき区域であるが、人口減少が著しく、産業が停滞している状況にある本市において、広大な敷地を有し、建築面積で既存建築物や既存土地・既存建築物が、企業の受け入れとして有効活用され、地域産業の活性化・雇用の確保につながっていくことが望ましいと考える。 これらの既存建築物の未活用は空き家や廃墟の増加につながり、周辺環境において、法に基づく許可を受けた建築された後、一定期間遅れて利用された土地等を活用する開発行為で、周辺環境における市街化を促進するおそれがないと認められるものの要件追加。	[都市計画法]・第34条第1項第1号～14号 [開発許可制度運用方針]・Ⅲ-13	国土交通省	高岡市	D 現行規定により対応可能	都市計画法第34条においては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている一方、区域によっては、計画的で良好な開発行為、既存コミュニティの維持・社会経済情勢の変化への対応といった事項を勘案して必要と認められる開発行為で、さらなる市街化を促進するおそれがないと認められるものを類型化して定めているところ。現行制度においても、都市計画法第34条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等に応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。	・ご指摘のとおり、現行制度においても、都道府県が開発審査会の議を経ることによって、都市計画法第34条第1号から第13号に該当しない市街化調整区域の開発行為を許可することが可能である。しかしながら、開発審査会の設置単位は都道府県及び指定都市等であり、土地利用の実際の当事者である市とは異なる。このため、都道府県との協議、連絡調整や審査会等に時間を要し、工場立地等に係る事案の場合、市の総合的なまちづくりの視点からのスピード感を持った判断がつきにくくなっている状況である。
344	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(公共施設跡地利用)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されている。 合併した自治体が持つ公共施設においては施設会等の維持を行っている自治体も多く、また、本市においては、市街化調整区域に多くの公共施設が建築されている。 しかし、公共施設においては開発行為を不要として建築された施設が数多く存在し、市街化調整区域内で直さざる施設においては多くの制限があつて効率利用が困難な状況であるため、公共施設跡地の有効利用に関する制限等の緩和をお願いしたい。	【制度改正の必要性】 本市は平成18年9月27日に旧合志町と旧西合志町が市町村合併し誕生したが、合併前にそれぞれで整備した庁舎、文化施設、体育施設等、多様な用途の公共施設が多く存在する。 しかし、現在、本年度積の約4割を占める費用負担は、今後の財政運営における大きな課題の一つであり、将来的な、社会情勢やニーズの変化によっては、統廃合等の措置が必要となる。 したがし、現在、本年度積の約4割を占める費用負担は、今後の財政運営における大きな課題の一つであり、将来的な、社会情勢やニーズの変化によっては、統廃合等の措置が必要となる。 したがし、現在、本年度積の約4割を占める費用負担は、今後の財政運営における大きな課題の一つであり、将来的な、社会情勢やニーズの変化によっては、統廃合等の措置が必要となる。 したがし、現在、本年度積の約4割を占める費用負担は、今後の財政運営における大きな課題の一つであり、将来的な、社会情勢やニーズの変化によっては、統廃合等の措置が必要となる。	都市計画法 第34条 国土交通省	合志市	D 現行規定により対応可能	都市計画法第34条においては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている一方、区域によっては、計画的で良好な開発行為、既存コミュニティの維持・社会経済情勢の変化への対応といった事項を勘案して必要と認められる開発行為で、さらなる市街化を促進するおそれがないと認められるものを類型化して定めているところ。現行制度においても、都市計画法第34条第11号、第12号に基づき都道府県が条例で定めることによって、又は、同条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等に応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。	・以上の点から、これらの事業者個々に聞くと理解するよりも、今後、地方がコンパクトなまちづくりを進めながらも、必要な企業立地を行っていく上に対応した、より柔軟な開発許可の制度適用を可能とする基準が全面的なものとして法令上担保されることで、地域の実情に応じたまちづくりをスピード感を持って進めることに資すると考える。 よって、法定基準の緩和、あるいは現行規定での対応がより円滑に進むよう、開発許可制度運用指針での例示化について、検討いただきたい。	
345	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(市町村の財政的自立に資する開発)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来る開発行為は制限されていることから、地方自治体による創造的なまちづくりに支障を来している。 そのため、市街化調整区域内の開発要件について、一部規制緩和を行ふことにより、土地利用についての自由度を高め、新たな雇用の創出による、地域経済の活性化を図りたい。	【制度改正の必要性】 本市は、政令市である熊本市に隣接しており、都市計画法上の熊本都市計画区域内に位置している。 市域の約9割は市街化が抑制されている市街化調整区域であることから、市南部の熊本市に隣接する約1割の市街化区域に人口が集中し、地域バランスを大きく形成する。また、人口については、年々増加している傾向であるが、個人市民税の税率増加に伴い、一部地域に集中した人口増加に対応するため、道路、上下水道、学校、保育所等のインフラ整備に必要な財源の確保が緊急の課題となっている。 そのため、本市では、企業誘致、6次産業化の促進、産学官連携推進等、新たな雇用創出による市街化調整化への様々な取り組みを行っている。 しかし、本市の市街化区域においては余剰地が殆ど無く、約9割を占める、周辺地域における市街化を促進する懸念がなく、市町村長と都道府県知事が協議のうえ認めたものについて市街化調整区域内の開発を認めるものとする。	都市計画法 第34条 国土交通省	合志市	D 現行規定により対応可能	現行制度においても、都市計画法第34条第11号、第12号に基づき都道府県が条例で定めることによって、又は、同条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等に応じた開発許可を行うことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
254	市街化調整区域における開発許可基準の追加	市街化調整区域の開発基準である都市計画法第34条に、「市街化調整区域において、法に基づく許可を受けて建築された後、一定期間適正に利用された土地等を活用する開発行為で、工場等の用に供する用途で周辺環境における市街化を促進するおそれがないと認められるものの要件追加。」		【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	かつて開発許可を受けた土地の用途変更であっても、変更後の用途によっては新たなインフラ負担を発生させたり、周辺区域の市街化を促進せしむるおそれがあることから、個別に確認する必要があるため改めて開発許可を受けることとしている。 事務処理市町村にあっては、いわゆる提案基準等の独自の基準を策定することが可能であり、当該基準において既存宅地の用途変更について特に位置することも可能であることから、県と調整の上運用された。 調整に時間と要する点については、都市計画運用指針において「開発審査会の開催については、定例会のみではなく必要に応じて随時開催する等できる限り彈力的に運用することが望ましい」と規定する等迅速化に努めるよう適宜指導を行っていく。 なお、開発許可制度運用指針は地方自治法に基づく技術的助言であり、地域の実情等によって当該指針は示した原則的な考え方によらない独自の運用を否定するものではないので、個別の案件については、運用において十分に検討されたい。
344	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(公共施設跡地利用)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来ない開発行為は制限されている。 合併した自治体が持つ公共施設においては統廃合等の検討を行っている自治体も多く、また、本市においては、市街化調整区域にも多くの公共施設が建築されいる。 しかし、公共施設においては開発許可不要として建築された施設が数多く存在し、市街化調整区域内で見直された施設においては多くの制限があり有効利用が困難な状況であるため、公共施設跡地の有効利用に関して制限等の緩和をお願いしたい。		【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。
345	市街化調整区域における開発許可基準の緩和(市町村の財政的自立に資する開発)	市街化調整区域は市街化を抑制する区域であり、市街化調整区域において行うことの出来ない開発行為は制限されていることから、地方自治体による創造的なまちづくりに支障を未だしている。 そのため、市街化調整区域内の開発要件について、一部規制緩和を行うことにより、土地利用についての自由度を高め、新たな雇用の場の創出による、地域経済の活性化を図りたい。		【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
709	市街化調整区域における開発許可基準の追加	都市計画法第34条に定める開発許可の基準において、市町村が任事業として実施する障害者の地域生活支援事業の用に供する施設を追加する。	【制度改正の必要性】 市街化調整区域内においては、都市計画法第34条第1号及び同法施行令第21条第26号令の規定により、社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業に係る施設については、開発行為が認められないが、障害者総合支援法第77条に基づき、市町村が任事業として実施する障害者の地域生活支援事業に係る施設は原則開発行為が認められない。日中一時支援サービスなど、利用できる事業者が不足しており、障害者が住み慣れた地域で身近な場所で障害福祉サービスを提供してもらいための障害者の特性に応じた適切な施設や施設を認めたい。 【現行制度に対する困難な理由】 都市計画法第34条第14号(開発審査会)において、愛知県開発審査基準において定められていないため、対応が困難です。	都市計画法第34条、同法施行令第21条	国土交通省	安城市	D 現行規定により対応可能	都市計画法第34条第1号においては、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域とされている一方、区域によっては、計画的で良好な開発行為、既存コミュニティの維持、社会経済情勢の変化への対応などを目的とした開発行為が認められる。各個別法に基づき一定の公益性を付与されている公益公共施設を類型化して定めているところ。 現行制度においても、都市計画法第34条第14号に基づき都道府県が開発審査会の議を経ることによって、地域の実情等に応じた開発許可を行なうことが可能であるから、都道府県と調整いただきたい。		
714	区域区分の決定(変更)に係る要件の緩和	「都市計画運用指針」で示している市街化区域の要件に関して、「特殊な事情」により、市町村土地利用施策が制度面から支障が生じてゐるなどの市町村の場合は、その市町村の土地利用構造に基づき市街化を図るべき区域とするなど考えられる。	【町都市計画の経緯】 現在、町都市計画マスタープランに基づき、個性豊かで特色ある独自のまちづくりを進めているが、実現にあたっては区域区分規制で困難となつてゐる。例として、S52年の掲げた金移転や町制施行を機に、役場周辺地区に公共交通を整備し、地区をを中心市街地促進エリアとして環境整備促進していくが、市街化調整区域により円滑な促進が抑制されている。新潟都市計画区域は、3町村構成で、区域区分は単独市町ではできず、また、区域区分の考え方方は、都市計画法第7条に規定して都計画運用指針に示されているが、市街化区域は確固たる整備の担保性、さらに、全体人口フレームの調整等から変更要件が厳しく、まちづくりの自由度は極めて低いものとなってゐる。 【制度改正の必要性】 既引の都市計画は大都市圏では効果的に機能していると理解されるが、継続40年以上経過、時代の潮流の中で町の姿は大きく変り、当初から引き立てる土地利用規制の下で、描くまちづくり推進の方向性と規制制度とが大きく乖離している事例もあるものと考える。よって、特色あるまちづくりを目指すために、特殊事情により支障が生じてゐる市町村においては、区域区分の変更等に関する都計画決定に対して、要件を大幅に緩和することで、実態に応じた柔軟で適正な都市計画の推進が図られるよう改革を望むものである。	都市計画法第7条 都市計画運用指針 IV-2-1-B	国土交通省	聖籠町	D 現行規定により対応可能	区域区分を定める場合、運用指針における考え方を基本としつつ、地域の特殊事情等を踏まえ、法令の範囲内においてこれによらない方法で定めることは可能。	地方公共団体においては、国が示す運用指針における考え方方が基本とされることは、記述の有無の意義は大きいものであることから、運用指針の中で、特殊事情等も踏まえることでも可能であることについて、何らかの明記を求めるものである。	
180	土地収用法に基づく事業認定の権限移譲	都道府県が起業者である事業については、国土交通省(地方整備局)が事業認定を行つてゐるが、これを都道府県が事業認定を行うことができるよう権限移譲を行うこと。	【支障】社会资本の整備は、地域のニーズを踏まえ迅速な推進を図る必要がある。しかしながら、都道府県が起業者である事業については、土地収用法第7条に基づき事業認定を国土交通省(地方整備局)が行っていることもあり、迅速な対応ができるない。県によつては、約3年間に1回程度の事前相談を行い、必要性を理解してもらつた例や、そもそも土地収用の必要性を理解してもらえて、事業そのものの進捗が図れていよい例もある。 【改正の必要性】事業の必要性や公益性などの判断は、地域の実状に精通した地方自治体においても可能であることから、都道府県が起業者である事業については、都道府県へ権限移譲することにより、迅速な判断を可能とし、コストを削減しつゝ、社会資本整備の事業効率を早期に出現することができる。 【懇意の解消策】国土が起業者である事業については、国土交通省(本省)が事業認定を行つてゐるから、都道府県が起業者である事業の事業認定を都道府県が行つては許容されるものと考える。また、公平性は、事業整備局以外の職員が事業認定の事業を行うこと(参考:改正後の行政不服審査法の審理段)や、土地収用法第34条のに基づく審議会を活用することなどにより担保できる。	土地収用法第17条	国土交通省	佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・沖縄県	C 対応不可	土地収用法に規定する事業認定に関する処分は、申請された事業者が土地等を収用又は使用するに値する公益性を有しているかを判断し、当該処分により強制的に土地等の権利を取得する途を開くものである。 この判断にあたっては、得られる利益と失われる利益を総合的に比較衡価することを要し、得られる利益が失われる利益を上回る場合には当該事業が公益性を有すると判断されが、比較するにあたっては、これらのよう全く異なる要素を比較することから、客観的機械的数値的にのみ處理することは困難であり、最終的には主観的な判断要素を含むことが避けられない。 したがつて、当該判断の適正性を確保するためには、原則として、事業を行なう起業者等は別の行政庁において中立的に判断する必要があり、都道府県が起業者である事業の事業認定権限を当該都道府県自身に付与することは、公平中立の判断の下、適正に事業認定を行つべきである。 なほ、社会資本整備重点計画においては、「自立的で個性豊かな地域社会の形成が掲げられ、創造工夫を生かした社会資本の整備が標榜されている」とから、地方の事業については地方が地方の実情に沿った公益性や必要性を審査することにより、当該計画に掲げる地域社会の形成の更なる推進が期待される。	「事業を行う起業者は他の行政庁において中立的に判断する必要があるとの回答であるが、提案するに当たっては、可能な限り事業認定の所管部局、所管課課については、事業部局又は事業課以外が所管することを想定しているところである。 現に、国土交通省を含む国事業については、原則、国土交通省が事業認定を行なうと認識しており、これと同様の事務を都道府県が行うときに客観性や公平中立性が確保されないとするには矛盾がある。 また、事業認定の客観性や公平中立性を確保するために、国事業の場合と同様に土地収用法第25条の2第2項に、同法第34条の第71項に基づく審議会その他の合議制の機関の設置が規定されており、万一、認定前の事業認定に客観性や公平中立性が確保されていない恐れがある場合には、二重に審査する仕組みが確保されている他、行政不服審査法に基づく異議申し立てや行政事件訴訟法に基づく取消訴訟等司法的救済手段も確保されている。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
709	市街化調整区域における開発許可基準の追加	都市計画法第34条に定める開発許可の基準において、市町村が任意事業として実施する障害者の地域生活支援事業の用に供する施設を追加する。		【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。
714	区域区分の決定(変更)に係る要件の緩和	「都市計画運用指針」で示している市街化区域の要件に関して、「特殊な事情により、市町村土地利用施策が制度面から支障が生じているなどの市町村の場合、その市町村の土地利用構造に基づき市街化を図るべき区域」とするなど考えられる。	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【全国町村会】 地方公共団体においては、国が示す運用指針における考え方を基本とされることが、記述の有無の意義は大きいものであるとかから、運用指針の中で、特殊事情も踏まえることでも可能であることにについて、何らかの明記を求めるものである。		D 現行規定により対応可能	まず、都市計画運用指針は地方自治法に基づく技術的助言であり、地域の実情等によって本指針で示した原則的な考え方によらない独自の運用を必ずしも否定するものではない。 その上で、御指摘の支障事例に関して、都市計画運用指針においては、「役場、旧役場周辺の既市街地で計画的市街地整備が確実に行われる区域」については、「20ha以上を目途として既市の市街化区域を設定することができる」としており、また、「人口フレームを基本とする」といつづけた「都市計画区域のうち、農林業その他土地利用規制等により市街化することが想定されない土地の区域以外の区域にある土地について、都市計画区域の人口及び産業の将来の見通し、市街地における土地利用の現状及び将来的見通し等を総合的に勘案して、都市的・土地利用への転換の適否を明らかにする方法が可能であれば、試行的に検討していくことと考えられる」としている。個別のケースの検討においては当該記載を含む指針の内容を勘案しながら適切に運用されたい。
180	土地収用法に基づく事業認定の権限移譲	都道府県が起業者である事業については、国土交通省(地方整備局)が事業認定を行っているが、これを都道府県が事業認定を行うことができるよう権限移譲を行うこと。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	土地収用法は、憲法第29条第1項によって不可侵とされている財産権に対して制限を行い、同条第3項の規定である「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひること」を可能とする最も基本的な法律であって、権利者の意向にかかわらず、強制的(土地位等の権利を取得する途を開く)事業認定の判断にあたつては、権利者保護に万全を期すべきであり、これは、憲法第31条及び第13条の精神からも求められるところである。また、事業の公益性等の判断に係る国民の関心も非常に高く、たびたび事業認定の処分に係る地元住民による反対運動、不服申立て及び取消訴訟等が提起されてきたところである。 以上の憲法上の要請等に応えるため、事業認定の判断にあたつては、たとえ審議会等の合議制の機関の意見を聴いた上で判断したとしても、原則として事業を行う起業者は別の行政庁において公平中立に判断する必要があることから、現行規定においても市町村が起業者である事業については都道府県知事が、都道府県が起業者である事業については国が、それぞれ事業認定を行うこととされている。なお、国が起業者である事業については国が事業認定を行うこととしているところ、これは國の外に適切な者がいることから、例外的に許容されているものであり、この例外的な手続きを根拠として、都道府県が起業者である事業の事業認定権限を当該都道府県自身に付与することは妥当ではない。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
279	電気自動車用充電器の位置付けの付与	都市公園法施行令を改正し、電気自動車用充電器を公園施設として位置づけ、公園管理者による電気自動車用充電器の設置を可能とすること。	【制度改正の必要性等】 都市公園等については電気自動車用充電器の需要が大きく見込まれるところであるが、電気自動車用充電器は都市公園法上の公園施設として位置付けられていないため、公園管理者が公園施設として設置することができない。 将来、電気自動車の使用者となる住民の多くが既に都市公園を利用しており、都市公園は住民にとって身近な公共施設である。また、急速充電時間には約30分を要するが、都市公園にある広場や遊具、運動施設や飲食施設などで、この時間を有効に過ごすことができる施設が既に整備されている。このように、電気自動車用充電器の需要が期待できる。 都市公園法施行令第5条を改正し、電気自動車用充電器を都市公園法上の公園施設として位置付けること。	都市公園法施行令第5条 国土交通省 埼玉県	国土交通省 埼玉県	D 現行規定により対応可能	都市公園に設けることのできる公園施設は、都市公園の専用を全うするために都市公園法令に規定されたもの（都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条）。そのうち便益施設には駐車場が位置付けられており、公園管理者が、公園利用者のために電気自動車用充電器を設けることは、可能である。	都市公園法令に規定されたもの（都市公園法第2条第2項、都市公園法施行令第5条）については記載されていない。そのため、貴省が示された「公園管理者が、公園利用者のために電気自動車用充電器を設けることは、可能である」旨の見解を本県を含む地方公共団体に十分に周知されていない。 「電気自動車用充電器を都市公園法令に明記する。若しくは本件に係る見解を地方公共団体あてに改めて通知するなど、都市公園内における電気自動車用充電器の位置付けを明確にする措置を講じていただきたい。」		
384	国土利用計画法に基づく土地売買等届出の届出期限の緩和	国土利用計画法第23条第1項に基づく大規模土地取引による土地売買等届出（事後届出）の届出期限を、現行の2週間以内に緩和することを求める。	【支障事例】 土地売買等届出（事後届出）の届出期限は契約日から2週間以内であるが、全国の期間内届出率は73.9%（H24）と高く、無届取引件数は4,400件（H24）に及ぶ。熊本県においても、期限内届出率は71.1%（H24）と高く、無届取引件数は73件（H24）に及び、無届取引件数の76.5%（H23～H25熊本県平均）は遅延届出（期限外に自動的に提出するもの）であり、遅延届出のうち約割（同平均）は契約日から3週間に提出されている。 このことから遅延届出者は、制度を認識していないものの期限内に提出できなければ多いことや、離島等遠隔地にいる者には負担であることが推察され、その要因として届出期限の不足が考えられる。 また、都道府県は、昭和54年土地利用調整課長通達を踏まえ、「無届取引に関する事務処理基準を定め」ており、違反者に対して指導を行っている。さらに、遅延届出は法上認められており、現況把握や検査の実態が反映されないばかり、届出者にとって森林取得時の届出免除（森林法第10条の7の2）が適用されない。 【制度改正の必要性】 上記実態を踏まえれば、届出期限は3週間に緩和することで、遅延取引の約1割（熊本県を基にした試算、H24全国無届取引件数：4,400件×0.765×0.1=336件）が期限内届出となることになり、遅延取引に係る都道府県、市町村の違反指導事務（県、市町村合計2h程度）や届出者の負担が軽減される。また、期限内届出が増えることで、統計データの精度向上や、森林法届出免除の適用者の増加が見込まれる。	国土利用計画法第23条第1項 昭和54年12月24日付け54号国土第401号「土地利用調整課長通達」「無届取引等の事務処理について」の別添「無届取引等事務処理基準」 国土交通省 九州地方知事会	国土交通省 九州地方知事会	C 対応不可	国土利用計画法の事後届出制においては、 ① 土地取引の特質に関する措置として、取引の動機となった土地の利用目的について審査・勧告を行うことができるとしており、これが適正かつ合理的な土地利用を図るために支障があるときには、速やかに是正を求める必要があること。 ② 高価の土地取引の発生等の事情により、監視区域の指定等機動的な地盤対策を講じる必要が生じる場合に備え、個々の契約締結後速やかにその内容について把握する必要があること。 等から、契約締結後だけ速やかに届出をしてもらうことが必要であり、契約締結後2週間以内に届出しなければならないものとなる。 また、届出者が届出されている平成23～25年の熊本県における届出状況（参考1及び参考2）によれば、3年間における期限内（2週間以内）の届出件数が541件に対し、2週間超3週間以内の届出件数は17件（約3%）に過ぎず、本提案は届出の遅延を招来する結果となり、届出義務履行促進にはつながらないものと考えられる。 以上により、事後届出の届出期限の緩和を行うことは妥当でないと考える。	本提案は、法律順守を目的とした提案であり、届出期限の緩和により届出義務促進につながると考えている。 遅延を招来る結果となるとは思わないが、届出期限の緩和が難しいのであれば、期限内届出の徹底を図るため、国においてもさらなる周知徹底をお願いしたい。		
361	違反広告物に対する簡易除却等に係る景観行政団体への権限移譲	屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対して、都道府県の条例による移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易除却等を実施できるよう制度の見直しを行うとともに、それに応じた普通交付税等の必要な財源措置を講じること。	【制度改正要望の経緯・必要性】 景観行政団体は景観計画に基づき屋外広告物条例を策定することにより屋外広告物の規制（第2条～5条、7条～8条）を自ら行うことができる。 一方で、違反広告物に対する処置の法第7条及び第8条に規定されている簡易除却等を行なう場合には、権限を持つ県から権限移譲を受けて行わなくてはならない。 【具体的な支障事例】 また、具体的な支障事例として、簡易除却等を行う権限を持てど例条例により県から景観行政団体に移譲しているため、県から「財源移譲すべき」という考え方がある一方で、景観行政団体は独自条例を制定してあるため独自財源で対応すべきという考え方がある。このため、県から景観行政団体への財源移譲が困難である。 【課題の消滅】 よって、景観行政団体においても、自らの権限に基づき簡易除却等が行えるように法第4条第2項から第4項及び第8条において、「条例で定めるところによる」の文を加えることを求め、また、法律の改正が実現した際には、これらの事務を行うに必要となる財源措置をあわせて求める。	・屋外広告物法第7条 ・第8条、第28条 ・平成16年12月17日付け国都公報第148号「国土交通省 都市・環境整備局 長通知」「屋外広告物法の一部改正について」12.(4) 国土交通省 広島県	国土交通省 広島県	C 対応不可	屋外広告物法では、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重に行政を行う事態を選けるために、そのいずれかが、屋外広告物行政を一元的に担当する体系となっている。都道府県は、より広域的な観点から屋外広告物行政を行っており、市町村の屋外広告物に係る事務を適切に補完するためにも、都道府県知事が条例により権限移譲することが適切である。	景観行政団体となった市町村は、それぞれの景観計画に基づき、独自に屋外広告物を規制する条例（以下「市町村条例」という）を制定できるが、その際には都道府県と協議・調整のうえで制定している。このため、当該市町村条例で規制されている部分については、都道府県の屋外広告物条例の規制を受けない。 よって、国土交通省が懸念するよう重複して二重に行政を行うようなことは生じない。 市町村条例で屋外広告物を規制していく中、簡易除却等のみ都道府県からの権限移譲に頼らざるを得ない状況は国が主張する「一元的に担当する体系」とは言えず、一元的な体系を実現するために制度改正を求めるものである。 また、独自に市町村条例を作成している場合、簡易除却等も含めた規制を一元的に行える方が、効率的であり、より市町村独自の計画に沿った景観を実現しやすいと考える。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
279	電気自動車用充電器の公園施設としての位置付けの付与	都市公園法施行令を改正し、電気自動車用充電器を公園施設として位置づけ、公園管理者による電気自動車用充電器の設置を可能とすること。	公園施設の具体的な種類については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例により定めることとするべきである。 それまでの間にについては、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			D 現行規定により対応可能	公園管理者が、都市公園本来の効用を享受する人々の利便に供すると判断して、公園施設である便益施設としての駐車場に電気自動車用充電器を設けることは、可能である。 現行規定でも可能である旨の明確化について、検討して参りたい。
384	国土利用計画法に基づく土地売買等届出の届出期限の緩和	国土利用計画法第23条第1項に基づく大規模土地取引に係る土地売買等届出(事後届出)の届出期限を、現行の2週間以内から3週間以内に緩和することを求める。				C 対応不可	国土利用計画法の事後届出制における期限内(契約締結後2週間以内)届出の必要性については前回お示したとおり。 ① 土地取引の規制に関する措置として、取引の動機となつた土地の利用目的について審査・勧告を行うことができるとしており、これが適正かつ合理的な土地利用を図るために支障があるときには、速やかに是正を求める必要があること ② 高額の土地取引の発生等の事情により、監視区域の指定等機動的な地価対策を講じる必要が生じる場合に備え、個々の契約締結後速やかにその内容について把握する必要があること とされているところである。 今後とも、速やかな届出を求める制度趣旨についての理解の増進や、本制度の更なる周知徹底、運用改善策の促進が図られるよう、きめ細かに相談等に対応してまいりたい。
382	違反広告物に対する簡易取扱等に係る景観行政団体への権限移譲	屋外広告物法第28条により屋外広告物事務を行う景観行政団体である基礎自治体に対する権限移譲ではなく、自らの判断と責任で簡易取扱等を実施できるよう制度の見直しを行うとともに、それに応じた普及交付税等の必要な財源措置を講じること。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	屋外広告物法では、違反広告物の強制撤去等、景観法と比べてより大きな権限が付与されることや住民、屋外広告物業者等の意見可聴性を損なわないために、原則として、広域自治体たる都道府県が屋外広告物行政を担うこととしている。 その上で、屋外広告物法第28条では、都道府県が条例を定めた場合には、景観行政について能力と意欲のある市町村である景観行政団体に対して、特例として事務権限を移譲し、屋外広告物行政を行なうことが可能な制度としている。 一方で、地方自治法第252条の17の2の規定に基づき、都道府県は、都道府県知事の下で、市町村の事務の一部を、都道府県が条例を定めることにより、市町村が処理することができる。 いずれにしても、屋外広告物法第3条から第5条まで、第7条又は第8条の事務については、広域自治体たる都道府県が屋外広告物法及び地方自治法の規定を適用して適切に条例を定めることにより、景観行政団体たる市町村が景観行政と屋外広告物行政を一元的に行なうことが可能である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な申請事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
442	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件の拡大	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件として、農山村、中山間地域を対象に加えることを求めます。	【現状】 岐阜県の地籍調査実施率(平成25年度末)は15%であり、全国の51%と比較して、非常に遅れている。特に、農山の8割以上を占める山林部は14%と、他の地区(人口集中地区15%、宅地17%、農地25%)に比べて遅っている。また、第6回国土調査事業10箇年計画(岐阜県計画では、平成22年度から31年度までの10年間で770km ² を地籍調査を実施する(平成31年度末に実施率23%とする)こと)を定めている。 【支障事例】 地籍整備を推進するための地籍整備推進調査費補助金制度は、地方公共団体及び民間事業者が、用地測量等の成果を活用して、国土調査法第19条第5項規定による申請を積極的に行なうよう促されるものであるが、補助対象地には、平成25年度末時点での当県の地籍調査対象面積は625km ² のうち当直制度の対象面積は369km ² で、約7割の土地が補助対象外のため、現行制度では山林部の地籍整備率の向上がほとんど見込めない。 【支障事例の解消策及び効果】 公共事業等に伴う用地測量は、補助対象地域である都市部(人口集中地区及び都市計画区域)外でも多数実施されており、また、補助対象地域外の市町村から補助制度の相談も受けていることから、補助対象地域要件として農山村、中山間地域を加えることで、更に積極的に法第19条第5項規定に係る申請が行われることが予想され、地籍調査の進捗率が特に低い山林部の地籍整備の推進を図ることができると考えられる。	地籍整備推進調査費補助金制度要綱第3第1項	国土交通省	岐阜県	C 対応不可	地籍調査の進捗率は全国で51%で、その内訳を見ると都市部(DID)が23%、林地が44%、農地等が7%となっている。このように、都市部では山村部と比べて、特に進捗が遅っているところである。 このため、第6回国土調査事業10箇年計画(平成22年3月25日閣議決定)では都市部(DID)での地籍調査を一層進めることが定められるとともに、平成22年度には都市部における地籍整備の推進を目的とした「地籍整備推進調査費補助金」が創設されたところである。 県のご提案にもあるように、山村部における地籍整備の推進が重要であることは国としても認識しているところであるが、対象地域要件を農山村部及び中山間地域に拡大することは、本補助金の創設趣旨を把握する限りは、依然として予算を都市部に重点で割り切らなければ、都市部における進捗を遅らせる「どもつなづかなかね」である。 山村境界基本調査の予算額は、平成25年度の250百万円をピークに平成26年度の予算額と平成27年度の概算要求額は151百万円と抑えられており、事業実施を希望する県内の市町村の要望が先送りされている状況である。 また、公共事業等に伴う用地測量を実施した地域について別途地籍調査事業を行なうという二重投資を抑制する効果も期待できることから、補助対象地域の要件緩和について、是非ともご理解願いたい。	進捗が遅れている都市部の対策を重視する国土交通省の考え方も理解できるが、林地の境界を知る者が高齢化しているため山村部の地籍調査も急がなければ、将来境界を確定すること自体が非常に困難になる。	
646	都道府県が行なう公共測量の実施、終了時における公示義務、公共測量における永久標識及び一時標識の設置、撤去、移転、撤除等に係る都道府県事務の廃止	事務の簡素化の観点から、公共測量の実施時及び終了時における都道府県の公示義務を廃止し、測量計画機関が行なうことを求めます。 【制度改正の必要性】 測量法第14条及び第39条により、公共測量においては、都道府県は、測量計画機関から届けを受けた時は、その実施時及び終了時における公示が義務付けられますが、本県においては、平成25年度に48件×2(実施、終了)=96件の実績がある。当該制度は、広く一般に周知することによって、関係地の住民に、いつ、どこで公共測量が行なわれる、そのために必要な、土地の入り及び通知、障害物の除去、土地等の一時使用、土地の収用又は使用権利の行使等が記り得ることを知らせるものであるが、周知については測量計画機関が直接行なうことが可能と考えられる。事務の簡素化の観点から、都道府県事が公示する必要性に疑問がある。 また、公共測量における永久標識及び一時標識の設置、移転、撤去、撤除等に係る都道府県事務については、その届出を関係市町村長に通知することとなっている。都道府県事務に通知する必要性を持たなく、都道府県事務が関与する事務については、事務の簡素化の観点から、必要性に疑問がある。 【具体的な効果】 これら事務の変更により、80時間／年程度の事務の簡素化が図られると思定される。	測量法第第14条、第21条、第23条、第39条	国土交通省	長崎県	C 対応不可	1. この公共測量実施の公示が都道府県知事に行なわれる趣旨は、① 関係地域の住民に、いつ、どこで公共測量を行なわれ、そのためには必要な法第15条の規定による土地の立入り、法第16条及び法第17条の規定による障害物の除去、法第18条の規定による土地等の一時使用並びに法第19条の規定による土地の収用又は使用権利の行使等が記り得ることを周知せしめ、行政運営の透明化を図ること。 2. 都道府県知事が都道府県外に公共測量の実施及び終了時に、公共測量の実施主体の公共団体に、あらかじめ当該地域の公共測量の実施状況を知らせ行政運営室の効率化を図る。 3. 公共測量の実施主体は、国の機関、都道府県、市町村、その他の公共団体やインフラ企業等であり、各実施主体が周知を行う場合、公共測量の実施を周知するには、全ての機関が公示する方法が最も効率的である一方、公共測量は一部の機関を除き同一の都道府県内を測量地として実施される。 都道府県知事が都道府県外の公共測量について一元的に公示することで、確実な周知最も効率的に図ることができる。 ことにより、「測量の重複を除き、正確で精度の高い測量を実施する」という法の目的達成するためのものであることから、本規定による全国的に統一した定めが必要である。	意見については、了解するが、公共測量実施の公示方法が、より簡素なものとなるよう、今後、検討をお願いする。		
655	山林の土地境界確認方法の簡素化	山林の境界確認について、代表者以外の権利保護を図ることを前提として、地権者全員でなく、代表者のみによる境界確認を可能とすることを求める。	【制度改正の必要性】 大野市内の広大な山林において境界が確定していないことにより、村離れや森林の荒廃が進んでおり、森林の多面的機能の低下で台風等の豪雨により土砂崩れや災害が近年多発している。これを受け、市としては順次、市内各地で地籍調査を進めているが、予算の制約、制度の制約、未相続等もありなかなか境界の確定が進まない状況である。 については、権利者が複数いる場合は、権利者確認に要する時間を短縮化するため、代表者(地権者の代表、地権者以外の現地に精通した者)のみにより境界確認を行なうことを可能とした。 【意念の解消】 代表者でない者の権利が侵害される恐れがあるが、予防措置として、異議・誤りを申し出る機会を設けて対応することにより、問題は生じないと考える。 例えば、度々訴訟に巻き込まれる土地利用に関する制度をみると、實権の消滅など、公告後一定期間内に権利者(確知できない者)から申し出がない場合は、関係者の同意、権利の消滅を認めた制度がある。一方で、井戸地の境界確定について、土地利用の制度同様、公告、定期開催に必要にして期間を設定の経験を行い、代表者以外(確知できない者)の権利保護を図ることにより、代表者のみの境界確認を可能にできない。	地籍調査作業規程規則、第23条、第30条第1項、第22項 地籍調査作業規程規則適用基準第15条の2 平成23年3月18日付け国土第663号 国土交通省山地・水資源局国土調査課長通知	国土交通省	大野市	D 現行規定により対応可能	地籍調査の成果は、登記簿に地図として備え付けられ、土地に関する権利の第三者に対する抗辯事由を構成するから、地籍調査は高い精度と信頼性が求められる。また、地籍調査の際の筆界確認において、土地所有者の確認を得た上で調査した場合には、得失ために地籍調査の成果にに関する境界紛争が発生する蓋然性は極めて高くなることが想定される。 これらのことから、地籍調査の筆界確認の際、土地所有者等が複数名いる場合には、原則として全土地所有者等から確認を得る必要がある(地籍調査作業規程規則第30条第1項)。当該土地所有者等からの委任状を頂くことができれば、筆界確認を委託された代表者のみによる筆界確認は可能である。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
442	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件の拡大	地籍整備推進調査費補助金に係る補助対象地域要件として、農村部、中山間地域を対象に加えることを求める。		【全国市長会】 中山間地域における地籍調査の進展を図るべく、積極的な検討を求める。		C 対応不可	山村部では、所有者の高齢化や村離れの急速な進展等により地籍調査の実施が極めて困難であり、山村部における地籍整備の緊急性は国土交通省としても重々承知している。しかし、都市部の地籍調査の進捗率は23%と林地の44%に比べて半分程度であり、都市開発の円滑化等のためにもその推進は極めて重要な課題である。 このような状況から、平成22年度には都市部における本補助金制度を創設するとともに、国直轄の基本調査(都市部官民境界基本調査、山村境界基本調査)を創設し、都市部や山村部における地籍整備を積極的に推進してきている。 また、東日本大震災の教訓として、地籍調査の実施により被災後の迅速な復旧・復興に貢献することが再確認されており、山村部や都市部の被災想定地域における地籍整備を推進することは重要である。特に、都市部は人口等が集中し、被災後は甚大な被害が生じたため、その推進は喫緊の課題である。 その後、国土審議会小委員会により今後の国土調査のあり方等を示す報告書が公表された。同報告書では、災害への備えとしての地籍整備を優先的・進めることとされ、各省ではこれまで地籍整備を積極的に推進する必要があると考えている。一方、自治体としては財政の厳しい状況でござり、本補助金や山村境界基本調査等の予算は減少傾向にあるが、当省としては、地籍調査費負担金や国直轄の基本調査の所要額の確保に向けて最大限努力しているところである。これに加えて、当省では同報告書で示された、効率的な手法(山村部での航空写真やランドマークGPS等を用いた測量手法など)の導入に向けた検討に着手しているとともに、厳しい財政状況を考慮し、国土調査以外の測量・調査成果を最大限活用して地籍整備を推進する際の申請に伴う負担軽減等の検討を進めることとしている。 上記のような取組を通じて、山村部等における地籍整備の推進に引き続き努めていくが、本補助金については、制度の創設趣旨を踏まえ、都市部に重点化して地籍整備を推進することが必要であると考えている。
646	都道府県が行う公共測量の実施時及び終了時における公示義務、公共測量における永久標識の設置等に係る都道府県事務の廃止	事務の簡素化の観点から、公共測量の実施時及び終了時における都道府県の公示義務を廃止し、測量計画機関が行うことを求める。 また、公共測量における永久標識及び一時標識の設置、撤去、維持及び後棄の通知について、都道府県を介せず、測量計画機関が関係市町村へ通知するよう求める。				C 対応不可	公共測量実施の公示の必要性については第1次回答で納得いたいたいものと考えているが、公示の手段については、測量法では特段の定めはないので、各都道府県の実状に沿った最も効率的な方法をもって事務処理を行っていただきたい。
655	山林の土地境界確認方法の簡素化	山林の境界確認について、代表者以外の権利保護を図ることを前提として、地権者全員ではなく、代表者のみによる境界確認を可能とすることを求める。	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところで、現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
664-1	駐車場法施行令の見直し	<p>駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した過剰な取扱いがほぼ認められない。設置基準が一律で政令で定められており、適切な運用をせざるを得ないのが現状である。また、自動車の環境性能の向上により、基準が過大と見なされる場合もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。</p> <p>一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けていることに対応して改訂が必要である。</p> <p>また、建物物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならないといふ。『内部の空気』の計算方法を国交省で確認したところ、駐車マックスの合計面積×高さではなく、より厳しい『路もしくは地区の見直し』が必要である。</p> <p>一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けていることに対応して改訂が必要である。</p> <p>また、建物物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。</p> <p>【懸念の解消策】 懸念無し</p>	<p>【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き路外の規定が適用しないことから、基準に適合させられない。例えば、公園や交差点からの距離を確保するために既存駐車場の出入口を狭めるなどの指導をしており、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来たす場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入り支障がないと想定されるにも関わらず、実際には即ちいい指導を行なうなど対応に苦慮している。</p> <p>また、建物物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならないといふ。『内部の空気』の計算方法を国交省で確認したところ、駐車マックスの合計面積×高さではなく、より厳しい『路もしくは地区の見直し』が必要である。</p> <p>一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けていることに対応して改訂が必要である。</p> <p>また、建物物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならないといふ。『内部の空気』の計算方法を国交省で確認したところ、駐車マックスの合計面積×高さではなく、より厳しい『路もしくは地区の見直し』が必要である。</p> <p>一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けていることに対応して改訂が必要である。</p> <p>また、建物物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。</p> <p>【懸念の解消策】 懸念無し</p>	<p>E. 提案の実現に向けた対応を検討</p>	<p>【駐車場法施行令第7条】 ・原公公園からの距離 駐車場法施行令第7条については、一定の規模以上の路外駐車場を利用する自動車の安全及び道路交通との調整を図るためにものであり、特に、児童公園については多くの児童が利用する施設であり、児童保護の観点より、規定されたものです。 そのため、各都市の実態を調査・分析した上で、今後見直しも含め検討を行う予定です。</p>	<p>小規模な街区公園等で道路交通や児童保護の観点から問題ないと思われる場合であっても、柔軟な対応ができる窓口での対応に大変苦慮しており、早急な検討をお願いしたい。 また、検討の具体的なスケジュールを示していただきたい。</p>				
664-2	駐車場法施行令の見直し	<p>駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した過剰な取扱いがほぼ認められない。設置基準が一律で政令で定められており、適切な運用をせざるを得ないのが現状である。また、自動車の環境性能の向上により、基準が過大と見なされる場合もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。</p> <p>一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けていることに対応して改訂が必要である。</p> <p>また、建物物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。</p> <p>【懸念の解消策】 懸念無し</p>	<p>【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き路外の規定が適用しないことから、基準に適合させられない。例えば、公園や交差点からの距離を確保するために既存駐車場の出入口を狭めるなどの指導をしており、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来たす場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入り支障がないと想定されるにも関わらず、実際には即ちいい指導を行なうなど対応に苦慮している。</p> <p>また、建物物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならないといふ。『内部の空気』の計算方法を国交省で確認したところ、駐車マックスの合計面積×高さではなく、より厳しい『路もしくは地区の見直し』が必要である。</p> <p>一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けていることに対応して改訂が必要である。</p> <p>また、建物物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。</p> <p>【懸念の解消策】 懸念無し</p>	<p>D. 現行規定により対応可能</p>	<p>【駐車場法施行令第7条】 ・交差点からの距離 駐車場法施行令第7条については、一定の規模以上の路外駐車場を利用する自動車の安全及び道路交通との調整を図るためにものであり、その結果から、交差点の測定から5メートル以内には自動車の出入口を設置してはならないとしておりますが、同条第2項及び第3項の規定により、国土交通大臣が当該出入口を設置する道路の円滑かつ健全な交通の確保に支障がないと認めた場合は設置可能です。そのため、当該事務を委任されている地方整備局にて相談願います。</p>	<p>駐車場法施行令第7条第2項及び第3項に基づき、交差点内の出入口等を国土交通大臣が認める場合には、あらかじめ道路管理者や公安委員会との協議が必要である。</p> <p>当市では、大臣認定を事業者に指導した事例がないため、手続きに伴う審査や処理期間を把握していないが、当該認定を市が事業者に指導する場合、あるいは事業者が活用する場合には、手続きの柔軟性等が求められるので、その点について御配慮いただきたい。</p> <p>また、これまでに、大臣認定を受けた具体的な事例を御教示いただきたい。</p>				
664-3	駐車場法施行令の見直し	<p>駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や立地特性等を勘案した過剰な取扱いがほぼ認められない。設置基準が一律で政令で定められており、適切な運用をせざるを得ないのが現状であり、地元の実情に応じた設置基準、道外駐車場の改正を求める。</p> <p>また、自動車の環境性能の向上により、基準が過大と見なされる場合もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。</p> <p>一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けていることに対応して改訂が必要である。</p> <p>また、建物物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。</p> <p>【懸念の解消策】 懸念無し</p>	<p>【支障事例】 施行令第7条では路外駐車場の出入口に関する基準が定められているが、一部例外を除き路外の規定が適用しないことから、基準に適合させられない。例えば、公園や交差点からの距離を確保するために既存駐車場の出入口を狭めるなどの指導をしており、こうした措置により逆に駐車場の円滑な出入庫に支障を来たす場合がある。現地の状況を確認するとほとんど通行のない道路の交差点や、マンションの隣に設置された見通しの良い小規模公園などが障害となっている例が多く、駐車場の出入り支障がないと想定されるにも関わらず、実際には即ちいい指導を行なうなど対応に苦慮している。</p> <p>また、建物物である路外駐車場の換気施設について、施行令第12条では内部の空気を1時間につき10回以上直接外気と交換する能力を有する換気装置を設けなければならないといふ。『内部の空気』の計算方法を国交省で確認したところ、駐車マックスの合計面積×高さではなく、より厳しい『路もしくは地区の見直し』が必要である。</p> <p>一方、車の環境性能の向上や排ガス規制の強化により一酸化炭素の排出量が減少している中、事業者からは現行の計算では換気能力が過大であるとの主張を受けていることに対応して改訂が必要である。</p> <p>また、建物物である路外駐車場については近年の車の環境性能の向上を考慮しておらず、事業者に過剰な設備投資を行わせており、基準の検証、改正が必要である。</p> <p>【懸念の解消策】 懸念無し</p>	<p>E. 提案の実現に向けた対応を検討</p>	<p>【駐車場法施行令第12条】 換気装置の基準については、排ガス対応車の台数・内訳、排ガス規制や環境基準等の制度の変遷、駐車場利用者及び駐車場管理従事者の影響等、政令制定時の状況と現在における排ガス対応車の実態や制度の変更等について事実関係を調査・分析した上で、今後見直しも含め検討を行う予定です。</p>	<p>換気装置の基準に関する事業者からの問い合わせは年々増加しており、窓口での対応に大変苦慮している。早急な検討をお願いしたい。</p> <p>また、検討の具体的なスケジュールを示していただきたい。</p>				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
664-1	駐車場法施行令の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や土地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められていたため、実現的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準の適用除外の改正を求める。 また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	E 提案の実現に向けて対応を検討	検討のスケジュールについては、平成26年度に駐車場法施行令における路外駐車場の構造及び設備の基準に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、平成27年度以降、見直しも含め検討を行はずす。	
664-2	駐車場法施行令の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や土地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められていたため、実現的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準の適用除外の改正を求める。 また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	D 現行規定により対応可能	大臣認定については、地域の実情に応じた運用がされており、平成25年度におきましては、岡山市内の丁字交差点における認定事例等があります。なお、この事例では、現地の交通状況等を踏まえた上で、信号は設置されず、出入口の設置が認定されています。	
664-3	駐車場法施行令の見直し	駐車場法施行令では、路外駐車場の構造及び設置に関する技術基準が定められているが、駐車場の配置や土地特性等を勘案した適用除外の取扱いがほぼ認められず、設置基準が一律に政令で定められていたため、実現的な運用をせざるを得ないのが現状であり、地域の実情に応じた設置基準、適用除外の改正を求める。 また、自動車の環境性能の向上等により、基準が過大と懸念される条文もあることから、駐車場法施行令の技術基準について、駐車場を取り巻く環境変化等を踏まえた早急な見直しを求める。	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	E 提案の実現に向けて対応を検討	検討のスケジュールについては、平成26年度に駐車場法施行令における路外駐車場の構造及び設備の基準に関する調査を実施し、その結果を踏まえ、平成27年度以降、見直しも含め検討を行はずす。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
751	都市計画法に基づく開発許可制度運用指針の改訂	開発許可制度運用指針 Ⅲ-7 法第34条第14号等 関係 (18) 医療施設関係 において、④として「津波浸 水対策特別強化地域に指定 された市町村において、既 に立地する第二次救急医 療機関が移転する場合」を 追加すること。	—	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規 定により対 応可能	現行制度で対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。
871	都市計画決定以前の綠地について国庫債務負担行為による先行取得を可能とすること	相続等により緊急に保全が必要となる綠地の用地取得について、都市計画決定前に用地の取得を可能にする制度を見直す。	—	【全国市長会】 綠地を保存することができるよう、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不 可	国庫債務負担行為により取得した土地が事業の用に供されることを確実なものとするため、「国庫債務負担行為により直轄事業又は補助事業の用に供する土地を先行取得する場合の取扱いについて」(平成13年3月30日付け国総国調第88号国土交通省債務負担行為により先行取得する場合の取扱い要領について)(平成14年6月28日付け国総第63号)に基づき、綠地保全事業を含む都道府県局所管の補助事業について、国庫債務負担行為により先行取得する場合、公正な手続に裏打ちされた公共性の高い計画であると判断して決定したところである。しかし、このたまに至るまでの間に、特別縁保全地区等の都市計画区域が行なわれたため、綠地保全事業について、「特別縁保全地区等の都市計画区域が先行取得を認めていることである。したがって、「当該緑地の地権者から綠地保全に対する同意を得ている事業」であっても、「特別縁保全地区等の都市計画決定が行われた事業」ではない場合は、「計画の策定している事業」と同意義と見なすことはできず、国庫債務負担行為による土地の先行取得の対象要件に該当しないものと考えている。
13	実態的に法令に根拠のない農政局協議を求めていた通知の廃止	農村地域工業等導入促進法に基づき県が実施計画を策定又は変更する場合及び市町村が策定又は変更する実施計画について向法第5条第9項により県が協議に応じようとする場合の国の連絡調整を廃止すること。		【全国市長会】 市町村の関係部局が一つの計画について十分協議し、さらには近隣関係市町村との協議調整を踏った上で計画策定である場合、県との協議によることで支障はないものと考えるため、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不 可	当該通知における連絡調整の意義としては、法律の趣旨を補完するものとして、市町村又は都道府県が策定した実施計画について国に知らしめ(連絡)、国の立場から適切かどうか確認(調整)することで、よりよい計画とするものであり、実質的な協議ではない。 これは、実施計画の策定は、当該計画に基づき農工団地に立地する企業のみならず、関係市町村の住民、業者にも広い影響があるところ、計画に容れがないよう国も含めた様々な者が幅広い観点から、この計画をチェックする必要があることが背景にある。 また、現在、新規実施計画の策定も重要な一方で、過去に造成された農工団地の空き地などのように埋めいくのかといった観点も重要である。今般の事業では、近隣に利用が低廉な農工団地があるにもかかわらず、別の農工団地の面積拡大が計画される。つまり、計画の実現によって、かかる事態は当該市町村の土地利用あり方を考え土上では決して望まないわけではなく、連絡調整により国が事務的に保護する意義はこうした点にあるものと思料。 なお、本通知は地方自治法第24条の4に規定される技術的助言として位置付けられており、同法第24条の2に抵触するものではないが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。 (参考) 連絡…相手に通报すること、相互に意思を通じ合うこと 調整…誤りを整えて過不足をなくし、精よくすること (広辞苑(第5版))

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
514	運航労務検査の国から都道府県への移譲	船舶所有者及び船員の労働基準行政に関する事務及び個別労働関係紛争の解決の促進に関することを都道府県に移譲する。	労働基準行政は産業行政と密接な関係にあることから、その地域の特性を踏まえたうえで、都道府県が一体制的な行政事務として担うことでの効果的かつ効率的な行政事務の執行が可能となると考えられる。そこで、都道府県所有者及び船員との海事行政分野において、より接点のある都道府県が当該事務を所管することで、より具体的な相談業務や紛争解決に資することができる可能性があり、かつ都道府県は地域において労働組合や警察等との接点があるため、国が実施するより多様な観点からの労働紛争を図ることがができる。また、これらの事務を都道府県が実行することで、船舶所有者や船員の労使間の問題について、スピード感を持って県庁政府へ反映することが可能であると考える。	船員法第101条、第102条	国土交通省 神奈川県	C 対応不可	船員法に基づく労働行政については、これまで、他の海事関係法令によるソフト・ハード両面に亘る全局的・画一的な基準の適合性確保と一体的に、国において執行してきたところ、これは、船員法に基づく労働行政の執行に沿っては、労働行政を有する海上運送は県境を跨いで対応を行うことが多く、全局的・画一的な基準の適合性を有する海上運送は県境を跨いで対応を行うことが困難であるとして、該当する都道府県間に密に連携を取り合うことで十分であると考える。 ②海上運送にあっては、遵守すべき約法や法令が複数にわたり、それが密接不可分となっていることから、条約、海事関連法令、船舶の機械設備、船舶の運航等に亘る高度な専門性を有する者が他の海事行政分野と連携しながら行うことが必要不可欠であるため。 ③船舶との労働関係や紛争による航行安全上の問題は、海上運送事業者の維持や公共通港地である海上運送の安全の維持・密接つななりを有しているため、問題が生じないよう、専門的に適切に処理する必要があるため。 である、従って、引き続き、国において統一的に船員法に基づく労働行政を執行することが合理的である。	①各都道府県は既に環境、防災、観光等様々な分野で他県との連絡調整の実績はあるため、国が法令等で基準を定め、その基準に基づいて地方が執行することで、全国的な統一性は確保できる。また、広域性を有する海上運送について、県境を跨いで対応が多いため、該当する都道府県間に密に連携を取り合うことで十分である。 ②高度な専門性を有する者は地方職員におり、対応可能であるが、専門性を有する者が不足する都道府県では、人材の地方移管及びノウハウを持つ職員を育成する上で対応可能である。	
380	下水処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備	し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会資本整備交付金の対象とするとともに、統合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理する方針が有利ならば、下水道計画処理能力にて下水道処理区域外のし尿量を加えて計画ができるよう規制緩和すること。	【制度改正の必要性】 下水道の整備により、その地域の浄化槽やくみ取り便所は減少するため、し尿処理施設は下水道施設が整備され洗浄された分だけ処理量も減少する一方、近年、市町村の管理するし尿処理施設は老朽化により建設の時期が古いものが多く、し尿の整備が進んだ市町村については、新たにし尿処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・効率性の観点から有利である。 本事業では2町において人口減少などで下水道施設の処理能力に上限を受け入れる余裕があったためし尿処理施設の建設せずに、下水道施設と一緒に改修した事例がある。その場合に、し尿等の受入施設は下水道施設では認められていないため、下水道用地に設置する場合は暫定的な措置として国土交通省より許可外使用承認が必要だったため、し尿の受入施設は原則外使用承認が必要だとしたが、市町村の単独費での対応になつた。このためし尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、目的的使用承認不要とし、社会資本整備交付金の対象に含めることを提案する。 また、現在は1市町で同時に対応を計画しているが、1市についてはし尿の量が少なく、下水道計画処理能力を超えるため下水道施設では受入が難しい状態。このため、統合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力にて下水道処理区域外のし尿量を加えて計画ができるとすることを併せて提案する。	社会资本整備総合交付金交付要綱 下水道法第4条	環境省、 国土交通省 九州地方知事会	C 対応不可	下水道施設は、下水道処理区域の下水を処理するための施設の総称であり、下水道処理区域外のし尿等を受け入れるための施設を除く施設と設置することには困難であると考えます。 一方、整備目的の違う施設の統合については、まずは、し尿等を下水処理場で処理している事例調査、課題点、今後のニーズ等について全国的な調査をおこなって参ります。	自治体の財政事務が厳しい中で、し尿処理施設と下水道施設の統合整備は今までの自治体で望まれてることだと考えております。 一方、整備目的の違う施設の統合については、多くの問題がありますが、方針は出ないとも考えております。 さきほては、回答にありましたとおり調査等をおこなっていただき、お互いの施設について検討をしていただきたい。	
511	倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都道府県への移譲	倉庫業の営業登録、変更登録、経営変更の届出、トランクルーム認定等に係る事務、倉庫業の監査等の指導監督事務について、移譲を求める。	当該事務は、県(一部市)が行っている建築基準法の建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。 県において当該事務を実施することで、上記事務との連携を図ることででき、そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることででき、地域の特性を反映したきめ細かい施策を開拓するなどとともに、倉庫業の営業登録の許可事務と合わせて、同一の行政が建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務を効率的に進めることで、適正な倉庫業の運営を確保しつつ、倉庫業の利益を保護するなどの対応が総合的なものとなり、渋谷の円滑な整備に資する。 なお、国の手仕分けにて、從来から国が一元的に実施していること、安全対策事業者の日常的な事業活動の観点から国が引き継ぎ所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。	倉庫業法第3条～第7条、第25条、第27条	国土交通省 神奈川県	C 対応不可	1. 倉庫業は、不特定多数の人から寄託を受けた物品の倉庫における保管を行ふ業者であり、その保管機能を通じて物の需給調整、物の安定供給に貢献する重要な役割を担っている。一方で、倉庫業は、商品の流通過程における物流機能を有する倉庫業者と並んで、商品包装・運送・請求書を有しており、その動脈によって商品流通や卸売業者・簡便な商品包装金額のための効率的利用を図る。商品包装の公的力の確立が必要である。 このように、倉庫業は高い公益性を有していることから、倉庫における安全の確保や、事業の適正化実現に図る役割がある。そのため、そのために国による全国一律の標準規格の制定が求められる。 2. また、物流分野においては、倉庫業者、海運事業者、航空事業者、港湾運送事業者、トラック運送事業者等の物流事業者や主要企業等が、県外を離れて立地する傾向がある。そのため、事業の適正化実現の確保等に当たっては、トランクルーム、港湾運送事業者の輸送の問題を解決するため、倉庫業者も物流拠点としての機能を有しならざるを得ない。 倉庫業の登録基準は、省令によると建築基準法その他の法令により適合しているところがあるが、建築基準法は都道府県も制定しており、専門力に欠けるとは言えないが、登録基準を斟酌すべき基準とした上で登録業務の執行は都道府県に委ねたところである。 倉庫業の登録等の公的行為は、国において他の物の事業者と一緒にしての実施が指揮監督が行われており、効率性がある。 3. さらに、上記の公的行為の申請を扱う倉庫業の各県の間で、国では、物流効率化法による総合効率化計画の策定を実施して、特定物流施設としての倉庫業と対象とした税制的特例措置等による倉庫業者との取組を支援しているところである。 4. なお、ご指摘のあつた都道府県等が行う建築確認事務、農地転用の許可事務及び開発行為の許可事務は、倉庫を整備する際に、建築基準法、農地法及び都市計画法の範疇から適合性を確認するものであり、倉庫に限らず、一般的な建築物の建築や土地利用の実現に際しては、開発行為の許可認可等を避けなければならないものである。したがって、倉庫業法の登録に当たっては、その登録として建築確認が必須とされることがあるが、この事務の間に差異が生じず矛盾はないものではない。	国が定めた基礎に基づき、都道府県が事務を行ふことによっても高い公益性を保有することは可能である。むしろ地方に行かれた方が、都市計画、交通安全法、物流の促進、自然環境、住環境等地域の実情に応じたきめ細かな指導監督が可能となり、これらの環境に応じた基準によって倉庫の設置が図られることで、国が行う指導監督が可能である。 また、都道府県も他の関連事業と統合して一貫的な事業の適正運営の確保に資する指導監督が可能である。 また、都道府県も他の関連事業と統合して一貫的な事業の適正運営の確保に資する指導監督が可能である。 倉庫業の登録基準は省令によると建築基準法その他の法令により適合しているところがあるが、建築基準法は都道府県も制定しており、専門力に欠けるとは言えないが、登録基準を斟酌すべき基準とした上で登録業務の執行は都道府県に委ねたところである。 倉庫業の登録等の公的行為は、国において他の物の事業者と一緒にしての実施が指揮監督が行われており、効率性がある。 なるべく早く実現していきたい。 倉庫業の登録時の事務についても権限移譲を行うことで、申請者の利便性を高めるものと考える。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
514	運航労務検査の国から都道府県への移譲	船舶所有者及び船員の労働基準法に関する事業及び個別労働関係紛争の解決の促進に関することを都道府県に移譲する。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>地方運輸局においては、船員と船舶所有者等との間で生ずる海上労働特有の労働条件等に関する個別労働関係紛争を解決せしめる事業を実施している。海上労働についていえば、陸上から隔離される独立性、「医療等の支援や整繁程がおびひ難い自己完結性」、「気楽・楽観的」の効率性、「労働の危険性」、労働と生活が一体となる性質などという特徴がある一方、船員の労働条件や労働時間等の特徴を持ち合わせる特徴があるため、船員、船舶の運航及び船舶の安全等の海事行政を一括して所掌する地方運輸局者が、船員と船舶所有者との個別労働関係紛争について、自主的解決及びあっせん等の解決へ導くことが両者にとって有益であり、効率的である。</p> <p>海上を航行する船舶における船員法関係法令の違反事案については、全国的に広域的に本船を追跡し、本船を監督する必要があり、全国の運輸局等が連携して一元的に船舶の運航労務監査を実施することが合理的であり、効果が高い。</p> <p>さらに、各地方運輸局等においては、労働行政に携わる専門性を有する職員を長期的に配置しており、異動等によるシヨウの過程で船員労務官をはじめ種々の海事行政課題を経験することで確実に実務実験する人事システムを構築している。そのため、新規都道府県がこのようなシステムを構築することの合理性は乏しく、引き継ぎが実施することが効率的である。</p>
380	下水処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備	し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会費を整備交付金の対象とすることで、総合的に下水道施設に下水道事業の無制限な拡張や費用の原因者負担の原則の崩壊につながらないよう配慮いただきたい。	【全国市長会】 提案に賛同する。 ただし、公共下水道事業の無制限な拡張や費用の原因者負担の原則の崩壊につながらないよう配慮いただきたい。			C 対応不可	頂いたご意見に配慮しつつ、調査等を行ってまいります。
511	倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都道府県への移譲	倉庫業の営業登録、変更登録、軽微変更の届出、トランクルーム認定等に係る事務、倉庫業の監査等の指導監督事務について、移譲を求める。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<ol style="list-style-type: none"> 1 物流事業事務の一括的実施による倉庫業の適正な運営の確保 2 物流事業事務の一括的実施による事業者の利便の確保 3 倉庫証券の円滑な流通確保には国による倉庫業の事務実施が必要 4 大規模災害時には国による広域かつ迅速な支援物資物流体制の構築が必要といつ観点から事務・権限の移譲は困難である。 <p>詳細については別紙の通り。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
745	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	国民の命を守ることを最優先に、第二次救命医療機関や被災施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかるらず、単独での移転が推進されるよう、南海トラフ地震対策法第12条及び第16条の規定の見直しを回ること。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河沿岸の低地部においては、津波浸水想定区域や津波危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救命医療機関や要配慮者施設が存在している。 また、最大で15m以上の津波が想定される太平洋側に、約80人が入所する特別養護老人ホームが存在している。 これらの施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合は、津波避難対策緊急事業計画を作成し、同法に基づく国の補助の特例や集中移転促進事業に係る特例措置を受けすることが可能であるが、単独での高台移転は特例の対象外となっている。 しかししながら、これらの施設の周辺には住居がない、もしくは住居が少なくなく、集団移転促進事業の対象にはならない状況となっている。こうした民間の要配慮者施設（要配慮者施設）の災害時避難ネットワークを中心とした対応能力の確保、入所者の命の確保を進めるのに必要な措置であるため、要配慮者施設が単独で高台移転が行えるよう、同法第12条及び第16条の規定の見直しを図る必要がある。	南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条及び第16条	内閣府、国土交通省	豊橋市	C 対応不可	ご提案の趣旨を確認したところ、要配慮者施設の単独移転について、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南トラ法」という。）第13条の特例の対象となる同法第12条第1項の事業として措置することで、又は防災集団移転促進事業の対象を拡大することで対応できないかとのことであったが、後の防災力向上とともに、津波避難対策緊急事業計画を作成し、同法に基づく国の補助の特例や集中移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（以下「防集法」という。）に基づき住民の居住に適当でない認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するためのものであり、南トラ法第16条において防災集団移転促進事業に関連して必要と認められる場合に限り要配慮者施設の移転について特例が設けられたものの、防集法の趣旨に鑑みれば、住居の集団的移転に関連しない要配慮者施設の防災集団移転促進事業による移転は不可能である。	要配慮者施設の中には、高齢者が特別養護老人ホームなどに住民票を移し、世帯主として居住している施設もある。このような状況の中、特に高齢者は土石流・地震に對策して、災害時要配慮者間連続施設を支障無く移動することにより、具体的な内容を検討する必要がある。こうした施設は、要配慮者施設においても、「命を守る」ことを最高の優先課題として、実効的な移転事業を推進するため、特に居住実態のある要配慮者施設については、住居と同様に防災集団移転促進事業による移転を認めるなどの検討をしていただきたい。	
	河川法に基づく流水占用料等の徴収方法を条例で定めることとする規制緩和	河川法第32条で政令に委任している流水占用料等の徴収方法を、条例で定めることを可能とする規制緩和。	【支綱】河川に係る流水占用料等（河川法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の内の登録を受けた者から徴収することができる流水占用料、土地占用料又は土石占用料その他の河川産出物採取料をいう。）については、河川法施行令第18条第2項に定めるところにより、流水占用等の期間が複数年に及ぶ場合でも毎年度徴収しなければならない。しかし、本県の流水占用料等のうち特に土地占用料については、毎年の調定件数千数百件のうち高額料2件（ゴルフ場）を除けば、平均が3,000円程度と低額である。このように低額な流水占用料等も毎年調定、徴収業務を行うことは、行政手続の簡素化の観点から問題がある。	河川法第32条第2項 河川法施行令第18条第2項	国土交通省	佐賀県	E 提案の実現に向けて対応を検討	占用料の徴収については、流水占用において、通水を始めた後に実際に流水を行った期間について徴収するという考え方を主張し、年度を区切り徴収する制度となっていたところであるが、その一方で毎年調定、徴収業務を行うことは、行政手務の効率化の観点から問題がある。この提案は、各自治体がそれぞれの状況に応じて占用料の支払い方法を定めらるようにしていただきたいというものであり、これが実現すれば、本県としては申請者が希望された場合に占用料の一括支払いができるようになります。	提案は、各自治体がそれぞれの状況に応じて占用料の支払い方法を定めらるようにしていただきたいというものであり、これが実現すれば、本県としては申請者が希望された場合に占用料の一括支払いができるようになります。	県の行政コスト削減による行政の効率化と、申請者の負担軽減による住民サービスの向上を図るために行うものであり、占用者の負担の増加等についても、慎重に検討する必要がある。
10	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承認基準の緩和	かんがい用水の目的外利用（畜産用水等）について、変更・新規取得手続、目的外利用申請の簡素化及び目的外利用に伴う国庫補助金の返還を不要とするよう制度改正を要望する。	本市南部にはカカルト地形の大地が広がっており、河川・地下水に乏しいため、県が国庫補助で整備した畑地かんがい施設により、農地のかんがいを行っている。しかし耕作放棄等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生しており、将来的に当該施設の維持管理が困難となることが予想される。	河川法第23条、補助事業等に上り取扱し、又は効用の増加・財産の処分等の承認基準について（平成20年3月23日20経第38号農林水産省大臣官房経理課長通達）第4条	国土交通省 農林水産省	新見市	C 対応不可	河川法第23条に基づく流水の占用は、東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決（東京地裁S36、最高裁S44）、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決（最高裁S37）において、ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用することとされています。	河川の流水は公共の資産であり、水利使用を許可できる河川の確保と、利水者間の円滑で円満な水利秩序を維持するため、流水の占用を行いたい場合は河川管理者からの許可が必要となっています。	本市南部に整備された畑地かんがい施設は、耕作放棄地の増加により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生している状況である。その余剰分を当初目的の畑地かんがいのみならず、農畜産業全体の振興のために活用できるよう再度検討をされたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
749	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正	国民の命を守ることを最優先に、第二次救命医療機関や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかわらず、単独での移転が推進されるよう、「南海トラフ地震対策特措法」第12条及び第16条の規定の見直しを図ること。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	防災集団移転促進事業とは、移転促進区域内の住民が防災上安全な住宅団地で住宅建設及び生活再建を図ることができるように、移転者個人がそれぞれ自己の居住の用に供する住宅を建築する場合に必要な一定規模以上の土地の整備等を支援し、当該区域からの住居の集中移転を促進するものであるところから、社会福祉施設として事業者が経営する特別養護老人ホーム等の業務施設の移転を支援の対象とすることはできない。
1	河川法に基づく流水占用料等の徴収方法を条例で定めることとする規制緩和	河川法第32条で政令に委任している流水占用料等の徴収方法を、条例で定めることを可能とする規制緩和。	地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、流水占用料等の徴収について必要な事項については、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	○ 占用料の徴収については、流水占用において、通水を始めた後、実際に通水を行った期間について徴収するという考え方を念頭に、年度を切り徴収する制度となっているところである。 ○ 本提案事項については、「県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申請済入には様々な懸念が想定され、例えば① 各自治体には、新たに申請者へ希望を聴取する事務が発生することになり、かえって事務の負担が増えないか。② 申請者の希望が少ない場合には、果たして行政コスト軽減に資するのか。③ 許可期間中の税率変動や税率が異なることで、条例による金額改定をした場合、年度毎に納入する者との公平性や、都道府県の収入面の問題がないか。また、金額が改定した場合には差額を徴収する旨の規定を設け、後年度に徴収するのであれば、徴収事務が複雑化するのではないか。などの条例制定上又は制度導入上の課題が考えられるため、今後、各地方公共団体等の意見も聞きながら、慎重に検討を進める必要があると考えている。
10	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承認基準の緩和	かんがい用水の目的外利用(畜産用水等)について、変更、新規取得手続き、目的外利用申請の簡素化及び目的外利用に伴う国庫補助金の返還を不要とするよう制度改正を要望する。	「目的外利用申請の簡素化」は、利水と治水の調整がしっかりと図られるよう制度設計を構築する必要がある。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	○ 河川法第23条に基づく流水の占用は、東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37)において、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を掛け的・継続的に使用すること」とされており、必要な限度以上の流水を引き続き占用することは認められない。 ○ なお、要望にあるように畜産用水や工業用水等として使用したいのであれば、かんがい用水の水利権を減量し、目的に応じた新規の許可を取って頂きたい。 ○ その場合は、かんがい用水の許可申請に使用した河川環境の調査や取水施設等のデータを活用することで、簡素な手続にできる場合もある。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
36	流水占用許可等の手続き及び流水占用料等の徴収の手続きに係る見直し	<p>[支障事例] 本県においては、河川法第32条第1項の規定に基づき、条例により、同法第23条等の流水占用料等を受ける者に対して流水占用料等の納付義務を課しているところであるが、経営が健全でない法人等が未納のまま許可等の更新を行ふ例があり、占用目的が適切に実行されない懸念がある。 (河川流水占用料等の未済額: 平成25年年度 29,927千円)</p> <p>【健全性の審査対象と、占用の目的を限定する】 現行の占用許可に当たっては、治水・利水上の観点から許可基準を定めており、申請者は許可を受けた後、占用の目的を安全かつ確実に実行できるかどうかを観察が欠けている。</p> <p>①河川法施行規則第1条第2項等に定める流水占用料等の申請書類に、申請者の「法人登記簿」、「財務諸表」及び「流水占用料等を納付することを証する書類」を追加していただきたい。 ②河川法施行令第18条の改正により、許可の附款、「解除条件」として、流水占用料等の納付義務を課すことができるようにしていただきたい。</p>	<p>・河川法施行規則第11条第2項 ・河川法施行令第18条第2項</p>	国土交通省	茨城県	C 対応不可	<p>・占用許可等と流水占用料等の徴収は別個の処分であり、許可権者と徴収権者も異なるところであり、流水占用料等の未納を占用許可等の取消しや更新拒否の事由とはさせない。</p> <p>・流水占用料等の未納に際しては、河川法第74条の規定に基づいた強制徴収の手続きにより解決を図るべきものである。</p> <p>・占用許可等の審査に当たっては、河川管理者は申請者の経営の健全性を確認するものではないため、本提案の条文を追加することはできない。</p> <p>・以上のことから、占用許可等に係る申請書類を追加し、申請者に対して規制強化になるような本提案については応じられない。</p>	未納占用料の削減を目的として提案したものであり、申請者への新たな規制を課すことなく実効性のある方法がとれるか検討していただきたい。	
705	準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決済事務の権限移譲	<p>[権限移譲の必要性] 1. 国有財産法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に隣接する土地所有者からの申請に基づき、県が準用河川の境界会立を行っている。 2. 不動産登記法に基づく県の事務 都道府県は、準用河川に供する国有財産について、所有権保全登記等の登記嘱託を行っている。 河川法に基づく市町村の事務 市町村は、準用河川の機能の維持のため、準用河川の管理者として、準用河川の境界会立を行っている。 市町村は、準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産法等に基づく財産管理としての境界会立、登記嘱託等の事務も市町村が行うことが基準的である。 ・都道府県の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについて、隣接地との境界確認を行っている現状があるため、法改正による市町村への権限移譲を行うべきである。 【都県における事務の実績】 国有財産法に基づく県の事務 平成22年度から平成24年度 実績なし 不動産登記法に基づく県の事務 平成22年度、平成24年度 1件 【特例条例による市町村への移管状況】 本県内 22ともに42市町村中、32市町村(76.2%) 全国: 国有財産法に基づく事務→31道府県、不動産登記法に基づく事務→22道府県</p>	<p>河川法第100条、国有財産法第9条第3項、第31条の2、第31の3、第31条の5、第6条第2項第1号引にに基づき、準用河川の用に供する国有財産で国土交通省所管のもの、取得、維持、保存、運用及び処分については都道府県知事が行うこととされ、当該事務は第一号法定受託事務に位置付けられている。</p> <p>・都道府県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2の規定に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。これと並んで、現行の法令の規定により対応可能である(条例による事務整理特例)。</p>	国土交通省、財務省	鹿児島県	C 対応不可		<p>準用河川の機能維持の事務は、河川法に基づき、河川管理者である市町村が行っている。</p> <p>一方、準用河川の敷地は「地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法律」(平成12年法律第87号) (以下「分権一括法」という。)によると、市町村は、国有財産の公有財産と混在する状況となっており、市町村は、その部分については、国有財産法及び同法施行令に基づき、都道府県が都道府県の市町村の両方が存在する状況であり、元住民によって主体が分かれている状況にある。</p> <p>このように、市町村は準用河川の財産管理者と河川管理者としての二つの役割を負っていることから、市町村が処理することとされるべきである。これと並んで、現行の法令の規定により対応可能である(条例による事務整理特例)。</p>	
5	道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大	<p>[制度改正の必要性] 都道府県が管理する指定区間外国道には適用されないところだが、この基準は都道府県又は市町村のものとされており、道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。</p>	道路法第30条第3項	国土交通省	愛知県	C 対応不可	<p>1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車国道と併せて全國的な幹線道路網を構成し、国土を縦断、横断又は循環して、都道府県所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が合せで指定されているところであり、国が責務を有する路線である。</p> <p>2. 指定区間外国道には、体制上の限界等を理由として、地方公共団体がその維持、修繕、災害復旧その他の管理を委託しているところであるが、本来的には国が責務を有するものである。</p> <p>3. このため、指定区間内国道と一体となつて、一般国道の機能を發揮する必要があり、道路構造基準についても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきである。対応は困難である。</p>	現在、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図る観点から、直轄国道・構造基準は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体がその維持、修繕、災害復旧その他の管理を委託しているところであるが、本来的には国が責務を有するものである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
361	流水占用許可等の手続き及び流水占用料等の徴収の手続きに係る見直し	<p>流水占用許可等に当たり、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を審査対象とし、占用の目的を安全・確実に実行させたため、都道府県が有する流水占用許可等の権限に関して、</p> <p>①河川法施行規則第11条第2項等に定める流水占用許可等の申請書類に、申請者の「法人登記簿」、「財務報告表」及び「流水占用料等を納付したことを示す書類」を追加していただきたい。</p> <p>②河川法施行令第18条の改正により、許可の附款（免除条件）として、流水占用料等の納付義務を課すことができるようにしていただきたい。</p>			C 対応不可		
705	準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記権利及び境界決定事務の権限移譲	<p>不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県は、国土交通省大臣所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについては、所有権保存登記の職能を行うこととされている。また、国有財産法に基づく都道府県は、国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについては、国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限を市町村に移譲するべきである。</p>	<p>【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。</p> <p>なお、移譲する場合には、都道府県がこれまでに行つてきた県井立会の記録及び所有権保存登記等の資料等をすべて市町村に引き継ぐこと。ただし、それらが電子化されているものであれば、市の既存システムに流用ができるかを確認し、できない場合は新しい管理システムの導入について協議・検討すること。</p>		<p>○ 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2に規定する「条例による事務処理の特例制度」を活用することにより対応可能であるとの第1次回答に対し、現在事務を行っている提案団体及び全国知事会からの意見では、制度改正による市町村への移譲を求める一方で、移譲の対象となる全国市長会からは、市への移譲については手挙げ方式による移譲とするよう求められている。</p> <p>○ 「条例による事務処理の特例制度」は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に配分することを可能とするもので、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じた事務配分を定めることを可能とする制度である。</p> <p>○ したがって、本提案については、全国市長会からの意見(手挙げ方式による移譲(個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲))も踏まえれば、都道府県と市町村の合意の上で進めることができると考えられることから、「条例による事務処理の特例制度」の活用により対応することが適当であると考える。</p>	D 現行規定により対応可能	
51	道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大	<p>第1次一括法の適用により、道路構造基準の一部を地域において定められたことになったが、この基準は都道府県又は市町村道のみに適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の具体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>			C 対応不可	<p>御提案のあった道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大については、前回お示しした回答のとおり、対応することはできない。</p> <p>なお、国際道路の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、国と地方公共団体が協議を行い、協議を行うものについて移譲を進めており、移譲後においては、住民に身近な地方公共団体において、地域の実情を反映した効率的な管理・活用等が図られるものと認識している。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
52	道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大	第1次一括法の適用により、道路標識設置基準の一部を地域において定められるなどだったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみに適用されるものである。【制度改正の必要性】都道府県道と指定区間外国道の同一道路管理者が2つの設置基準を使用することは、業務の煩雑化を招くとともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。	道路法第45条第2項	国土交通省	愛知県	C 対応不可	1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断、横断又は循環して、都道府県道所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、國が責務を有する運営物である。 現在、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図る観点から、直轄国道の権限移譲について国と地方との個別協議が進められている。 その際には、本提案の主旨である、地方の責任と判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実情に応じた道路整備、管理につながるようお願いしたい。 2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体による維持、修理、災害復旧その他の管理を委ねているところであるが、本来的には國が責務を有するものである。 3. このため、指定区間内国道と一体となって、一般国道の機能を發揮する必要があり、道路標識基準についても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。			
302	道路法(道路の構造の技術基準、道路標識の基準)の条例委任	道路の構造の技術基準及び道路標識の基準について、条例を制定したことであるが、条例委任については、県道及び市町村道のみに適用されるものである。【課題解決のための施策等】 県道の構造の技術基準は県が管理する指定区間外国道についても委任を受けるが、県が管理する指定区間外国道の場合は、法令の規定としては道路構造基準第30条第1項で国道と表記されていること及び2項に規定する表記がないことが支障となっている。 具体的には、指定区間外国道において、整備済み区間に新たに整備する区間(幅員が異なる)という事例が生じ、地域の実情に応じた車道(路肩)及び歩道に係る幅員設定ができない。また、管理する指定区間外国道の道路標識においても、県道の様に地域の実情に応じた文字設定ができなくなることになっている。 【その他の】 同一構造規格の場合に交差部分で、直轄国道と指定区間外国道の構造が異なることが懸念されるが、現時点では、このような事例がないため対応策は検討していない。	道路法第30条第1項及び第2項、道路標識、区画線及び道路標識に関する命令	国土交通省	福島県	C 対応不可	1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断、横断又は循環して、都道府県道所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、國が責務を有する運営物である。 2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体による維持、修理、災害復旧その他の管理を委ねているところであるが、本来的には國が責務を有するものである。 3. このため、指定区間内国道と一体となって、一般国道の機能を発揮する必要があり、道路構造基準及び道路標識基準についても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。 (意見無し)			
647	社会资本整備総合交付金の採択要件の緩和(港湾改修事業のうち維持修繕を対象としたもの(港湾施設改良費統合補助事業))	港湾改修事業のうち小規模なものは採択要件が事業費2億円以上5億円未満となっていたため、採択要件下限額を1億円に引き下げる。 【支障事例】 社会資本整備総合交付金(港湾改修事業のうち維持修繕を対象とする港湾施設改良費統合補助事業)の採択要件は事業費で2億円以上5億円未満となっており、1港で採択要件に満たない場合は、他施設の補修事業と合併するなどで採択要件に合致するよう調整が必要があり、補修箇所が点在しないような調整に苦慮している。 例えば1港の施設が全部補修となつても、他施設や周辺港湾との合併で1件2億円以上となるなければ採択不可となるため、車止めや防舷材の欠損など、安全対策の早期の補修が必要でも対応できず、港湾利用者の安全性確保が出来ないにから、利用制限等の支障が生じている。現在、採択要件に合致しない施設の補修は県独自費での対応となるが、予算不足により必要な部分的補修のみで十分な対応が出来ないのが実情である。 【制度改正の必要性】 本県管理港湾は主要港湾4港、地方港湾72港で、港湾施設約3,300箇所有り、港湾改修事業に対する港湾施設の維持・補修事業を計画的に行うための港湾維持修繕費用のための財源が困難なため、今後も統合補助事業の活用が不可欠であり、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)によって効率的な港湾の維持修繕が可能となるものと考えている。 なお、道路事業の採択要件は下限額設定なし、当該事業の市町村管理港湾の採択要件が5千万円以上となっていることから、県管理港湾の下限額を1億円程度とすることが妥当と考えている。	社会资本整備総合交付金交付要綱D-2港湾事業D-2-(1)港湾改修事業	国土交通省	長崎県	C 対応不可	国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重點化する観点から改革が行われてきたところです。その中で、事業規模要件に関しては、公共交通事業の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを行ってきたところです。 以上の経緯に鑑みれば、一般的に事業規模要件を設定することは、「国の関与の重点化」の観点から必要であると考えております。 今後とも、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。			

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
52	道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大	第1次一括法の適用により、道路標識設置基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみに適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外では、適用されない。道路管理者の具体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	御提案のあった道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大については、前回お示しいた回答のとおり対応することはできない。 なお、直轄道路の種別移動につては、昨年1月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見合せ方針について」において、国と地方公共団体が協議を行い、権限移譲等の件につけて移譲を進めしており、移譲後においては、住民に身近な地方公共団体において、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等が図られるものと認識している。
302	道路法(道路の構造の技術基準、道路標識の基準)の条例委任	道路の構造の技術基準及び道路標識の基準について、条例を制定したところであるが、条例化については、県道及び市町村道のみに適用されるものであり、県が管理する指定区間外では、適用されないこととなっている。道路管理の一体的の運営の観点から県が管理する国道についても適用できるようにすべきである。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。
647	社会资本整備総合交付金の採択要件の緩和(港湾改修事業のうち小規模などのは採択要件が事業費5億円以上5億円未満となっているため、採択要件下限額を1億円に引き下げる。)	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が主体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、市町村の採択要件下限額についても併せて引下げを望む。		C 対応不可	第1次回答のとおり。 今後とも、港湾施設の老朽化対策の推進にあたっては、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
79	社会资本整備総合交付事業における交付金間の流用について	現在、交付金事業は社会资本整備総合交付金と防災・安全交付金の2本立てになっているが、従来、一つの交付金事業で自由に利活用できていたものが事業間で出来ないケースが生じなど自由が評価されていた交付金制度の柔軟性が低下しているため、社会资本整備に必要な事業間での交付金の融通が可能となるよう、見直しを行い、交付金事業の魅力の向上、両交付金の相乗効果を発揮できる制度とする。	【地域の実情】 松山市の下水道人口普及率は59.9%（H24末）と比較して16%以上低い数字となっている。また、松山市は南予トラフ地盤防災対策推進地区にも指定されていることや耐用年数を迎える施設があるため、耐震化・長寿化も重要な課題となっている。 【国の方向性】 国では汚水処理施設の設備を今後10年間で概ね完成することを目指しており、松山市では、早急な未普及改善事業の進捗が必要となっている。 【懸念の解消策】 しらしながら、下水道財政の硬直化を防ぐため、建設投資規模の拡大は見込めない状況であり、可能な建設投資規模の中で必要な事業を効率的に進めようとして五箇条計画を策定し、計画的な事業を進めているところであるが、防災・安全交付金に含まれる浄化センターなどの施設の長寿化や耐震化は事業規模が大きく、大幅な内示率の減少に対して対応できない。従前は、未普及改善事業で調整していくが、防災・安全交付金が創設されたことにより、施設の長寿化・耐震化と未普及改善事業間の調整が出来なくなってしまったため苦戦している。	社会资本整備総合交付金交付要綱 社会资本整備総合交付金の計画別流用について（平成28年3月31日付） 国土交通省 国土交通省説明資料（HP） 「社会資本整備総合交付金制度等の関係」	国土交通省	松山市	C 対応不可	○ 防災・安全交付金は地域における老朽化対策、事前防災・減災対策等の取組を集中して支援するために創設された制度であり、各方面からインフラ長寿化計画策定の促進や老朽化対策への重点的な支援が求められている中、他の目的に自由に流用可能とすることは、同交付金の趣旨に照らし、適切でないと考えます。 ○ 一方で、これまで交付申請様式の共通化などの運用改善に努めてきたところであり、今後とも、地方公共団体の意見を伺いながら、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。	本提案は、柔軟な交付金の利活用が行なわれることにより、早期発注や繰越金の減少につながり、円滑な事業執行が行なわれるものである。 また、当然のことながら、インフラ長寿化計画や老朽化対策については、計画に基づき、適切に進行管理を進めていため、流用することで元の事業進行に影響を与えることは考えていません。 一方で、防災・安全交付金の流用可能することは、防災・安全交付金の制度創設趣旨から逸脱するとまでは言えず、本提案のとおり、より使い勝手がよくなる制度に改善することを望んでいる。	
87-1	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	要約版 【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマート携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの人々は子供たちが外遊びをしなくなったりと懸念していることから、市民にも身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10m以上」を目指にしているが現在約7.0mであり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中核市では、面積が10m以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 一方、要件緩和されている「防災公園」においては「5」備宅支援場所の機能を有する公園緑地は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、用地購入をする場合と比べて、面積が10m以上の用地確保が困難なことから、新規公園整備の推進に支障となっている。 3. イ-12-(1) 市民緑地等整備事業の借地公団の整備において、面積条件③で定められる。(平成23年度までに着手された事業に限る。)を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1) 都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。 2. イ-12-(1) 都市公園事業の交付対象事業のうち備宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設をどこまで緩和するかについて。 3. イ-12-(1) 市民緑地等整備事業の借地公団の整備において、面積条件③で定められる。(平成23年度までに着手された事業に限る。)を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。	社会资本整備総合交付金交付要綱 附属第2種 イ-12-(1)、イ-12-(11)	国土交通省	松山市	C 対応不可	都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、国は、原則面積2ha以上の規模の大きな市公園について社会資本整備交付金等により支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされており、対応は困難。なお、この財源については、既に地方債を償還するが困難である。 一方、要件緩和されている「防災公園」においては「5」備宅支援場所の機能を有する公園緑地は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、用地購入をする場合と比べて、面積が10m以上の用地確保が困難なことから、新規公園整備の推進に支障となっている。 このことは、民間開発事業者が設置するべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。 さらに、都市公園事業で街区公園の改革が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。	先の第二次一括法で委任された「市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準」について、市公園面積1.28haに改めたが、H16年度に市町合併により0.8haが追加され、本市では、H8年度からH15年度の第6次都市公園等整備7年計画の期間には、1人当たり公園面積1.28haに拡大したが、H16年度に市町合併により0.8haが追加され、実際には、約0.7mにとどまり、全国平均0.975mと比べても整備が大幅遅れている状況である。 本市では、H8年度からH15年度の第6次都市公園等整備7年計画の期間には、1人当たり公園面積1.28haに改めたが、H16年度に市町合併により0.8haが追加され、H17年度から現在までは、わずかに0.1mの増加に留まっている。 また、住民を対象とするタウンミニティーナンスの中でも、身近に遊べる公園づくりへの要望が多く寄せられているが、防災面や安心・安全な生活環境の向上のために整備が求めらるる中心市街地や周辺住宅地には、まとまった公園用地が少ない現状にあっており、対応は困難。なお、この財源については、既に地方債を償還するが困難である。 ただし、都市の長寿化の促進に関する法律、中心市街地の活性化に関する法律に基づく位置づけられているなど、政策的意義の高いものである。 一方、要件緩和については、景観的に、事業費等の交付対象事業の面積要件が500mに緩和されるなど、景観基準が緩和されるなど、周辺に存在する住宅地では適用できないことや、低層住宅地では、面積2ha未満の小規模な都市公園の整備を支援する方針である。 たゞ、都市公園事業において、面積2ha未満の小規模な都市公園の整備を支援することとしている。 このことは、民間開発事業者が設置するべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。 さらに、都市公園事業で街区公園の改革が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。	
87-2	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	要約版 【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマート携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの人々は子供たちが外遊びをしなくなったりと懸念していることから、市民にも身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10m以上」を目指にしているが現在約7.0mであり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中核市では、面積が10m以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 一方、要件緩和されている「防災公園」においては「5」備宅支援場所の機能を有する公園緑地は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 また、用地購入をする場合と比べて、面積が10m以上の用地確保が困難なことから、新規公園整備の推進に支障となっている。 3. イ-12-(1) 市民緑地等整備事業の借地公団の整備において、面積条件③で定められる。(平成23年度までに着手された事業に限る。)を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1) 都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。 2. イ-12-(1) 都市公園事業の交付対象事業のうち備宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設をどこまで緩和するかについて。 3. イ-12-(1) 市民緑地等整備事業の借地公団の整備において、面積条件③で定められる。(平成23年度までに着手された事業に限る。)を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。	社会资本整備総合交付金交付要綱 附属第2種 イ-12-(1)、イ-12-(11)	国土交通省	松山市	C 対応不可	備宅支援場所の機能を有する公園緑地は「災害発生時において、主として都心部から郊外への備宅者の支援場所としての機能を發揮する公園緑地」(社会资本整備総合交付金交付要綱附則第II編)であり、複合施設に災害時に「仮設避難施設」としてテントが張れる機能を設け、子ども達のために、追員としての楽しさを損なうことなく、災害時には、テントとして機能する複合施設としての機能を発揮する。 このことは、民間開発事業者が設置するべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。 さらに、都市公園事業で街区公園の改革が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。	災害発生時に、備宅者の支援場所としての機能を発揮する施設としては、テントを張りやすい防災バーゴラ、炊煮台のできるかまどスツール、防災器具を収納できる防災ベビーナップといった災害時利用を想定した施設であると理解しているが、近年、複合施設に災害時に「仮設避難施設」としてテントが張れる機能を設け、子ども達のために、追員としての楽しさを損なうことなく、災害時には、テントとして機能する複合施設としての機能を発揮する。 このことは、民間開発事業者が設置するべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。 さらに、都市公園事業で街区公園の改革が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
79	社会资本整備総合交付金事業における交付金間の流用について	現在、交付金事業は社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の一本立てになっているが、従来、一つの交付金事業で自由に利活用できていたものが事業間での利用が出来ないケースが生じるなど自由度が低下し、使い勝手の良さが評議されている。交付金制度の魅力度が低下しているため、社会资本整備に必要な事業間での交付金の融通が可能となるよう、見直しを行い、交付金事業の魅力度の向上、両交付金の相乗効果を発揮できる制度とする。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>○ 防災・安全交付金は地域における老朽化対策、事前防災・減災対策等の取組を集中的に支援するために創設された制度であり、各方面からインフラ長寿化計画策定の促進や老朽化対策への意点的な支援が求められている中、社会资本整備総合交付金と費用を分け、予算を確保しているところです。昨今においても、集中豪雨等の気候変動により大規模化・激甚化した水害・土砂災害等が発生しており、早期発注や総括金の減少を防止する等の理由により、他の目的に自由に流用可能とすることは、同交付金の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p> <p>○ 同一交付金の中での事業間流用等ができる仕組みとしており、円滑な事業執行にあたっては、これらの仕組みを有効活用していただきたいと考えます。</p>
87-1	都市公園等の整備に関する交付対象事業要件の緩和	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、「街区公園程度(0.25ha)」の面積に緩和。 2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設設備の施設を追加するなどとする。 3. イ-12-(1)市民緑地等整備事業の信地公園の整備において、要件③で定められた「(平成23年度までに着手された事業に限る。)」を恒久措置化。若しくは、期間延長することに緩和。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園については国が支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することされ、その財源は地方債及び地方交付税措置の対象となっているところ、ご要望にお応えすることは困難。</p>
87-2	都市公園等の整備に関する交付対象事業要件の緩和	地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、「街区公園程度(0.25ha)」の面積に緩和。 2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設設備の施設を追加することとする。 3. イ-12-(1)市民緑地等整備事業の信地公園の整備において、要件③で定められた「(平成23年度までに着手された事業に限る。)」を恒久措置化。若しくは、期間延長することに緩和。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>帰宅支援場所の機能を有する公園緑地については、大都市部における帰宅困難者の安全な避難経路を確保するため、都心部から郊外部への避難経路の沿道における帰宅困難者のための休息、情報提供等の場所となることを想定していることから、交付対象施設を休憩所やベンチ、災害応急対策施設などに限定しており、遊戯施設はその対象には含まれず、対応は困難。</p> <p>なお、ご提示の防災道具の詳細は不明であるが、一般的には災害応急対策施設として公園計画に位置づけられている施設であれば、遊戯施設としての機能を兼ねることを妨げるものではなく、社会资本整備総合交付金等の交付対象施設となる。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
87-3	都市公園等の整備に 係る交付対象事業要 件の緩和	地域の実情に合った交付 対象事業要件の緩和 1. イ-12-(1)都市公園事 業の交付対象面積要件を 「1ha以上」から、街区(面 積度(0.25ha)の面積に緩 和。 2. イ-12-(1)都市公園事 業の交付対象事業のうち 帰宅路所用機能を有す る公園地にについて、対 象となる施設設備を追 加する上に緩和。 3. イ-12-(1)市民緑地等 整備事業の借地公園の整 備において、条件③で定め られた「平成23年3月まで に着手された事業に限 る。」を面積適用、差し くは、期間延長することに 緩和。_	要約版 【制度改正の経緯】 近年のゲーム機やスマート・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなったと懸念していることから、市民にも身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。 【支障事例】 本市では、「市民1人当たりの公園面積10m以上」を目指にしているが現在約0.07mであり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住地区では、要件となっている1ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。 また、要綱緩和されている「防災施設」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。 【現状】 市では、「市民1人当たりの公園面積10m以上」を目指す一方で、面積0.07mの街区公園(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園においても「防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化」若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。 このことは、民間開発事業者が設置するみどり公園、緑地を緩和して、民間事業の促進につながる。 さらに、都市公園事業で街区公園の改修が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。	社会資本整備総合 交付金交付要綱 附則第2編 イ-12-(1) イ-12-(1)、イ-12- (11)	国土交通省	松山市	D 現行規定 により対応可 能	借地公園における施設整備については、交付対象事業の要件や交付分権期間等の条件を満たす場合、社会資本整備総合交付金の都 市公園事業を活用することが可能である。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附則第2編 イ-12-(1)の2. 交付対象事業の要件の③では、「平成23年度までに着手された事業に限る。」と期限化されているので、地方公共団体が借地公園で行う施設整備は、現行では不可と考え、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長の要件緩和を提案する。
281	老朽化する都市公園 の管理に対応した長 寿命化対象事業の要 件緩和	「公園施設長寿命化対 策支援事業」について、面積 (2ha以上)や総事業費 (1,500万円以上)などの交 付対象事業の要件の緩和 を図ること。	【現状】 高度成長期以降に整備された県内の多くの都市公園では、年々、施設の老 朽化が進展している。 (本県内の都市公園は、平成25年3月31日現在で、4,892箇所が開設されてい る。) このため、本県では、公園施設の劣化や損傷を適切に把握した上で、公園施 設の維持保全、撤去・更新等に係る費用が最もかかるよう「公園施設長寿命 化計画」を策定し、「公園施設長寿命化対策支援事業」を活用しながら、公園 施設の計画的な維持管理・更新に取り組んでいる。 【制度改正の必要性等】 この制度改正は、「公園施設長寿命化対策支援事業」は市町によって、面積要件などを 交付対象事業の要件を満たさない施設があり、近隣住民が日常的に使 用している施設でありながら、計画的な維持管理・更新を行なうことが困難な状況に あつて、利用者の安全確保に懸念がある。(そのため、市町から本県に当該 事業の要件を緩和できないか相談が寄せられているところである。) そのため、社会資本整備総合交付金交付要綱を改め、「公園施設長寿命化 対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)など の交付対象事業の要件の緩和を図るべきである。	社会資本整備総合 交付金 交付要綱 附則第2編 イ-12- (7)	国土交通省	埼玉県	C 対応不可	地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、國は、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園について社会資本整 備交付金等により支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされており、対応は困難であ る。なお、この財源について、既存の地方債及び地方交付税措置の対象となっている。合わせて、「計画的な維持管理・更新を行うこと が困難な状況」にある理由が示されておらず、対応が困難である。	維持管理・更新に要する費用については、今後さらに増加すると見込まれて いるため、維持管理・更新に係る交付要件を緩和し、必要な支援措置を講じ ていただきたい。
337	社会資本整備総合交 付金における補助要 件の緩和	・防災・安全交付金における 補助要件の緩和 平成24年度補正予算において 防災・安全交付金が創設され、個別事業分野にさらに緩 和する方針が計画する。一方で、防災・安全交付金は、消防防災、減災防災や、生活空間の 安全確保のための整備が可能となっている。しかししながら、同交付金についても、従前から ある社会資本整備総合交付金と同様、従来の補助要件に付随する申請書類を提出する。 本市は大阪平野の西部にあり、丘一つない平坦な土地で、市域の約30%に あたる地域が平均溝辺位以下の低地盤のため、南部臨海地域における雨水 排水には、専用の排水ポンプ(抽水場)を活用なければ海域へ排水ができ ない状況にある。また、市内には総延長約209kmに渡る水路が縱横に走 り、雨水排水において重要な役割を担っているが老朽化が進み、また、地震、 津波への対策も十分ではない。 上記説明は、本市特有の性質によるところが大きいため、今までの全国画一 的な補助事業には馴染まず、単独事業として整備更新を実施してきたところ である。 一方面におかれましては、平成22年度補正予算において地域の主体性を尊重し る「防災・安全交付金」制度を創設していただいたところである。しかしながら、 社会資本整備総合交付金要綱第6において、「基幹事業のうち、いかがわ いとされるものによる」として、地域の防災防災の確保に必要不可欠な事業で あっても、基幹事業に該当する事業が無い場合は交付金事業として実施するこ とができる状況にあるため、補助要件における交付金事業の実施するこ とができる状況におけるため、補助要件に付随する申請書類を提出する。 このため、地域の防災防災の確保に必要不可欠な事業であつても、基幹事業に該当す る事業が無い場合は交付金事業として実施することができない状況である。 こうした実態を踏まえ、地方が篤むる防災・安全対策へ活用できる交付金制度 となるよう、交付要綱における要件の緩和を求めるのである。	社会資本整備総合 交付金交付要綱 第6 交付対象事業	国土交通省	尼崎市	C 対応不可	○ 国庫補助負担金について、三位一体の改革において、地方の 自主性を高め、国の閣僚を着任化する観点から改革が行われてきました ところです。その観点に沿い、社会資本整備総合交付金及び防災・安 全交付金において、国費をもつて支援すべき事業を基幹事業と位置 づけた上で、併せて地方の創意工夫を生かした取組を支援するた め、基幹事業と一緒にしてその効果を高めるために必要な事業を推 進する事業として位置づけております。このことから、基幹事業の必 要性といふ条件を緩和することは、国費の充當の理由を擇ねることと なり、適当でないと考えております。 ○ 今後とも、平均溝辺位以下の地域の問題も含め、地方公共団体 の意見を伺なながら、基幹事業のメニューの見直しや既存制度の有 効活用へのアドバイスなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてま いります。	現在の社会資本整備総合交付金は地域の自主性を高めることを図ってはいるものの、同交付金における基幹事業は全国画一的な補助制度であった従 来の補助採択条件がそのまま使われており、地域の自主性を反映できる要 件となっていない。基幹事業の必置の緩和が不可能なのであれば、従来の補 助要件となんら変わらない基幹事業に、地域の実情に応じた条件の設定をす べきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
87-3	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和	<p>地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和</p> <p>1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和</p> <p>2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業要件うち、施設老朽化の可能性を有する公園施設について、対象となる施設に施設整備を適用するなどに緩和</p> <p>イ-12-(1)市町総合整備事業の「市町公園の整備において、要件として定められる」(平成23年度改訂に着手された事業に限る。)を久保措置化。若しくは、期間延長することに緩和。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>		D 現行規定により対応可能	<p>イ-12-(1)都市公園事業において、借り地である都市公園の施設整備は交付対象事業として認められている。なお、イ-12-(1)市町総合整備事業に於ける借り地公園の整備は、各地が不足する地域において都市公園の整備を一層効率的に推進するため時限的に措置されていたが、平成24年度において、都市公園事業に実績を踏まえた統合を行ったものである。</p>	
287	老朽化する都市公園の管理に応じた長寿命化対象事業の要件緩和	<p>「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や経営事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図ること。</p>	<p>老朽化する社会インフラの維持管理、更新を行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならぬ。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		C 対応不可	<p>都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園については国が支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされ、その財源は地方債及び地方交付税措置の対象となっているところ、ご要望にお応えすることは困難。</p>
337	社会资本整備総合交付金における補助要件の緩和	<p>・防災・安全交付金における補助要件の緩和 平成24年度補正予算において「防災・安全交付金が創設され、個別事業分野にとどまらずに地方分から計画するインフラ整備事業のための防災・減災対策、生活空間の安全確保のための整備が可能な制度」として、従来交付金についても、従前からある社会资本整備総合交付金と同様、従来の補助要件に該当する事業を基幹事業として位置づけ、関連事業等も併せて該当する場合という制度となっている。 このため、地域の安否防災の確保に必要不可欠な事業であっても、基幹事業に該当する事業が無い場合は交付金事業として実施することができない状況にあるため、補助要件における「基幹事業の必要」という条件を緩和して従来の補助要件にどうぞお問い合わせに活用が可能な交付金となるよう要件の緩和をお願いする。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		C 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるところより、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。 投融通経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の開きと重複化する観点から、市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ○ 投融通の引上げ等の影響を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 このため、当省においても、各分野において、国の開きと重複化する採択基準の引上げ等を行ってきたところであります。その上で、地方の自主性を高めたために、各個別補助金を統合化し、事業簡便化や縦越手続きの簡素化を行ってきたところです。 ○ そのため、補助採択条件の引下げは、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。 ○ 今后とも、平均満潮位以下の地域の問題も含め、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しや既存制度の有効活用へのアドバイスなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
583-1	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	<p>【制度改正の必要性】 平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあつての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。</p> <p>一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあつての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることが不可能など、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。</p> <p>については、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど、地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。</p>	<p>【制度改正の必要性】 社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあつての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。</p> <p>一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあつての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることが不可能など、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。</p> <p>については、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど、地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。</p> <p>①特定期造物改修事業及び堤堰改良事業 特定期造物改修事業においては、県が管理する施設の大部が交付要綱の金額要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496件の累計額のうち492施設(約99%)が特定期造物改修事業の対象外となっております。)</p> <p>堤堰改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。</p> <p>②準用河川改修事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保面に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱 イー3(13)、(15)、イー8(1)、ロー3(13)、(15)、ロー8(1)	国土交通省	山形県	C 対応不可	<p>【結論】 ○ 国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重點化する観点から改革が行われてきたところです。その中で、事業規模要件に関しては、公共事業の各分野特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引き上げ等の見直しを行なってきたところです。</p> <p>○ 以上の経緯に鑑みれば、一般的に事業規模要件を設定することには、「国の関与の重点化」の観点から必要であると考えております。</p> <p>・なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の裁量で、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。</p>	
583-2	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	<p>【制度改正の必要性】 平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあつての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。</p> <p>一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあつての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることが不可能など、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。</p> <p>については、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど、地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。</p> <p>①特定期造物改修事業及び堤堰改良事業 特定期造物改修事業においては、県が管理する施設の大部が交付要綱の金額要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496件の累計額のうち492施設(約99%)が特定期造物改修事業の対象外となっております。)</p> <p>堤堰改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。</p> <p>②準用河川改修事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保面に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱 イー3(13)、(15)、イー8(1)、ロー3(13)、(15)、ロー8(1)	国土交通省	山形県	C 対応不可	<p>【支障事例について】 ①特定期造物改修事業及び堤堰改良事業 特定期造物改修事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改善を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限って、重点的に整備を進めているところ。</p> <p>本事業は、平成7年に制度創設され、当初の採択要件は、事業費3億円以上、国庫補助率1／2であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1／2とする制度改定を行なったところ。</p> <p>また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。</p> <p>堤堰改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。</p> <p>また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。</p> <p>・当該提案については、本県をはじめとする複数の団体から、具体的な支障事例とともに、地域の実情に沿った対応を要望されている事項であり、そこからも当該事業要件が地域の実情に即していないことが推察される。</p> <p>・なお、社会資本整備総合交付金は、個別補助金と異なり、地域が抱える課題を解決するための施策を総合的に支援するものであり、事業規模による要件を設けることは、交付金の趣旨や目的からも、見直しが必要であると考える。</p> <p>・なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の裁量で、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。</p>		
583-3	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和	<p>【制度改正の必要性】 平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあつての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。</p> <p>一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあつての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることが不可能など、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。</p> <p>については、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど、地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。</p> <p>①特定期造物改修事業及び堤堰改良事業 特定期造物改修事業においては、県が管理する施設の大部が交付要綱の金額要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496件の累計額のうち492施設(約99%)が特定期造物改修事業の対象外となっております。)</p> <p>堤堰改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。</p> <p>②準用河川改修事業 当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保面に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)</p>	社会資本整備総合交付金交付要綱 イー3(13)、(15)、イー8(1)、ロー3(13)、(15)、ロー8(1)	国土交通省	山形県	C 対応不可	<p>【支障事例について】 ②準用河川改修事業 準用河川改修事業に係る採択基準については、過去より順次採択要件の引き上げを行なっている。</p> <p>・当該提案については、本県をはじめとする複数の団体から、具体的な支障事例とともに、地域の実情に沿った対応を要望されている事項であり、そこからも当該事業要件が地域の実情に即していないことが推察される。</p> <p>・なお、社会資本整備総合交付金は、個別補助金と異なり、地域が抱える課題を解決するための施策を総合的に支援するものであり、事業規模による要件を設けることは、交付金の趣旨や目的からも、見直しが必要であると考える。</p> <p>・なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の裁量で、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。</p>		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
583-1	社会资本整備総合交付金交付要綱の緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。一方で、河川事業などの一航事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業所に対して、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど、地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるにあたり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。 ○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共交通に係る国の関与を重點化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・日常的な改良工事等に規模なものや効果が地域的に限定されるものについては、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共交通の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等を行なう。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行なってきたところであります。その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間連携や縦横手続きの簡素化を行なったところです。 ○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。
583-2	社会资本整備総合交付金交付要綱の緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。一方で、河川事業などの一航事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が現行の交付要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど、地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるにあたり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。 ○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共交通に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・日常的な改良工事等に規模なものや効果が地域的に限定されるものについては、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共交通の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等を行なう。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行なってきたところであります。その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間連携や縦横手続きの簡素化を行なったところです。 ○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。
583-3	社会资本整備総合交付金交付要綱の緩和	平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。一方で、河川事業などの一航事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が現行の交付要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど、地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるにあたり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。 ○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共交通に係る国の関与を重点化する観点から、 ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ・日常的な改良工事等に規模なものや効果が地域的に限定されるものについては、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共交通の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等を行なう。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行なってきたところであります。その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間連携や縦横手続きの簡素化を行なったところです。 ○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
649	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業の緩和	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業は50億円以上となつたため、採択要件を緩和する。	【支障事例】県内の二級河川は210水系341河川あり、整備後50年以上を経過し老朽化が進行している河川も多く改善が必要となっている。しかしながら、現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である大規模河川管理施設機能確保事業の採択要件は、全体計画50億円以上となつているため、県が管理する現状の河川は対象となることが多い状況である。 治水上の安全確保や適正な維持管理を行うには、社会資本整備交付金の小さな柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の数量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	社会資本整備総合交付金交付要綱 D-3河川事業 D-3-(12)大規模河川管理施設機能確保事業	国土交通省	長崎県	D 現行規定により対応可能	事業費50億円未満の河川管理施設については、特定構造物改築事業の交付要件を満たす場合、当該事業において改築が可能。	回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一休となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。
737-1	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和	社会資本整備総合交付金(高潮対策事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実態を反映したものとなっていないことから、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。	【支障事例 必要性】(1)高潮対策事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備すべき市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業についてでは、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。 (2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設において長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模は小さくが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。 具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみで、長寿命化計画に基づき着実に事業を実施し施設管理していくため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第II編 高潮対策事業、特定構造物改築事業	国土交通省	香川県	C 対応不可	1)高潮対策事業 本事業は、過去より順次採択要件の引き上げを行ってきており、現在の採択要件になっている。	本県の高潮対策事業については、事業規模は小さいが、地域が抱える重大かつ複雑な課題であり、社会資本総合整備計画における要素事業毎の事業費要件ではなく、計画全体で発現する効果を主眼とした採択要件としていただきたい。
737-2	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和	社会資本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実態を反映したものとなっていないことから、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。	【支障事例 必要性】(1)高潮対策事業 本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備すべき市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業についてでは、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。 (2)特定構造物改築事業 本県では、水門等の河川管理施設において長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模は小さくが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、後の計画的な長寿命化対策に支障を生じ得る恐れがある。 具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみで、長寿命化計画に基づき着実に事業を実施し施設管理していくため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。	社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第II編 高潮対策事業、特定構造物改築事業	国土交通省	香川県	C 対応不可	2)特定構造物改築事業 特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るために、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一休して実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。 本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度抜充を行ってきたところ。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃など、弔充を図っている。	本県の特定構造物改築事業については、事業規模は小さいが、地域が抱える重大かつ複雑な課題であり、社会資本総合整備計画における要素事業毎の事業費要件ではなく、計画全体で発現する効果を主眼とした採択要件としていただきたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
649	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業の緩和	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業は50億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならぬ。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			C 対応不可	維持管理に関する費用については、国庫補助負担金改革等において、既に見直しが行われている。 河川管理施設の老朽化対策については、各地方整備局等において、維持管理に関する技術的支援体制の充実を図り、窓口を設置して技術的課題等の相談を受けているところであり、引き続き、技術的な支援を図ってまいりたい。
737-1	社会资本整備総合交付金事業の交付要件の緩和	社会资本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改良事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の差別を反映したものとなっていないことから、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	○ 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、各別補助金を総合化し、交付金化する中で、社会資本整備計画全体での効果の発現が図れるよう、計画全体を評価し、計画単位で配分を行う仕組みを採用しているほか、事業間連携や縦横手続きの簡素化を行なったところです。 ○ これは、三位一体の改革において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進することも、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたものです。 一方、上記の方針にあわせ、投資の経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国庫の負担を重点化する観点から、市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行なう。 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等についても、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共交通機関等の特徴を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の順次廃止・縮減する。 とされ、当省においても、地方の自主性を高めることと併せて、各分野において、国の関与の重點化や採択基準の引上げ等を行なってきたところです。 ○ 上記の三位一体の改革の趣旨に鑑み、本事業も含め、個別事業の採択要件ごとに採択基準の引上げを行なってきたことから、補助採択条件の引下げは、その趣旨に照らし、適切でないと考えます。
737-2	社会资本整備総合交付金事業の交付要件の緩和	社会资本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改良事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の差別を反映したものとなっていないことから、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならぬ。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	○ 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、各別補助金を総合化し、交付金化する中で、社会資本整備計画全体での効果の発現が図れるよう、計画全体を評価し、計画単位で配分を行う仕組みを採用しているほか、事業間連携や縦横手手続きの簡素化を行なったところです。 ○ これは、三位一体の改革において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進することも、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたものです。 一方、上記の方針にあわせ、投資の経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国庫の負担を重点化する観点から、市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する。 ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行なう。 ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等についても、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ・公共交通機関等の特徴を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の順次廃止・縮減する。 とされ、当省においても、地方の自主性を高めることと併せて、各分野において、国の関与の重點化や採択基準の引上げ等を行なってきたところです。 ○ 上記の三位一体の改革の趣旨に鑑み、本事業も含め、個別事業の採択要件ごとに採択基準の引上げを行なってきたことから、補助採択条件の引下げは、その趣旨に照らし、適切でないと考えます。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
124	河川管理施設長寿命化対策(特定構造物改築事業)の制度拡充について	今後40年間に必要となる延命化措置及び改築合計事業費が4億円未満の河川管理施設についても、交付対象とする	【制度改正の経緯】 社会资本整備総合交付金の特定構造物改築事業については、地方公共団体が実施する水門、ポンプ設備等の河川管理施設の長寿命化対策工事に対して交付する事業であり、その交付対象は、今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が概ね4億円以上の施設とされている。 べきではなく、施設の老朽度合い、施設の動作不良による周辺の人家・資産等への影響も勘案するなど、地域の実情に応じて決めるべきものである。 【支障事例】 石川県には、県管理の堰や水門などの河川管理施設21施設あるが、交付金の対象となるのは5施設のみで、交付金を活用できないため対策が進まっているその他の16施設においては、今後の河川管理施設の老朽化が進むこととなる。 さらに、長寿命化対策を実施できない16施設のうち、今後20年間で、約6割の施設が建設後40年のライフサイクルタイムを超える施設となり、老朽化が更に進行することとなる。 これら老朽化の影響により、洪水時等の緊急時に動作不良等が生じ、施設機能を発揮できずに、浸水被害が発生する恐れがある。 【懸念の解消策】 こうしたことから、事業の多寡にかかわらず地域の実情に応じ、自治体において効果的・効率的に河川管理施設の長寿命化対策を進めていけるよう、交付対象の事業費要件をなくすことが必要である。	社会資本整備総合交付金交付要綱附則第13条(1)特定構造物改築事業	国土交通省	石川県	C 対応不可	特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るために、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に既定し、重点的に整備を進めているところ。 本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円未満の河川管理施設について、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1／2とする制度拡充を行つたところ。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃すると、拡充を図っている。	特定構造物改築事業については、これまででも、長寿命化計画策定・変更に対する事業費要件を撤廃など、制度拡充を行つていたが、統事業費が4億円未満の施設の長寿命化対策実施については制度拡充の対象になつておらず、今後は更に、これらの施設の老朽化が進行し、洪水時には動作不良による浸水被害の発生が懸念されている。
650	特定構造物改築事業による、管理施設の更新・点検業務の交付金対象事業の緩和	特定構造物改築事業による交付対象事業は、長寿命化計画の策定、延命化措置の要件は、費用が合計約4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 現在、社会资本整備総合交付金の対象事業である特定構造物改築事業の交付対象は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、及び改築に要する費用合計が約4億円以上となっているが、県が管理する施設については小規模なものが多く、対象となる施設が多い状況である。 【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行なうには、社会资本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	社会資本整備総合交付金交付要綱0-3河川事業0-3-(1)特定構造物改築事業	国土交通省	長崎県	C 対応不可	特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るために、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に既定し、重点的に整備を進めているところ。 本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円未満の河川管理施設について、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1／2とする制度拡充を行つたところ。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃すると、拡充を図っている。	今回の提案は、予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において事業費の多寡にかかわらず、各地方公共団体の数量で、周辺の人家・資産等への影響も勘案し、優先順位をつけて、必要とする河川管理施設の長寿命化対策を実施できるよう、特定構造物改築事業の交付対象の事業費要件の撤廃を提案するものである。
651	堰堤改良事業による交付対象事業の緩和	堰堤改良事業による交付対象事業は、総事業費が概ね4億円以上となつているため、採択要件を緩和する。	【支障事例】 現在、社会资本整備総合交付金の対象事業である堰堤改良事業の交付対象は、総事業費が概ね4億円以上となつていて、長崎県が管理する335ダムについてはそのほとんどが小規模であり、対象となるダムが多い状況である。 【制度改正の必要性】 計画的な維持管理を行なうには、社会资本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。	社会資本整備総合交付金交付要綱0-3河川事業0-3-(15)堰堤改良事業	国土交通省	長崎県	C 対応不可	堰堤改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。	回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
122	河川管理施設長寿命化対策(特定構造物改築事業)の制度拡充について	今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が4億円未満の河川管理施設についても、交付対象とする	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるの方針に則り行われてきたところです。</p> <p>○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものと除き、原則として縮減する。 ○ 広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ○ 日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ○ 公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行なったところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間連携や縦横手続きの簡素化を行なったところです。</p> <p>○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p>
650	特定構造物改築事業による交付対象事業は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、改築の費用が合計約4億円以上となるため、採択要件を緩和する。	特定構造物改築事業による交付対象事業は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、改築の費用が合計約4億円以上となるため、採択要件を緩和する。	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。			C 対応不可	<p>維持管理に関する費用については、国庫補助負担金改革等において、既に見直しが行われている。</p> <p>河川管理施設の老朽化対策については、各地方整備局等において、維持管理に関する技術的支援体制の充実を図り、窓口を設置して技術的課題等の相談を受けているところであり、引き続き、技術的な支援を図ってまいりたい。</p>
652	堰堤改良事業による交付対象事業の緩和	堰堤改良事業による交付対象事業は、総事業費が概ね4億円以上となるため、採択要件を緩和する。	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。			C 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるの方針に則り行われてきたところです。</p> <p>○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものと除き、原則として縮減する。 ○ 広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 ○ 日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 ○ 公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行なったところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間連携や縦横手続きの簡素化を行なったところです。</p> <p>○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支撑事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
721	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「小規模な河川管理施設の機能向上」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増ぞのものと目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第II編P345の「2. 交付対象事業」中の「広域河川改修事業(ロ-3-1)」に該当する事業であって、」を削除。 財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか」との課題提起され、「防災対策などに貢献していくことが必要」むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか。」との課題提起されたことによる。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県が「公共施設等総合管理計画」を策定する必要に伴う規制緩和が行われることにより、都道府県が多額の予算を所持する、地元住民への安全・安心を確保することができる。(徳島県においては、県管理河川97河川中、広域河川改修事業は河川なので、全体の約2%しか適用できない。)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第II編 施設機能向上事業(ロ-3-(2))	国土交通省	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県	C 対応不可	広域河川改修事業は、一定規模以上の事業において限定し、重点的に整備を進めることにより、効率かつ効果的な整備を図ることを目指している。 平成26年度に新規制度として創設した施設機能向上事業は、広域河川改修事業のうち既存の河川管理施設の機能向上を図るために行うものを切り出し、重点的に整備を進めることを目的として創設している。	「施設機能向上事業」を新設したことについては、評価している。 しかしながら、技術による浸水害等が各地で局地的に発生している状況に鑑みると、小規模な河川管理施設の機能向上についても地域住民の安全・安心の確保に不可欠である。 再度、拡充に向け御一考いただきたい。	
722	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「既存ダムの小規模な延命化事業」の要件の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増ぞのものと目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第II編P360の「3. 交付対象事業の要件 (2)堰堤改良事業」中の「(1)(a) 総事業費が概ね4億円以上…」を「…1.5億円以上」に規制緩和。 財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか」との課題提起され、「防災対策などに貢献していくことが必要」むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか。」との課題提起されたことによる。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県が「公共施設等総合管理計画」を策定する必要に伴う規制緩和が行われることにより、都道府県が所持する既存ダムの小規模な延命化対策への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地元住民への安全・安心を確保することができる。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第II編 堰堤改良事業(ロ-3-(15))	国土交通省	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県	C 対応不可	堰堤改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。 また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充が図っている。	長寿命化計画の策定・変更が対象になったことについては評価している。 しかしながら、豪雨による浸水害等が各地で発生している状況に鑑みると、ダムの適切な維持管理の重要性は規模の大小に関わらず一層増しており、地元住民の安全・安心の確保に不可欠である。 再度、拡充について御検討いただきたい。	
723	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「土石流区间以外の砂防設備の老朽化対策」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増ぞのものと目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第II編P386の「5-1砂防設備等緊急改修事業」の一イー(イ)昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して「現在の技術基準に照らして」に拡充。 総合流域防災事業における砂防設備等緊急改修事業(以下、「緊急改修」)の事業採択要件では「昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して構造物の安全性と安定性が確保されていない砂防設備」に該当することによっており、土石流区间の砂防堤等が対象となっている。しかし土石流区间以外についても老朽化や損傷により当初の安定性が確保されていない砂防設備があり、河床の安定や流出土砂の調節は土石流対策と並んで重要な要素である。今後作成する砂防開削施設の長寿命化計画では全ての砂防設備を対象に「一定であるが、厳しい財政状況の中、現在の緊急改修の採択要件に合致しない施設を県単独質で対応する」のは難しい。 緊急改修の採択要件を拡充することにより、土石流区间以外の砂防設備への対象が可能となり、コストを平準化しつつ国土保全と民生の安定を図ることができる。	社会資本整備総合交付金交付要綱附属第II編 砂防設備等緊急改修事業(ロ-B-(1)中)	国土交通省	徳島県・大阪府・兵庫県	C 対応不可	砂防設備等緊急事業は、地域における安全の向上を図ることを目的に、都道府県が管理している既設の砂防設備及び地すべり防止施設について、改修を行う事で既存の砂防設備等を有効活用するものである。 また、平成26年度予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充が図っている。	長寿命化計画の策定・変更が対象になったことについては評価している。 しかしながら、土石流区间以外(播磨区間)における砂防設備には昭和30年代以前に設置され、品質や耐久性の劣っているものが多く、被災されれば被害が広範囲に及ぶ恐れがあることから、地域における安全の向上を図るため、改修の必要性がある。 再度、拡充について御検討いただきたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
721	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「小規模な河川管理施設の機能向上」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増ぞのものと目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。			C 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるにあたり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるの方針に則り行われてきたところです。</p> <p>○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共交通に係る国の関与を重点化する観点から以下のものを除き、原則として縮減する。 -市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものとされ、広域性や重要性に応じて対象が共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 -日常的な改良工事等の規模なものや効果が地域的に限定されるものについては、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 -公共交通の各分野の特性を踏まつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間連携や縦横手続きの簡素化を行ってきたところです。</p> <p>○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p>
722	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「既存ダムの小規模な延命化工事」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増ぞのものと目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるにあたり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるの方針に則り行われてきたところです。</p> <p>○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共交通に係る国の関与を重点化する観点から以下のものを除き、原則として縮減する。 -市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものとされ、広域性や重要性に応じて対象が共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う。 -日常的な改良工事等の規模なものや効果が地域的に限定されるものについては、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する。 -公共交通の各分野の特性を踏まつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する。 こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間連携や縦横手続きの簡素化を行ってきたところです。</p> <p>○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。</p>
723	「防災・安全交付金」の要件を緩和	地域の判断により、「土石流区間以外の砂防設備の老朽化対策」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増ぞのものと目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)	老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行なうことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。			C 対応不可	<p>施設の長寿命化を図る観点から、まずは現在の施設の状況について評価を行い、長寿命化計画を策定することが重要であると考える。</p> <p>砂防設備等の老朽化対策については、各地方整備局等において、維持管理に関する技術的支援体制の充実を図り、窓口を設置して技術的課題等の相談を受けていくところであり、引き続き、技術的な支援を図ってまいりたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
106-1	駐輪場の設置占用許可要件の緩和	現行では法令等に占用許可可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。	占用許可により道路敷地に設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占用許可可能な施設等に駐輪場を読み取れる規定がないことから、公園敷地や河川敷に駐輪場を設置できないこととなっている。 駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離れた場所に設置しても、利用が低く、歩道等での放置・違法駐車となる場合もある。 金沢市の主なまちは、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が少ない一方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多い特性を持つことから、これら一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者にとっての駐輪環境の向上に繋がり、まちなかの賑わい創出や放置自転車対策などの効果も期待できる。加えて、金沢市で導入しているレンタサイクルシステムのポート（駐輪場）としても活用することで、歩行者まちづくりの推進にも繋がる。 このようのことから、都市公園法や河川法の占用許可要件の緩和を図り、柔軟な駐輪場の設置を可能としたい。	都市公園法第7条 河川敷地占用許可準則(河川法第24条関係)	国土交通省	金沢市	D 現行規定により対応可能	【都市公園法関係】 都市公園法第7条では、地下に設けられる公共駐車場を占用物件として規定しており、都市公園の地下を占用し、平等の条件で一般に開放される自転車駐車場についても、法令で定める技術的条件を満たすことを条件に占用物件として設置可能である。 一方で、公園内に公共トイレや、その空間の自由な利用が都市公園の公用の一部となっており、占用物件としての公共駐車場については公園利用の妨げになる虞があることから、地下への設置に限定しているところである。 一方で、まちなかで本市が設置している公園は、小規模な公園を多数設けているが、その規模から地下に公共自転車駐車場を設置することはコストや管理の点から困難である。 ・都市公園においては、公衆電話所や太陽電池発電施設等が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさない等の要件を満たす場合に占用が認められており、自転車駐車場についても同様の要件を満たす場合に、限定的な占用を可能とする余地はあると考えている。	・本市では、「金沢まちなか自転車利便環境向上計画」を策定し、自転車の安全・快適な利用の促進を図っており、自転車の放置についても禁止区域を設定し、放置防止に取り組んでいるところである。 ・自転車は、気軽に利用できる交通手段であることから、自転車駐車場が目的地から少しでも離れていると利用せず、目的地の近くに駐車してしまうことから放置が発生していると考えられる。 ・このような状況から、地上の利便性の高い場所に小規模な自転車駐車場を新たに設けることが放置自転車を減らすための有効な手段の一つであると考え検討しているが、駐車場として利用できる土地がなく苦慮しているところである。	
106-2	駐輪場の設置占用許可要件の緩和	現行では法令等に占用許可可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可設置要件を緩和したい。	占用許可により駐輪場を設置する場合において、現行は、道路法施行令第6条により道路敷地に設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占用許可可能な施設等に駐輪場を読み取れる規定がないことから、公園敷地や河川敷に駐輪場を設置できないこととなっている。 駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離れた場所に設置しても、利用が低く、歩道等での放置・違法駐車となる場合もある。 金沢市の主なまちは、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が少ない一方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多い特性を持つことから、これら一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者にとっての駐輪環境の向上に繋がり、まちなかの賑わい創出や放置自転車対策などの効果も期待できる。加えて、金沢市で導入しているレンタサイクルシステムのポート（駐輪場）としても活用することで、歩行者まちづくりの推進にも繋がる。 このようのことから、都市公園法や河川法の占用許可要件の緩和を図り、柔軟な駐輪場の設置を可能としたい。	都市公園法第7条 河川敷地占用許可準則(河川法第25条関係)	国土交通省	金沢市	D 現行規定により対応可能	【河川敷地占用許可準則関係】 河川敷地占用許可準則では、占用の許可の目的的とすることができる一般的な施設を列挙しているところであり、これら列挙された施設に限定されるものではない。 駐輪場については、当該施設の公共性等を勘査して、例えば、「その他の公園空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設」として位置づけるなど、現行基準の中で整理することが可能である。	現行規定で整理可能である旨を承した。 各自体にも周知していただきたい。	
107	縦門の最小断面の緩和	縦門の最小断面は課長通達により内径1.0m以上と決められているが、渠水工ニア等を考慮し、より小さい断面でも縦門を設置できるよう最小断面の条件を緩和したい。	河川や用水からの排水や取水機能を持つ縦門の設置基準が、現在は課長通達（平成1年10月15日改正）により内径1.0m以上とされているが、金沢市では、平成2年度以降、一定の幅度を保持し開口する「バランスエイト式フラップゲート」を採用しており、より堆積土砂等が排除される構造としている。 今後設置する予定の縦門は、市内北側の大宮川の河口付近などを想定しており、既設排水の機能確保を考慮すると、流量的に1.0m以下で十分な箇所が出てくる予定である。将来的に地元が費用負担する縦門が多く、より小さな縦門の方が、地元が修繕や改良する時に金額の抑制効果があり、当然、施工費（初期投資）も抑制できる。 求める制度改正の内容は、例えば、通達を改正して、内径1.0mという基準にとらわれることなく、流量や河川構造など地域の実情に応じて縦門のサイズを柔軟に決定できる旨、且し書きを加える等により、柔軟な縦門の設置を可能としたい。	河川管理施設等構造令第47条第2項 課長通達16令第47条関係(2)	国土交通省	金沢市	C 対応不可	従来、小口径パイプにおける縦門に土砂や流木等の雜物が詰まった場合に、その排除の手段に窮している事例があることから、当該規定が定められている。昨年、幅0.8m、高さ0.9mの矩形断面の縦門において刈草による閉塞が発生し、その撤去が困難であった事例があり、その他にも、内径1mの縦門において土石の堆積の排出が困難となつた事例がある。このため、当該規定の緩和を行うことは不適当である。 なお、当該規定に基づかない構造の施設についても、河川管理者が同令における規定によらざるものと同令以上の能力あると認める施設については設置が可能であり、柔軟な設置が可能なことになっている。 同令第73条第4項の具体的な範囲については、特種構造河川管理施設等認定実施要領を定めどもに、円滑な運用を図るために河川管理施設等構造等技術検討会を開設し、都道府県等に対し技術的助言として周知しているところである。	・今後、縦門の設置にあたっては、回答の手続きを踏まえ、検討していくた い。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
106-1	駐輪場の設置占用許可要件の緩和	現行では法令等に占用許可が可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷地にも駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可要件を緩和したい。	都市公園において占用許可の対象となる工作物等及び準用河川に係る河川区域内の土地において占用許可の対象となるものについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容するべきである。それ以外にも、提案団体の提案の実現性について、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。		D 現行規定により対応可能	都市公園は、公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。都市公園の利用者を対象としない公共交通駐車場については、公園としての効用を阻害することはあっても、これを増進することにはならないので、地上での占用については認めていない。 なお、自転車利用者が当該都市公園の利用者となる場合には、公園施設(便益施設)として、地上に駐輪場を設置することが可能である。
106-2	駐輪場の設置占用許可要件の緩和	現行では法令等に占用許可が可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷地にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占用許可要件を緩和したい。	都市公園において占用許可の対象となる工作物等及び準用河川に係る河川区域内の土地において占用許可の対象となるものについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する。又は条例による補正を許容するべきである。それ以外にも、提案団体の提案の実現性について、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。		D 現行規定により対応可能	○河川敷地占用許可基準で定める占用施設の位置づけについては、「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日河川局長通達)において明かにされており、現行規定で整理することができるところについては、既に各自治体へ周知しているところであるが、今後も事務連絡等で周知していく。 ○「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日河川局長通達) 記7(1)「占用施設…各号に具体的な施設名を例示するとともに、同様の性格を有するものの他の施設についても占用許可の目的となうることを明らかにしている。」
107	縫門の最小断面の緩和	縫門の最小断面は課長通達により内径1.0m以上と決められているが、集水エリア等を考慮し、より小さい断面でも縫門を設置できるよう最小断面の条件を緩和したい。	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能	○当該規定に基づかない構造の施設についても、河川管理施設等構造令第73条第4項の規定に基づき、国土交通大臣がその構造が同令における規定によるものと同等以上の効力があると認める施設については設置が可能であり、柔軟な設置が可能となっている。 ○同令第73条第4項の具体的な手続きについては、特殊構造河川管理施設等認定実施要領を定めるとともに、円滑な運用を図るために河川管理施設等構造技術検討会を設置し、都道府県等に対し技術的助言として周知しているところである。 ○手続きを進めると先立ち都道府県、地方整備局の河川担当部署に相談していただくなどして、現行規定により円滑に進めていただきますようよろしくお願いします。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
294	畜舎等の建築基準等の緩和	畜舎等に対しては建築基準法の規制が設けられており、それがコスト増加の要因となっていることから、建築基準等の緩和を図る。	<p>【制度改正の必要性等】 建築基準法では、畜舎等に対しても、原則、住宅など一般の建築物と同様の規制が設けられており、木造で大規模な畜舎を建築する場合、延べ面積が500m²を超える場合には構造計算が必要であるが、1,000m²を超える場合には防火基準を遵守する必要があります。コスト増加の要因となっていることから、建築基準法の該当項目に畜舎に関する例外規定を設ける。</p> <p>【支障事例等】 規模拡大のため、1,000m²を超える畜舎建設を行った事例では、いずれも木造ではなく、鉄骨造りで対応せざるを得なかった。</p>	建築基準法第20条第1項第2号、第25条	国土交通省	三重県	C 対応不可	<p>建築基準法第20条の規定では、建築物が地震等に対して安全な構造とし、国民の生命・財産を確保するために、必要な構造方法や構造計算の方法を定めており、畜舎等に関しては、その構造・用途の特性に見合った特別の基準としているところである。</p> <p>法第25条の規定では、畜舎等も含め、木造の大規模建築物は火災が発生した場合に大規模の火災となる危険性が高いことから、周囲の建築物と近接しており外部からの延焼のおそれがある部分についてでは、防火構造とするなど必要な規制を定めているところである。</p> <p>このように畜舎等に関しては、その構造や用途の特性に配慮しつつ、地震時、火災時の安全性及び国民の生命・財産を確保するためには必要な基準を定めているところであり、コスト増加を理由に緩和するには困難であると考える。</p>	O畜産を取り巻く情勢は、飼料価格や燃料価格、農業用資材価格の高騰により、生産コストが上昇し、収益性が低下するなど、大変厳しい状況にある。畜舎等の設計・建築や畜産施設の維持管理等においても一層のコスト削減を図ることが必要となっていることから、他の建築物と近接して設置されることを少なく、人間の滞在強度(滞在する密度、頻度)が小さいなどを勘案して、畜舎についてはさらなる基準緩和を進めていただきたい。	
867	建築審査会委員任期を定める規定の緩和	建築審査会委員任期について、現在は建築基準法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	<p>建築審査会の審議に際しては、専門的かつ高度の見識、厳密な理論展開が求められることから、建築関係法令や行政法関連に精通した建築や法律等の各分野の専門家の力を任命する必要があるが、人材不足の状況も相まって、適切な委員の確保に苦慮している。</p> <p>また、本市では年間8回開催の建築審査会を開催しているが、本市のような建築需要が頻繁に起こる都市部に設置されている建築審査会と、地方に設置されている建築審査会とでは、建築審査会の開催回数や許可申請件数及び審査請求件数など、その内容に大きな違いがある。</p> <p>以上のことから、委員の任期についてではなく一律に2年とするのではなく、地域の状況を踏まえて柔軟に対応することが必要と考える。</p>	建築基準法第80条	国土交通省	さいたま市	C 対応不可	<p>建築審査会は、私の財産権に直接関わる事項について拘束力を有する判断を行なう準司法的な機関であり、建築行政の根幹に関する判断を行なう極めて重要な権限を有する。</p> <p>建築審査会の運営が公正・公平な判断のもと適切に実施されるためには、全国的に同水準の審査体制・審査基準が整備されていることが必要そのため、建築審査会委員の任期についても、一定の統一的な期間ごとに委員の適格性を判断する必要があると考える。</p> <p>このため、建築基準法第80条第2項において、委員の任期については特に「二年」の制限無く認めているところであり、二段差の目的である地域の実情に応じて柔軟に対応することは可能であるから、これまでの任期の設定方法の規定の緩和については、対応不可であると考える。</p>	全国的に同水準の審査体制・審査基準が整備されていることが必要であるとしているが、委員の定数ほか建築審査会の組織、議事並びに委員の報酬及び費用弁償その他の建築審査会に關する重要な事項については、すでに条例委託されており、任期末のみ全国一律の基準とする必要はないと考える。また、委員の的確性を判断する必要があることは理解するが、判断の時期を全国一律に2年とする理由についても明確ではないと考える。例えば、委員の任期について2年とする理由を参考基準とした上で、権限譲渡することはできないか再度検討していただきたい。	
651	災害復旧事業における採択条件の緩和(河道の異常埋そく)	災害復旧事業における採択条件を緩和する。(河道の異常埋そくの基準値の引き下げ)	<p>【支障事例】 災害復旧事業における河道の異常埋そくの採択要件は、「河道断面の3割程度以上の埋そくになっているが、現地では3割に満たない箇所が多く、ほとんどが単独費で実施せざるを得ない。」</p> <p>【制度改正の必要性】 適正な維持管理を行うには、県単独費では財政負担が大きいため、採択要件の緩和(基準値の引き下げ)を提案する。</p> <p>*方針第3-2-(六)「河道が著しく埋そくした」とは、原則として河床断面の3割程度以上と記載してある内容を、「河道が著しく埋そくした」とは、原則として、余裕高見合い程度以上という内容に改正することを提案する。</p>	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項第6号において、「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」を除き、災害復旧事業の適用対象外となっており、同法事務取扱細則第14(2)において、「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」とは、河道が著しく埋そくしたため、破壊した場合、堤防、護岸等が決壊した場合、流水の疎通を阻害し人、公共施設、農耕地等に甚大な被害をもたらす場合又は時期出水でこれらのおそれがあり場合の当該埋そくに係る災害復旧事業としている。 <p>この基準は、通常の河川維持工事として対応すべきものまで災害復旧事業の対象となることは不適切であるここから、設けられている基準である。</p> <p>このため、当該条件に満たないものは通常の河川維持工事として対応すべきところ、提案にあるように、單に、当該条件に満たない箇所が多いという理由のみをもって、採択条件の緩和をすることはできない。</p> <p>なお、採択基準に満たない場合でも、全額起債対象となる一般単独災害復旧事業が適用されるところである。</p>	国土交通省	長崎県	C 対応不可	回答については了解するが、頻発する災害の復旧を適切に行なうことがこれまで以上に重要となつてることから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
294	畜舎等の建築基準等の緩和	畜舎等に対しても建築基準法の規制が設けられており、それがコスト増加の要因となっていることから、建築基準等の緩和を図る。				C 対応不可	<p>○ 建築基準法(以下「法」という)第20条については、建築物に常時負荷されるものではない積雪荷重等については、畜舎等には人が滞在する時間が少ないことを踏まえ、構造計算において考慮すべき荷重を緩和しているところである。</p> <p>○ 法第26条については、建築物から一定以上離れている場合には、外壁等からの延焼のおそれがないことから、外壁等を防火構造とする必要がないこととしているところである。また、屋根を一定の構造とすることについても、法第84条の2に基づき、開放的な構造の畜舎については、一定の基準に該当する場合、適用を除外しているところである。</p> <p>○ このほか、畜舎に適用される主な規制として、法第26条に基づく防火壁の設置等があるが、これらについても、滞在する人が少ない畜舎については、建築物から一定以上離れていること等を条件に、適用を除外しているところ。</p> <p>○ このように、畜舎については、ご指摘の、他の建築物との近接状況や人の滞在頻度等を考慮して適切な緩和措置を講じているところであり、人が滞在する際における構造安全部、避難安全部の観点から、これ以上の緩和は困難である。</p>
867	建築審査会委員任期を定める規定の緩和	建築審査会委員任期について、現在は建築基準法進委员会第2次勅令の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	建築審査会委員の任期については、地方分権改革推進委員会第2次勅令の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。	【全国市長会】 委員の再任について回数の制限なく認められていることもあたため、規定の緩和については実態を踏まえ検討されたい。		C 対応不可	<p>○ 建築審査会は、行政不服審査法の特例として、特定行政庁、建築主事等の処分等に係る不服申立ての審査官となる準司法的な機関であり、行政不服審査法に基づく行政不服審査と同様に、全国統一的な体制において適切な審査が行われる必要がありますとともに、一定の建築物について建築基準法の適用を除外する際の同意事務などを行っており、適切な審査が行われない場合には、直ちに国民の生命等の保護に影響を与えるおそれがある。</p> <p>○ 委員の任期は、全国統一的な体制において適切な審査が行われるために最も重要な委員の資格性について、積極要件・欠格要件への該当性を全国一律の期間ごとに確実に確認するために設けられているものであり、議事等は条例に委任しつつ、委員の定期等を法定し、全国一律の基準としていることについては、合理性があると考えている。</p> <p>○ なお、前回回答に示したとおり、委員の再任は可能であるところ、具体的な支障があればご教示願いたい。</p>
651	災害復旧事業における採択条件の緩和(河道の異常埋め立て)	災害復旧事業における採択条件を緩和する。(河道の異常埋め立ての基準値の引き下げ)		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>○ 地方公共団体の意見も聞きながら、今後も適切な災害復旧事業の推進に努めてまいりたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
58	ノンステップバス導入に係る「バリアフリー化設備等整備事業補助金」における計画策定義務付けの廃止	【制度改正の経緯】平成23年3月に地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が制定され、路線バス事業者等がバス運行のため、車両購入のため、車両改修等整備事業費補助金を受けた経緯がある。また、導入計画の変更や補助金の追加募集の場合なども同様の手続きを経て計画を変更する必要があり、地方公共団体にとって大きな事務負担になっている。 【支障事例及び制度改正の必要性】ノンステップバスの導入は「バリアフリー化の推進に必要なものであり、これまで議論やパブリックコメントにおいても意見等は出っていない。また、実際の補助金は導入費用の1割未満であり、導入計画は事業者の経営判断によるところが大きい。この状況で、この計画策定義務付けられているが、この計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられるる補助事業の評価事務を廃止すること。	【制度改正の経緯】地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が制定され、路線バス事業者等がバス運行のため、車両購入のため、車両改修等整備事業費補助金を受けた経緯がある。また、導入計画の変更や補助金の追加募集の場合なども同様の手続きを経て計画を変更する必要があり、地方公共団体にとって大きな事務負担になっている。 【支障事例及び制度改正の必要性】ノンステップバスの導入は「バリアフリー化の推進に必要なものであり、これまで議論やパブリックコメントにおいても意見等は出っていない。また、実際の補助金は導入費用の1割未満であり、導入計画は事業者の経営判断によるところが大きい。この状況で、この計画策定義務付けられているが、この計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられるる補助事業の評価事務を廃止すること。	国土交通省 第1項第1号、第2項、第3項第1号、第5項、第75条、第77条	千葉県	C 対応不可	パリアフリー化設備等整備事業については、その効果的・効率的な実施を図る観点から、個々の事業者の経営判断に基づく取組のみならず、地域の特性や状況に応じてバリアフリー化の取組と一体となって行われる単純なバリアフリー化に対して支援することとしている。 また、地域の相談会に於いて作成された計画に基づく事業に対し補助を行うこととしており、効果的・効率的な事業の実施に不可欠であることから、廃止は困難である。	補助制度の理念は理解するが、少なくともノンステップバスに関しては、導入費用の1割未満となっている補助制度においては、事業者の経営判断が大きく影響するところである。 また、国庫補助金でありながら、計画策定にあたっての協議会開催、パブリックヒアリング等、上記実情を踏まえると意義あるにもかかわらず、当計画、変更、追加募集の都度地方公共団体に過剰で非効率な事務負担を強いていることも確かであり、見直しをお願いしたい。	
315	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議等による都道府県の経由の廃止(軌道法部分)	軌道法関係の認可に係る国(地方運輸局)への協議等による事務を廃止できるようにすること。	【支障】本県では、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、軌道法施行令第6条第1項の規定による認可(軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの)を認めたうえで、熊本市に移譲している。なお、本事務は、熊本市の政令市移行(平成24年度)により、道路法の規定に基づき同市内の県道等の管理が市に移管されることを受けて、本事務の合意書化を目的とする年度から移譲したもの。しかし、当該認可に伴う国への協議は、同法第52条の17の3第3項の規定により、知事を経由することとなつており、十分な簡素化に繋がっていない。 【制度改正の必要性】経由事務が廃止された場合、市、県及び九曜運輸局担当課間の文書の往復を要する期間(2~3週間程度)が短縮されると考えられる。なお、この期間短縮についていえば、軌道事業者(熊本市交通局)及び同市都市建設局土木課より要望しているところである。 【その他】軌道法関係の協議に限れば、全国的にも事務移動対象市町村数及び協議件数が少ないと、また、軌道事業者による地方運輸局担当課との事前相談が慣習化していることから、本事務制度が廃止されても、国の行政機関の負担増には繋がらないと考えられる。	地方自治法第252条の17の3第3項(条例による事務処理の特例の効用)、軌道法施行令第6条第1項、軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項	総務省、国土 交通省 熊本県	C 対応不可	構造改革特別区城法第15条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を受けることで、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき都道府県知事の権限に属する事務を市町村が処理することとなった場合の、地方自治法第252条の17の3第3項の規定による都道府県事務の経由は省略することができます。	意見なし	
572	観光圏整備実施計画の認定基準の緩和	「複数の民間人材による観光地域づくりマネージャー」で構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォーム等を設置など、現在の観光圏整備実施計画の認定基準を緩和すること。	現在、観光圏の整備による觀光客の来訪及び滞在の促進に関する法律第6条に基づく、国による総合的支援の前提となる観光圏整備実施計画の認定には、複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォームの設置等が要件とされるなど、要件を満たさずしたため地元の負担が重く、広域連携の促進に向けた制度の活用が困難ではない状況になっていることから、観光圏整備実施計画の認定基準の緩和が必要である。 観光圏の幅広い関係者の観光圏整備事業の実施段階における連携を強化するため、観光地域づくりマネージャーで構成する観光圏地域づくりプラットフォーム等を設置し、同組織が、事業実施の基本的な方針の策定、地域における人気をさげる要件を緩和すれば観光圏を目指す地域の増加が期待される。 観光圏内の幅広い関係者の観光圏整備事業の実施段階における連携を強化するため、観光地域づくりマネージャーで構成する観光圏地域づくりプラットフォーム等を設置し、同組織が、事業実施の基本的な方針の策定、地域における人気をさげる要件を行なうことが観光圏認定の際の要件になっているが、地域内でこのような人材を確保することが容易でない点が支障になっている。 プラットフォームの設置要件を緩和する代替としては、プラットフォームの基準を緩和しても、市町村の職員等が事務局となっている協議会等の連携組織であれば、整備事業の進行管理・関係者の調整など、観光圏整備事業の実現に向けた役割を果たすことは可能だと考える。	観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針二-1-(5)	国土交通省 (観光庁) 神奈川県	C 対応不可	観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定については、観光圏の活動を中長期的に機能させていためには、地域で多様な企画・調整等を行い、観光地域づくり全体の視野から実際に活動を推進することができる民間人材が重要であることから、その様な中核となる複数の民間人材から組織される観光地域づくりプラットフォーム設置を観光圏の認定要件とする適用をしている。 なお、現在でも複数の観光地域づくりマネージャーのうち最低一名は民間人材を確保していれば、その他の自治体職員でも可能とする等の運用改善を行っているところである。	観光圏の活動を中長期的に機能させていための多様な企画・調整等は、民間人材でなければ行えないということなく、むしろ、地方自治体の観光セクションや地域の商工団体、観光協会等の人材で行なう方が地域に即した実施が可能であり、要件を緩和すべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
58	「ステップバス導入に係るバリアフリー化設備等整備事業補助金における計画策定の義務付けの廃止」	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱により、路線バス事業者等が「ステップバス導入のため」バリアフリー化設備等整備事業補助金を受ける場合には、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生活交通改善事業計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられているが、この計画の策定義務を廃止すること。また、これまで伴う協議会に課せられていた補助対象事業の評価事務も廃止すること。		【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	補助制度の趣旨は、あくまで地域の協議会において作成された計画に基づく事業を前提として国庫補助を行うこととしているため廃止は困難であるが、例えば、軽微と認められる計画内容の変更について手続きの簡略化が可能かどうかを途検討することとする。
315	「事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議に係る都道府県の経由の廃止(軌道法部分)」	軌道法関係の認可に係る国(地方運輸局)への協議等に伴う、知事経由業務を廃止できるようにすること。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。
572	「観光圏整備実施計画の認定基準の緩和」	「複数の民間人材による観光地域づくりマネージャーで構成された、法人格をもつ観光地域づくりプラットフォーム等を設置」など、現在の観光圏整備実施計画の認定基準を緩和すること。				C 対応不可	観光圏整備法に基づく観光圏整備実施計画の認定については、観光圏の活動を中長期的に機能させていくためには、地域で多様な企画・調整等を行い、観光地域づくり全体の視野から実際に活動を推進することができる民間人材が重要であることから、その様な中核となる複数の民間人材から組織される観光地域づくりプラットフォーム設置を観光圏の認定要件とする運用をしている。なお、現在でも複数の観光地域づくりマネージャーのうち最低一名は民間人材を確保していれば、その他は自治体職員でも可能とする等の運用改善を行っているところである。 また、地域の商工団体、観光協会等が法人格の取得、区分整理、民間人材を含めた観光地域づくりマネージャーの確保等の要件を満たしていれば、これらの団体を観光地域づくりプラットフォームとすることが可能であり、地域の商工団体、観光協会等の人材を活用した地域の実態に即した運用が行われることは望ましいものと考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
457-1	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地図づくり相談窓口)	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル又は登録旅館(以下、「登録ホテル等」という。)を営むものに対し、観光庁長官又は都道府県知事はその事業に関する報告をさせ、また、立入検査を実施できる(法第44条第1項及び第3項)ことになっているが、登録その後の報告・検査の実施主体が一致しない場合があり得ることから、登録ホテル等にはわかりにくい制度である。また、現在、登録は地方運輸局が行っているが、地方運輸局は全国に10か所(神奈川県運輸監理部を含む)でなく、各種登録や相談を行えるところでは不便である。 【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 【参考】 神奈川県における国際観光整備法登録ホテル(全登録数及び新規登録数) H17:ホテル49件、旅館53件、H22:ホテル41件、旅館47件、H26現在:ホテル42件、旅館46件。 なお、新規登録数の詳細は不明。 国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の義務は無し。検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5~10件程度(H25は国から依頼なし)。 【観光地図づくり相談窓口の移譲】 観光整備法に基づく観光整備実施計画の認定など、国の観光地作り事業には地方の実情に合わない制度があるため、相談窓口を地方に移譲することで、事業実施上の都道府県の数量範囲を広げる必要がある。	国際観光ホテル整備法第3条及び第16条	国土交通省 (観光庁)	神奈川県	C 対応不可	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 国際観光ホテル整備法については、現在観光庁において制度全体の抜本的見直しを検討しているところである。 かかる状況において、現行制度を前提とする登録事務のあり方にについて検討することは有意義ではなく、現時点での左記提案事項を認めるることはできない。 【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 【参考】 神奈川県における国際観光整備法登録ホテル(全登録数及び新規登録数) H17:ホテル49件、旅館53件、H22:ホテル41件、旅館47件、H26現在:ホテル42件、旅館46件。 なお、新規登録数の詳細は不明。 国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の義務は無し。検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5~10件程度(H25は国から依頼なし)。 【観光地図づくり相談窓口の移譲】 観光整備法に基づく観光整備実施計画の認定など、国の観光地作り事業には地方の実情に合わない制度があるため、相談窓口を地方に移譲することで、事業実施上の都道府県の数量範囲を広げる必要がある。	現行制度がある以上、登録とその後の報告、検査の実施主体が一致しない場合があるわざにいく制度であることや、登録を行える利便性向上させることについて検討すること有意義ではないとは言えない。 こうした課題解決や利便性向上につながる都道府県への権限移譲を、見直し後の制度にも反映するべきである。 H26.7月に行われた「総務省の行政評価結果に基づく勧告」においては、「登録ホテル・旅館について、登録義務者に課される義務を遵守させるための国のお取組はほとんど行われておらず、登録制度が機能していない状況が認められる」と指摘されていました。 また、本州においてもこれまで検査の実施を開始して実施した実績があり、このことからも国においてめでかね取組が十分に行われているとは言い難い。 これらを踏まえると、住民に身近な行政である都道府県に移譲することで、より住民にわかりやすい制度となり、また、きめ細やかな指導監督が可能となる等、登録制度の実効性と権限の親点から意義が大きいと考える。 よって、抜本的見直しの過程において議論の上、都道府県への権限移譲を、見直し後の制度に反映すべきである。		
457-2	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地図づくり相談窓口)	【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテル又は登録旅館(以下、「登録ホテル等」という。)を営むものに対し、観光庁長官又は都道府県知事はその事業に関する報告をさせ、また、立入検査を実施できる(法第44条第1項及び第3項)ことになっているが、登録その後の報告・検査の実施主体が一致しない場合があり得ることから、登録ホテル等にはわかりにくい制度である。また、現在、登録は地方運輸局が行っているが、地方運輸局は全国に10か所(神奈川県運輸監理部を含む)でなく、各種登録や相談を行えるところでは不便である。 【国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲】 【参考】 神奈川県における国際観光整備法登録ホテル(全登録数及び新規登録数) H17:ホテル49件、旅館53件、H22:ホテル41件、旅館47件、H26現在:ホテル42件、旅館46件。 なお、新規登録数の詳細は不明。 国際観光ホテル整備法第12条、第13条、第44条第1項及び第3項における指示・報告の義務は無し。検査は国の依頼に基づき、平成24年度まで年間5~10件程度(H25は国から依頼なし)。 【観光地図づくり相談窓口の移譲】 観光整備法に基づく観光整備実施計画の認定など、国の観光地作り事業には地方の実情に合わない制度があるため、相談窓口を地方に移譲することで、事業実施上の都道府県の数量範囲を広げる必要がある。	国際観光ホテル整備法第3条及び第16条	国土交通省 (観光庁)	神奈川県	D 現行規定により対応可能	【観光地図づくり相談窓口の移譲】 観光地図づくり相談窓口は、個別の法令に基づいた権限として国が設置・運用を行っているものではなく、組織法令において定める地方運輸局の観光地図振興課の所掌事務に関連して、広く地方公共団体等からの觀光に関する相談に応じるために設置しているものに過ぎず。現状において地方公共団体が観光振興を目的に観光に関する相談窓口を地方に設置することは可能である。	現在、地方運輸局が行っている相談窓口業務は全て都道府県において実施可能であり、国と県の二重行政などないよう、利用者の利便性の観点から都道府県に一元化すべきである。ひいては、国の行政改革にも貢献すると考える。		
576	過疎地域市町村における旅行業登録要件の緩和	【現行制度】 旅行業登録のためには、財産の基礎や旅行業取扱管理者の選任が必要であり、人材の確保が容易ではない中山間地域の小規模自治体では旅行業登録が困難。 【制度改正の必要性・支障事例】 中山間地における地域経済の確立には、観光交流人口の獲得が不可欠である。特に中山間地は今、都市から心への時代の潮流の中で魅力に溢れているが、都市部の旅行業者には商業的理由で魅力を映らせず、旅行商品の造りが可能な旅行業者の参入が少ないと。このような現状から、自治体が自ら地域の観光資源を活用したい。 市町村が主体となった着地型の募集企画旅行(農村体験エコツアーや)では、旅行業登録がないことから、旅行業者への業務委託や業務形態の是正を図るために、旅行業登録を免除し、旅行業を容易に行えるようにする。 一方で、近隣地域の着地型旅行商品造成に向けた取り組みや提案 第三者評議会による審査結果金額を引き下げる「地域観光旅行事業の創設(平成25年)」や「観光業者実業研究会提言」(平成25年4月))等されており、着地型旅行商品造成への要請は同時に上昇していることから、本提案の実現により、着地型旅行商品の更なる普及を通じた中山間地の活性化を図ることが可能となる。 【想定される懸念への対策】 制度改正後、旅行取引の公正の維持や消費者保護の担保が懸念されるが、①要件緩和の対象を行政に限定すること②旅行業務取扱管理者の選任に代えた、相当の研修会の実施により補完されることを考える。	旅行業法第3条、7条、11条の2、12条の2、旅行業法施行規則第3条	国土交通省 (観光庁)	長野県	C 対応不可	當業保証金供託義務及び旅行業務取扱管理者選任義務は、旅行取引の公正及び消費者保護を図る上で重要であり、これらの規定を過疎地域であること、対象を行政限定することのみを理由に免除・緩和することはできない。 なお、市町村による募集企画旅行の適切な企画・運行を担保するため、研究会では旅行業務取扱管理者選任義務について、運送契約・宿泊契約・旅行業務取扱管理者選任契約・宿泊料金・旅行業務取扱金額の半額を支拂うこと、知識・能力の確認のための修了試験を実施することを予定しており、この点からも消費者保護を担保できるものと考える。 また、他法令(宅地建物取引業法)では取引の公正が確保されることをもって、地方公共団体を適用除外とする例もあり、旅行業法においても取引の公正が確保されると考える。	本提案は、過疎地域市町村が地域振興や少子化対策のためのイベントなどを開催する際に必要な文通や宿泊などを独自に手配可能とすることで、地域の諸課題解決の取組みを支援することを目的としており、市町村が実施主体のため、トラブルが発生した場合などは責任ある対応が可能であり、消費者保護の観点からは問題ないと考える。 なお、市町村による募集企画旅行の適切な企画・運行を担保するため、研究会では旅行業務取扱管理者選任義務について、運送契約・宿泊契約・旅行業務取扱金額の半額を支拂うこと、知識・能力の確認のための修了試験を実施することを予定しており、この点からも消費者保護を担保できるものと考える。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
457-1	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)	・国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲 ・観光地域づくり相談窓口の移譲 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	いただいたご意見のとおり、今後、本制度の抜本的見直しに関する検討を行う過程において、ご提案のあった登録制度等の都道府県への権限委譲についても議論を行ってまいりたい。
457-2	観光振興等に係る事務・権限の都道府県への移譲 (国際観光ホテル整備法に関する事務、観光地域づくり相談窓口)	・国際観光ホテル整備法に関する登録実施事務の移譲 ・観光地域づくり相談窓口の移譲 関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能	<p>観光地域づくり相談窓口は、個別の法令に基づいた権限として国が設置・運用を行っているものではなく、組織法令において定める地方運輸局の観光地域振興課の所掌事務に関連して、広く地方公共団体等からの観光に関する相談に応じるために設置しているものに過ぎず、現状において地方公共団体においても観光振興を目的に観光に関する相談窓口を地方に設置することは可能である。</p> <p>なお、国の観光地域づくり相談窓口は、全国各地の事例や各省庁の施策などについて全国的見地から情報提供を行っているものであり、国と県の二重行政となるとのご指摘は当たらないものと考える。</p> <p>また、観光地域づくり相談窓口では、相談内容に対して全国各地の事例や国土交通省に留まらず広く各省庁が実施しているものを含めた観光に関する支援メニューの紹介等の情報提供を行っているが、このような情報はこれまでも都道府県との共有に努めてきたところであり、今後も引き続き、都道府県との情報共有を強化するとともに、都道府県が実施する施策との連携を図ってまいりたい。</p>
576	過疎地帯市町村における旅行業登録要件の緩和	過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域を有する市町村で、域内(隣接市町村を含むことも可)の着地型旅行事業を企画・実施しようとする市町村については、旅行業法で規定している旅行業者登録と営業保証金の供託を免除し、旅行業を容易に行えるようにする。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		E 提案の実現に向けて対応を検討	ご指摘の「観光産業政策検討会提言」に加え、本年5月にとりまとめた「旅行産業の今後と旅行業法制度の見直しに係る方向性について」においても、着地型旅行の普及に向けた商品造成の促進・販売経路の拡大が提言の一つとしてなされており、その重要性については認識している。現在、本提言を受け、市町村による商品造成・販売を含め、今後の旅行業法制度のあり方について検討を行っているところである。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
77	国有港湾施設の管理権限の国土交通大臣から港湾管理者への移譲	国直轄事業により整備された港湾施設を港湾管理者が効率的に維持管理するため、国有港湾施設の管理権限を移譲することを求める。	【現行】 国は一定の条件のもと、予算の範囲内で港湾工事を自ら実施でき、直轄工事により生じた港湾施設は港湾管理者に割り付けるか、管理を委託することとなっている。これは、国が自ら施設の管理を行うよりも、港湾管理者が所有する施設で行われた方が効率的であるからである。 【制度改正の必要性】 国有港湾施設の管理委託契約においては、原状又は用途を変更するときは、その趣旨をより徹底するため、管理委託ではなく、国有港湾施設の管理権限を自家体へ移譲することにより、国と調整することなく施設の管理及び保全ができるようになり、手続手続きが省略できるとともに、県が実施していきる防災・港湾振興等と連携した施策を展開することが可能となる。	港湾法第52条、第54条	国土交通省 兵庫県、大阪府	D 現行規定により対応可能	国が直轄工事により整備した港湾施設は、国の行政財産であり、原則としては国有財産法に基づき国土交通大臣が管理すべきものである。 しかし、港湾法では、港湾の管理は港湾管理者に一元化されていることから、国が直轄工事により整備した港湾施設についても、曾理権限に制約はあるものの、港湾管理者が他の港湾施設と一体的に効率的に管理できるよう、国有財産法の特例として、管理委託が可能とされ、また、国有財産法により、原則的に行政財産の処分等はできないこととされているが、国有港湾施設については、港湾法第53条に基づく譲渡を受けることが可能となる。 管理受託者たる港湾管理者は、受託に係る国有港湾施設をその用途又は目的に応じて善良な管理者の注意をもって常に管理しているため、原状変更等を行う場合の國の承認の義務付けは不要である。 このような状況による過度の義務付けを廃止するために、港湾施設の管理権限のものを直接港湾管理者に移譲すること。 なお、港湾法に規定されている譲渡は有償譲渡であるが、本県は有償譲渡を受けることは想定していない。			
880	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に対する起債限額緩和	新交通ネットワークにおけるインフラ外施設の整備及び設備更新に係る地方公共團体が負担する財政に対して、地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行ふ。	新交通ネットワークについては、平成6年8月、広域的な拠点であるひろしま西風新都と都心部を結ぶ約18.4kmのアストラムラインが開業しており、現在は、ネットワークの広域化を目指し、JR山陽本線と結ぶ白島新駅への延伸を平成27年春の開業を目指して推進するとともに、広島公園前駅からの延伸整備について、利便性とコスト削減の両立の観点からルート・構造の見直しを進めている。 その一方で、アストラムラインは今後で開業後20年を迎える設備等の老朽化が予測され、設備機器の更新が本格化していくことになる。 こうしたことから、事業者（広島市交通局、広島市出資比率51%）が実施するインフラ外施設の整備や設備更新に対する地方負担を軽減するため、地方債負担額について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなすよう、地方債の制限の緩和が必要である。 (詳細は別紙1を参照。)	地方財政法第5条	国土交通省、 総務省 広島市	D 現行規定により対応可能	地方財政法第5条第5号では、地方公共団体は、地方公共団体が資本金の二分の一以上を出資している法人が設置する公共施設の整備事業に係る助成に要する経費の財源とするため、地方債を起すことができるとしている。 広島高速交通(株)は、広島市が資本金の二分の一以上を出資している法人であるため、同法人が行うインフラ外施設の整備事業への助成に要する経費は、地方財政法第5条第5号の経費に該当することとなる。なお、地方債の発行にあたっての協議等の区分は、一般単独・一般事業の対象となる。	意見なし		
88	地域公共交通の利便性向上に資する事業に対する起債制限の緩和	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業同様、連携計画事業（コミュニティ・レール化）について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行ふ。	地域公共交通総合連携計画に位置付けた事業を連携計画事業（コミュニティ・レール化）として行う法定協議会が、幹線鉄道等活性化事業費補助交付要領に基づく国庫補助を受けたり、本市も負担金を拠出している。 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業及び道路運送高度化事業には、地方債の特例が認められていることに鑑み、これらの事業の性格と同様と思われる連携計画事業（コミュニティ・レール化）についても、補助制度とより有効活用するため、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、連携計画事業においても「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第12条、第17条と同趣旨の特例を設けることにより地方債の制限の緩和を行うことで、地域公共交通の更なる利便性の向上を図る。 (詳細は別紙2を参照。)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律	国土交通省、 総務省 広島市	C 対応不可	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下、「法」という。）においては、地域公共交通総合連携計画に定められる事業のうち、既存の制度では充分な対応が図られていないものであって、地域公共交通の活性化及び再生を促進する上で特に重要と考えられる取組みを「地域公共交通特定事業」として、当該事業ごとの実施計画に係る国土交通大臣による認定期制度を設け、認定を受けた計画に係る事業に対する法律上の特例措置を講じることにより、当該事業の促進を図ることとしている。 法第12条及び第17条においては、認定を受けた軌道運送高度化事業計画及び道路運送高度化事業計画について、当該計画に定められた地域公共交通特定事業の促進を図る観点から、地方債の特例を認めているところ。 以上から、ご提案の連携計画事業（コミュニティ・レール化）については、地域公共交通特定事業に位置づけることはできないため、地方債の特例措置することはできない。	意見なし		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
770	国有港湾施設の管理権限の国土交通大臣から港湾管理者への移譲	国直轄事業により整備された港湾施設を港湾管理者が効率的に維持管理するため、国有港湾施設の管理権限を移譲することを求める。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を進めること。 なお、所管(府)省から「事実関係が現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。			C 対応不可	<p>○ 国有港湾施設は、国家的な見地から必要と認められる重要なものとして国が直轄事業で整備した施設であることから、用途変更や原状変更等がなされる際には、当該施設の本来の用途や目的が妨げられないよう、国が責任をもって確認する必要があることから、これらに関する国土交通大臣の承認は不可欠である。</p> <p>○ なお、ご提案にある小型防舷材の設置など、軽微な変更については、事務手続きの負担を考慮して、部局長の承認を要しないこととしている。</p>
880	新交通ネットワークにおけるインフラ施設の整備及び設備更新に対する起債制限の緩和	新交通ネットワークにおけるインフラ施設の整備及び設備更新に係る地方自治体が負担する財源に対して地方債が充当できないため、地方債の制限緩和を行なう。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案が、現行制度により対応可能なものであることを、提案団体との間で確認している。
881	地域公共交通の利便性向上に資する事業に対する起債制限の緩和	「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく軌道運送高度化事業同様、連携計画事業(コミュニティ・レール化)について、地方財政法第5条第5号に規定する経費とみなせるよう、地方債の制限緩和を行う。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項59項目について 提案募集検討専門会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
210	開発行為の許可権限 の希望する市町村への 移譲	現在、都道府県及び指定 都市、中核市及び特例市 のみに設置が認められて いる開発審査会について、 希望する市町村については、 開発許可権限の移譲 を可能とするとともに、開 発審査会を設置できること とする。	事務処理特例により、開発行為の許可権限が市町村に移譲された場合には、市町村において開発審査会を設置することができるようになるべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案に賛同する。 市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。 【全国町村会】 提案に賛同する。	○ 「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を勘案して特例市まで移譲さるものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分の公正性等を議論するに当該処分を行った団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置されている一方、事務処理特例制度によって開発許可権限を有する市には設置できないといふのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではないか。 ○ 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	E 提案の 実現に向 けて対応 を検討	提案を踏まえ、事務処理特例条例により、開発許可に関する事務及び都道府県の開発審査会へ付議する事務を処理することとされた市町村については、それらの事務をより具体的かつ円滑に行うことができるよう運用を見直す。 具体的には、当該市町村の案件に係る事務を地域の実情に応じて、効率的かつ円滑に処理する観点から。 ・都道府県開発審査会の開催事務(日程調整、案件説明等)を特段の支障(開催経費、都道府県又は他市町村の案件付議との調整等)がない限り、当該市町村自らが行うことができるること ・開発審査会に付議するか否かの判断の目安を示した提案基準は、都道府県だけではなく事務処理市町村が主体的に作成することができるること等を明らかにする技術的助言を発出することについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等を踏まえ検討する。
221	開発行為の許可権限 の希望する市町村への 移譲	都市計画法第29条第1項 の規定に基づく都市計画 区域、又は都市計画区域 内における開発行為の 許可権限を希望する市町村 に移譲する。	都道府県との協議が整った場合には、法律により希望する市町村に移譲できるようになるべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案に賛同する。 市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。 【全国町村会】 提案に賛同する。	○ 「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を勘案して特例市まで移譲さるものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分の公正性等を議論するに当該処分を行った団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置されている一方、事務処理特例制度によって開発許可権限を有する市には設置できないといふのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではないか。 ○ 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	D 現行規 定によ り対応 可能	現行制度においても、事務処理特例条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村については当然に、また、それ以外の市町村については都市計画法第33条第6項の批准・同意を得て、地域の実情に応じた開発許可の技術的基準の強化又は緩和を行ための条例を定めることができる。 よって、「開発許可基準を独自に条例で定めたい」という本提案については、開発許可基準を希望する市町村へ移譲するための制度改正をすることに実現することが可能であることから、まずは現行制度を活用することを検討されたい。
429	開発行為の許可権限 の希望する市への移 譲	都市計画法第29条第1項 の規定において、あらかじ め国土交通省令で定める ところにより、都道府県知 事例(以下「指定都市」と いいう)の区域内に、あつては、当該指定都市等 の長)の許可を受けなければ ならない、としている現 行の規定を、都道府県知 事(指定都市)、中核市又は 特例市その他国土交通大臣 が認めた市(以下、「指 定都市等」という)の区域 内にあっては、当該指定都 市(の長)の許可を受けなければ ならない、と改正す る。 (上記に伴い、同法第78条 第1項に規定する開発審査 会の設置も可能となる。)	事務処理特例により、開発行為の許可権限が市町村に移譲された場合には、市町村において開発審査会を設置することができるようになるべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。 【全国町村会】 提案に賛同する。	○ 「開発許可は都市計画に係る事務処理能力を勘案して特例市まで移譲さるものであり、一般市に移譲することは困難」との指摘については、手挙げ方式という新しい制度を活用して、都市計画に係る体制等の面で、特例市と遜色ない一般市には開発許可権限を移譲し、開発審査会を設置可能とすべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 開発許可処分の公正性等を議論するに当該処分を行った団体の附属機関として設置される開発審査会が、都市計画法上開発許可権限を有する市には設置できないといふのは、どちらも実質的には同様の権限を有するのであることに鑑みると、均衡を欠いているのではないか。 ○ 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	E 提案の 実現に向 けて対応 を検討	提案を踏まえ、事務処理特例条例により、開発許可に関する事務及び都道府県の開発審査会へ付議する事務を処理することとされた市町村については、それらの事務をより具体的かつ円滑に行うことができるよう運用を見直す。 具体的には、当該市町村の案件に係る事務を地域の実情に応じて、効率的かつ円滑に処理する観点から。 ・都道府県開発審査会の開催事務(日程調整、案件説明等)を特段の支障(開催経費、都道府県又は他市町村の案件付議との調整等)がない限り、当該市町村自らが行うことができるること ・開発審査会に付議するか否かの判断の目安を示した提案基準は、都道府県だけではなく事務処理市町村が主体的に作成することができるること等を明らかにする技術的助言を発出することについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等を踏まえ検討する。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
68	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあっては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事が行うことを求めることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。	【制度改正の必要性】 都市計画法第19条第2項において都市計画の決定にあっては、町村は都道府県の同意を得ることとしている。「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が他の行政課題や地域の諸問題を取り組む中で、一括法の目的が地域の自主性の強化や自由度の拡大)を図るものであるにもかかわらず、本町は、町域(小さい(1.02km ²)これから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区画区分昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地開発など各種都市計画事業を行い、都市計画に関する行政経験は十分である。適切な判断を行なうことが可能である。 ※(全国では、県成程の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全県的に統一した運用が求められていることなどから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。	都市計画法第19条第3項	国土交通省	酒々井町	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が同意という扱否権を留保し形で協議を行なうこととしてきたところ。 しかししながら、「まちづくりの分野において、当町は、県のマスター・プラン(整備・開発・保全の方針)において、佐倉市都市計画として隣接する佐倉市と一緒にして取り扱われているにもかかわらず、酒々井町だけが同意が必要とされていてそれが可能となることは到底ない。 かしながら、「まちづくりの分野において、当町は、県のマスター・プラン(整備・開発・保全の方針)において、佐倉市都市計画として隣接する佐倉市と一緒にして取り扱われているにもかかわらず、酒々井町だけが同意が必要とされていてそれが可能となることは到底ない。 平成25年には地方分権推進法が制定されて以来、国・地方を挙げた地方分権の取組みにより、基礎自治体の体制整備は進んでおり、いまだ市と町村で異なる取扱いが存在することに合理性は認められないことから、市同様に町も一律に協議とすることを要望したい。		
970	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。	【制度の現状】 「市町村」が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならなかったが、第1次一括法の義務付け・枠付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要である。 【制度改正の必要性】 市町村が都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならなかったが、第1次一括法の義務付け・枠付けの改正により、都道府県知事の同意については、「町村」のみ必要である。 都市計画は、市より多い町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足している理由から同意が必要との考え方には合理性がない。 都市計画は、それを町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な分野によると町村単位で都道府県知事が複数ある場合、都道府県の協議を行なうため、「地域の自主性及び自立性を尊重するための改革の推進を図るためにの関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)、第1次分権一括法。(において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき)「地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである。	都市計画法第19条第3項(市町村の都市計画の決定)	国土交通省	全国町村会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が同意という扱否権を留保し形で協議を行なうこととしてきたところ。 かしながら、「まちづくりの分野において、当町は、県のマスター・プラン(整備・開発・保全の方針)において、佐倉市都市計画として隣接する佐倉市と一緒にして取り扱われているにもかかわらず、酒々井町だけが同意が必要とされていてそれが可能となることは到底ない。 かしながら、「まちづくりの分野において、当町は、県のマスター・プラン(整備・開発・保全の方針)において、佐倉市都市計画として隣接する佐倉市と一緒にして取り扱われているにもかかわらず、酒々井町だけが同意が必要とされていてそれが可能となることは到底ない。 都市計画は、それぞれ市町村単位で行われるが、行政区域を越えた広域的な土地利用などを隣接する市と町村が連携した「まちづくり」を進めるためにも、都道府県への事務の扱いは「協議」一本化すべきである。 市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が同意という扱否権を留保し形で協議を行なうこととしてきたところ。 かしながら、「まちづくりの分野において、当町は、県のマスター・プラン(整備・開発・保全の方針)において、佐倉市都市計画として隣接する佐倉市と一緒にして取り扱われているにもかかわらず、酒々井町だけが同意が必要とされていてそれが可能となることは到底ない。 かしながら、「まちづくりの分野において、当町は、県のマスター・プラン(整備・開発・保全の方針)において、佐倉市都市計画として隣接する佐倉市と一緒にして取り扱われているにもかかわらず、酒々井町だけが同意が必要とされていてそれが可能となることは到底ない。 都道府県等に位置し、都市計画に関する行政経験も十分ある町村や人口規模において市よりも大きい町村がある中で、町村が一律に執行体制、経験等が不足しているとの理由から同意が必要との考え方には合理性がない。		
117	都市公園の保存規定の強化	都市公園法第16条第1項に、第4項として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市公園に關する基本的な方針」を加える。 「市町村の都市公園に関する基本的な方針」は、「都市計画マスター・プラン」、市町村計画第3条の2に定める「都市公園の区域の整備」、市町村の区域の整備に關する方針に記載することと zwar。策定にあたっては、都道府県との協議の機会がある。また、同法第18条の2第2項には、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるため、必要な措置を講ずることとする」とある。 住民の意見を反映する機会も設けられていることから、「都市計画マスター・プラン」で定められた場合に限っての廃止は、地域住民の意向をまちづくりに反映された結果となる。	【制度改正の必要性】 国土交通省が提唱するコンパクトなまちづくりに向かう中で、住民を中心市街地へ移動していく各地域に点在する都市公園についても整理の必要が生じるが、人が住む少ない地区の公園を整理したいという消極的な理由では、都道府県法第16条の保存規定により、原則として都市公園を廃止することができないのが現状である。 【具体的な支障事例】 ①旧農耕地における都市公園の取扱い 旧農耕地については、250mの範囲内に人が住んでいない又は改良住宅の移転計画により近い将来人が住まなくなる状況であるにも関わらず都市公園の廃止ができず、税金を使って管理し続けることに市民の理解が得られない。さらに、遊具等がある場合は、事故の懸念もあることから、廃止して更地にする対応が必要である。 ②長期未着手となっている都市公園の取扱い 都市公園決定している未開設公園は、土地に都市計画法上の制限がかかっていることから、公園以外の土地利用ができます、売却などもできない状況である。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 都市公園を廃止した場合、都市景観や都市環境の悪化が懸念されるが、旧農耕地においては、人が住まなくなつて中公園だけが残るという状況であり、景観や環境が悪化するといった懸念するレベルではない。 また、本市においては、一人当たり都市公園等面積が40、25m ² /人と全国平均を大きく上回っており、現に市民が居住している地区において、避難場所としての都市公園は確保されていることから、災害時の避難場所が確保できないといった問題は生じないと考えられる。	都市公園法第16条	国土交通省	芦別市	D 現行規定により対応可能	都市公園法第16条は、①都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び緑地以外の施設に係る都市計画事業が施行される場合、②その他公上特別の必要がある場合、③廢止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合、④公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取扱した都市公園について、当該賃貸契約の終了又は解除によりその権原が消滅した場合のほかは、みだりに都市公園の全部又は一部について都市公園を廃止してはならないとしているものである。 都市公園の整備・管理に係る事務は自家事務とされているところ、公園管理者である自治体において、都市公園の整備・管理における技術的助言である都市公園法適用指針を参考に、客觀性を確保しつつ、公上特別の必要がある場合から特別の削除する。あるいは技術的助言において他の例示を追加する等により、土地収用法に規定する程度に満たない必要性であっても、自治体の判断と責任において都市公園の廃止を行うことが可能であることを明確にすべきと考える。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
68	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあつては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県が知事の同意を得ることとなることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。	全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。	【全国町村会】 今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。	○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の譲渡を受けている町村も着実に増加している。 ○ こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中で、そのための新規の組織構成が複数あることから区別するとして、いわゆる暫定的な市として勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体間連携の新たな仕組みが設けられると、状況の変化が見られたことからも、制度を見直すべきではないかと。 ○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。
970	町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止	町村が都市計画を決定する場合の都道府県知事の同意を不要とする。	全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみとするべきである。	【全国町村会】 今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。	○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また市と町村の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制度を活用して開発許可権限の譲渡を受けている町村も着実に増加している。 ○ こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か具体的な支障はあるのか。 ○ 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であつたことから、その体制を複数の体制へと変更してしまった市と町村を区別するとして、いわゆる暫定的な市として勧告がなされたものと認識している。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体間連携の新たな仕組みが設けられると、状況の変化が見られたことからも、制度を見直すべきではないかと。 ○ 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するところであったが、年末の閣議決定までに結論を得るべく、早急に行うべきであるが、いかがか。	E 提案の実現に向けて対応を検討	平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。
117	都市公園の保存規定の彈力化	都市公園法第16条第1項に、第4号として「都市計画法第18条の2第1項の規定による市町村の都市計画に關する基本的な方針に定められる場合に加える。 「市町村の都市計画に関する基本的方針」(以下「都市計画マスター・プラン」)は、都道府県のものと並んで、市町村のものと並んで、都市公園区域の整備、開発及び保全の方針に定められる。 都市公園を廃止できる場合の要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する。又は条例による補正を許容るべきである。」の規定がある。また同法第18条の2第2項には、「市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聽会の開催等住民の意見を反映させることとする。」の規定があり、住民の意見を反映する機会も設けられていることから、都市計画マスター・プランで定められた場合に限っての廃止は、地域住民の意向がまちづくりに反映された結果となる。	都市公園を廃止できる場合の要件については、地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する。又は条例による補正を許容るべきである。 【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、「公益上特別の必要がある場合」を明示した上で、事業関係について提団体との間に十分確認を行なうべきである。	○ 人口減少社会の到来等の社会情勢の変化を踏まえ、都市公園法運用指針の見直しを行い、都市の集約化等の地域の実情に応じたまちづくりに伴う都市公園の廃止(長期未着手である都市公園の廃止を含む)は自治体の判断で現行規定でも可能である旨を明確化すべきではないか。 ○ あわせて、都市計画決定された都市公園については都市計画変更の手続きも必要となることから、都市公園法運用指針の見直しと同時に都市公園運用指針の見直しも行なうべきではないか。	D 現行規定により対応可能	都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体が、「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、都市公園の廃止は可能である。なお、現行規定でも可能である旨を明確化する具体的な手法については、検討して参りたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支撑事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
340	都市公園の保存規定の強化	【制度改正の必要性】現行制度においては、供用済の都市公園を全部又は一部廃止する場合、第十六条により廃止が制限されている。このため市街地周辺や郊外部に開発行為による設置経地を含め、老朽化し、または利用が低調な小公園が多数存在し、地緑団体や地域住民に活用されないばかりか、犯罪や不法投棄、野焼きによる火災、不法占用、景観悪化、災害時の防災機能を発揮しない等の懸念がある。本市は緩やかながら人口が減少しており、こうした懸念は今後一層増すものと考えられる。なお、本市都市公園面積は平成26年7月現在125箇所・約125ha、このうち、約24%（箇所ベース）が供用後30年以上経過。10年後には約4割が供用後30年を経過する見通し。平成26年7月現在0.1ha以下の狭小公園は約43%（箇所ベース）。制度が改正された場合、老朽化、または利用者が低調な都市公園を供用廃止することになり、用地の広範な効率的利用が可能になり、市街地環境が好転することが期待される。	【現行制度に対する理由】本市においては、都市公園の廃止を現行法制度下で行っているが、法第十六条第一項第一号に「都市公園の区域内において中路、都市計画事業が施行される場合その他の公益上特別の必要がある場合」における「公益上特別の必要がある場合」については、都市公園法運用指針(H24)によって、「その区域を都市公園の区域に供しておきとも、他の施設のために利用されることの方が公益上より重要と判断される場合」とされており、他の公共事業が施行される場合に原定されているため、市街地整備などに伴い近隣に同規模以上の公園を供用し、法第十六条第二号を適用せざり、老朽化・機能劣化した公園を廃止できない状況である。	都市公園法第16条	国土交通省	北上市	D 現行規定により対応可能	都市公園法第16条は、①都市公園の区域内において都市計画法の規定により公園及び施設に係る都市計画事業が施行される場合、②その他公益上特別の必要がある場合、③廃止される都市公園に代わるべき都市公園が設置される場合、④公園管理者がその土地物件に係る権原を借受けにより取得した都市公園について、当該賃貸契約終了又は解除によりその権原が消滅した場合のほかは、みだりに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園の場合は、まだに都市公園の区域の全部又は一部について都市公園の区域のうち、公園管理者による事務は、市街地を整備・管理における技術的助言である都市公園法運用指針を参考し、客觀性を確保しつつ慎重に検討した上で、ご提案の内容が②の「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、現行法則上可能である。	都市公園法第16条第1号における「公益上特別の必要がある場合」は都市公園法により公園及び施設に係る都市計画事業が施行される場合、②その他公益上特別の必要がある場合のほかは、廃止にあたる公園管理者の説明責任は相当に重いものとなっており、本市としては判断を躊躇せざるを得ない。また、第16条第1号の規定及び技術的指針の厳格な記述はいずれも、市が廃止にあたりますもって合意を得るべき市民・議会にどうして都市公園の廃止が困難であるとの印象を抱かせるもので、合意形成の障壁となる。このことが、狭小な都市公園、老朽化・機能劣化した都市公園を廃止したり、規約化できない大きな理由となっている。しかし、こうした地域の課題解決のための廃止は、地方議会や自治体の政策的な判断に委ねるべきという考えにより本提案を提出したものであるので、提案の主旨を理解して頂き、条例委任項の設置等所要の法改正の実施を期待するものである。	
861-1	地域の実情に応じた 公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等	敷地が小規模である（建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1戸の床面積を大きさする必要があることから、従前の整戸数以上を当該敷地で確保することが困難）等の理由により別の敷地に建設される場合は、公営住宅建替事業（法定建替）の定義から外れることから、従前住宅（除く予定住宅）の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障・移転に関する協議が長期化し、従前住宅敷地の売却等に支障）をきたすことがある。	公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止し、非現地建替も公営住宅建替事業とする。 公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件（市街地0.1ha以上）及び戸数要件（従前戸数以上）を廃止する。	公営住宅法第2条・第36条 公営住宅法施行令第10条	国土交通省	愛媛県	C 対応不可	公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これでもって国民の住生活の安定性に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するわけなく、従前そこで生活を営んでいた入居者の生活環境に大きな影響を与えることなく、従前入居者の居住の安定性を損なうことが懸念されるところから、明渡請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。	非現地建替（集約建替）の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替（集約建替）が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えたし、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。	
861-2	地域の実情に応じた 公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等	敷地が小規模である（建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1戸の床面積を大きさする必要があることから、従前の整戸数以上を当該敷地で確保することが困難）等の理由により別の敷地に建設される場合は、公営住宅建替事業（法定建替）の定義から外れることから、従前住宅（除く予定住宅）の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障・移転に関する協議が長期化し、従前住宅敷地の売却等に支障）をきたすことがある。	公営住宅建替事業の定義である敷地規模要件を廃止し、非現地建替も公営住宅建替事業とする。 公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件（市街地0.1ha以上）及び戸数要件（従前戸数以上）を廃止する。	公営住宅法第2条・第36条 公営住宅法施行令第10条	国土交通省	愛媛県	C 対応不可	公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これでもって国民の住生活の安定性に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するわけなく、従前そこで生活を営んでいた入居者の生活環境に大きな影響を与えることなく、従前入居者の居住の安定性を損なうことが懸念されるところから、明渡請求権等の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。	非現地建替（集約建替）の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替（集約建替）が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えたし、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
340	都市公園の保存規定の弾力化	都市公園法第十六条各号の規定に第四号を加え、「四 地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては条例による補正を許容するべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、「公益上特別の必要がある場合」を明示した上で、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。	○ 人口減少社会の到来等の社会情勢の変化を踏まえ、都市公園法適用指針の見直しを行い、都市の集約化等の地域の実情に応じたまちづくりに伴う都市公園の廃止(長期未着手である都市公園の廃止を含む)は自治体の判断で現行規定でも可能である旨を明確化すべきではないか。 ○ 現在規定期により対応可能	D 現行規定により対応可能	都市公園の整備・管理に係る事務は自治事務とされているところ、公園管理者である自治体が、「公益上特別の必要がある場合」に該当すると判断される場合には、都市公園の廃止は可能である。なお、現行規定でも可能である旨を明確化する具体的な手法については、検討して参りたい。	
861-1	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止し、非現地建替も公営住宅建替事業とする。 公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の集約化のための非現地建替を円滑に進めるために、既存の公営住宅を統廃合するとの限定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることとされていることを前提とすれば、地域の実情に応じた判断の余地を拡大しつつ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居戸数以上」まで緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の要件を満たさず、明渡し請求権が付されないために入居者との移転交渉が難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用すべきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	C 対応不可	公営住宅法第36条による公営住宅建替事業を行うことができる場合の要件のうち、現地要件については、仮に非現地建替を認めた場合、明渡請求という入居者の権利を強制するものを除くことから、事業主体の判断により行われる公営住宅の建替のために、實に得せられるべき事由のない居住者が非自発的に移転を求められる結果となり、居住者の権利を害しく侵害することとなる。これを踏まえれば、如何なる条件を付けたとしても、現地要件を撤廃することは不適当である。	
861-2	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の廃止等	公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止し、非現地建替も公営住宅建替事業とする。 公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(従前戸数以上)を廃止する。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の集約化のための非現地建替を円滑に進めるために、既存の公営住宅を統廃合するとの限定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることとされていることを前提とすれば、地域の実情に応じた判断の余地を拡大しつつ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居戸数以上」まで緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。 ○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の要件を満たさず、明渡し請求権が付されないために入居者との移転交渉が難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用すべきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	D 現行規定により対応可能	市街地要件で定める「市街地の区域内」や「市街化が予想される区域内」とは、公営住宅法上具体的な定義があるわけではなく、また都市計画法、都市再生特別措置法等他法令から特に引用されている概念でもないが、少なくとも「市街地の区域内」という文言により、ご指摘のような「都市計画区域外等の郊外」にあら公営住宅を一律に排除するものではない。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
861-3	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行条件の一節の廃止等	公営住宅建替事業の定義である地盤要件を廃止し、非現地建替も公営住宅建替事業とする。 公営住宅建替事業の施行要件である敷地規模要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(市街地0戸以上)を廃止する。	敷地が小規模である(建替時において時代により見直されている最低居住水準を確保するため、1戸の床面積を大きくする必要があることから、従前の整備戸数以上を当該敷地で確保することが困難)等の理由により別の敷地に建設する場合に、公営住宅建替事業(法定建替)の定義から外れることから、従前住宅(除却)定住宅)の入居者に対する明渡請求権が付与されず、入居者との移転に関する協議が難航し事業が長期化する等、円滑な建替に支障・移転に関する協議が長期化し、従前住宅敷地の売却等に支障)をきたすことがある。	公営住宅法第2条第36条 公営住宅法施行令第10条	国土交通省 愛媛県	C 対応不可	公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸し、これをもって国民の住生活の安定性に寄与することにある。非現地建替は、当該敷地を再度公営住宅団地として活用するわけなく、従前ここで生活を営んできた入居者の生活環境に多大な影響を及ぼすかねて、従前入居者の居住の安定性を損なうことが懸念されるところから、明渡請求権の強制力をもつ公営住宅法上の公営住宅建替事業として認められていない。	非現地建替(集約建替)の敷地は同一市町村内の近隣の地区を想定しているため、全ての非現地建替(集約建替)が従前入居者の生活環境に多大な影響を与えることになり、居住の安定性を損なうとはいえないと考える。	また、効率的な建替を実施するために市町村等の区域要件及び規模要件、公営住宅戸数が規定されている。市街地等の区域要件及び規模要件は効率的な建替を実施するための設置要件であるが、今後の人口減少を踏まえると、将来的に公営住宅供給戸数が不足する状況で、それらから離れている入居者の公営住宅の再入居を保護するため、それら設置されている要件であり、公営住宅の位置選定又は公営住宅の居住環境の整備という観点から、これらの要件を廃止することはできない。	なお、公営住宅法第36条第2号たゞい書以下及び地域住宅特措法第12条に基づき、都市施設に関する都市計画における場合、社会福祉施設を併設する場合、公営住宅以外の公営賃貸住宅を建設する場合等の特別の事情がある場合に、特例として戸数要件を緩和することが認められている。
57	過疎地域自立促進方に係る関係大臣の協議、同意の廃止	【現状】 過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国交大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、総務大臣、農林水産大臣及び国交大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の間に協議をするものとする」と定められている。 【支障事例】 自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を要している。この方針に基づき、市町村は過疎地域自立促進方針を策定することになるため、市町村は方針策定を得たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられている。 【制度改正の必要性】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行なうことができるようになる。 【求めめる措置内容】 については、地方の主体性を尊重し、国の閣とを見直し、手続きの簡素化を図るべく、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は廃止すべきである。 なお、過疎地域自立促進特別法と同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づく「山村振興基本方針」に関する協議はすでに廃止されている。	過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項	農務省、 農林水産省、 国土交通省 愛知県	C 対応不可	過疎対策については、過疎地市町村の自主的な取組が重要であることから、対策の主体は市町村とし(法2条)、これに都道府県が協力し(法7条第2項)、国が特例措置により支援する(法第4条)ことにより推進されることとなっている。過疎対策事業を定める方針(都道府県策定)、市町村計画、都道府県計画の策定に際しても、過疎市町村や関係都道府県の自主性、主体性を最大限尊重する趣旨から、国の閣とは必要最低限にとどめられている。	国との協議において、前回の協議では極めて形式的な意見に留まっており、実質的に県の方針案のとおりとなっている。地方の自主性・主体性を尊重する趣旨であれば、「山村振興基本方針」同様、協議を廃止し、提出のみとして支障はないものと考える。	また、国との協議には、調整に時間を要していることから、手続きの簡素化を求めるものである。	協議を廃止できないのであれば、次善の案として、事前協議・正式協議の手続きを一本化するなど、策定スケジュールの緩和に資する新たな方策導入を期待する。	
227	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一節簡略化	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る都道府県の協議が必要なものうち、事業を中止した場合又は大幅な事業量の減があつた場合については、協議から提出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地市町村において事業の見直しに伴い、おむね毎年変更の手続きを行っている。この変更の手続きは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に協議しなければならない。一方で文言の修正等形式的な変更又は経営的変更については、変更の手続きを省略して差し支えないとしている。そこで、都道府県への協議が必要なものうち、事業の中止又は大幅な事業量の減については、予算の増額が伴うものではなく、市町村が主体的に判断することが可能であり、仮に規制緩和がなされ、変更後の計画の範囲への提出のみとなっても、過疎な事業を実施することは可能であると思われるため、市町村の事務量を削減するためにも経営的変更として取り扱い、変更の手続きを協議から提出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進特別措置法第6条第4項、第7項 平成22年12月22日付け般行第143号、22農振第1730号、国都地第71号	農務省、 農林水産省、 国土交通省 宮城県	C 対応不可	市町村計画はあらかじめ都道府県との内容について協議することとされている(法第6条第1項)。 市町村が実際の過疎対策を講ずる場合には、都道府県の密接な連携と都道府県の広域的見地からの施策が不可欠である。市町村と都道府県が市町村計画について協議することによって、都道府県の施策との、さらには他の施策との整合性が図られ、都道府県・市町村等が一体となって過疎地域の自立促進、ひいては、美しく風格ある国土の形成を推進することとなる。	特に意見なし	市町村が事業を中止又は大幅な事業量の減について変更の手続きをしようとする場合について、他の諸施策との整合性を図つて都道府県・市町村等が一体となって過疎地域の自立促進等を推進する観点から、都道府県との事前の協議を要するものである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
861-3	地域の実情に応じた事業実施のための公営住宅建替事業の施行要件の一部の発止等	公営住宅建替事業の定義である現地建替要件を廃止して、非現地建替も公営住宅建替事業とする。 公営住宅建替事業の施行要件である敷地規制要件(市街地0.1ha以上)及び戸数要件(既往戸数以上)を廃止する。		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>	<p>○ 現地要件については、既存の公営住宅の除却を前提とした公営住宅の集約化のための非現地建替を円滑に進めるために、既存の公営住宅を統廃合するとの規定を設けるとともに、現地から一定の距離制限等を設け、「入居者の居住の安定性」を担保した上で、廃止すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p> <p>○ 戸数要件については、公営住宅の供給目標量を都道府県が定めることとされていることを前提とすれば、地域の実情に応じて判断の余地を拡大しつつ、居住者の再入居を保障することを念頭に、「除却前の入居者数以上」まで緩和すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p> <p>○ 全域が市街地の区域外のため、現地における建替であっても法定建替の要件を満たさず、明渡し請求権が付与されないために入居者との移転交渉が難航した事例が報告されている。このような場合には、市街地要件を適用すべきでないが、この場合何か具体的な支障はあるのか。</p>	D 現行規定により対応可能	<p>公営住宅法第36条による公営住宅建替事業を行うことができる場合の要件のうち、戸数要件については、公営住宅が不足している状況下で從前から居住している入居者の公営住宅への再入居を保証するために設けられた要件であるが、当該除却されるべき公営住宅の土地の地区によって道路、公園その他の都市施設に関する規制がある場合は、現地の実情に応じて規制を緩和するものである。現行法においても、「当該除却すべき公営住宅のうちから、その承認(公営住宅建替事業に関する計画の認定又は公営住宅法の承認)の申請をする日において、入居者の所存する公営住宅の戸数を超えては足りる。」としているところ。</p> <p>現在、地域の状況によっては公営住宅に対するニーズが減少していることも考えられることから、そのような場合において居住者の再入居を保障すること前提に、「除却前の入居者数以上」となるように公営住宅を建て替える場合には、公営住宅法第36条第3号の「特別の事情がある場合」に該当するものとして取り扱うことが可能である。</p> <p>なお、備考の建替事業について、当該地域において公営住宅に対するニーズが減少している等の「特別の事情がある場合」に該当するものか、自治体において判断に迷う場合は、各地方整備局へご相談いただきたい。</p>
57	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止	県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めた「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣らおよび国土交通大臣の協議、同意を経て決定しているが、この同意を廃止する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への提出制度に改める。		<p>【全国市長会】 都道府県の計画策定スケジュールが短縮化され、市町村における計画策定事がスムーズになるよう、前向きな検討を願いたい。</p>		E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>市町村計画及び都道府県計画に基づき行う事業に対しては国の各種特別措置が講じられ、過疎地域自立促進方針はこれらの計画の大枠となるものであるため、国の事前閣議が必要である。また、市町村、都道府県の施策と国の各分野の関連施策との整合性を確保するためにも、過疎計画自立促進方針への各府省庁の事前閣議が必要である。過疎地域自立促進方針に関する同意を要する協議は、唯一の国の事前閣議であつたため廃止することができないと考える。</p> <p>過疎地域自立促進法においては、自立促進方針における同意を要する協議が、国による必要最低限の唯一の事前の閣議であるのにに対し、山村振興法においては、主務大臣が、山村振興基本方針の作成に関し、都道府県に勧告すること(法第9条)が可能であるとから、山村振興基本方針策定に係る主務大臣への同意協議が事後報告化されたものである。したがって、山村振興法と同様に扱うことではないものと考える。</p> <p>なお、国としても、過疎地域自立促進方針の策定に係る事務をスムーズに行えるようにすることには賛成であり、事前協議と正式協議を一本化することについては、検討してまいりたい。</p>
227	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一括簡略化	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る都道府県の協議が必要なものうち、事業を中止した場合又は大幅な事業量の減があった場合については、協議から提出のみとするよう求めるもの。		<p>【全国市長会】 提案に賛同する。</p> <p>また、「市町村計画の変更に当たり、「事業の追加又は中止」、「事業費の増減」については、計画全体に影響を及ぼすものではなく、計画内容が大幅に変わるものとは言い難い。</p>		C 対応不可	<p>提案団体からは意見が付されていないところで、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
153	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画法第6条の2)の策定主体は都道府県とされているが、都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結する場合、上記条件を満たすと、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)に関する都市計画の策定権限について、第4次分権一括法において、単一の市町村の区域を超える広域の見地かの調整機能や関連制度との整合性が確保される場合、指定都市においては移譲されることだった。	【制度改正の必要性】市町村合併を経て、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域が多くなってきたり、合併による市町村の広域化に伴い、これまで以上に市町村の主体性を拡大させ、より地域の実情に沿った都市づくりを実現していくことができるような制度とする必要がある。 ※参考文献:19都市計画区域のうち、17都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結する市町村の区域を構成する行政の解消等の観点で、単一の市町村の区域内で完結する都市計画区域における都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)に関する都市計画の策定権限について、第4次分権一括法において、単一の市町村の区域を超える広域の見地かの調整機能や関連制度との整合性が確保される場合、指定都市においては移譲されることだった。	都市計画法第15条第1項第2号	国土交通省	鳥取県・徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年1月20日閣議決定)、「義務付け・枠引けの第4次見直し方針」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主導戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定))の決定に至るまでの議論において結論が出ていると承知している。なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画区域マスタープラン)においては、都市計画区域の市町村の区域の内外における指定を行うこと、周辺市町村への影響範囲を考慮した方針として実現する能力が必要となることから、都道府県が充実することとしている。 都市計画区域マスタープランには、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるよう努めらるものとされており、それとの都市計画には、単一の市町村の区域を超える広域の見地から決してすべき地域地区、都市施設に関する都市計画等の都道府県が決定する都市計画も含まれているため、広域の見地から都道府県が決定することが最も適切である。 また、都道府県であっても広域的な観点での調整は必要であるにも関わらず、都道府県に準じた都市計画決定権限があることを理由に第4次分権法で権限移譲がなされており、広域の調整を理由に移譲を拒むのは適当でない。	本提案の意旨は、単一の市町村内で完結する、単純的・独立的な市街地(中山間地の奥座敷地区)としての都市計画区域に限って、策定権限を移譲するものであり、広域的な観点での調整の必要性は低いと考える。 また、指定都市であっても広域的な観点での調整は必要であるにも関わらず、都道府県に準じた都市計画決定権限があることを理由に第4次分権法で権限移譲がなされており、広域の調整を理由に移譲を拒むのは適当でない。	
771	都道府県内の供用区域の国営公園の都道府県への移譲	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、一つの都道府県で構成する公園の供用した区域の管理者に関する権限については、園地法令の改正により、移管に必要な新規整備を設け、都道府県との間で新規整備された公園から、必要とする人員、財源とともに移管すること。	【本県の状況】本県においては、国営明石海峡公園があり、淡路地区と神戸地区で構成されている。そのうち、淡路地区においては一部が開園しており、周辺の淡路夢舞台、県立淡路島公園等の県管理施設との連携による一體的な利用促進に取り組んでいる。 【移譲による効果】新規整備を設けた公園の運営を担当する都道府県と一體的に管理をすることで、費用の削減が見込まれるとともに、来客イベントなどを合めた行事などができる、相乗効果が見込める。	都市公園法第2条の3	国土交通省	兵庫県	C 対応不可	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園については、一つの都道府県の区域を超えるような広域の見地から整備を行っている。既供用区域を管理する過程で明らかになった利用状況や技術的見地を未供用区域の整備に反映させ、また、供用後も利用状況を踏まえ施設の追加設備を行なうなど、部分区域の供用をもって整備が概ねするものではない。さらに、既供用区域と未供用区域にまたがる施設(上下水道等)も概成までの間は密接に関連している。以上より、整備中のイ号公園一部の供用区域の管理権限のみを移管することは困難である。	・移譲された既供用区域を管理する過程で明らかになった利用状況や技術的見地を未供用区域の整備に反映することができるよう、調整会議等において協議することで、対応は可能である。 ・また、既供用区域と未供用区域にまたがる施設については、管理区域を明確にすることにより対応は可能である。	
374	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないと適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となる市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。	【支附】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる助成率の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県における市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年ごろ周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となつたため農工法の適用条件から除外されることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指標が高くなるのではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の人による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興にアピールが生じている。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規制は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	農村地域工業政策等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き同法施行第3条第4号ア	農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	九州地方知事会	C 対応不可	1 農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」について、農業者の就業機会が得られにくい地域について、特に工業などの導入促進を図るという法の趣旨に鑑み、 ・一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行なう必要性が低い地域 ・既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている市については、法の対象地域から外すこととしたものである。 2 このような観点から、同法においては、原則として、人口10万人以下の市町村の全国域を対象としているところ、加えて、人口10万人から20万人までの地域については、人口増加率又は製造業等の就業者率が全国平均値よりも低い地域が合併前に比べ落ちている状態を示しているところである。 3 同法においては、市町村の全国域を対象としているところ、御指摘の「市の人口規制は合併前の旧市町村単位で適用すること」としては、市として既に一定の財政力を有していると考えられる区域ですが、同法の適用を受けることになり、こうしたことは、条件が不利な農村地域に工業等を誘致するという法の趣旨からみて適切ではないと考えている。	提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図らうとしている区域であって、この市と、同じく農村地域である町、村との合併によって、人口が20万人以上となる市が誕生する。よって、20万人以上の実態は法の対象となるが、農村地域の人口が合併によって変動する可能性がない市、つまり財政力が合併により下がることによって財政指標の推移が下り下りもあり、また、合併前の財政額に、人口増加率、製造業等の就業者率と全国平均値よりも低く、それ自身の財政は合併前に比べ落ちている状態を示している。 法の趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。 A市のよう「農村地域」と「農村地域」との合併による区域を単に人口要件を満たさなくなつたとして法の対象外とするのではなく、それぞれの合併前の人口規制で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地域における農業と工業等の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘致する」という法の趣旨に合致するものであると考える。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
153	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条において、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画法第6条の2)の策定主体は都道府県とされているが、都市計画区域が単一の市町村の区域内で完結する場合の策定権限を市町村へ移譲する。 手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	前回回答のとおり。 なお、都市計画区域マスタープランは、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定される市町村施設に関する方針などを含めて都市計画区域全体の基本的方向性を示すものであって、必要に応じて隣接・近接する都市計画区域や都市計画区域外の現況や今後の見通しを勘案し、都市計画区域内の市町村の合意形成とともに広域的な課題の調整を図られるよう策定されるべきものであり、都市計画区域の指定を行う都道府県において決定することが適切である。
771	都道府県内の供用済の国営公園の都道府県への移譲	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園のうち、一つの都道府県で完結する公園の供用した区域の管理に関する権限について、関係法令の改正により、移管に必要な新たな制度を設け、都道府県の運営を委託する公園から、必要とする人員、財源とともに移管すること。				C 対応不可	都市公園法第2条第1項第2号に規定するイ号公園については、一の都府県の区域を超えるような広域の見地から整備を行っている。 仮に整備中のイ号公園の一部の供用区域の管理権限のみを移管した場合、既供用区域の造り整備を行なう者と管理者が異なり、多大な調整が必要となる。また、既供用区域と未供用区域にまたがる施設(上下水道等)の管理についても、事業主体が異なることによる連携や維持管理の大規模な刷新にかかる負担の調整を都度正しくなる事務負担増大化が発生する。円滑な運営を支えるため、当該部分を移譲するとの意見については、前の回答とおり、国営公園については、部分区域の供用をもってその部分の整備が概算するものではないことから、当該部分のみを移譲することは困難である。
374	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。				C 対応不可	平成の大合併は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の推進による基礎自治体にふさわしい行政財政基盤の確立を目的として、平成1年以後、合併する市町村が積極的に推進されてきたところ、こうした趣旨に沿って、A市においても、周辺市町村と合併したものの見解。 財政力指数は、農工法においては客観的な指標となっているわけではないが、指標の通り市の財政力指数は悪化傾向にある一方で、旧市と合併した旧市町村の合併前の財政力指数は改善しており、上記合併の趣旨が達成されているものと資料。 農工法においては、 ・原則として20万人以下の市町村の全区域を対象とするとともに、 ・人口10万人から20万人までの市町村について、例外的に人口増加率、製造業等の就業者率を基準として法の適用の可否を判断していること。 このため、合併により20万人を超えたという事実のみをもって、法の対象から外れたと解釈するのではなく、今般の事案においては、A市のように、例外としての取扱いが無くなると解釈するべきである。 また、実施計画の策定主体が都道府県又は市町村となっているように、農業と工業の均衡ある発展は市町村内の一一定の地域ではなく、土地利用のあり方等を勘案し、当該地方公共団体全体で考えるべきである。以上により、要件の緩和は困難である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重点討議58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見			区分	回答
243	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	<p>農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)のうち、農林業等活性化基盤整備事業(促進事業)の実施に関する事項においては、農地法の地利移動許可制(農地法第3条、第4条及び第5条)の規定が適用除外となる農地地有権者等の促進事業の適切な実施を図るための本事業に適用除外となる農地地有権者等が特記事項で定めたものである。農地地有権者等が特記事項で定めたものであるので、農地法に基づく農地転用許可事務を行なう都道府県知事の担当が必要であるなど、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事が特に広域的な観点から調整を行なう必要があることから、基盤整備計画を作成は変更しようとするとときに、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないといわれているところである。特定農山村地域における農業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。</p> <p>なお、所有権移転等促進計画に係る都道府県知事の承認(法第8条第4項)は、個々の農地転用等に係る所有権移転等に対する承認であるため、促進事業の実施に関する事項に係る特に広域的な観点からの調整に替えるものではない。</p>
424	工業用水の用途拡大に関する規制緩和	経済産業省通達にて規定されている工業用水道からの供給条件の緩和や手続きの簡素化、工業用水供給事業法で規定されている供給対象事業種目及び供給方法の拡大及び河川法で規定されている水利権の彈力的な運用を実現すること	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。				C 対応不可	<p>○ 河川法第23条に基づく流水の占用は、東京三田用水慣行水利権等請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利権許可処等取消請求事件判決(最高裁S37)において、「ある肯定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公用物たる河川の流水を耕作の・漁業的に使用すること」とされており、必要な限度以上の流水を引き続かず占用することは認められない。</p> <p>○ なお、要望にあるように難用水として使用したいのであれば、工業用水の水利権を減量し、新規に許可を取って頂きたい。</p> <p>○ その場合は、工業用水の許可申請に使用した河川環境の調査や取水施設等のデータを活用することで、簡素な手順にできる場合もある。</p>
70	改良住宅の譲渡処分に必要となる国の承認権限を都道府県へ移譲	①耐用年数を経過した改良住宅の承認権限の譲渡 公営住宅法施行令第12条に規定する耐用年数を経過した改良住宅について、公営住宅法第44条第1項中「国土交通大臣」を「都道府県知事」に改める改正を行なう。この改正により、国土交通大臣の承認権限がなくなるために、当該承認権限を地方整備局長に委任している公営住宅施行規則第24条第3項の規定を削除する改正を行なう。なお、改良住宅には「住宅地法第29条第1項」で「公営住宅法第44条が準用される」。 ②耐用年数を経過した改良住宅への国庫の償付の承認 改良住宅等管理要領(昭和44年5月1日厚生省告示第65号)第10第3項(改良住宅の耐用年数に超過する場合)の「改良住宅の譲渡が完了したこの報告をもって前の開港が終ったものとする。」	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			D 現行規定により対応可能	ご提案の「耐用年数を経過した改良住宅」については、住宅地改良法第29条第1項等の規定により用途廃止を行なった上で、茨城県のご判断で譲渡処分が可能である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
409	市(特別区を含む)が建築主事を設置する際の都道府県知事同意の廃止	建築基準法第4条第1項の市以外の市が建築主事を設置する際に必要な都道府県知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議とする。あわせて、同法第97条の3の規定を廃止する。	建築・まちづくり行政は地域に身近な市町村が担っている。これまでの義務付け・枠付の見直しにより、市が都市計画決定する際の都道府県知事の同意は既に廃止されており、都市計画施設内の建築許可事務についても、規模に係わらず都道府県知事から市町村に移譲されている。 しかしながら、建築基準法第4条第3項においては、いまと同じく知事同意の規定が残されている。市町村の主体的な取り組みを目的的に阻害している。このため、少なくとも市(特別区を含む)については、同法第4条の2の規定に基づき建築事業者を設置する際の知事同意の規定を廃止していくべきだ。	建築基準法第4条第3項、同法第97条の3	国土交通省	特別区長会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」及び同閣議決定を受けた地方分権第2次一括法(平成23年法律第105号))において見直しを行わないという結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、都道府県と市町村で要筋などを含めた建築関係規定の運用全般について整合性を図る必要があること、本条例については平成11年の分権一括法により同意付協議であることを明確にするための同意が追加されることから、見直しを行わないこととなっている。 なお、ご指摘の都市計画法上の市が都市計画を決定する際の都道府県知事の同意においては、平成21年12月15日閣議決定「地方分権改革推進計画」において結論を得たものであり、同閣議決定を受けた平成23年の地方分権第1次一括法(平成23年法律第37号)による都市計画法改正以降、事情変更等は認められないと考えている。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているものである。	
35	土地利用基本計画の策定義務の廃止	都道府県に対する土地利用基本計画の策定の義務付けを廃止する。	[制度改正の必要性] 土地利用基本計画は、五地域の範囲を示した地形図(以下「計画図」という)と土地利用の現状に関する項目を示したもの(以下「計画書」という)で構成されており、国土利用基本計画法(以下「法」という)第6条第1項において、都道府県による認定が義務付けられている。この土地利用基本計画は、国土利用計画(全国計画及び県計画)を基本とするされており、計画書はその内容を反映させていること、この点、国土利用計画があれば十分と言える。また、計画図については、個別規制法との一体性が確保されることが重要とされているが、実質としては、個別規制法による地域・区域にわたるものにすぎないため、個別に計画図として作成する意義は乏しい。このため、全国的にも後追い計画との批判が多い。 なお、本県では、個別の土地開発事業等に関する具体的な土地利用について、部局を跨って審議することにより、個別規正法の総合調整を図っており、土地利用基本計画にからず、個別規正法が総合調整機能を果たしている。 [支障事例] 以上のように、本県においては、土地利用基本計画を策定する意義は乏しいが、計画の策定及び変更・管理(審議会における必要のない1ヵ年満の計画図変更についても、統えず、個別規制法による諸計画に合わせて修正していかなければならず、修正件数は年間100件以上ある。)にあたり、多大な事務量が生じている。	国土利用基本計画法第9条第1項	国土交通省	愛知県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成21年の地方分権改革推進委員会第3次勧告)において結論が出ていていると承知している。 なお、過去の議論においては、地方分権改革推進委員会第3次勧告(平成21年10月7日)において、「私人の権利・義務に關わる行政処分の直接的な根拠となる計画を策定する場合」である等として、義務付け・枠付けの存置を許容する場合に該当するとの結論が得られている。	土地利用基本計画は、国土利用計画法第16条第1項第3号等の規定において、土地取引規制の直接的な根拠となるものであるが、規定上は「土地利用基本計画その他土地利用に関するもの」とされており、実質的には、個別規制法の土地利用に関する規制が適用されている。	
176	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取・報告への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際の義務付けられている国土交通大臣への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要している。 具体的には、現在の手続きフローである①市町村意見聴取→②国への事前調整→③審議会諮詢→④国への協議を、①市町村意見聴取→②国への意見聴取(民意調査の計画への反映)→③審議会諮詢→④国への報告に変更することにより、2重の手続きが解消され約1か月間の期間短縮が図られる。 制度改正の必要性 国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係わるものが多く都市計画に係る大臣協議、国立公園に係る大臣指定など、予め調整が必要であることを挙げているが、都市計画法第18条の規定による都市計画決定時の市町村意見の聴取と同様に、大臣意見を聴取する制度であれば調整は可能になる。また、審議会で意見が付された場合には、再度、国への意見聴取を行うことによって適切な計画の策定が可能であると考える。	国土利用計画法第9条第10項、14項	国土交通省	鳥取県、京都府、大阪府	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていていると承知している。 なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により同意付・協議から「協議」に改正されており、これによつて、「前の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が配分されているため、国との調整が不可欠である場合であつて、私人の権利・義務に關わるもの」等の場合において許容される、同意を要しない協議とするとの結論が得られている。	現行の協議を意見聴取に変更することにより、不可欠とされる国との調整を図ることに可能であり、あわせて事務処理の効率化も実現すべき。 なお、地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講すべき措置として、「意見聴取を許容」とされており、第1次一括法による見直しでは不十分である。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
409	市(特別区を含む)が建築主事を設置する際の都道府県知事同意の廃止	建築基準法第4条第1項の市以外の市が建築主事を設置する際に必要な都道府県知事の同意を要する協議を、同意を要しない協議とする。あわせて、同法第97条の3の規定を廃止する。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を基本とし、同意は不要とするべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>○ 建築基準法(以下「法」という)第4条第3項において協議・同意が必要としているのは、建築事業者の申請審査費の全額等を積算するための制度の趣旨であるなどして、市町村の事務執行のための人件費や機械料が不十分な状況では建築主事が重かれ、不適正な事務執行が行われた場合、直ちに国民の生産等の民間経済に影響を与えるおそれがあること等から、都道府県の総務行政の責任者である都道府県知事が市町村の事務執行が適正に行われることを確認し、同意することが不可欠であるためである。</p> <p>○ また、特別区については、一定の範囲内の事務について、法第97条の3に基づき協議・同意手続きを経ずに建築主事を置くことができるようになっているところである。なお、同条に関する提案について、全国知事会より事務分配の協議中であるため慎重な対応が求められているところ(提案事項97)である。</p> <p>○ 上記の状況を勘案すれば、現時点において、改正は困難と考える。</p>
35	土地利用基本計画の策定義務の廃止	都道府県に対する土地利用基本計画の策定の義務付けを廃止する。	土地利用基本計画の策定は都道府県の自主性に任せ、任意の計画とするべきである。			C 対応不可	<p>国土利用計画法においては、「土地利用基本計画の作成」により「総合的かつ計画的な国土の利用を図ることを目的としており、土地利用基本計画は、各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめることにより、総合的な土地利用計画体系の確立を図ることとしている。他方、土地利用の規制又は調整に関する個別規制体系による規制ないしは、規制緩和等の制度そのものの趣旨を背景とした個別規制からなる必要性に基づいて土地利用のあり方をめぐらせるものである。また、個別規制における調整規制により調整等を行っているものの、制度上は土地利用の基本方向を示す基本となるべき通則の部分を欠いており、そのため、個別行政の力を踏まえた総合的な地域空間計画を一元的に再編成し、客観的な土地利用の可能性を評価する土地利用基本計画の策定が必要となる。</p> <p>また、この度の調整規制の範囲から、地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成17年10月7日)において、「私的人権・義務に関する行政処分の直接的な根拠となる判断を実施する場合」である等として、義務化一括付けの存続を認める趣旨に該当するとの結論が得られたところである。</p> <p>なお、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の適用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、運用改善に努めている。</p>
176	土地利用基本計画の策定・変更に関する国土交通大臣への協議の意見聴取・報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告に変更する。	土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告に変更する。			C 対応不可	<p>土地利用基本計画に、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限(以下、その規制を「規制」といいます)と、その規制に対する、即ち規制の実施主体である都道府県が一括して総合的・即地的に調整する、いわば土地利用全体のマスター・プランであり、國の土地利用に係る施策をも拘束するものである。このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で國との調整を行っている現状を踏まえると、土地利用基本計画の実効性的の確保のために、一方的に意見を聽くこととする「意見聴取」では調整手続として不十分である。</p> <p>また、土地利用が一度改変されるると事後的に変更するのに非常に困難であり、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、國の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。</p> <p>加えて、土地利用基本計画段階での國との調整は、異なる土地利用相互間でのどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものである。されど、個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なる。さらに、土地利用基本計画策定段階で、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整が行われることにより、個別規制法実施段階で所管省庁との調整の円滑化にも寄与する。</p> <p>なお、土地利用基本計画の協議手続を経ることにより、個別規制法所管省庁以外の省庁への協議をワンストップで行うことにより、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となつたり、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の適用指針」を平成25年3月22日付けで発出し、協議の標準処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提携団体からの意見
							区分	回答	
249	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき国土利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国土への協議を行なうことにより、計画策定・変更に時間と要する(平成25計画案更正時は、国への協議を行なってから回答を得るために約1か月を要した。)。 協議は、意見聴取にかかることにより、現在の処理手順(①市町意見聴取→②県への前段調整→③審議会諮詢→④国への協議)における4つの段階で、約1か月間の期間短縮が図られる。 【該念の解説】 協議は、協議を行なう理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関係機関による協議が必要であることを示すものである。また、国土公園に係る大臣指定など、あらかじめ調整が必要であることが挙げている。	国土利用計画法第9条第10項、第14項	国土交通省	広島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていたと承知している。 なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が分配されているため、国との調整が不可欠である場合であって、人の権利・義務に關わるもの等の場合において許容される、同意を要しない協議」ととの結論が得られている。	地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、譲渡べき措置として、「意見聴取を許容」とされており、これまでの見直しでは不十分である。現行の協議を意見聴取に変更することにより、不可欠とされる國との調整を担保した上で、加えて事務処理の効率化を実現するべきと考える。
718	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画(計画図)を変更する際に義務付けられる国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。	【制度改正の必要性】 国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更のうち、計画図の変更(都市計画見直しによる都市地域の拡大又は縮小、農業の土地利用を認める必要がなくなったことによる農業地域の縮小(市街化区域編入)、農業振興政策の実施)に伴う農業地域の拡大、林地開発に伴う森林地域の縮小、自然保全に係る自然保全地域の拡大等は、原則として変更するところとなっている。 国土利用計画法第9条第14項の規定においては、都道府県が土地利用調整等に関する事務を専門化しておらず、その上、計画図の変更案件については、各個別規制法において、国土交通大臣への協議を廃止している。さらに、知事の附属性機関である都道府県国土利用計画審議会において、多方面からの意見聴取を行なって、国との協議が形式的なものとなっている。 協議事項ではなく、簡易な形式による事務報告書頂とするべきである。 【参考事例】 計画図変更に伴う國との協議は、年1、2回であるが、案件毎に提出書類(※)を作成しなければならず、事務負担軽減の観点からも、協議事項ではなく、事務報告書頂するべきである。なお、今後は、メガソーラー事業に伴う森林地域の縮小案件の大増加が予想される(平成26年度は、森林地域の縮小案件5件のうち、3件がメガソーラー事業に伴うものであり、平成27年度は、20件程度と予想される)。 (※)提出書類、変更内容統括表、変更地域別概要、変更区域図(縮尺5万分の1)、変更区域図(縮尺10万分の1)、市町村・国土利用計画審議会への意見聴取の結果	国土利用計画法第9条第14項	国土交通省	栃木県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていたと承知している。 なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が分配されているため、国との調整が不可欠である場合であって、人の権利・義務に關わるもの等の場合において許容される、同意を要しない協議」ととの結論が得られている。	計画図の変更案件は、各個別規制法において、事前に國の関係機関との調整を終了しているため、計画図変更の協議は、実質的に各個別規制法の手続を経ることとなる。 また、土地利用基本計画は、都道府県が土地利用調整等に関して必要な事務を専門化しておらず、その上、計画図の変更案件については、各個別規制法においては、都道府県国土利用計画審議会において、多方面からの意見聴取を行なって、国との協議が形式的なものとなっており、このように、計画図の変更案件について、各個別規制法による國の関係機関との調整を経て、事務手続きを簡素化・迅速化を図ることで、協議事項ではなく、事務報告書頂するべきである。
820	土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の報告への変更	都道府県が土地利用基本計画を変更する場合に必要とされる、国土交通大臣への協議について、その実態を踏まえて「報告」へ変更することを求める。	【制度改正の経緯】 土地利用基本計画を定める場合には、あらかじめ国土交通大臣に協議することとなっている。当該協議は、第一次一括法(平成23年5月2日公布)において、「同意を要しない協議」から「同意を要しない協議に改正されたが、改正後も沿用する旨ある。 【参考事例】 この協議期間として、遅延指針において事前協議の標準処理期間は4週間。本協議は2週間を超過するに亘り、平成25年度の事前協議には35日、本協議は20日を要しており、迅速化が図られていらない。 また、土地利用基本計画の変更、変更にあたっては、都道府県や農林水産大臣が、森林法等の個別規制法を策定する際の担当課から各省庁に内容を協議し、その協議結果を受けた土地利用基本計画を策定・変更している。これは、土地利用基本計画が、農林水産法等の諸計画に対する位置づけとして位置づけられているためで、例えば地域森林計画の変更を行う場合、森林法第6条第5項により都道府県森林水産大臣が協議することとなっているが、この協議内容は、常に国土利用計画の変更時に一度、再度、法定協議として国土交通省を通じて協議しなくてよいのではないかと考えている。 【制度改正の必要性】 国土利用計画(都道府県計画)を変更する場合と同様、土地利用基本計画を変更する場合についても、協議から報告に変更することで、より迅速な農振法・森林法等の個別規制法における事務執行や県民への公表が可能となる。なお、国土利用計画の策定は任意とされているが、土地利用基本計画は国土利用計画を基本とされ、制度上、国土利用計画の策定が前提となっている。	国土利用計画法第9条第10項	国土交通省	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ていたと承知している。 なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により「同意付き協議」から「協議」に改正されており、これによって「同一の個別具体的な行政目的の達成のために国・地方自治体にそれぞれ専ら担う権限が分配されているため、国との調整が不可欠である場合であって、人の権利・義務に關わるもの等の場合において許容される、同意を要しない協議」ととの結論が得られている。	そもそも同意を要しない協議にどのような合理性があるのかが不明である。 第一次一括法(平成23年5月2日公布)において、「同意を要する協議」から「同意を要しない協議」に改正されたが、この「同意を要しない協議」においても、実態的には事務処理に相当の期間を要している。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答
			意見	意見		
246	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられるいる国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	国土利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にすべきである。		C 対応不可	<p>土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する。いわば土地利用全体のマスター・プランであり、国の土地利用に関する施策を拘束するものである。</p> <p>このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえると、土地利用基本計画の実効性の確保のために、一方的に意見を聽くことによる意見聴取では調査を統して不十分である。</p> <p>また、土地利用基本計画の実効性の確保の観点から、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整を行わることにより、個別規制法実施段階での所管省庁間との調整が円滑化される。</p> <p>なお、土地利用基本計画の実効性の確保を統して不十分であることは、国土交通大臣への協議を廃止するに際して、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付で発出し、協議の標準化処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。</p>
718	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更	国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用基本計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。	国土利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にすべきである。		C 対応不可	<p>土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する。いわば土地利用全体のマスター・プランであり、国の土地利用に関する施策を拘束するものである。</p> <p>このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえると、土地利用基本計画の実効性の確保のために、一方的に意見を聽くことによる意見聴取では調査を統して不十分である。</p> <p>また、土地利用基本計画の実効性の確保の観点から、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整を行わることにより、個別規制法実施段階での所管省庁間との調整が円滑化される。</p> <p>なお、土地利用基本計画の実効性の確保を統して不十分であることは、国土交通大臣への協議を廃止するに際して、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付で発出し、協議の標準化処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。</p>
820	土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の報告への変更	都道府県が土地利用基本計画を変更する場合に必要とされる、都道府県から国土交通大臣への協議について、その実態を踏まえて「報告」へ変更することを求める。	国土利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にすべきである。		C 対応不可	<p>土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する。いわば土地利用全体のマスター・プランであり、国の土地利用に関する施策を拘束するものである。</p> <p>このため、個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえると、土地利用基本計画の実効性の確保のために、一方的に意見を聽くことによる意見聴取では調査を統して不十分である。</p> <p>また、土地利用基本計画の実効性の確保の観点から、国土交通大臣との協議を通じて国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な総合的調整を行わることにより、個別規制法実施段階での所管省庁間との調整が円滑化される。</p> <p>なお、土地利用基本計画の実効性の確保を統して不十分であることは、国土交通大臣への協議を廃止するに際して、都道府県における調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減等の観点から、「国土利用計画法に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」を平成25年3月22日付で発出し、協議の標準化処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
96	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用基本計画に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられてる国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	【制度改正の必要性】 国への協議を行うことにより、計画策定・変更に時間を要する(広島県では、125計画変更時に、國への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した)。協議を廃止して意見聴取へ変更することにより、現在の処理手順(①市町村意見聴取→②國との事前調整→③審議会諮詢→④國への協議)における④の歳どと約1か月間の期間短縮が図られる。 【懸念の解除】 國は、協議を行ひ得る由として、個別規制法の地域、区域には、國の権限、関与するものがいる(都市計画に係る大臣監督、國立公園に係る大臣指定など)から調整が必要であることは理解している。しかし、事前に協議が必要であることは理解しているが、土地利用基本計画の変更の中でも最も複数が多い新規計画の分野で権限を有している都道府町村との調整は意見聴取で対応していることから、同時に、國立公園(國定公園)の指定等の権限を有するとの調整も意見聴取で相俟てるものと考える。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。	国土利用計画法第9条第10項、第14項	国土交通省	中国地方知事会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成23年の地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進に関するための関係法律の整備に関する法律による制度改正)において結論が出ておりと承知している。 なお、過去の議論においては、地域の自主性及び自立性を高めたための改革の推進を目的とした関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第37号)により同意付き協議から「協議」に改正されしており、改めて、「協議」の名称が用いられるが、都道府県は、國の地方自治権はそれぞれ専らうる権限が配分されているため、國との調整が不可欠である場合であつて、私人の権利、義務に関するもの等の場合において許容される、同意を要しない協議とするのが結論が得られている。	地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、譲渡すべき措置として、意見聴取を容認」とされており、これまでの見直しでは不十分である。 現行の協議を意見聴取に変更することにより、不可欠とされる國との調整を担保した上で、加えて事務処理の効率化を実現するべきと考える。	
36	土地利用審査会委員の任命・解任に係る議会の廃止	実情に即した審議会運営を行ふため、都道府県知事が行う土地利用審査会委員の任命・解任に当たつて、都道府県の議会の同意を不要とする。	【制度改正の必要性】 土地利用審査会については、私人的土地取引を規制する権限を有し、國民の財産権の制約に関してきわめて大きな影響力を持つため、その任命・解任については都道府県の議会の同意が必要とされている。しかしながら、実際に、土地取引に関しては都道府県知事が必要となる規制区域について制度創設以後、指定された区域に存在せず、議会同意が必要となる理由は、主に、国土利用計画法と連携の深い、都市計画法に基づく開発審査会などにおいて、議会同意が義務付けられていないのであると見て、他に、議会同意が必要となる理由はない。 【現行制度の欠陥事例】 議会同意による審査手続は5ヵ月程度要し、長期間の事務処理負担を強いられる上、任期途中で委員が生じた場合、議会同意の問題により過遠の任命・解任が困難なため、審査会において適切な土地利用目的の審査ができず、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼすことがある。	国土利用計画法第39条第4項、第7項	国土交通省	愛知県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年「義務付け・枠付けの第4次見直し」の議論)において結論が出ていると承知している。 土地利用審査会は、開発審査会と異なり、私の土地取引を規制する権限を有しており、國民の財産権の制約に関してきわめて大きな影響力を持つことから、その権限の行使等に際しては都道府県の議会の同意が必要とされているものである。 また、開発審査会の重要な事務は、都道府県知事が行った開発許可の届に対する審査請求の裁決であり、土地の面影形態の変更等の事務行為を規制するものである。一方で、土地利用審査会の主要な事務は、規制区域の指定の実施を行うものである。同様区域内における土地取引契約といづれ法規行為に規制をかけるものである。つまり、所有者の内容である必ず権限に規制をかけるものであるという点において大きな違いがある。 一方、委員の選任について議会の同意を要する範囲には、土地利用審査会のほか、公安委員会、教育委員会、収用委員会などがある。このうち土地利用審査会に土地に関する権利を取り扱う収用委員会は、財産権に対する大きな影響を及ぼすものである。しかし、その要件は在籍議員の同意である。議会の同意がなければ、収用委員会にて、収用申請の合意が得られない。因此、大臣又は都道府県知事が事業認定を行ふこととされており、収用の対象となる土地の権利者、所有者の事業の適格性を判断するとともに、収用の対象となる土地が認定される。その後の収用申請の対象となる土地が審査会の委員会に審査認定を受け事務の対象となる場合、補償額や権利取得の時限が決定する。この結果、議会の同意を要するものではないことから、委員の任命・解任に係る議会の同意を不要としても支撑ないものと考える。	土地利用審査会は、公安委員会、教育委員会、収用委員会等の行政委員会とは異なり、附属機関である。 制度創設以来、指定されたことがない規制区域を除けば、主な役割は、都道府県知事が監視区域の指定や土地の届出についての勧告をするなどの場合に意見を述べることである。 規制区域は、主に、都道府県知事が区域の指定をする際に審査会の確認が必要なところである。しかし、都道府県知事が区域のうち、國土交通大臣又は都道府県知事が事業認定を行ふこととされており、収用申請の対象となる土地が、既に規制区域に指定されていることから、都道府県知事が事業認定を行ふことによって、収用申請の対象となる土地が規制区域に指定される可能性がある。これが、都道府県知事が事業認定を行ふことによって、収用申請の対象となる土地が規制区域に指定される可能性があることである。 以上のような土地利用審査会の権限に鑑みれば、土地利用審査会の委員会任命にあたって議会同意を要することのできないものである。	
81	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号を削除し、区域区分に関する都市計画は市町村が定めるものとすること	【制度改正の必要性】 現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化し、基礎自治体が疲弊している状況である。 そのうえなか、経済の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改革の時代のなかで、地域の元気を創造・活性化するための施策を実施しているが、自立した地域を目指すために、基礎自治体の判断で土地利用の誘導を行ふことも必要である。 都市計画によると区域区分は、高度経済成長期における人口増加という社会情勢のなかで設定されたもので、現在の時代とは大きな隔たりがあり、区域区分制度を適用する合理性はない。 そのため、その決定については、都道府県が行うことになっており、基礎自治体が自らのまちづくりを行いうえでの障壁要因となっている。 もちろん無秩序な開発等は抑制しなければならないが、土地利用の誘導を基礎自治体が行うことができるような体制にすることで、地域特性を活かした独自のまちづくりを実現することができるようになり、地域の活性化につながるものと考える。 そのため、地域に密着した土地利用に関する各種の規制については、基礎自治体の責任において主体的な取り組みを行うことが必要であると考え、都市計画法第15条の改正を求める。	都市計画法第15条第1項第2号	国土交通省	松前町	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を超えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスター・プラン)に基づき、市街地の形成可能性や公共交通機関の整備状況、緑地等自然環境の整備等は保全への配慮等を勘案的に行なうとして定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が基礎的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。	基礎自治体の都市計画マスター・プランは、都市計画区域マスター・プランに則したものになっているため、区域区分については地域の実情を勘案しながら基礎自治体において定めることが適切であると考えている。 他にも類似の提案がされており、「元気で豊かな地方の創生」を目指すためには、議論の段階で基礎自治体の意向を反映することを望む。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
967	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更	国土利用基本計画に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられるべきである。国土交通大臣との協議を廃止し、意見聴取へ変更する。	土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にすべきである。			C 対応不可	<p>土地利用基本計画は、個別規制法により、国、都道府県等がそれぞれの権限に基づき実施する各種土地利用に関する規制・権限につき、その縦割りを排し、都道府県が一括して総合的・即地的に調整する。いわば土地利用全体のマスター・プランであり、国の土地利用に関する施策をも拘束するものである。</p> <p>このため個別規制法の実施段階で一定の範囲で国との調整を行っている現状を踏まえると、土地利用基本計画の実効性の確保のために、一方的に意見を聽くことなどは、行政の裁量による調整手段統一としない方がである。</p> <p>一方、土地利用基本計画の策定は、事業者等の意見を反映するものではあるが、国民の権利関係に大きな影響を与えるなどの支障が生じるものであることに鑑み、土地利用基本計画の策定に際し、国の政策との関係で調整を行う必要があることから、計画策定に先立ち、協議が必要である。</p> <p>加えて、土地利用基本計画段階での国との調整は、異なる土地利用相互間でのどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するものであり、それぞれの個別規制法という特定の観点からの調整とは性格が異なるとともに、土地利用基本計画策定段階で国土交通大臣との協議を通して国レベルにおける個別規制法所管省庁間との十分な調整が行われることにより、個別規制法実施段階での所管省庁などとの調整が行われることとなる。</p> <p>一方、土地利用基本計画の実施段階においては、個別規制法所管省庁以外の所管省庁への協議をワースト・オブ・ザ・リストとして、都道府県においても調整の事務負担の軽減を図ることが可能となっており、また、都道府県の事務負担の軽減の観点から、「国土利用基本計画に基づく土地利用基本計画及び国土利用計画の運用指針」(平成25年3月22日付)で発出し、協議の標準化・処理期間を策定するなど、運用改善に努めている。</p>
36	土地利用審査会委員の任命・解任に係る議会の同意の廃止	案情に即した審議会運営を行うため、都道府県は知事が行う土地利用審査会委員の任命・解任に当たつて、都道府県の議会の同意を不要とする。				C 対応不可	<p>土地利用審査会の委員について、議会の同意を得て任命されることされている趣旨については前回お示しさたとおりである。</p> <p>規制区域制度については、これまで指定実績はないが、国民の財産権の制約に関する極めて大きな影響を与えるものであり、土地利用審査会の権限に鑑みれば、土地利用審査会の委員任命に当たって議會同意をなくすことは困難であると考える。</p> <p>今後とも、委員任期の延長や審査会開催方法の簡易化などの事務負担軽減や、土地利用審査会の活動に関する情報共有が図られるよう、きめ細かに相談等に対応してまいりたい。</p>
81	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条第1項第2号を削除し、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするものとすること	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。 【全国町村会】 今回の所管者からの回答は過去の勘定で結論が出ていたので「対応不可」というものがだが、今回の「提案募集方式」の趣旨は委員会勘定に替わる新たな手法として、地方の発意・提案した取り組みを推進し、地方分権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行っていくものであり、こうした趣旨を踏まえられ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。			C 対応不可	<p>前回回答のとおり。</p> <p>現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき結果を申し出しができることができることとされていること(法第15条の2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聞くこととされていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会は法律上も担保しており、都市計画適用指針においても、都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との様々な連携・調整を図るべきであり、特に市町村から柔軟の申し出がある場合には、当該柔軟の熱度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましいとの考え方を示しているところ。このほか実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、県と十分に連携・調整しながら良い制度運用の在り方を検討されたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な障害事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		
							区分	回答	意見		
82	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	区域区分について市への移譲を希望するものである。	【制度改正の必要性】 区域区分は、都市計画区域の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために必要な種々の都市計画を定める根幹となるものであることから、本来は地域の実情及び課題を熟知した上で都市の将来像を描くことができる限りで適切に決定又は実現することは困難と思われる。 また、超高齢社会を迎える中で、都市間競争の激化が想定されており、根柢の都市計画により、基礎自治体である市が、自らの理想と責任において定められることは、最も重要な課題である。基礎自治体各々が知恵を出し、魅力的な都市を創造することができるのか、疑問である。 【制度改正によって生じる懸念に対する方策】 なお、県のマスタートーランとして、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針があり、区域区分はもちろんのこと、市の定める都市計画はこれと整合を図らねばならないことから、もし市が区域区分の決定権限を有しても、域的な見地は担保されるものと思われる。	都市計画法第15条第1項	国土交通省 新座市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論（「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」）（平成25年3月12日閣議決定）、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）の決定に至るまでの議論において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を超えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即時に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。				
658	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	現在都道府県が処理している区域区分等に関する都市計画の決定の権限を、市に移譲する。	【制度改正の経緯】平成22年6月22日閣議決定「地域主権戦略大綱」に基づく第2次一括法により都市計画法第87条のが改正され、区域区分及び都市再開発方針等に関する都市計画区域決定権が都道府県から市町村に移譲された。また、平成25年3月12日閣議決定「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、第4次一括法により都市計画法第81条の2が改正され、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画決定権が都道府県から指定都市に移譲された。 【支撑事例】首都圏中央連絡自動車道（圏央道）の御殿山インターチェンジ—相模原・愛川インターチェンジ間に開通により東名高速道路、中央自動車道及び首都圏自動車道をつなぐ新しい大動脈ができる。また、八王子西インターチェンジ近くの約172ヘクタールについて、都市計画マスタープランで整備をしている。このインターチェンジを含めた一帯の市は市街化調整区域に定位されており、今後、市街化調整区域に編入をする予定である。このように、八王子市を取り巻く交通環境は大きな変換期を迎るとともに、郊外の都市機能も大きく変わった。これからは、地域の実情に合わせた細かい都市計画の変更が急務となる。 【制度改正の必要性】上記の社会・経済活動の背景を踏まえて、土地利用のコントロールの基となる市町村都市計画マスタープランを定めている市に対して、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針並びに区域区分について決定する権限を移譲することで、從来から処理している事務と一体的かつ総合的に行うことが可能となる。また、迅速な都市計画行政及び基礎自治体として地域の特質を活かした土地利用の誘導等が可能になる。 【懸念の解消策】懸念は特にない。	都市計画法第15条第1項、第87条の2第1項	国土交通省 八王子市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論（「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」）（平成25年3月12日閣議決定）、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）の決定に至るまでの議論において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を超えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即時に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。 指定都市に移譲できる理由である「区域区分を定める事務執行能力が高い」という点は、地域の実情に応じた細かな都市計画決定ができる市に広域的な観点が求められる場合には、必対に応じて都道府県と連絡調整を行い事務を進めることで問題が解決できるため、市においても対応が可能と思われる。				
839	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	区域区分に関する都市計画決定権限を市町村へ移譲する。 現在、都市計画法第15条第1項に基づき都道府県が区域区分の指定を行っている。これを市町村が主体性をもって地域の実情に合わせて運用がきくよう所要の措置を求める。	【本町の可能性】 本町は、県都水戸市の南に位置しており、北関東自動車道、東関東自動車道の2本の高速道路及び3つのインターチェンジといった高規格道路網の整備を中心に進んだ都市の機能を有し、さらに大手迷ひやひたちなか市、そして平成22年3月に開通した茨城空港など、陸、海、空の交通アクセスに恵まれたマルチシルバーの高いとして、県央地域の根堅要な地位を占めています。 【制度改正の必要性】高度成長期にかけてきた市街化区域や用途地域の指定が現在、産業の振興や活性化を図ることのひとつとの壁になってしまっています。近年の社会経済情勢下で徐々に増加している立地条件などの土地活用が円滑に進まず、土地を有効に活かすことができなくなっています。都市計画法第15条第1項の定めにより前に区域区分の決定権がないため、土地の取得希望者が現れても用途指定があるために期待する際に使用できない、町内に立候を希望する者がいても家を建てられないため町外に出ることを認めていないかという問題があります。かつて、効果的利用と乱開発の防止を目的として定められた有効に機能していた制度が、時代背景が180度変わった今日では心もろちびりや土地活用上の大きな足かせになっているのが現実です。これは紛れもなく町にとっての大きな損失です。 【制度改正の効果】貴重な公共資産である土地の活用を適正かつ円滑に行なうから、地域の活性化を図る土地政策を行なうことが可能になる。 【まとめ】 については、本町の市街化区域指定や用途地域指定の見直し、又は廃止について大幅な規制緩和を要望いたします。	都市計画法第15条第1項	国土交通省 茨城町	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論（「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」）（平成25年3月12日閣議決定）、「地域主権戦略大綱」（平成22年6月22日閣議決定）の決定に至るまでの議論において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 区域区分は、一の市町村の区域を超えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即時に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。 経済成長時代につくられた法律の基本形は、現状の地方の社会経済情勢にはそぐわないといっている。特に人口減少に悩まされている市町村においては、できるだけ裁量権を緩和し、有効な土地利用が可能な制度に速やかな改正をお願いしたい。現状のままであれば、ますます遊休地が増え、人口減少が加速することになりかねない。区域区分は、市町村の区域を超えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即時に総合勘案して定められるものであることに鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされているところであり、都道府県が定めることが適切である。				

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
82	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	区域区分に関する都市計画の決定については、県が定めることとなっているが、この権限について市への移譲を希望するものである。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところで、第1次回答で納得いただいたものと考えている。
658	区域区分等に関する都市計画の決定権限に係る市への移譲	現在都道府県が処理している区域区分等に関する都市計画の決定の権限を、市に移譲する。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	前回回答のとおり。 なお、指定都市は、人口・産業及びそれに伴う都市的土地区画整備が極めて集中しており、都道府県に準じた都市計画決定権限の行使を通じて、都市計画区域全体を総合的に勘案して区域区分を定める事務執行能力が極めて高いことから「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第105号)、第2次分権一括法)において、区域区分に関する都市計画決定権限を指定都市に移譲したことから、指定都市以外の市町村における区域区分については、引き続き都道府県が定めることが適切である。 現行制度においても、市町村と都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出しきれることはされている(法第15条の第2項)。都道府県が都市計画決定する際には、市町村の意見を聞くことになっていることから、市町村と都道府県が協議して、都道府県が市町村の意見を反映する上では、市町村との十分な連携・調整を取るべきであり、特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の精度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましいとの考え方を示しているところ。実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、都と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。
839	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	区域区分に関する都市計画決定権限を市町村へ移譲する。 現在、都市計画法第15条第1項に基づき都道府県が区域区分の指定を行っている。これを市町村が主体性をもって地域の実情に合わせて運用ができるように所要の措置を求めます。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	前回回答のとおり。 なお、用済地図に関する都市計画については、第2次分権一括法施行後は全て市町村決定となってしまい、従来から市町村が決定主体である地区計画と用済地図を適切に組み合わせて活用することにより、地域の実情等に応じた独自のきめ細かな土地利用を実現することが可能となる。 現行制度においても、市町村と都道府県が定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出しきれることはされている(法第15条の第2項)。都道府県が都市計画決定する際には、市町村の意向を反映させる機会は法律上も担保しており、都道府県が都市計画を決定するべきである。特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の精度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましいとの考え方を示しているところ。実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考えて制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、都と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
875	区域区分に関する都市計画の決定権限に係る市町村への移譲	都市計画法第15条を改正し、区域区分に関する都市計画について、都道府県決定を市町村決定にする。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、区域区分に関する都市計画は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。	【全国市長会】 都市計画区域が一の市域内で完結する市等で希望する自治体に移譲するなど、提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	前回回答のとおり。 なお、都市計画区域は、地域の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備・開発及び保全する必要がある区域について指定されるものであり、必ずしも行政単位で定められるのではなく現実の市街地の広がり等も考慮した上で指定されるものである。 現行制度においても、市町村は都道府県の定める都市計画の案の内容となるべき事項を申し出しができることとされていること(法第15条の第2第1項)、都道府県が都市計画決定する際には関係市町村の意見を聴くこととなっていること(法第18条第1項)など、市町村の意向を反映させる機会は法律上も担保しており、都市計画適用指針においても「都道府県が都市計画を決定するときは、市町村との十分な連携・調整を図るべきであり、特に市町村から案の申し出がある場合には、当該案の熟度や地域の実情等を十分に踏まえ適切に都市計画を決定することが望ましい」との考え方を示しているところ、実際の運用においても、市町村と都道府県が常日頃情報交換しながら都市全体の在り方を考えた制度を活用することが望ましいと考える。法の趣旨、手続及び上記指針を踏まえつつ、県と十分に連携・調整しながらより良い制度運用の在り方を検討されたい。
171	一般国道(指定区間外)及び一般河川(指定区間に)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法第18条第3項)が必要なものについては、「國の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令第12条に明記されている。 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般国道・一般河川等) このうち、一般国道(指定区間外)・一般河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。				C 対応不可	前回回答のとおり。 なお、個別法において、事業内容、事業区域等について個々に調整しているものの、都市の健全な発展や良好な都市空間の形成などのため、例えば、国道等の機能により広域的に波及する影響を勘案して適切かつ必要な規格・配置がなされているか、ネットワークとして適切に機能するか、周辺の土地利用との整合が図られる環境に十分な配慮がなされているか等の観点から都市計画案の整備・同意が必須とされており、実際の中で指摘するケースもある。こうしたことから、一般国道及び一般河川に関する都市計画については國の利害に重大な関係がある都市計画である協議・同意は必要。
965	一般国道(指定区間外)及び一般河川(指定区間に)に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が定める都市計画のうち、国土交通大臣協議～同意(都市計画法第18条第3項)が必要なものについては、「國の利害に重大な関係がある都市計画」として、都市計画法施行令第12条に明記されている。 (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針・区域区分・高速自動車国道・一般国道・一般河川等) このうち、一般国道(指定区間外)・一般河川(指定区間)については、国土交通大臣協議～同意手続きの廃止を提案するもの。				C 対応不可	前回回答のとおり。 なお、個別法において、施設の整備・管理等に関する固有の内容について個々に国との調整は行われるが、都市計画決定の段階で、例えば国道といえば広域的に波及する影響を勘案して適切かつ必要な規格・配置となっているか、ネットワークとして適切に機能するか、周辺の土地利用との整合が図られ周辺環境に十分な配慮がなされているか等の観点からの検討が必要であり、当該検討に基づく計画内容の調整のため、國の利害に重大な関係がある都市計画については協議・同意が必要である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
704	指定区外の国道に 関する都市計画決定 等に係る国への同意 協議の廃止	【規制緩和の必要性】 都市計画法第18条第3項において、都道府県は、国の利害に重大な関係がある政令で定める都市計画を決定又は変更するときは、国土交通大臣との同意協議が必要とされ、同法施行令第12条における一般国道に関する都市計画(以下「本件」といいます)について、国土交通大臣との協議手続を含め、事前に申請を含めて、相当に時間を使っている現状から、同意等の手続を廃止すべきである。 【県管理権限に係る協議の事務の実績】 平成10年度から平成21年度、7件 申請書提出から同意までに要した期間は平均して約1年半月であるが、申請前には下記協議等があり、それらの協議には数ヶ月要する場合もあった。	都市計画法では、都道府県が管理する指定区間外国道に係る都市計画決定又は変更について、国土交通大臣との協議手続を含むものと規定されている。しかし、一般国道に関する都市計画についても、国土交通大臣に影響を及ぼさないと考えられる事案で、本件に該当する事案では、国土交通大臣に協議が必要となるといえども、事前に申請を含めて、相当に時間を使っている現状から、同意等の手続を廃止すべきである。(国との同意協議を要しないと考えられる事案及びその理由は別紙のとおり)	都市計画法第18条第3項、同法施行令第12条	国土交通省	鹿児島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定))の決定に至るまでの議論)において結論が出ているを承知している。 当県は過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りとしているが、当県の権限及び能力に問題はないところである。 以上の実態を踏まえれば、都市計画道路の決定箇所が指定区間外国道のみ(特に種子島、奄美大島における国道58号の場合)又は指定区間外国道及び県道で構成されている場合は、国土交通大臣が国土の利害關係が重大であるまでは言えないのではないか。 また、「指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、波及効果でその路緑が確定されたり、また、原則、国土交通大臣が国土の整備又は改築を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都計画である。 なお、一般国道に関する都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである。	1. 都市計画道路の決定箇所が指定区間外国道のみで構成される場合又は指定区間外国道及び県道で構成される場合の協議について 「道路法第12条により国道の新設又は改築は、国土交通大臣が行う」とされ が、道路法一部改正(昭和39年7月6日法律第163号)の附則第3条により当省の間、一般国道(法律改正前の一級国道の範囲以外の一般国道)の規制は適用されず、都道府県が行うこととされた上で許容される。指定区間外 国道と並び接続していないところである。 以上の実態を踏まえれば、都市計画道路の決定箇所が指定区間外国道のみ(特に種子島、奄美大島における国道58号の場合)又は指定区間外国道及び県道で構成されている場合は、国土交通大臣が国土の利害關係が重大であるまでは言えないのではないか。 また、「指定区間外国道を含む一般国道は、全国的な幹線道路網を構成し、波及効果でその路緑が確定されたり、また、原則、国土交通大臣が国土の整備又は改築を行うこととされており、国の利害に重大な関係がある都計画である。 なお、一般国道に関する都市計画については、国の政策との整合性を確保する必要があるとの観点から、地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである。
175	区域区分に関する都 市計画決定に係る国 の同意協議の廃止	【具体的な支障事例】都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」といいます)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】当該協議について、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対しての提案がなされたが、当該提案に対する国協議～同意の廃止は困難であるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のために「義務付け・枠付けの第4次見直し」(平成25年7月24日付都市局通達)により「標準協議期間(事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただい」とところである。 これに対し本県としては、「国の利害に重大な関係がある」という国の見解について、具体的にどのようなものを想定しているのか不明であるため、当該見解を理由に廃止しないことについて承認できないこと、当該協議～同意を廃止したとしても、国土交通省が計画を基本とした広域地方計画(大形形成計画)において今後10年間の土地造成に開拓計画が定められているため、農林水産省は、都道府県の責任で国土交通省との調整を行なうことを求めることにより、都道府県内部で都道府県と調整を行なう。都市的土地利用と農地保全との連携を図るために、都市的土地利用と農地保全との連携を可能と考へることで、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令第12条第4号イ及びホ	国土交通省	鳥取県・大阪府・徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定))の決定に至るまでの議論)において結論が出ているを承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。 国土の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行なっているところ。区域区分(縦引き)に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行なうとされ、協議が調了した市街化区域においては農地転用が届出ののみ可能となる等都市の土地利用と農地保全との連携を確保するための具体的な枠組みが確立されたところ。農地法を改正することで、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域である香川に関わらず、市街化区域内において、届出済みで使用できる農地と転用の許可申請が受け付けることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。	個々の都市計画決定においては、都市計画法23条1項で農林水産大臣の協議に係る農地の混乱が起きるおそれではなく、国土交通大臣との同意協議を廃止しても支障はない。 また、許可を行なう都道府県においても、当然、部局相互で調整を行うので、懸念されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性は確保される。
249	区域区分等に関する都 市計画決定に係る国 の同意協議の廃止	【制度改正の必要性】 区域区分に関する都市計画の決定(変更)については、国土交通大臣の同意が求められているが、この同意にあたっては、法第23条の規定により、関係大臣に対する協議、意見聴取(農林漁業との調整など)が義務付けられており、この協議に関して都道府県及び指定都市が行う事前調整事務に多年な時間を要している(事前協議を含めて約4年を要した事例あり。予定していた都市計画審議会を開催することができなかつた。)。 都市計画手続の簡素化を図り、地域の実情に応じたまちづくりに自らの判断で効果的かつ迅速に進めるために、同意協議を廃止することが必要である。 【懸念の解消】 国土と国土交通大臣との協議により都市計画の土地利用と農地保全を調整する仕組の維持が必要としているが、都道府県内部で農政部局との調整を行うことで、都市的土地利用と農地保全との調整は十分に行なうことができる。	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	都市計画法施行令第12条第1号及び第2号	国土交通省	広島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定))の決定に至るまでの議論)において結論が出ているを承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下の通りと考える。 国土の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行なっているところ。区域区分(縦引き)に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行なうとされ、協議が調了した市街化区域においては農地転用が届出ののみ可能となる等都市の土地利用と農地保全との連携を確保するための具体的な枠組みが確立されたところ。農地法を改正することで、都市計画法のみで対応した場合、農業振興地域である香川に関わらず、市街化区域内において、届出済みで使用できる農地と転用の許可申請が受け付けることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性が損なわれることになる。	地方分権改革推進委員会の第3次勧告においては、講べき措置として、協議第18条第9項の国土交通大臣への同意協議について「同意を要しない協議」、協議第23条第1項の農業振興地域と市街化区域が重複する場合における農業振興地域と市街化区域が重複する場合(「同じ直線の事案」)における事前協議をめぐる議論がなされ、都道府県の協議に係る部分及び区域区分の協議に係る部分について、「都市政策と農地・農業政策との連携・一体性」による国土の同意協議を廃止したことでも、都道府県手続において都道府県内部の部局間で調整を行うことにより、懸念されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性は確保される。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
704	指定区間外の国道に関する都市計画決定等に係る国への同意協議の廃止	都市計画法では、都道府県が管理する指定区間外国道に関する都市計画決定(変更)について、国土交通大臣の協議同意が定められているが、この相談を含め、相當に時間を要している現状から、同意等の手続を廃止すべきである。				C 対応不可	前回回答のとおり。なお、個別法において、施設の整備・管理等に関する固有の内容について個々に国との調整は行われるが、都市計画決定の段階で、例えば国道でいえば広域的に波及する影響を勘案して適かつ必要な規模・配置となっているか、ネットワークとして適切に機能するか、周辺の土地利用との整合が図られ周辺環境に十分な配慮がなされているか等の観点からの検討が必要であり、当該検討に基づく計画内容の調整のため、国の利害に重大な関係がある都市計画については協議・同意が必要である。
175	区域区分に関する都市計画決定に係る国への同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	区域区分に関する都市計画策定に当たっての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とするべきである。			C 対応不可	区域区分は、無秩序な市街化の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の中的実施の必要性、國が設置する施設への影響、國の食糧政策等農地・農業政策との調整等の利害との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行なうこととしており、同意がたたっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等をみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合することと、国による農地の保全、産業活動の促進等の観点から、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施設の支障を生じないよう適切に定位されていることを協議の中で判断している。現在の国土交通大臣の同意は農業・産業大臣とともに協議がなされ、これが開かれた市街化区域の上に農地転用が届出のみで可能となる等都市の土地利用と農地保全と連携を確保する具体的な枠組みが確立されておらず、また、現在の枠組みによて確保されている施設への影響、國の食糧政策等農地・農業政策との連携、一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画をまとめる際に、決定的具体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。
249	区域区分等に関する都市計画決定に係る国への同意協議の発止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分に関する都市計画(区域区分を定めた都市計画区域マスタープランを含む)を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する都市計画決定に当たっての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とするべきである。			C 対応不可	区域区分は、無秩序な市街化の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の優良な農地との健全な調和、市街化区域における良好な環境の確保等、都市計画制度の根幹をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の公共投資の中的実施の必要性、國が設置する施設への影響、國の食糧政策等農地・農業政策との連携等の利害との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行なうこととされており、同意がたたっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等をみて適切に区域区分が実施されており、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合することと、国による農地の保全、産業活動の促進等の観点から、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施設の支障を生じないよう適切に定位されていることを協議の中で判断している。この中で、国土交通大臣の同意に当たっては農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が開かれた市街化区域の上に農地転用が届出のみで可能となる等都市の土地利用と農地保全と連携を確保する具体的な枠組みが確立されておらず、また、現在の枠組みによて確保されている施設への影響、國の食糧政策等農地・農業政策との連携、一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画をまとめる際に、決定的具体である都道府県において県内の関係部局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答
			意見	意見		
599	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「区域区分」に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都道府県が決定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「区域区分」の入臣同意の廃止	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する都市計画決定に当たっての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とするべきである。			C 対応不可
676	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」及び「近郊緑地特別保全地区」に関する都市計画決定に当たっての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告による協議、同意の廃止	「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「区域区分」等に関する都市計画決定に当たっての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告による協議、同意の廃止	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可
804	「区域区分」、「都市再生特別地区」等に関する都市計画決定における国の同意協議の廃止	県決定の都市計画のうち、国の利害に重大な関係がある都市計画(政令第12条に例挙)については、国土交通大臣に協議の上、その同意を得ることとしているが、国の利害に重大な関係がないと思慮される都市計画について廃止すること	都道府県の都市計画のうち、国の利害に重大な関係がある都市計画の範囲を見直し、地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ国土交通大臣の同意を不要とすること。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて、積極的に検討すること。			C 対応不可

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
807	区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止	【現行】 都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされている。 【支障事例】改正による効果 農林水産大臣との協議にはかなりの時間を要しており、大臣協議を廃止することで、より地域の実情に合った創意工夫に満ちた積極的な取り組みが一層推進できるとともに、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となることから、当該協議を廃止すべきである。 【改訂による効果】 都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣との協議を廃止すること。 【本県における協議状況】 区域区分の変更(阪神間都市計画区域)に係る協議期間(通常10ヶ月程度) 平成19年8月～12月 近畿農政局下協議(基本的事項に係る協議) 平成20年8月～12月 近畿農政局下協議(素案作成に係る協議) 平成21年4月28日 変更告示	都市計画法第23条第1項	国土交通省、農林水産省 【共同提案】大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	兵庫県 C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 これまで区域区分の経易な変更に関する都市計画を定める際には、①市町村が農林水産大臣と協議を行うこととされ、協議が調った市街化区域内において農地転用が届出のみで可能となる等都市の土地利用と農地保全との連携を確保する一體的な枠組みが確保されたところ。農地法を改正するとともに、都市計画法のみに対応した場合、農業振興地域にあるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存するところとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携、一体性が損なわれることになる。	・区域区分の経易な変更に関する都市計画を定めるにあたっては、①市町村が農林水産大臣と協議を行ったものについて、②さらに県の都市計画部と農政部局が協議を行っており、都市の土地利用と農地保全との連携は十分に確保することができる。 今回、大臣許可を要する農地転用許可権限の都道府県への移譲も同時に提案しており、国土交通大臣への同意協議を廃止することにより、都道府県において一體的処理が可能になる。		
966	区域区分に関する都市計画決定に係る国との同意協議の廃止	【具体的な支障事例】 都市計画法に基づく国土交通大臣協議～同意(以下「国協議～同意」という)については、本県においても、過去に多数の国協議～同意を必要とする案件があったが、いずれも協議が長期化し、区域区分に関する協議においては、開始から2年以上を要したケースもある。 【過去の検討経緯を踏まえた制度改正の必要性】 当該協議については、「義務付け・枠付けの第4次見直し」の検討の際に、既に上記と同様の理由により地方から国に対して廃止の提案がなされたが、当該協議に対する国は、「国の利害に重大な関係がある都市計画であり、国協議～同意の廃止に困難があるとの見解を示した。ただし、国において地方の意見を踏まえ、手続きの迅速化のため「義務付け・枠付けの第4次見直し」において、標準計画期間・事前協議60日間、法定協議30日間)を設定していただこうである。 これに対し中国地方知事会としては、「国の利害に重大な関係がある」という国との見解について、具体的にどのよしなどのを想定しているのか不明確であるため、当該見解を理解して廃止しないことについて承服できないこと、当該協議～同意を廃止したとしても、国土形成と国計画を基点とした広域地方計画(国土形成計画)においては、後年度に計画が策定される場合があることから、これまでの協議を踏まえ、都道府県の責任で市町村に調整を行なうのが最も適切であるべきである。 都道府県の土地利用と農地保全との連携は可能と考えることから、地域の実情に応じたまちづくりを自らの判断で迅速に進めるために、区域区分に係る国土交通大臣への同意協議を廃止して頂きたい。	都市計画法第18条第3項、都市計画法施行令12条第4号イ及びホ	国土交通省 中国地方知事会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 国の利害に重大な関係がある都市計画(都市計画法施行令第14条)については、国土交通大臣の同意付き協議により、国の利害との調整を行なっているところ。区域区分に関する都市計画を定める際の国土交通大臣の同意にあたっては農林水産大臣と協議を行なうこととされ、協議が調った市街化区域内においては農地転用が届出のみで可能となる等都市の土地利用と農地保全との連携を確保する一體的な枠組みが確保されたところ。農地法を改正するとともに、都市計画法のみに対応した場合、農業振興地域であるか否かに関わらず、市街化区域内において、届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存するところとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市政策と農地・農業政策との連携、一体性が損なわれることになる。	許認可を行なう都道府県においても、当然、部局相互で調整を行なうので、懸念されている都市政策と農地・農業政策との連携・一体性は確保される。		
209	市町村の都市計画決定に係る都道府県同意協議の廃止	都市計画の決定及び変更に関する市町村の事務処理が煩雑になっていること、都道府県都市計画審議会の議を経るまでの期間が長期間になっていることが市町村の円滑かつ迅速な土地利用政策の妨げとなっている。 【具体的な支障事例】 県との同意協議があることにより、都市計画決定・変更をするにあたり、半年から1年の期間を要することになり、事務量が増加している。 市町村で都市計画決定ができるところもあるが、市町村でいざい市街化拡大や、用途規制などを推進することに支障をきたしている。 【制度改正による効果】 人口減少が問題になっている中、市街化区域の拡大、地域の特性に合った用途地域設定などにより、企業誘致や人口増加の施策を市独自の考へに基づいて、推進することができる。	都市計画法第19条第3項、第21条第2項	国土交通省 磐田市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 市町村が定める都市計画について、都道府県知事は広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、協議を行なう必要があり、地方分権委員会が3次勘合においても存置すべきとする結論が得られているものである。	一		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
805	区域区分に関する都市計画決定にかかる農林水産大臣への協議の廃止	都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣との協議を廃止すること。	区域区分に関する都市計画策定に当たっての農林水産大臣への協議を廃止するべきである。			C 対応不可	前回回答のとおり。 なお、都道府県の都市部局と農政担当部局との間で区域区分の設定に係る調整を前提とし、国の農業施策との調整を図る観点から農林水産大臣への協議は必要。
966	区域区分に関する都市計画決定に係る国の同意協議の廃止	都市計画法に基づき都道府県が区域区分を決定・変更する際の国土交通大臣への同意協議を廃止する。	区域区分に関する都市計画策定に当たっての国土交通大臣の同意は地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ不要とし、協議とするべきである。			C 対応不可	区域区分は、無秩序な市街化の拡大による環境悪化の防止、計画的な公共施設整備による良好な市街地の形成、都市近郊の健全な農地との健全な調和、市街地における良好な環境の確保等、都市計画制度の柱をなすものである。このため、市街化区域に編入されることにより、国の直轄事業その他の大規模投資の集中的実施の必要性、国が設置する施設への影響、国の食糧政策等農地・農業政策との調整等の利害との調整を図る観点から国土交通大臣は協議を行なうこととしており、同意あつたっては、人口及び産業の動向、市街地の拡大状況等からみて適切に区域区分が実施されていること、国土形成計画、社会資本整備重点計画等に適合すること、国による道路、河川、公園、空港等の設置及び管轄、国としての農地の保全、産業活動の効率化、公害の防止、自然環境の保全、公衆衛生の確保等の観点から国の施設の支障を生じないよう適切に定められていることを協議の中で判断している。一方で、国土交通大臣の同意は農林水産大臣との連携協議によって行われ、これが都道府県の市街化区域においては農地転用が届出のみで可能となる等都市の市地利と農地保全との連携を確保する本筋的な仕組みが構築されてきたところ、農地法を改正することなく、都市計画法の枠内で対応した場合、農業振興地域であらわしから開拓して市街化区域内において届出のみで転用できる農地と転用に許可を要する農地が併存し得ることとなり、住民等に多大な混乱をもたらすおそれがあり、また、現在の枠組みによって確保されている都市計画政策と市地・農業政策との連携、一体性が損なわれることになる。こうしたことから、区域区分に関する都市計画を定める際に、決定主体である都道府県において県内の都道府県局間で協議することはもちろん、前述の観点から協議、同意は必要である。
209	市町村の都市計画決定に係る都道府県同意協議の廃止	都市計画の決定及び変更に關し、都道府県知事への同意協議を廃止し、報告のみで都市計画決定できることとする。	地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された範囲で、都道府県の開拓は必要である。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところで、第1次回答で納得いただいたものと考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
434	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市が、当該都市計画区域が、当該都市計画決定を行つ場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。	【提案概要】 都市計画法において、市が都市計画決定を行う場合には、県知事に協議するところが定められている。 このたびの第4次立法により、一の指定都市の区域の内外にわたり指定されている都市計画区域にかかるものを除いて、都市計画区域マスター・プラン決定権限が指定都市に移譲されることとなる。 このような状況の変化を踏まえ、都市計画区域内における都市計画決定を行う場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。 【支障事例】 各都市計画案件ごとに下記協議1か月+本協議3週間=合計約2か月の期間を要している。 年3回の都市計画決定・変更を行う場合、1回あたりの事務処理期間が4か月となるため、その年の2か月間を協議に要し、残りの2か月間で、市民に対する説明、県の総覧、都市計画審議会などを実施しなければならない。 また、県の協議は、上記の下協議・本協議以外にも必要に応じて複数回行つており、概要資料・決定図面に加えて参考資料(都市施設などの変更を行つ場合は数十種類)の提出が求められる。 さらに、協議であっても同様の資料提出が必要であるため、事務の簡素化につながっていない。	都市計画法第19条第3項	国土交通省 神戸市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が示されていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については當省として以下のとおりと考える。 指定都市を含む市町村が定めた都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、都道府県知事が同意し、その旨を権限を委嘱した上で協議を行つとされてきたところ。 市長が市長において都市計画決定を行つては、都市計画決定における緊急の事由が生じた場合に、都道府県知事が都道府県の三分の一以上によつて、市長が定めた都市計画に附帯する執行規則により、きめ細やかに市長の権限を充実させている。 都道府県知事は、都道府県の協議における協議を行つては、その同意を不要とするため、「地区的の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号)第22条分権一括法。において、同意は廃止し、同意を要しない協議としたところであり、指定都市を含む市長においては同意を要しない協議を引き継ぎ存置すべき(地方分権委員会第3次勧告においても存置すべきとする結論が得られているものである)。	回答に示されたとおり、これまでの地方分権の議論のなかで、市が決める都市計画について、県の同意を廃止し、同意不要の協議となつたことは、市として一定の事務の簡素化にはなっているが、この度さらなる地方分権として「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限が政令市に移譲されたところである。 都市計画区域における都市計画の考え方の基本となる「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定主たる都道府県が、当該都市計画区域について定める都市計画においては、県協議を廃止したとしても、当然に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即した計画とするものであり、その優位性を逸脱することはないと考える。 また、広域調整についても、これまでに事前計画案策定の段階に係る市計画に於ける都市計画の手続きの遅延化、事務の効率化を図るために、一の指定都市の区域内の都市計画区域に係る都市計画決定について県協議の廃止を提案するものである。		
253	開発審査会設置の主体の抜大	条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下事務処理市町村)は開発審査会を設置することを可能とする。(都市計画法第76条の見直し)	【制度改正の必要性】 現在、都市計画区域において開発行為をしようとする者は、都市計画法第29条第1項の規定により、都道府県知事の許可を受けなければならない。当該許可権限について富山県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例により、高岡市に移譲されているところ。 市町村調整区域に係る開発行為の許可基準については、同法第34条各号に定めのあるものがあるが、同条第1号から第13号に該当しないものについては、第14号など、都道府県知事が開発審査会(同法第78条)の運営について、同号に掲げる要件による該当するものと認める必要がある。しかしながら、同法第78条において、開発審査会を設置するのは都道府県知事及び指定都市等(中核市、特例市)であるため、高岡市は許可権限があるにも関わらず、該条に規定する市町村に開発審査会を設置することできなくなっている。 【支障事例】 開発行為の許可については、都道府県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(開発審査会特別条例)により、市町村が立地適正化計画年度を創設し、市町村が立地適正計画を作成し、都市計画区域に開発許可権限及び開発審査会の開設権限を移譲することが可能である。しかし現行では、都道府県知事は、市町村に開発許可権限を有する事務の立地適正化計画年度を設置したことにより、市内企業の立地適正化計画年度を設置したことにより、開発許可権限を有しないとされてしまうことになってしまった。 現行の制度は前提としてならぬ、国、県との協議を経るなどして、過当と認められた希望する事務処理市町村は、原則的に処理することが困難な案件においても、地域の実情を踏まえ自分の責任において審査し、自ら許可することができるように、制度を見直していただきたい。	都市計画法第78条第1項 [開発許可権限運用方針] - II - 3	国土交通省 高岡市	D 現行規定により対応可能	本提案は、既に過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直し」(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が示されていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については當省として以下の通りに留意される。 開発審査会については、都市計画法上開発許可権限を有する指定都市等に設置することとされており、開発許可権限を有しないとされてしまうことになってしまった。 なお、第186回国会成立「都市再生特別措置法」の改正により、市町村が立地適正化計画年度を設置し、市町村が立地適正計画を作成し、都市計画区域に開発許可権限及び開発審査会の開設権限を移譲することが可能である。今回の本市の提案は市町村化調整区域での開発を適切かつ迅速に行いたいという趣旨のものであり、本制度を活用することには直結しないものと考える。 ・市内に立地する企業に事業用施設等のニーズがある場合に、立地の見通しを検討する必要があることも想定されるが、本提案の主な目的は、今後の人口減少社会に対応したシナリオならびに方向性や先述のような企業のニーズを踏まえ、市町村立地適正化計画年度を設置する場合において、当該市町村に開発許可を受けた土地・建築物を工場として用意転用し、企業立地用に受け入れて活用することにより、市内企業の市外流出を防ぐために、新たな企業誘致につなげていくことである。 ・したがって、そのような開発許可事務の柔軟な運用の必要性を踏まえ、当該権限に付随する審査を踏まえた開発審査機能を、条件により都市計画に係る許可事務の権限を受けている市町村に権限移譲することが適当である。	・現行制度の開発審査会の設置単位は都道府県及び指定都市等であり、土地利用実態の当座地である市とは異なる。このため、都道府県と市の協議、連絡調整や審査会の手続きを時間を要し、工場立地等に係る事務の場合、市町村的なまちづくりの視点からこのスピード感を持った判断がつきにくくなっている状況である。 ・また、広域調整についても、これまでに事前計画案策定の段階に係る市計画に於ける都市計画の手続きの遅延化、事務の効率化を図るために、一の指定都市の区域内の都市計画区域に係る都市計画決定について県協議の廃止を提訴するものである。		
395	用途地域等の都市計画決定権限を特別区に移譲	用途地域等の都市計画決定権限を特別区に移譲するため、都市計画法第87条の第3第1項で規定する都市計画法施行令第48条第1項を改正する。	【制度改正の必要性】 平成24年4月1日、三大都市圏等における用途地域等の都市計画決定権限が市町村に移譲されたが、特別区においては引き続き、東京都に残されたままになっている。 用途地域等の合理的な利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実態を踏まえ、都市構造や都市の骨骼に即して定める地域・密着した制度である。しかし現行では、東京都が用途地域の指定権限等を保持しており、地域に密着した自治体である区は、主的に地域に関わることができない状況である。特別区に指定権限があれば、土地利用の状況等の変化に応じて柔軟に対応できる等、より融通に円滑な指掌が可能となる。 【想定に対する方策】 東京大都市圏の一体性は、国土形成計画をはじめとした都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった自治体の区域を超えた広域計画や、関係自治体との協議により確保が可能である。 このことから、都市計画決定権限の移譲は一体性を損なうものではなく、権限を移譲することに特に問題が生じる恐れはないものと考えられる。 また、用途地域は都が決定しているため、同一の用途が区をまたがっている箇所もあるが、現在、用途地域の原案は、区が作成しており、区界の場合、関係自治体と必要に応じて協議して作成しているところである。 ※その他(特記事項)欄のとおり、より具体的な支障事例「過去の議論に係る見直し」については、別紙に記載。 ※東京都における「特例容積率適用地区」(1か所): 大手町・丸の内・有楽町地区 ※東京都における「高層住居団地地区」(2か所): 港区芝浦四丁目地区、江東区東雲一丁目地区	都市計画法第87条の第3第1項	国土交通省 特別区長会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が示されていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については當省として以下のとおりと考える。 特別区は、ほかの自治体と異なり相互に市街地が連携していることから、特別区相互間の地域調整を確保するため、法律上の制度として都に用途地域等の決定権限を存置しているものであり、本規定の変更等は困難である。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているものである。 「地方主権戦略大綱」では、地域の自主性及び自立性を高めるための改革として基礎自治体へ権限譲渡を進めることとし、用地地域権限について基礎自治体への移譲が行われたものと認識している。 このよう考慮の基で、特別区のみ権限が存置された理由として、「相互に連携が担っている」としているが、市街地か市区町村を組んで相互に連携する地域は、他の都市圏等にも言えることである。また、「広域調整の確保する」必要についても、基本的に現在の都市計画法において十分確保されていると考えるが、2以上の区にまたがる場合は更に都決定するなどの措置で対応できるのではないかと思われる。 現状は、実際上の支援があること併せて、地方分権の原則や都市計画法の原則を踏まえ、合意性のあるものではない。あくまで都の特徴を残すのであれば、国として用途地域、地方分権の制度趣旨に基づき、その理由と見解を明確にすべきである。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
434	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市の都市計画決定案件(国同意不要分)に係る都道府県協議の廃止	一の市域内で都市計画区域が完結している指定都市が、当該都市計画区域内における都市計画決定を行ふ場合において、県知事への協議を廃止することを提案する。	地方分権改革推進委員会第1次勧告で示された範囲で、都道府県の関与は必要である。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	C 対応不可	一の指定都市の市域内で完結する都市計画区域に係る都市計画区域マスタープランに関する都市計画決定権限は移譲したものとの市町村の区域を超える広域の見地からの調整及び都道府県の定める都市計画との適合を図る観点での都道府県との協議は依然として必要であることから、協議を廃止することは認められない。	
253	開発審査会設置の主体の拡大	条例により都道府県知事の権限に属する事務の全部を処理することとされた市町村(以下事務処理市町村)は開発審査会の設置を可能とする。(都市計画法第78条の見直し)	事務処理特例により、開発行為の許可権限が市町村に移譲された場合には、市町村において開発審査会を設置できるようにするべきである。都道府県は開発審査会の設置を可能とする。	【全国市長会】 市への移譲については、事務処理特例条例による移譲ではなく、法律に基づいた手挙げ方式による移譲を求める。 なお、国土交通省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	E 提案の実現に向けて対応を検討	提案を踏まえ、事務処理特例条例により、開発許可に関する事務及び都道府県の開発審査会へ付託する事務を処理することとされた市町村については、それらの事務をより主体的かつ円滑に行うことができるよう運用を見直す。 具体的には、当該市町村の案件に係る事務を地域の実情に応じて、効率的かつ円滑に処理する観点から。 ・都道府県開発審査会の開催事務(日程調整、案件説明等)を特段の支障(開催経費、都道府県又は他市町村の案件付託との調整等)がない限り、当該市町村自らが行うことができること ・開発審査会に付託するか否かの判断の目安を示した提案基準は、都道府県だけではなく事務処理市町村が主体的に作成することができるること等を明らかにする技術的助言を発出することについて、運用実態、都道府県の意向等を調査し、その結果等を踏まえ検討する。	
395	用途地域等の都市計画決定権限の特別区への移譲	用途地域等の都市計画決定権限を特別区に移譲するため、都市計画法第87条の3第1項で規定する都市計画法施行令第48条第1項を改正する。	反対である。 市街地の土地利用を定め、都市のあり方を方向付ける用途地域の決定権限を見直すことは、日本の心脏部・頭脳部の役割を担ってきた東京において、都市としての一体的な機能を発揮させる都市づくりの継続を極めて困難なものにする。 地域に身近なまちづくりの権限は、既に相当、区市町村に委譲されている。その上で、広域の見地から都が決定すべき都市計画権限までも委譲するどなれば、歴史的にも連なる市街地において、都が今日まで取り組んできた、用途地域を活用した一体的な都市づくりが不可能となる。その結果、政治、経済、文化など、あらゆる面で高次の機能が集積してくる要素はもとより、首都圏全体の活力が低下し、ついで日本全体の国際競争力を失墜を招くことになりかねない。 以上より、首都東京の都市機能等を維持・向上し、民生活の利便性の向上等を図るために、東京における用途地域等の決定権限は委譲すべきではない。 また、提案のあった事項については、都区間で事務分配の協議を行っている最中であるため、慎重に対応されたい。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	C 対応不可	前回回答のとおりであり、東京都との間でよく協議されたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
406	屋外広告物法に基づく条例制定権限の移譲	<p>現在、屋外広告物法で規定されている、市町村である景観行政団体である市町村の条例において、都道府県との協議に縛られず市町村において屋外広告物条例を定め、規制を行うことができるよう求めること。</p> <p>※具体的な条文改訂イメージは、別紙のとおり</p>	<p>【制度改正の必要性】 「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が平成16年12月に施行され、市町村である景観行政団体であっても景観計画に基づく規制等一元的に行うことを可能とするため、都道府県と普通市町村が協議の上、都道府県の条例の制定又は改廃に関する事務の全部又は一部を、当該都道府県の条例で、普通市町村が処理することができることとされたが、東京都においては実績がない。 特別区においては、それぞれの地域の実情に合わせ各区委が景観行政団体として市屋外広告物の規制に取り組むべきであり、東京都との協議に縛られず、条例制定を可能とする必要がある。</p> <p>【現行制度で対応困難な理由】 条例制定式の協議は行っていないものの、事前に東京都の考え方を確認したところ、「首都景観は一体制的に統制されるべきと考えている。また、都道府県と異なる連続性があつたため、区域をこえた端間に屋外広告の扱いが異なり景観が変わることは大都市東京にふさわしくないと考えている。過去に相談があつた区にも、このような理由で断っている。」との見解が示されているため、制度改正が必要である。</p>	屋外広告物法26条	国土交通省	特別区長会	C 対応不可	<p>屋外広告物法では、同一の行政区域について、都道府県及び市町村が重複して二重行政を行なう事態を避けるために、そのいずれかが、屋外広告物行政を一元的に担う体系となっている。都道府県は、より広域的な観点から屋外広告物行政を行っており、市町村の屋外広告物に係る事務を適切に補完するために、都道府県知事が協議するスキームとすることが適切である。</p>	<p>特別区においては、現在、「東京都屋外広告物条例」等に基づき、東京都と特別区で役割分担し、屋外広告物行政を行っている。その結果、様々な問題や支障が生じている。</p> <p>「今次回答の中で懸念されている「二重行政の弊害」を回避し、かつ、現行制度で生じている様々な問題点や支障を解決するためには、現行の都と区の役割分担制を改め、屋外広告物行政について、中核市と同様の権限の委譲を受け、地域に密着した区が一元的に屋外広告物行政を担う必要がある。大型施設ビッシンや広告宣伝車等々が支障を解消し、地域にあつた屋外広告物行政を行うためには、区が、屋外広告物行政と景観計画に基づく規制等を一元的に行なうこと、景観行政と屋外広告物行政の統一の運用を図ることが、必要である。また、より実効性のある屋外広告物行政を行なうためには、屋外広告物の直接規制や違反広告物対策に加え、屋外広告物業者に対する施策を講じる(営業停止命令等)が是非とも必要であると考えるため、中核市と同様の権限の委譲を求める。</p>	
50	都市計画法の規定に基づく地域の実情に応じた基礎調査の実施	<p>都道府県はおおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行なうことされているが、そもそも地域が主体的なまちづくりを進めるためにたたかう必要とされる調査は、地域の実情に応じて実施されるべきである。</p> <p>〔支障事例〕 例えば、本県では、5年をかけて全調査項目を実施しており、毎年50,000千円程度の調査費を要している。</p> <p>〔求める措置内容〕 しかし、5年間で大幅な変化が生じない調査項目(市街化調整区域内の都市基盤・利便状況及び構造の状況、土地利用等)もあることから、地域の実情にあわせ、必要に応じて調査期間の選択及び実施が可能となるよう、調査項目によっては地域の実情に応じた調査期間の選択が可能なよう基礎調査の実施方法を見直すべきである。</p>	<p>【現状】 おおむね5年に1回の人口や建物の立地状況等の調査が義務づけられている。</p> <p>〔支障事例〕 このため、都道府県の位置、利便状況及び構造の状況、土地利用等の5年間で大幅な変化が生じない調査項目(市街化調整区域内の都市基盤・利便状況及び構造の状況、土地利用等)もあることから、地域の実情にあわせ、必要に応じて調査期間の選択及び実施が可能となるよう基礎調査の実施方法を見直すべきである。</p>	都市計画法第6条第1項	国土交通省	愛知県	C 対応不可	<p>本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。</p> <p>なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおり考える。</p> <p>人口減少、少子高齢化が進み、中心市街地の衰退や空き地、空き家の増加などの都市的課題に直面している状況においては、事業実施のみならず、土地利用の観点からも都市計画の不断の見直しを行っていくことが必要である。その前提として、基礎調査によって都市の現状および将来の見直しを的確に把握することが必須であり、当該基礎調査に係る経費については、地方交付税の算定の積算根拠とされていながら、これまでのため、引き続き、少なくとも概ね5年ごとの基礎調査を行なう必要がある。</p> <p>なお、地域の実情に沿った現実的な調査・実施ができるよう、人口、土地利用、交通等に関する調査内容の簡素化に向けた都市計画基礎調査実施要領の見直しを昨年6月に実施したことであり、これによつて調査項目の削減等が行われているところ。</p>	<p>回答の主旨は理解できるが、調査項目の削減のみならず、調査対象とする地域や期間についても地域の実情に応じて選択が可能となるよう対応をお願いしたい。</p>	
93	都市計画基礎調査の実施権限の指定都市への移譲	<p>都市計画基礎調査の実施主体を現行法の都道府県から指定都市に移譲する。</p>	<p>【制度改正の必要性】 都市計画適用指針において「都市計画の決定に当たっては、市町村が中心的な主体となるべきであり、市町村の区域を超える特に広域的・根幹的な都市計画についてのみ、都道府県が決定することとしていること」と並びに区域区分や都市計画区域マスタープランの決定が、指定都市へと移譲が進んでいくことを踏まえ、都市計画立案の基となる都市計画基礎調査についても指定都市が主体となるべきである。</p> <p>〔支障事例〕 新潟県の都市計画基礎調査は、県と関係市町で役割分担し実施しているが、土地利用や建物利用に関する調査など調査ボリュームが大きい調査項目は、関係市町で実施しているのが実情である。</p> <p>人口調査など調査区分の設定は関係市町の案をもとに実行されているが、調査用途における修正や変更に対応されないなど、調査実施途中の変更に対する柔軟性が欠ける部分が生じたほか、県及び関係市町間で調整がつかず、それが叶わなかつたとの事例がある。</p> <p>〔制度改正の効果〕 指揮権者が調査主体となれば、指定都市独自による調査区分の設定や、調査用データやGIS対応の仕様となるなど、指定都市が必要とする調査を柔軟に対応する方法。</p> <p>〔概念に対する方策〕 都道府県の都市計画区域の指定などに必要な調査については、あらかじめ、都道府県と指定都市が相談し、調査項目やその仕様を決めておこことで、調査の統一性を保つことが可能と考える。</p> <p>権限移譲に伴う指定都市の事務負担の増加については、現在の都道府県に対する交付税措置と同様に指定都市に対する交付税措置を支援していただきたい。</p>	<p>都市計画法第6条、 都市計画適用指針「Ⅲ-2運用に当たっての基本的考え方 2.市町村の主体性と広域的な調整」</p>	国土交通省	新潟市	C 対応不可	<p>本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。</p> <p>なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおり考える。</p> <p>都市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定の前提となるものであり、市町村の区域を超えた広域的な見地から行なう必要があるため、都道府県が実施することが適切である。都市計画区域の指定に当たっては、市街地の状況等を総合的に勘案する必要があり、都市計画基礎調査によって、都道府県が都道府県の区域の都の現況及び将来の見直しを的確に把握する必要がある。</p>	<p>また、都市計画の決定・変更是、都市計画基準に従って行なわなければならぬが、基準の適用に当たっては、基礎調査の結果に基づいて行なわなければならないとされている。(都市計画法第13条第1項19号)</p> <p>都市計画区域マスタープランや区域区分の決定など都市計画決定にかかる権限移譲が指定都市へ進んでおり、指定都市の役割は増している。それにも関わらず、基礎調査においては従来どおり都道府県が行なうとされており、指定都市が都市計画決定するに当たり必要と考える項目を盛り込んだ基礎調査を行なうとしても実施できません。支障をきたしている。したがって、指定都市の主導的な都市計画決定を実現させるために、当該都市計画立案の基となる基礎調査についても指定都市に移譲すべきである。</p> <p>都市計画区域の指定・変更に必要な調査項目は、あらかじめ都道府県と指定都市が協議して決めておけばよく、都市計画によるまちづくりを主体的に行なう指定都市に権限移譲した上で、都道府県の求めに応じ指定都市が調査結果を提供することで支障にはならないと考えられる。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見			区分	回答
406	屋外広告物法に基づく条例制定権限の移譲	<p>現在、屋外広告物法で規定されている、景観行政団体である市町村の条例において、都道府県との協議によって、屋外広告条例を定め規制を行うことができるよう求めます。</p> <p>※具体的な条文改正イメージは、別紙のとおり</p>	<p>東京都は、複数の区市町村が一体となって都市圏を形成しているため、街並みに連続性がある。区境をこえた途端に屋外広告の扱いが異なり景観が変わることは大都市東京にふさわしくないと考える。当該提案により、協議なく景観行政団体の条例制定が可能となることは、こうした首都東京の一体的な景観形成を妨げることとなるため、東京都としては当該提案については支障があると考える。</p> <p>また、提案のあつた事項については、都区間で事務分配の協議を行っている段中であるため、慎重に対応されたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		C 対応不可	<p>屋外広告物法では、違反広告物の強制撤去等、景観法と比べてより大きな権限が付与されることがや住民、屋外広告物業者等の予見可能性を損なわないために、原則として、広域自治体たる都道府県が屋外広告物行政を担うこととしている。</p> <p>その上で、屋外広告物法第28条では、都道府県が条例を定めた場合には、景観行政について能力と意欲のある市町村である景観行政団体に対して、特例として事務権限を移譲し、屋外広告物行政を行うことが可能な制度としている。(屋外広告物法第3条から第8条まで、第7条又は第8条の規定に基づく条例の制定又は改廃に関する事項の全部又は一部)</p>	
50	都市計画法の規定に基づく地域の実情に応じた基礎調査の実施	<p>都道府県はおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、そもそも地域が主的なまちづくりを進めるに当たって必要となる調査は、地域の実情に応じて実施されるべきである。</p> <p>このため、都市施設の位置、利用状況及び設備の状況、土地利用等の5年間で大幅な変化が生じない調査項目について「必要があると認めるときに」実施する旨の規程に改めるべき。</p>	<p>都市計画法の規定に基づく基礎調査の実施の義務付けは廃止するべきである。なお、地方分権改革推進委員会第2次勧告ではメルクマール非該当とされている。</p>			C 対応不可	<p>前回回答のとおり。 なお、都道府県が県下統一的に調査を実施する上で、市町村に資料、データの提出その他の必要な協力を求めるなどして適切に役割分担を図り、作業の合理化、事務負担の軽減等の工夫をしが可能である。</p>	
93	都市計画基礎調査の実施権限の指定都市への移譲	都市計画基礎調査の実施主体を現行法の都道府県から指定都市に移譲する。	第4次一括法によって一つの指定都市の区域内の都市計画に係る都市計画区域マスタープランの決定が指定都市に移譲されたことを踏まえ、一つの指定都市の区域内の都市決定に係る都市計画基礎調査の権限は指定都市に移譲るべきである。	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		C 対応不可	<p>都市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定をはじめとする都市計画区域全体における都市計画の基礎となる調査であり、都道府県が広域の見地から区域内の都市の現況及び将来見通しを確に把握するため、第一義的な責任をもって調査を行うしつゝ、関係市町村に対する必要な力を求めて適切に役割分担、情報共有をすることが適切である。市町村が実施する調査結果を活用するなど、調査がより効果的・効率的なものになるよう、都道府県と市町村間に十分に協議・調整を図られたい。</p> <p>なお、市町村が具体的な都市計画決定を進めている上、市町村が独自に調査して得られた結果を基に都市計画を見直すことも可能であることから、の主体的な都市計画決定を実現することができない指摘には当たらない。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
598	都市計画基礎調査の実施主体及び実施時期の見直し	地域の実情に応じた都市計画に関する基礎調査の実施義務の廃止	<p>【制度改正の内容】 都道府県はおむね5年ごとに都市計画に関する詳細な基礎調査を行うこととされているが、地域が主体的なまちづくりを進めに当たって必要な調査である実施時期や主体を限定する必要はなく、地域の実情に応じて実施するべきである。</p> <p>【具体的な支障事例】 「区域区分がない区域や土地利用・基盤整備状況に大きな変化がない区域では、新たに調査を行う必要性に乏しいが、現行法に基づき5年をかけて全都域計画区域の調査を行っており、5年間で7,300万円程度の調査費を要しているため、都道府県または市町村が、必要があると認めるとき」に実施する旨の規定に改めるよう求める。</p>	都市計画法第6条第1項	国土交通省	京都府・徳島県	C 対応不可	<p>本提案は、すでに過去の議論（「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」（平成25年12月20日閣議決定）、「義務付け・枠付け」の第4次見直しについて（平成25年3月20日閣議決定）の決定に至るまでの議論）において結論が出ていると承認している。</p> <p>なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 都市計画基礎調査は、都道府県による都市計画区域の指定の前提となるものであり、市町村の区域を超えた広域的な見地から行う必要があるため、都道府県が実施するこが適切である。都市計画区域の指定に当たっては、市街地の状況等を総合的に勘案する必要があり、都市計画基礎調査によって、都道府県が都道府県の区域の都市の現況及び将来の見通しを確かめ、人口・土地利用の実態を把握する必要がある。</p> <p>人口・土地利用の現状から、市街地の変遷や空き地、空き地などの都市的環境に直面している状況においては、事業実施のみならず、土地利用の現状からも都市計画の不断の見直しを行っていくことが必要である。その前提として、基礎調査によって都市の現況および将来の見直しの基礎に把握することが必要である。都道府県が実施する経費については、地方交付税の算定根拠とされてしまうところ、このため、引き続き、少なくとも概ね5年ごとの基礎調査が必要である。</p> <p>なお、地域の実情に沿った効率的な調査を実施できるよう、人口・土地利用、交通等に関する調査を素化して行った都市計画基礎調査実施条例の見直しを昨年6月に実施したところであり、これによることの見直し項目の削減等が行われているところ。</p> <p>都市計画基礎調査は、都市計画区域ごとに実施することとされているが、都市計画区域によっては1市町村でひとつの都市計画区域を指定しているケースもあり、また、複数市町村による広域都市計画区域においても、実際の調査実施の過程において、必要な人口規模、市街地の面積や土地利用の状況について、国勢調査等、既存調査の結果を活用する際、各データは市町村単位で収集することとなる。</p> <p>貴者の御意見では、都市計画基礎調査は都道府県が市町村を越えた広域的見地から行う必要とのことであるが、実際は、必要に応じて市町村別のデータを統合し、広域的な調査結果を得ているものである。</p> <p>都市の課題の解決に向け、都市計画基礎調査により区域の客観的なデータを得ることが必須であることに本府も異議はないが、社会情勢の変化が及ぼす都市の課題にあっては、地域によってはその変化的スピードや状況が異なることから、一律に同一の間隔で調査を実施することが適切ない場合もあり、実施主体及び実施する間隔は地域の実情に応じた柔軟な取扱を求める。</p>		
670	一の指定都市の区域を一の都市計画区域とすることによる指定都市の都市計画決定権限の強化	都市計画法第5条第1項に規定する都市計画区域を指定するときは、一の指定都市の区域を一の都市計画区域とする旨の規定の設置	<p>【主張事例】 区域区分の変更は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定めた「区域区分の決定に関する方針」)に即して行なわれなければならない。 広域都市計画区域に属する本市(指定都市)が区域区分の変更を行うためにには、都道府県が決定権限を有する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(特に、同方針の中に定めた「区域区分の決定に関する方針」)について、都道府県が作成するものへのベースに調整する必要がある。 制度上、法第15条の2の提出、法第16条の意見聴取、法第8条の協議により、指定都市の考案を大阪府へ伝えることが可能であり、現状は実務的協議により内容の調整を行っている状況である。</p> <p>【制度改正の必要性】 一方、単独都市計画区域で規定する都市計画は、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定権限を有するため、当該指定都市の考案で「区域区分の決定に関する方針」を定めることができる。 同じく指定都市であっても、都道府県が定める都市計画区域(広域都市計画区域か単独都市計画区域)により、権限の格差が生じている。</p> <p>【制度改正の内容】 「一の指定都市の区域を一の都市計画区域(単独都市計画区域)とする旨の法整備を行うことにより、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の権限を全ての指定都市が有することになり、主体性が發揮できるとともに、指定都市の格差が解消される。」</p>	都市計画法第5条、第6条の2、第15条、第87条の2	国土交通省	堺市	C 対応不可	<p>本提案は、すでに過去の議論（「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」（平成25年12月20日閣議決定）、「義務付け・枠付け」の第4次見直しについて（平成25年3月20日閣議決定）、「地域土壠職業大綱」（平成22年6月22日閣議決定）の決定に至るまでの議論）において結論が出ていると承認している。</p> <p>なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。 都市計画区域は、地域の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について指定されるものであり、必ずしも行政区画単位で定まるのではなく現実の市街地の広がり等も考慮しうえで指定されるものである。 区域区分の有無やその方針を定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画(都市計画区域マスタープラン)については、都市計画区域が一の市町村の区域の内外にわたり指定されうることから、周辺市町村への影響等を具体的に勘案して定める能力が必要となることから、都道府県が定めるものである。 都市計画区域マスタープランには、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針を定めるよう努めるものとされており、それらの都市計画には、一の市町村の区域を超える広域の見地から決定すべき地域地区、都市施設に関する都市計画の都道府県が決定する都市計画も含まれているため、広域の見地から都道府県が決定することが適切である。</p> <p>都道府県が定める都市計画区域(広域都市計画区域か単独都市計画区域)により、権限の格差が生じている。 権限の格差を解消し、全ての指定都市で地方分権改革の目的を完遂するためには、当該措置を講じることが必要と考える。</p>		
713	地方公共団体が行う市街化調整区域内の開発行為等について開発許可を不要とすること	開発許可権者が行う開発行為または建築行為「以下「開発等行為」という。」については、行為目的により必要な開発審査会の権を不要とすることを含めて許可制度対象外とする。	<p>【法改正による規制強化】 都市計画法第29条(43条)においては、縦引き都市計画区域内では、開発許可権者についても開発等行為の目的によって、許可制度の対象となっている。現行法は、「都市の秩序ある整備を図るために都市計画法等一部を改正する法律」による都市計画法の改正(H18.5.31公布)によるものであるが、この法改正以前においては、開発許可権者が行う開発等行為は許可対象外とする規定があった。つまり、法改正により、国・県のみならず、事務権限移譲市町村も一律に開発等行為への規制強化となった。</p> <p>【今後の懸念】 今後において、「個性を活かし自立した地方」に向けたまちづくりを推進するにあつては、市町村が設置する施設(建築物)の用途がますます多様化するなどと共に、開発等行為も多岐にわたるものと推測される。案件によっては開発審査会(事務権限)を経る必要が生じるものとなるが、開発は3ヶ月毎を予定としており、そのため開発許可権者側も相当の事務量を負担している一方で、付譲は、開発権者と許可契約と判断するもののみ上程していることから、実質的に開発等行為に対する規制強化となる。</p> <p>【制度改正の必要性】 市町村が強い意をもって行う政策としての開発等行為は、市町村が定めていた土地利用計画上の整合等を踏まえを達成し、他法令との調整を経て行なうものであり、まちの特色や独自性を活かし、地方公共団体がスピード感あふれる住民サービスの向上や大幅な事業量の削減のためにも、地方公共団体、特に事務権限委託市町村が行う開発等行為に対しては、開発許可制度適用除外とすべきと考えるものである。</p>	都市計画法第29条及び43条	国土交通省	聖籠町	C 対応不可	<p>市町村が行う開発等行為について、民間等による開発等行為であれば許可を要することの均衡を図る観点等から、「都市の秩序ある整備を図るために都市計画法等一部を改正する法律」(平成18年5月31日公布)において、開発許可を要することとした。</p> <p>市町村については市計画法第34条の2第1項及び第43条第3項の協議が成立することをもって、許可があつたものとみなされるとしているところ。</p> <p>都市計画法第34条の2第1項及び第43条第3項の協議においても、案件によっては開発審査会の議を要することとなり、相当な事務量が必要となることは、なんら変わらないものである。地方分権改革に関する提案募集の趣旨を勘案し、仮に「協議の成立」を要するにしても、市町村が行うことができる開発等の範囲を拡大する等、望むものである。</p>		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
598	都市計画基礎調査の実施主体及び実施時期の見直し	地域の実情に応じた都市計画に関する基礎調査の実施義務の廃止	地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、都市計画法の規定に基づく基礎調査の実施の義務付けは廃止するべきである。			C 対応不可	前回回答のとおり。 なお、都道府県が県下統一的に調査を実施する中で、市町村に資料・データの提出その他必要な協力を求めるなどして適切に役割分担を図り、作業の合理化、事務負担の軽減等の工夫をすることが可能である。
670	一の指定都市の区域を一の都市計画区域とすることによる指定都市の都市計画決定権限の強化	都市計画法5条第1項に規定する都市計画区域を指定するときは、一の指定都市の区域を一の都市計画区域とする旨の規定の設置	都市計画区域は一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として指定されるべきものである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	都市計画区域は、地域の自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量等に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域について指定されるものであり、必ずしも行政区域単位でとらえるのではなく現実の市街地の広がり等も考慮したうえで指定されるものであり、大臣府との間でよく協議・調整されたい。
713	地方公共団体が行う市街化調整区域内の開発行為等について開発許可を不要とすること	開発許可権者が行う開発行為または建築行為(以下「開発等行為」といふ。)については、行為目的により必要な開発審査会の審査を不要とすることを含めて許可制度対象外とする。	—	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。 なお、国土交通省から現行規定による対応が可能である旨の回答があることから、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		C 対応不可	前回回答のとおり。 なお、平成18年改正においては、生活圈の広域化が進むとともに、大規模な病院や市役所等の公共公益施設が市街化調整区域等の郊外部へ移転する事例が多発出現し、一部で無秩序な開発を誘引したことから、市町村が行う開発等行為について新たに開発許可の対象としたものである。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
674	都市計画事業の認可権限に係る指定都市への移譲	現在指定都市が都道府県知事に認可を受けた後施行することによっている都市計画事業の認可権限を指定都市に移譲	【具体的な支障事例】 都市計画法第61条において、「事業の内容が都市計画に適合し、かつ事業施行期間が適切であること」と規定されていることからも、都市計画と事業の認可是一体のものである。現在、県の認可を受けるには、本市所管課(建築局都市計画課)が事業部署にアソシングし、確認・調整しながら認可図面等の取りまとめを行い、県へ説明しているため、認可に伴う事務処理などに時間を要している。また、都市計画決定権者と認可権者が別のため、事務効率に支障が生じている。 【懸念に対する方策】 都市計画事業認可権限の移譲については、例えば事務処理の所管部署を別部署にするなど、土地収用に関する権限を事業認可権者と分けて、段階的に異なる公正性・透明性を確保できると考える。なお、土地収用法の事業認可権限を県に残す制度の創設なども検討していく必要があると考える。 都市計画事業の認可権限が指定都市に移譲されれば、地域の実情に応じ事業効率の早期発現を優先に考えた事業推進が可能となり、事業の進捗にあわせた迅速な事務処理の実現により事業期間の短縮につながる。 【法改正イメージ】 都市計画法第87条のうちに、「指定都市の区域においては、第59条から第64条にかかわらず、都道府県知事又は都道府県が行うとされている事務においては指定都市の長又は指定都市が行うものとする。」という条文を追加する。	都市計画法第59条	国土交通省	横浜市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」(平成25年12月20日閣議決定)、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、「地域主権戦略大綱」(平成22年6月22日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおり考える。 都市計画事業は、その認可により、土地収用法上の収用権が付与されるものである。一方で、土地収用法の仕組みと整合性をとる必要がある。収用権付与については、地域の利害と一定の距離を置いた第三者者がチェックを行い、公平性・公正性を確保することが必要であるところから、土地収用法においても、収用権付与する事業の認定は都道府県知事が行っているところである。	都市計画事業認可権限の移譲に際しては、例えば事務処理の所管部署を別部署にするとともに、土地収用に関する権限を事業認可権者と分けて、段階的に異なる公正性・透明性を確保できると考える。	
83	市施行土地区画整理事業の認可権限の市への移譲	市が土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、事業計画に定める事業のうち、「設計の概要」について、知事の認可を受けなければならないが、当該認可の範囲について、移譲を希望するものである。	【制度改正の必要性】 (仮称)大和田二、三丁目地区土地区画整理事業は、市街化調整区域から市街化区域への編入と合わせて市が実施するもので、現在事業計画等を作成している。 本地域では、速やかに事業を完了するため、法的な事業認可が得られるまでの間に、企業説明や想定地説明会を行っている。 しかし、設計概要の認可が遅れ、結果として事業に遅れが生じた場合、進出企業の撤退等を誘導するとともに、関係地権者の意欲低下につながることが懸念される。 このことから、事業のスタートとなる「設計の概要」の認可が速やかに行われる必要がある。 なお、地方公共団体施行の土地区画整理事業において、スピード感を持って事業を推進していく効率的な手法は高いと推察される。 以上のことから、現在、県が有している市施行土地区画整理事業の認可権限について、市に移譲するものである。 【過去の議論を踏まえた検討】 設計の概要については、省令第9条において、詳細な技術基準が定められており、これに基づけば、適否の判断は市でも可能である。実際に、組合施行の土地区画整理事業について、既に市に認可の権限が移譲されており、市は省令第9条等に基づいて審査し、認可事務を行っている。 また、事業計画についても、設計の概要を含む衆の継続に供し(法第55条第1項)、利害関係者は意見書を提出することができる(同条第2項)。当該意見書については都道府県審議会に付議されなければならない(同条第3項)こととなっており、利害関係者の意見や専門家等第三者的判断を考慮する制度が確立されているため、市が独断で決めるものではない。	土地区画整理事業法第52条第1項	国土交通省	新座市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては「土地区画整理事業は、その事業の性質から関係権利者の権利に強い制限をかけるものであり、事業の施行については、慎重な判断をすべきものである。そのため、土地区画整理事業の認可の主眼について、地域の利害と一定の距離を置いた第三者者がチェックを行い、公平性・公正性を確保することを必要としているところ。從って、市施行の土地区画整理事業の認可については、都道府県知事が行うこととするべきであり、都道府県知事による認可を廃止することは困難である。」としているところである。	本提案は、すでに過去の議論(「土地区画整理事業は、その事業の性質から関係権利者の権利に強い制限をかけるものであり、事業の施行については、慎重な判断をすべきものである。そのため、土地区画整理事業の認可の主眼について、地域の利害と一定の距離を置いた第三者者がチェックを行い、公平性・公正性を確保することを必要としているところ。從って、市施行の土地区画整理事業の認可については、都道府県知事が行うこととするべきであり、都道府県知事による認可を廃止することは困難である。」としているところである。	
405	区市町村施行を除く区市町村が決定した市街地再開発事業に係る認可権限の区市町村への移譲	市街地再開発事業を施行しようとするときは「市町村にあっては都道府県知事に協議をしてうえで市街地再開発事業の認可をすることができるよう、法改正をされたい。 ※その他(特記事項)のとおり具体的な文改正イメージ」は別紙に記載	【制度改正の必要性】 都市再開発法に基づいて、土地の合理的かつ健全な土地利用と都市機能の更新が必要な区域として都市計画に定めた区域内において、土地所有者が権利交換方式による共同ビル建設を促進するため手続きを取り、住民に最も近い地域の実情に詳しい区市町村が認可事務処理することが好ましい。そのことにより、区市町村の独自性を発揮でき、事業期間も短縮することができる。なお、区市町村施行については、都道府県の認可事務とすることとされているが、市町村が決定をした市街地再開発事業においては、市町村施行を除き、市町村は都道府県知事に協議をしてうえで市街地再開発事業の認可をすることができるようにするよう、法改正をされたい。 ※その他(特記事項)のとおり具体的な文改正イメージ」は別紙に記載	都市再開発法第7条の9、第11条	国土交通省	特別区長会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては「都道府県知事が処理している個人施行者又は再開発会社による第一種市街地再開発事業の施行の認可、市街地再開発組合の設立及び事業計画の認可、個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社による第一種市街地再開発事業の権利更換計画の可否並に同事業に対する措置命令及び監督(7条の9第1項、11条第1項から3項、50条の2第1項、72条第1項、124条第3項、124条の2、125条、125条の2)については、指定都市に移譲する。」としているところである。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の趣旨に則り、特別区において検討した結果提出しているものである。 また、特別区における再開発事例は、その他市町村に比して多くの苦難がある。左記の過去の結論にある指定都市に特別区に付加されたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
674	都市計画事業の認可権限に係る指定都市への移譲	現在指定都市が都道府県の認可を受けた後に施行することになっている都市計画事業の認可権限を指定都市に移譲するべきである。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、都市計画事業の認可権限については、都市計画決定権者に移譲するべきである。	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	C 対応不可	都市計画事業は、その認可により、土地収用は上の収用権が付与されることから、土地収用法の仕組みと整合性をとる必要がある。収用権付与については、地域の利害と一定の距離を置いたり第三者がチェックを行い、公平性・公正性を確保することが必要であるから、土地収用法においても、収用権を付与する事業の認定は都道府県知事が行っているところである。	
83	市施行土地区画整理事業の認可権限の市への移譲	市が土地区画整理事業を施行しようとする場合には、事業計画に定める事項のうち、「設計の概要」について、知事の認可を受けなければならないが、当該認可の権限について、移譲を希望するものである。	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえ、市施行土地区画整理事業の認可権限については、土地区画整理事業に係る都市計画決定権者(50ha以下は市町村、50ha超は都道府県)に移譲するべきである。	【全国市長会】 手掛け方による移譲について、提案団体の意見を十分に尊重されたい。	C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところで、第1次回答で得られたものと考えている。	
405	区市町村施行を除く市町村が決定した市街地再開発事業に係る認可権限の区市町村への移譲	市街地再開発事業を施行しようとするときは「市町村にあっては都道府県知事の認可を受けなければならぬ特別区を含む」と都市再開発法に定められておりが、市町村が決定しているが、市町村に施行を除く市町村が決定した市街地再開発事業に係る第一種市街地再開発事業の施行の認可は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。 ※その他(特記事項)のとおり具体的な条文改正イメージは別紙に記載	地方分権改革推進委員会第1次勧告を踏まえれば、個人施行に係る第一種市街地再開発事業の施行の認可は都道府県又は指定都市の権限とするべきである。	【全国市長会】 指定都市に移譲している実績があることから、手掛け方による移譲について、提案団体の意見を十分に尊重されたい。	C 対応不可	個人・再開発会社による事業の施行の認可、市街地再開発組合の設立認可等の事務を適切に遂行するためには、実際上認可等の業務に携わり、審査することが必要であり、地域の発意や地域における再開発事業の事例の蓄積のみをもって権限を移譲することは適切ではない。 個人・再開発会社による事業の施行の認可、市街地再開発組合の設立認可等について、私人的財産権に大きな影響を及ぼすことから、事業の円滑な施行の担保と私人的財産権の制限との比較考量や技術的な審査を慎重かつ適切に行える体制、能力が必須不可欠である。このような観点を踏まえ、検討が行われた結果、「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)において、指定都市への権限移譲が妥当であると結論づけられたところ。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な申請事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
48	埋立地の権利移転等・用途変更に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の廃止	港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用件を満たすうえで、より早く迅速に対応する必要があり、公有水面の埋立地に関する国土交通大臣の協議は廃止すべき。	<p>【制度改正の必要性】 公有水面埋立法第27条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が権利移転等に係る許可をするときに、同法第29条第3項において、都道府県知事(港湾管理者)が用途変更に係る許可をするときに、それぞれ国土交通大臣に協議することが定められている。しかしながら、昨今の経済事情においては、企業が埋立地を取得するにあたっての方法が多様化して上、経営判断が迅速化しているため、一刻も早い許可を求められている。すでに標準ガイドラインが示されており、これに則った厳正な審査を港湾管理者が行うこと、期間の短縮化が図られその企業ニーズに応えることができ、なおかつ埋立地を有効に利活用していくことができる。</p> <p>（事務変更・現行制度の支障事例）</p> <p>事業者と公有水面間に締結された契約行為に要する期間とは別に、4か月（大抵は2ヶ月までの事前調整3ヶ月）が必要であることを説明すると、調達コストの見直し・検討など経営判断に時間が必要となることになり、進捗をためらう要因となっている。標準ガイドラインのお書きでは、「この期間の柔軟な対応が可能となることが必要である。」との観点から、大臣協議は4か月を見込む必要がある。</p> <p>また、外資系企業の進出事例が増加傾向にあり、同協議による保留条件を付した契約に難色を示される。さらに、港湾利用としての埋立地の取得形態が多様化しており、様々な企業提案スキームに対して、港湾管理者として機動的に個別の判断が必要な事例もある。</p>	公有水面埋立法第27条第3項、第29条 第3項	国土交通省	愛知県	C 対応不可	<p>本提案は、すでに過去の議論（平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論）において結論が出ていると承知している。</p> <p>なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域であることから、一定の埋立については、その埋立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の觀点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更の際ににおいても、同様の觀点から、大臣協議により埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、「協議の迅速化を図るため、事務調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、（中略）協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付で通知を行っている。</p>	<p>国土交通大臣の協議については、企業のニーズや地域の実情に合わせた有効活用推進に対して速やかな対応が可能となるよう、更なる迅速化への改善をお願いしたい。</p>	
215	埋立地の権利移転等に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣の協議の一部廃止	公有水面埋立法に基づく権利移転等に係る国土交通大臣への協議について、免許出願時に権利移転に係る要件を満たしていない場合は不要とする。	<p>公有水面埋立法に基づく権利移転等に係る国土交通大臣への協議について、免許出願時に権利移転に係る要件を満たしていない。このため、免許の出願内容により権利移転する場合については、国土交通大臣への協議を不要とすることを求める。</p>	公有水面埋立法第27条第3項	国土交通省	福島県	C 対応不可	<p>本提案は、すでに過去の議論（平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論）において結論が出ていると承知している。</p> <p>なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域であることから、一定の埋立については、その埋立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の觀点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更の際ににおいても、同様の觀点から、大臣協議により埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、「協議の迅速化を図るため、事務調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、（中略）協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付で通知を行っている。</p>	<p>＜回答＞</p> <p>本提案は、通知を受けたうえでの更なる措置の提案である。國から認可を受けた埋立免許の処分計画書の内容に基づいて埋立地の処分を行うのであれば、埋立地の適正な利用について國の確認は受けており、その場合の埋立地の処分に係る大臣協議については、事務処理が2重となるものであるため不要としていただきたい。</p>	
803	港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可について、国土交通大臣協議を廃止することを求める。		<p>【支障事例】 港湾管理者が行う港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、埋立面積50ha超等の國の認可を要する埋立の場合には、埋立に関する工事竣工日の告示日より起算し10年以内は国土交通大臣への協議が必要されている。</p> <p>当該協議に係る審査内容は、処分価格、処分相手方の選考方法、用途等で、都道府県が行う許可基準と同じであって重複が生じている。この審査には、港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可について、国土交通大臣協議を廃止することを求める。</p> <p>【制度改正の必要性】 港湾管理者は背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、埋立地の有効かつ適切な利活用の観点から、国土交通大臣への協議を廃止することにより、用地の売却・貸付、用途変更によって迅速な対応が可能となる。これにより、国・都道府県双方の事務の効率化が図られ、早期に進出を希望する民間企業等のニーズにタイムリーに対応できる。</p>	公有水面埋立法第27条第3項、第29条 第3項	国土交通省 府、大阪府、 徳島県	兵庫県、京都府、 大阪府、 徳島県	C 対応不可	<p>本提案は、すでに過去の議論（平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論）において結論が出ていると承知している。</p> <p>なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域であることから、一定の埋立については、その埋立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の觀点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更の際ににおいても、同様の觀点から、大臣協議により埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、「協議の迅速化を図るため、事務調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、（中略）協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付で通知を行っている。</p>	<p>・国土交通大臣協議を要しない、一定規模以下の地方港湾に係る埋立地等の権利移転、用途変更等の手続きについては、従来から港湾管理者が適切に行なっている。さらに、国土交通大臣協議を要する手続ぎにおいても、その審査内容は処分相手方の選考方法、用途の適合等であり、都道府県が行なう許可基準と同じである。</p> <p>・港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する同協議には、事前協議から約2～3ヶ月の期間を要しており、早期に進出を希望する民間企業等のニーズに対して迅速に対応できていない。</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
48	埋立地の権利移転等・用途変更に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣への協議の廃止	港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の充てん率の向上等、公有水面も迅速に対応する必要があり、公有水面の埋立地に関する国土交通大臣への協議は廃止すべきである。	地方分権改革推進委員会第3次勅告を踏まえ、埋立地の権利移転等、用途変更の許可に当たっての国土交通大臣への協議は廃止するべきである。			C 対応不可	<p>○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論（平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論）において結論が出ていると承知している。</p> <p>○ なお、平成25年6月28日付けで発出している「公有水面埋立地に係る権利の移転等及び用途変更並びに制限期間の短縮に関する標準ガイドライン」において、「早急に大臣協議が必要な場合は概要に対する」としているところであり、迅速な対応を要する場合は、個別にご相談頂きたい。</p> <p>○ また、同ガイドラインにおいて、処分計画書どおりに処分する埋立てについては、認証認可後公募手続き前に一括して大臣協議を行う「包括事前協議」を認めることとしている。包括事前協議を行うことにより、相手方の選定後、速やかに処分が可能となるので、活用を検討されたい。</p>
215	埋立地の権利移転等に係る都道府県知事の許可に係る国土交通大臣への協議の一部廃止	公有水面増立法に基づく権利移転等に係る国土交通大臣への協議について、免許出願時に権利移転に係る要件を満たしていない場合は不要とする。	地方分権改革推進委員会第3次勅告を踏まえ、埋立地の権利移転等、用途変更の許可に当たっての国土交通大臣への協議は廃止するべきである。			C 対応不可	<p>○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論（平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論）において結論が出ていると承知している。</p> <p>○ 免許に係る認可時は、埋立の実施の可否を判断するため、埋立が国土利用上適正かつ合理的であること、埋立地の用途が法定計画に違背しないこと、埋立地の処分方法や予定対価が適正であることを、願書や処分計画書等の添付図面により確認している。一方、処分等の許可に係る協議時は、埋立造成後に免許どおりの土地利用・処分がなされるとより確保するため、実際の処分方法や対価等を確認しており、免許出願と協議が重複するものではない。</p> <p>○ なお、平成25年6月28日付けで発出している「公有水面埋立地に係る権利の移転等及び用途変更並びに制限期間の短縮に関する標準ガイドライン」において、「早急に大臣協議が必要な場合は概要に対する」としているところであり、迅速な対応を要する場合は、個別にご相談頂きたい。</p> <p>○ また、同ガイドラインにおいて、処分計画書どおりに処分する埋立てについては、認証認可後公募手続き前に一括して大臣協議を行う「包括事前協議」を認めることとしている。包括事前協議を行うことにより、相手方の選定後、速やかに処分が可能となるので、活用を検討されたい。</p>
803	港湾区域内の埋立地に係る権利移転等の許可に関する大臣協議の廃止	港湾区域内の埋立地に係る権利移転、用途変更等の許可について、国土交通大臣協議を廃止することを求める。	地方分権改革推進委員会第3次勅告を踏まえ、埋立地の権利移転等、用途変更の許可に当たっての国土交通大臣への協議は廃止するべきである。			C 対応不可	<p>○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論（平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論）において結論が出ていると承知している。</p> <p>○ 公有水面の埋立ては、国民共有一の資産である貴重な公有水面を埋立てて、特定の者に土地の造成を認め所有権を与えるものであることから、公有水面増立法においては、公有水面は、国の所有に属するものと位置づけ、より慎重な取扱いをする一定の埋立免許については、國の認可にからめているところであり、認証認可後においても、その土地利用・処分の適正性を担保するため、國が協議を受け、確認を行うことが必要である。</p> <p>○ なお、平成25年6月28日付けで発出している「公有水面埋立地に係る権利の移転等及び用途変更並びに制限期間の短縮に関する標準ガイドライン」において、「早急に大臣協議が必要な場合は概要に対する」としているところであり、迅速な対応を要する場合は、個別にご相談頂きたい。</p> <p>○ また、同ガイドラインにおいて、処分計画書どおりに処分する埋立てについては、認証認可後公募手続き前に一括して大臣協議を行う「包括事前協議」を認めることとしている。包括事前協議を行うことにより、相手方の選定後、速やかに処分が可能となるので、活用を検討されたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
49	埋立地の権利移転等・用途変更に関する国土交通大臣の協議の廃止	港湾管理者は、将後の都市計画との整合性を考慮して、港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利用の促進の観点から、用地の売却・賃付や用途変更にも迅速に対応する必要がある。そのため、本特別措置を適用しようとする場合における、国土交通大臣の協議を廃止すべき。	【制度改正の必要性】 港湾法第58条第3項において、港湾管理者が国土交通省令で定める事項を市町村との整合性を考慮して、港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利用の促進の観点から、用地の売却・賃付や用途変更にも迅速に対応する必要がある。そのため、本特別措置を適用しようとする場合における、国土交通大臣の協議を廃止すべき。 【支障事例】 標準ガイドラインによると4ヶ月(大臣協議1ヶ月とその事前調整3ヶ月)を要することとされており、なお書きでは、この期間の柔軟な対応が可能と記載されているものの、低未利用地の活性化を促進し、臨海部の活性化に資する速かに柔軟な対応を行うためには、判断材料を缺く企業に対して時機を逸する原因となる。	港湾法第58条第3項	国土交通省	愛知県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「公有水面は、法律上、国の所有に属する公共の用に供されるべき水域であることから、一定の埋立については、その埋立免許に際し、国の経済活動や海上交通の安全・防災等の観点から、国が認可を行っている。埋立地の処分・用途変更際においても、同様の観点から、大臣協議により埋立地の適正な利用を担保することが必要である。」との観点から、「協議の迅速化を図るため、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定するとともに、(中略)協議に関するガイドラインを作成する。」と結論が出てきています。 国土交通大臣の協議については、地域の実情に合わせた有効活用推進に対して速やかな対応が可能となるよう、更なる迅速化への改善をお願いしたい。		
408	生産緑地指定下限面積の廃止	生産緑地地区として指定できる面積の枠付けを廃止し、市(特別区を含む)において設定できるようにする。	本提案は、生産緑地法第2条の2に規定された「国及び地方公共団体の責務をより効果的に実現するためのものであり、下限面積をより緩和し、生産緑地地区を最大限に確保することを目的とするものである。 大都市における宅地化農地は小規模であるが、地価が高いため税負担は重く、當農業者はできるだけ多くの農地を生産緑地として指定したいと希望しているが、生産緑地の指定を望んでも500m ² の指定下限面積があるのが現状である。また、貴重な農地であるにもかかわらず、それが満たない場合は適用に当たらない現状である。 これらの実情を踏まえて、都市農地が地盤環境に安らぎと潤いを醸成し供給する機能に加え、農業生産の保護機能を図ることで、生産緑地の下限面積の枠付けを廃止することができるようになる。 なお、当農業者の負担を軽減し都市農地の生産緑地の持つ多面的機能(農産物供給機能、レクリエーション、コミュニティ機能、福祉・保健機能、環境保全機能、教育機能、防災機能、景観形成・歴史文化伝承機能)が発揮され、都市住民の生活の質の向上にもつながることが期待される。	生産緑地法第3条第1項	国土交通省	特別区長会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年「義務付け・枠付けの第4次見直し」)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、当省としては以下のとおりと考える。生産緑地地区の面積要件については、都市計画において、農地の持つ緑地機能を評価し、これに厳しい建築規制等の制限を加えて保全を行なう上、農地の持つ緑地等としての機能が実現される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500m ² を設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することの対応は困難である。 また、特に地価の高い都市部においては、固定資産税や相続税、贈与税は農業経営によって大きな負担となる。農業を継続できた農地が下限面積未満であるが故に生産緑地に指定され、税の優遇を受けるため、転用や売却をする場合など、支障事例がある。日にち、生産緑地に下限面積要件がかかる①複数の所有者の農地が一括して指定されている場合や、一部所有者の相続登記生産用等により分離して指定されている場合など、下限面積を下回るなどによって解除されてしまう。また、そうした農地について相続税等の納稅猶予を受けていれば、農地所有者は納稅猶予を打ち切られる(期限の確定)だけでなく、利子税も負担することがある。 以上のとおり、生産緑地指定下限面積の枠付けを廃止し、指定下限面積設定ができるようすべきである。		
827	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件の緩和	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件を緩和すること	【現行】 現行制度においては、面積の一団が500m ² 以上の農地として後継者が農業を継続した場合は、相続税の納稅猶予措置を受けることが出来ることとなっている。 【支障事例】 複数ある生産緑地地区において、農業後継者がいない農家が生産緑地を廃止することに伴い、他の農家が引き続き農業を行う意思がある場合においても、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産緑地地区の指定が困難である。 また、農業用施設用地を相続した場合においては、農地と同様に農業の継続が必要であるにもかかわらず、相続税の納稅猶予措置を受けることが出来ない。 一方、後継者がやむを得ず農業は行えないものの農地として継続させたい思惑があり、市町・JA等が開設する市民農園など農地を貸し出した場合は、相続税の納稅猶予措置が打ち切られてしまう。 このように、相続税の納稅猶予措置が打ち切られた場合又は措置が受けられない場合は、相続税、利子税を納めるために農地の転用・売却が進み、農地の減少による地代の抬高がかかることになってしまふ。 【提案内容】 そこで、自己都合によらず現行の生産緑地地区的面積要件を満たさなくなつた場合、農業用施設用地を相続した場合、農地を守るために生産緑地を貸借する場合、に置いて生産緑地地区的面積要件及び解除要件を緩和すべきである。また、公共事業用地として収用された場合にも、自己都合によらず生産緑地地区が農地面積が減少した場合と同様の措置を受けられるようにすべきである。	生産緑地法第3条	国土交通省	兵庫県	C 対応不可	本提案のうち面積要件については、すでに過去の議論(平成25年「義務付け・枠付けの第4次見直し」)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論と同様、当省としては以下のとおりと考える。生産緑地地区の面積要件については、都市計画において、農地の持つ緑地機能を評価し、これに厳しい建築規制等の制限を加えて保全を行なう上、農地の持つ緑地等としての機能が実現される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500m ² を設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することの対応は困難である。 また、農業用施設用地の相続や生産緑地の貢賃は、生産緑地地区の指定の解説とは関わりがない。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
49	埋立地の権利移転等・用途変更に関する 処分制限期間等短縮に係る国土交通大臣の協議の廃止	港湾管理者は、背後の都市計画との整合性等地域の実情に応じた港湾行政を行っており、また、埋立地の有効かつ適切な利活用の促進の観点から、用地の売却・貸付や用途変更にも迅速に対応する必要がある。そのため、本特例措置を適用しようとする場合における、国土交通大臣の協議は廃止すべき。	公有水面埋立に関する国土交通大臣の協議は廃止し、許可に係る制限期間についても短縮、撤廃すべきである。			C 対応不可	<p>○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の論議（平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論）において結論が出ていると承知している。</p> <p>○ なお、平成25年6月28日付けで提出している「公有水面埋立地に係る権利の移転等及び用途変更並びに制限期間の短縮に関する標準ガイドライン」において、「早急に大臣協議が必要な場合は委員会に対応する」としているところであり、迅速な対応を要する場合は、個別にご相談頂きたい。</p>
408	生産緑地指定下限面積の廃止	生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止し、市（特別区を含む）において設定できるようにする。	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許容するべきである。	【全国市長会】 法2条の2の地方公共団体の責務を全うし、都市における農地の緑地等としての機能が発揮されるよう、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が發揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500m²と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することは困難である。</p> <p>なお、生産緑地地区については、他の業種等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特例措置が設けられており、市町村において設定された面積要件に基づく指定ではこのような国としての特例措置を設けることに適さないため、全国一律の基準が必要であると考えている。</p>
827	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件の緩和	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件を緩和すること	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許容するべきである。	【全国市長会】 法2条の2の地方公共団体の責務を全うし、都市における農地の緑地等としての機能が発揮されるよう、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が發揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として、樹木保存法における樹木の集団の指定面積や農地の所有形態・取引慣行等を踏まえ、500m²と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することは困難である。</p> <p>なお、生産緑地地区については、他の業種等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特例措置が設けられており、市町村において設定された面積要件に基づく指定ではこのような国としての特例措置を設けることに適さないため、全国一律の基準が必要であると考えている。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
513	船員の雇用保険関係事務の国から都道府県への移譲	船員の雇用保険関係事務(失業認定、賃金日額確定等)を都道府県に移譲する。	雇用保険法に基づく雇用保険の適用、認定・給付等については、現在、国において一連の事務を処理しているが、都道府県の法定受託事務として位置付け、国において統一的な基準を策定し、具体的な運用は地方に委ね、必要に応じて国が指導監督することとした上で、都道府県が職業紹介事務と一緒に当該事務を実施できるよう、その権限を都道府県に移譲するべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、より地域の事情に即した効果的な無料職業紹介を実施できるものと考えられる。また、船員の職業紹介の國から都道府県の移譲に伴って、当該事務を国から都道府県に移譲することは船員の失業から就職・定着までの一貫した支援の実施に当たっては不可欠であり、移譲されることで、求職者等が身近な支援を受けられることで利便性が向上する。	雇用保険法第7条(被保険者に対する届出)、第9条(確認)、第10条の4(返還命令等)、第15条(失業の認定)、第19条(基本手当の減額)、第24条(訓練延長給付)、第25条(広域延長給付)、第27条(全国延長給付)	国土交通省 神奈川県	C 対応不可	雇用保険の適用、認定・給付等に係る船員の実績活動を確認して行うのであり、船員職業紹介と連携不可分であるため、引き続き国が実施することが望ましい。理由は以下のとおり。 ①雇用保険業務を都道府県に移管した場合、雇用失業情勢が地域等により大きく異なる、保険料収納額と保険給付額に地域差があることから、都道府県によっては財政状況に不均衡が生じ(※)、雇用保険料の大額な上昇を招く恐れがある。このため、できる限り多くの労働者を被保険者とし、保険範囲をできる限り大きくしてリスク分散を図ることとともに、制度の全国的運営に、地域における保険料収納額と保険給付額との不均衡を是正し、給付率を均一化する目的で実施する必要があることから、政府管掌併せてして運営する必要がある。 ※ 都道府県別の被保険者の収支差の割合は大きく、例えば、平成18年度の実績を単純に匯き計算すると、青森県は全国平均の3倍以上、東京都の7倍以上の保険料が必要となる。 ②また、雇用保険の適用、認定・給付等については、公平・適正な業務運営を行う観点から、全國統一した基準に基づき一元的な管理を被保険者であるが行う必要があります。仮に、それらの事務のみを都道府県に移譲することは、保険料の責任を負わない自治体が認定等を実施することとなり、失業給付の実績が算出されないままにならざるを得ない。 ※ 東北・沖縄・仙台・青森・福島・宮城・岩手・山形・新潟・福井・岐阜・三重・愛知・静岡・長野・山梨・滋賀・京都・大阪・奈良・和歌・兵庫・神戸・福岡・大分・宮崎・鹿児島の各府県は、運営責任の分離はない。 ③さて、雇用保険は、仕事を探す人に対する扶助制度であり、過去にマイナスにおいて職業紹介と雇用保険の分離をしたことで雇用保険の監査が発生したが、サッチャー政権下で1986年に両制度を統合した結果、失業給付受給者が1/3減少したことからも、失業認定は職業紹介と組み合わせて実施することが先進国との標準である。 ④雇用保険の各種手続き等については、職業紹介、求人受理、雇用対策に係る助成金の申請手続き等を扱う船員職業紹介所で行なうことが、利用者である求職者や事業主にとって利便性が高い。	雇用保険を都道府県に分割することは考えておらず、国が法令等で基準を定め、その基準に基づいて地方が執行すれば、全国統一性が確保でき、給付の監査の恐れがあるとの指摘は当たらない。なお、生活保護や介護保険など地方の担っている全国統一的事務は多い。 こうしたことから、ハローワークの移管と併せて、雇用保険関係事務を都道府県に移譲し、利用者の利便性を高めるべきである。		
512	船員の職業紹介の国から都道府県への移譲	船員の職業紹介に係る事務(求職申込の受付、職業紹介、相談、情報提供等)を都道府県に移譲する。	職業紹介業務については、地域の実情を熟知した都道府県によって、地域の雇用対策が最大限の効果を發揮するように現場実態を踏まえて対策として適切に実行されるべきである。横浜や川崎といった大きな港を抱えている本県としては、より地域の事情に即した効果的な無料職業紹介を実施できるものと考えられる。公共職業安定所の移管と同様で、県労働センターや市役所等の職員の住所地である身近な場所で職業紹介を行えるようすれば、相談から就職・定着まで(本県においては、現在キャリアカウンセリングや労働相談等を実施)して、した支障を行なうことができる。求職者等の利便性が向上する。などができる。また、全国統一の雇用対策が実現されなくなり、職業紹介の全国的労働条件を守ることができなくなる。という點について、全国統一の労働条件を作成した「一口口ワーク」は地方移管でこれ変わる(引渡参考照)。より、解決できるものと考える。また、都道府県は産業振興施策等により、船員の職業紹介先企業と国以上に密に接点を持っており、より細かい職業紹介や相談への対応が可能である。	船員職業安法第15条(求人求職の申込みの受理)、第16条(労働条件の明示)、第17条~18条(求人紹介)、第20条(求人求職の開拓等)	国土交通省 神奈川県	C 対応不可	船員の職業紹介は、海上輸送を担う優秀な船員の安定的確保を図るために不可欠な事務である。また、当該業務は、求職者の住所、求人の住所、就業場所が船舶が航行又は操業する海域及び出入港する地域といい広域にまたがることから都道府県・地域ブロック単位ではなく国が広域的・一元的に実施する必要があり、かつ、海上労働の特殊性から他の海事行政(免許その他の資格、職務その他の労働条件、労働基準、産業等)と一緒に実施する必要があることから、地方公共団体へ移管することは合理的でないため、適当ではない。	各都道府県は既に環境、防災、観光等様々な分野で他県との連絡調整の実績があるため、国が法令等で基準を定め、その基準に基づいて地方が執行することで、広域的な統一性は確保できる。 また、海上労働の特殊性があることをもって、国が広域的・一元的に実施しなければならないとの理由はない。		
775	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の都道府県への移譲	事業者等の各都道府県内事務所への食品リサイクル法に基づく立入検査、報告収取等以下の権限を、必要な人員、財源とともに、国から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並び権限とする) 事業者等への立入検査、報告収取 事業者への指導、公表、助言等への勧告、命令	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないことから、報告収取、立入検査を実施するとしているが、国に協力を依頼しきれない。また、立入検査を実施したとしても、指導、助言等の権限が無ければ実効性がない。現状では、立入検査、報告収取の権限がないため、支障があつても把握できない。(具体的な問題が表面化してから後退いで状況把握、対応を行うなどを懸念し、提案するものである。) 【改正による効果】 都道府県内のすべての事務所に対する報告収取、立入検査があわせ、指導、助言等の権限についても都道府県へ移譲することで、日々発生する、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく権限を有する県として、適正に処理されていることが可能となり、事業者への具体的な指導を実施することができる。また、大臣と並行権限することで、合意で立入検査を行うとともに、指導、助言、勧告、命令を行なうあたり、事前に大臣と調整することで、統一的な運用を提供できるようになる。審議会の意見聽取についても主務大臣が行なうこととする。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、鳥取県、山口県、島根県、厚生労働省	C 対応不可	報告収取、立入検査、指導、公表、助言、勧告、命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた再生利用事業者の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一の観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これら権限を地方に移譲することは困難である。	・廃棄法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認することができるとなり、事業者への統一的な指導を実施することができる。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
975	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく権限の広域連合への移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令による事務・権限の広域連合への移譲を求める。事業者が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。)	3R等に関する消費者への啓発は各府県・市町村が実施し、法律上再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・助言および勧告・命令による事務・権限の広域連合への移譲を求める。事業者が複数ある場合はそのすべてが広域連合の区域内にある場合に限る。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第10条、第24条第1項から第3項	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	関西広域連合	C 対応不可	報告微収・立入検査・指導・助言・勧告・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用率の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	現在、各地方運輸局に委任されている報告微収・立入検査に関しては、従前より一部都道府県を除き各都道府県への移譲も検討可能とされてきたものであり、これを関西広域連合の区域内に拡大しても条件の違はないと考える。 また、指導・助言・勧告・命令等の措置については、国による統一性の確保のための基準の設定および専門的・技術的な支援があれば、広域連合でも対応は可能と考える。
979	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・命令に係る事務・権限の移譲	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告・立入検査・指導・命令に係る事務・権限を都道府県へ移譲する。 なお、各自治体、地域の状況は様々であることから希望する都道府県が行なうことを望む。	廃棄物処理法に基づく指導監督や3R等に関する消費者への啓発等は都道府県・市町村が実施している一方、各種リサイクル法に基づく事業者への指導監督は国が行なっており、一連の施策としての連携が取りにくい状況にある。 また、各都道府県が共管していることにより、紙割り行政の弊害が生じる可能性がある。 事業者が一つの都道府県の区域のみにある場合は、事務・権限を都道府県・市町村に移譲することで、事務の効率化を図ることが可能である。 その際、権限に係る事務処理基準・資源・人材等について併せて国から指図されることで必要なである。	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第8条、第24条	農林水産省、環境省、経済産業省、国土交通省、財務省、厚生労働省	鳥取県	C 対応不可	報告微収・立入検査・指導・命令等の一連の是正措置は、食品リサイクル法の法目的を達成するため、広域的に活動している事業者も含めた他の事業者の取組状況や、近隣の県域も含めた再生利用率の状況など、食品循環資源を取り巻くその時点における全国的な状況も踏まえながら、全国統一的な観点から実施される必要があり、引き続き国による実施が求められることから、これらの権限を地方に移譲することは困難である。	廃棄物処理法に基づく産業廃棄物や一般廃棄物の処理に関する報告微収・立入検査・指導・命令等の一連の是正措置については、国が示した事務処理基準や通知等を踏まえて全国統一的な観点を考慮しつつ、従前から都道府県又は市町村が実施している。同様に、食品リサイクル法に基づく事務についても、国が事務処理基準等を示すことで都道府県・市町村による実施が可能であり、廃棄物処理法に基づく権限と一括して運用することで事務の効率化につながることから、移譲が必要である。
776	資源有効利用促進法に基づく権限の都道府県への移譲	【現行・支障事例】 本県の廃棄物処理計画では、リサイクル率の目標を定めているが、目標達成のために事業者を指導する権限はないところから、報告微収・立入検査を実施するとしても、国に協力を依頼しなければならない。また、立入検査を実施したとしても、指導・助言等の権限がないため、支障があつても把握できず、(具体的な問題が表面化してから後退いで状況把握・対応を行うなど)ことを懸念している。(改正による効果) 事業者等の立入検査、報告微収等以下の権限を、必要な人員・財源とともに、國から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告微収 事業者等への指導・助言 事業者等への勧告・公表、命令	事業者等の各都道府県内事務所への資源有効利用促進法に基づく立入検査、報告微収等以下の権限を、必要な人員・財源とともに、國から都道府県へ移譲すること。(大臣・知事の並行権限とする) 事業者等への立入検査、報告微収 事業者等への指導・助言 事業者等への勧告・公表、命令	資源有効利用促進法第11条、第13条、第16条、第17条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第32条、第33条、第35条、第36条、第37条	経済産業省、環境省、財務省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省	兵庫県、徳島県、農林水産省	C 対応不可	同法目的を達成するため、国が全国統一的な観点から報告微収・立入検査・指導・助言・勧告・公表・命令等を行なう必要があり、これら権限を委譲することは困難である。命令に当たっては、主務大臣は産業構造審議会等の意見を聽いて行なうこととされており、社会的妥当性を確保するため、慎重な検討が求められるところから、国が統一して行なうことを法が規定している。 なお、同法は、指定表示製品の販売等を行う者に対して、統一的な表示の標準を示し、その遵守を求めているところ、他の事業者の取り組み状況等を踏まえ、全国統一的な観点から国がこれら措置を行なうことが適当である。	・廃棄物処理法に基づく権限を有する県として、適正に処理されているかどうかを確認する。 事業者への統一的な指導を実施することができる。 また、大臣と並行権限として、統一的な運用を追従できるようにする。 審議会の意見聴取についても、主務大臣が行なうこととする。 なお、指定表示事業者に対して、県独自の表示を勧告・公表、命令するものではない。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
368	省エネ法に基づく特定事業者等に対する指導・助言、報告徴収、立入検査の都道府県への権限移譲	エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。	<p>・指導、助言、報告徴収、立入検査の権限のほか、特定事業者等の指定、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限についても包括的に移譲すべきであり、全國一律の制度化に向け、問題点等を検討するため手挙げ方式や社会実験による実現を検討すべきである。</p> <p>・自治事務が区分されるものとを考えられるため、既によると指揮は原則認められり、また、基準の設定についても、は、義務付け・枠付けのメリハリの範囲内ですべて。</p> <p>・なお、平成25年11月22日付け文書では、権限移譲後の責任ある対応を取ることができない報告徴収・立入検査等の事務のみの受け入れについて困難と記載したもの。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		C 対応不可	<p>1. エネルギーに係る施策は、我が国の経済活動に欠くことのできないエネルギーを安定的に供給することを目的であり、海外から安定的に燃料を輸入する施設など、燃料資源を有効に利用するための施設などで構成されている。後者の規制が省エネ法であり、エネルギーを使用する事業者に対して一定の義務を課している。</p> <p>2. 国は省エネ法の目的にあるエネルギーの使用の合理化を総合的に推進するため、「事業者全体の状況」の両者を踏まえて事業者の取組を評価し、指導や立入検査等を実施する必要がある。そのため、国の指導権の行使及び統一的な基準による運用は必須である。また、定期報告書の受理、中長期計画書の受理や合理化計画に係る指示及び命令などの権限を移譲した場合、事業者全体の状況を把握し、動向に応じて指示及び実施することが不可欠となる。</p> <p>3. さらに、省エネ法では、事業者が複数の所在地に設置している全ての事業所について全体としての効率的かつ効果的なエネルギー対策の実施を義務付けるため、事業者単位での規制を行っていることであるが、今回の九州知事会の提案のよう、自治体が自らの管内の事業所のみを対象として立入検査等を行う場合、複数の都道府県に事業所を有する事業者によっては、同一事業者で事業所ごとに立入検査等を行う場合が異なることとなり、複数の都道府県の指導権が発生する。この際、全国知事会の意見を踏まえ、指導権を他の自治体へ譲り受けた場合に問題が生じる可能性がある。また、自ら管内に本社がある事業者が有する他の自治体の事業所を対象として立入検査等を行う場合は、当該事業所が立地する自治体又は国との調整が不可欠であり、現実的ではない。</p> <p>4. 加えて、手挙げ方式により都道府県に権限を移譲し、全国知事会の範囲に限らず当該「事業者全体の状況」を踏まえた対応が困難であり、法目的達成が困難となる。</p> <p>5. 以上のことから、移譲の対象とはできない。</p>
510	「総合効率化計画」の認定、報告徴収、取消、確認事務等の移譲	①事業者から申請のある「総合効率化計画」の認定、②認定事業者からの報告徴収、③認定の取消、④特定流通事業施設の基準適合の確認事務について、移譲を求める。	<p>・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		C 対応不可	<p>1. ご指摘のあった都道府県等が行う農地転用の許可事務や開発行為の許可事務については、継り返しになるが、特定流通事業施設に限らず、一般的に土地利用の変更を行う際には必ず許可是受けなければならないものであり、かつ、物流総合効率化法の認定に当たっては、あらかじめ、都道府県知事の意見を聽くこととされており、十分な調整を図ながら認定を行うこととされているため、これらの事務との間に乖離や矛盾が生じる性質のものではない。今後とも、総合効率化事業の認定に当たっては、貴重を含む都道府県とともに調整を図るよう努めることとしたい。</p> <p>2. なお、総合効率化計画の認定の提出があつては、総合効率化事業の区分に応じて改めて規定されているが、貨物流通事業者であれば国土交通大臣に提出することとなるが、これは、実施しようとする総合効率化計画が、物流関係事業の許認可に係る事務の一體的処理等を行う必要があるからである。</p> <p>総合効率化事業は、法施行から平成25年度末までに222件の認定があるが、ほぼ全ての総合効率化計画においては貨物流通事業者が主体に実施しており、今後も物流効率化を主体的に実施するには貨物流通事業者となる傾向は変わらないと見込まれるため、国土交通省に認定の申請を行えばよいことになっていることからも、申請者にとって煩雑なものとはなっていない。</p>
18	特別用途地区の指定に係る国の承認の報告化	用途地域等の制限緩和する場合、現状国との承認が必要な手続きであるが、特別用途地区の指定について國への報告とすることで、市の土地の権利を有効活用できるようにする。	<p>特別用途地区は市町村が都道府県と協議して決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は地方公共団体において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止するべきである。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>		C 対応不可	<p>用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、國の役割として、目指すべき市街地機能に応じた接客物の最低限の基準を定めたものであり、各用途地域の指定目的に応じ、法律で用途を規定的に列挙している。</p> <p>また、用途規制は市街地の環境を保全するための最も基本的な制限であり、特にその特例許可の際には公聴会を開催し、近隣住民の意見を聽取することが義務づけられている。</p> <p>このような用途規制の条例による緩和は、法律で定めた最低の基準を緩和し、一般に新たな基準を示すことになり、用途規制の目的である市街地環境の保全が担保できなくなるおそれがあるため、國の権限により建築基準法令の規定として妥当なものであるか判断する必要がある。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支撑事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
786-1	建築基準法における特別用途地区等内の建築物に係る市町村等条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲	【現行】 都市計画法上は、特別用途地区については、用途地域内の一定の地区における当該地区的特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、地区計画については、区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備・開発・保全するため、市町村に決定権限が付与されおり、決定にあたっても都道府県との協議(町村にあっては同意)で足ることとしている。 建築基準法第49条第2項「中地方公共団体」を「市町村に改めるなどとともに、法第49条第2項及び第68条の2第5項を各条例により建築基準法の規定による制限緩和の際の承認権限を後援する際の「国土交通大臣の承認を「都道府県知事の承認に改める。」	建築基準法第49条第2項、第68条の2第5項	国土交通省	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、徳島県	C 対応不可	(第49条の2第5項関係) 本規定は、特別用途地区的区域内の用途制限について、用途地域における用途制限を補完し、当該地区的特性に相応しい土地利用の増進等の目的を達成するための必要と認めるときは、その地区的指定の目的のために必要な要と認めの場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で定め、最低基準である用途地域の用途制限を緩和することとするものであるとした規定であると。用途規制は、国民の生活、健康及び財産の保護を目的として、目標によって市街地塊に応じた建物の最低限の基準を定めたものであり、その緩和は、建物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要であり、それを定めた本規定を見直しにはならないと示しているところ。 (第49条第2項の効果) 国土交通大臣の承認を得て、条例で定められた用途制限を緩和することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実情に即して緩和を行なうことができる。 都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。	特定位行政でもある都道府県においては、用途規制が始まって以来、その運用及び例外許可「建築基準法第48条各項許可」を積み重ねるとともに、用途地域の変更等にあたって、都市計画行政と建築行政との密な連絡調整を図ってきたところである。 条例の緩和について、当該用途地域の指定の目的に背離しない範囲であることを緩和したことである。 都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。 今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。		
786-2	建築基準法における特別用途地区等内の建築物に係る市町村等条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲	【現行】 都市計画法上は、特別用途地区については、用途地域内の一定の地区における当該地区的特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、地区計画については、区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区を整備・開発・保全するため、市町村に決定権限が付与されおり、決定にあたっても都道府県との協議(町村にあっては同意)で足ることとしている。 建築基準法第49条第2項、「中地方公共団体」を「市町村に改めるなどとともに、法第49条第2項及び第68条の2第6項を各条例により建築基準法の規定による制限緩和の際の承認権限を後援する際の「国土交通大臣の承認を「都道府県知事の承認に改める。」	建築基準法第49条第2項、第68条の2第6項	国土交通省	兵庫県 【共同提案】 和歌山県、徳島県	C 対応不可	(第68条の2第5項関係) 本提案は、すでに過去の議論(平成20年の第2次勧告の議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、本規定は、地区計画の区域内の用途制限について、用途地域における用途制限を補完し、当該地区的特性に相応しい土地利用の増進等の目的を達成するための必要と認められた区域の指定の目的に背離しない範囲であることを緩和したことである。 国土交通大臣の承認を得て、条例で定め、最低基準である用途地域の用途制限を緩和することとした規定であるとした。用途規制は、国民の生活、健康及び財産の保護を目的として、目標によって市街地塊に応じた建物の最低限の基準を定めたものであり、その緩和は、建物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要であり、それを定めた本規定を見直しにはならないと示しているところ。 (第68条の2第5項の効果) 国土交通大臣の承認を得て、条例で定められた用途制限を緩和することにより、手続の整合及びその円滑化を図ることができ、より地域の実情に即して緩和を行なうことができる。 都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。 今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。	特定位行政でもある都道府県においては、用途規制が始まって以来、その運用及び例外許可「建築基準法第48条各項許可」を積み重ねるとともに、用途地域の変更等にあたって、都市計画行政と建築行政との密な連絡調整を図ってきたところである。 条例の緩和について、当該用途地域の指定の目的に背離しない範囲であることを緩和したことである。 都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。 今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。		
787	建築基準法における伝統的建造物群保存地区内の建築物等に係る市町村条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲	【現行】 都市計画法上は、伝統的建造物群保存地区については当該地区的保存のため、必要な現状変更の規制について定めるものとして、市町村に決定権限が付与されており、決定にあたっても都道府県との協議(町村にあっては同意)で足ることとしている。 【制度改正の必要性】 建築基準法第85条第1項各号の法の適用除外等については、国から技術的助言等により、建築審査会での調査申請を経ながら、特定位行政である都道府県が法の趣旨に反しないことなどを判断している。 今後、今回の提案項目についても技術的助言等が発出されることにより、国に代わり都道府県が確認機能を果たすことができると考えられる。	市町村の条例による建築基準法の規定による制限緩和の承認を「都道府県知事の承認を「都道府県の承認に改める。」	建築基準法第85条の2、第85条の3	国土交通省	兵庫県 【共同提案】 大阪府、徳島県	C 対応不可	建築基準法第85条の3の規定により、伝統的建造物群保存地区においては、伝統的建造物以外の建築物を含む周囲の環境を対象として、市町村の条例で定められた現状変更の規制及び保存のための措置を確保するため必要と認める場合は、国土交通大臣の承認を得て、条例で建物に係る制限の緩和を行うことができる。 一方、建築基準法第85条第1項の規定は、国土、重要文化財等として個別に指定又は認定された建築物単体について建築基準法を一律適用除外しているのである。 これらに踏まえ、法第3条第1項の規定が個別の建築物を対象とするのに対し、法第85条の3の規定では、本来は建築基準法を遵守すべき伝統的建造物以外の建築物や新たに建設する建築物を含めて、例外的に制限を緩和するものであり、緩和の対象となる建築物の性質が異なることから、一概に比較はできないと考える。 また、緩和の対象となる制限は、国土の生活、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目標によって市街地塊に応じた建物の形状を規制するものである。その制限の緩和は、建物の最低限の基準を定めたものである。そのため、国土交通大臣の承認が必要であり、それを定めた本規定は見直しにはならないと考える。 なお、伝統的建造物群保存地区における建築物の制限緩和措置は、伝統的建造物群を構成する建築物が、法の目的とする交通、安全、防火、衛生等の市街地環境について同等以上の環境を確保することをもって認められるものではなく、伝統的建造物群の保護の必要性から認められたものであるため、適用除外の条件、緩和の程度を伝統的建造物群保存のため必要とされる最小限のものに限るべきであることを申添える。	古民家等の歴史的建築物の保存活用を推進することとして、防火避難・構造安全の確保に関する事項について建築審査会の包括同意基準化が示被されるなど、一層指定を行っていくことされ、都道府県において、多様な建築物を対象とした法の適用除外が可能となつところである。 伝統的建造物群保存地区内の建築物に係る規制の一部緩和にあたっても、法の目的とする交通、安全、防火、衛生等の市街地環境について同等の環境確保をより考慮したうえで、地域の実情を熟知した都道府県においてこそ、國よりも適切な判断が可能である。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見		全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見			区分	回答
786-1	建築基準法における特別用途地区等内の建築物に係る市町村等条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲	建築基準法第49条第2項、中「地方公共団体」を「市町村に改めるとともに、法律第49条第2項及び第6条の2第6項中条例により建築基準法の規定による制限を緩和する際の国土交通大臣の承認を「都道府県知事」の承認に改める。」	特別用途地区、地区計画は市町村が都道府県と協議をして決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は地方公共団体において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであり、各用途地域の指定目的に従い、法律で用途を限定的に列举している。 また、用途規制は市街地の環境を保全するためのもっとも基本的な制限であり、その特例許可の際には公聴会を開催し、近隣住民の意見を聴取することが義務づけられている。 このうえの用途規制の条例による緩和は、法で定めた最低の基準を緩和し、一般に新たな基準を示すことになり、用途規制の目的である市街地環境の保全が担保なくなるおそれがあるため、國の権限により建築基準法令の規定として妥当なものであるか判断する必要がある。	
786-2	建築基準法における特別用途地区等内の建築物に係る市町村等条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲	建築基準法第49条第2項、中「地方公共団体」を「市町村に改めるとともに、法律第49条第2項及び第6条の2第6項中条例により建築基準法の規定による制限を緩和する際の国土交通大臣の承認を「都道府県知事」の承認に改める。」	特別用途地区、地区計画は市町村が都道府県と協議をして決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は地方公共団体において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止すべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものであり、各用途地域の指定目的に従い、法律で用途を限定的に列举している。 また、用途規制は市街地の環境を保全するためのもっとも基本的な制限であり、その特例許可の際には公聴会を開催し、近隣住民の意見を聴取することが義務づけられている。 このうえの用途規制の条例による緩和は、法で定めた最低の基準を緩和し、一般に新たな基準を示すことになり、用途規制の目的である市街地環境の保全が担保できなくなるおそれがあるため、國の権限により建築基準法令の規定として妥当なものであるか判断する必要がある。	
787	建築基準法における伝統的建造物群保存地区内の建築物等に係る市町村条例による制限緩和の際の承認権限の都道府県への移譲	市町村の条例により建築基準法の規定による建築を緩和する際の国土交通大臣の承認を「都道府県知事」の承認に改める。	伝統的建造物群保存地区は市町村が都道府県と協議して決定するものであり、その目的を達成するためにふさわしい建築物の用途は市町村において適切に判断することが可能である。このため、国土交通大臣の承認は廃止するべきである。			C 対応不可	緩和の対象となる制限は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国役割として、目指すべき市街地像に応じた建築物の最低限の基準を定めたものである。 伝統的建造物群保存地区における建築物の制限の緩和措置は、伝統的建造物群を構成する建築物が、他の目的とする交通、安全、防火、衛生等の市街地環境について同等以上の環境を確保することをもつて認めらるものではなく、伝統的建造物群の保護の必要性から認められたものであるため、適用除外の条例、緩和の程度を伝統的建造物群のため必要とされる最小限のものに限るべきであるとともに、法で定めた最低の基準を緩和し、一般に新たな基準を示すことになり、防火規制による建築物の安全性を担保できなくなるおそれがあるため、國の権限により建築基準法令の規定として妥当なものであるか判断する必要がある。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支撑事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
788	建築基準法に定める基準等によらない大規模な建築物等における特殊な避難や構造力などの構造方法等の認定権限の都道府県への移譲	超高层建築物や大規模な建築物等における特殊な方法による耐震性能や防火・耐熱性能の確保について、建築物ごとに構造方法等を「国土交通大臣」が認定する仕組みを「都道府県知事」の認定に改めること。	【現行】建築基準法に定めていない特殊な建築材料や構造方法などの認定(構造方法等の認定)については、国土交通大臣はその性能を評価し、その結果に基づき審査することとされており、その審査に必要な評価を指定性能評価機関に行わせている。 【支撑事例】例えば、兵庫県立芸術文化センター建設時において、大規模な空間を確保するため、法の認定が必要な避難安全検査法に基づく設計とした。移譲による効率的認定対象となる構造方法等のうち、「超高层建築物等」、「民間の性能評価機関において評価試験の実務が行われていることから、都道府県知事の認定が可能で、かつ認定に要する期間の短縮化が可能である」として改めた。 【認定の対象】構造方法のうち、移譲を含めるもの。 ②認定の対象となる構造方法のうち、「超高层建築物等の認定(構造耐力)(建築基準法第20条第1号)」「前記性能評価等の認定(建築基準法施行令第108条の3第1項第2号及び第4項、第129条の2第1項、第129条の2の2第1項、第139条第1項第3号及び第4号)」「超高层建築物等の認定(構造耐力)(第108条の3第1項第2号及び第4号)」「鋼鉄構造クリート造の仕組みの認定(構造耐力)(第140条第2項において準用する第139条第1項第3号及び第4号)」「広告塔又は架橋水槽等の認定(構造耐力)(第141条第2項において準用する第139条第1項第3号及び第4号)」「乗用エレベーター又はエスカレーターの認定(構造耐力)(第143条第2項において準用する)」「乗用エレベーター又はエスカレーターの認定(構造耐力)(第144条第1項第1号及びハ(2))」「遊戯施設の認定(構造耐力)(第144条第1項第1号及びハ(2))」	建築基準法第20条第1号、第68条の26、同施行令第108条の3第1項第2号及び第4項、第129条の2第1項、第129条の2の2第1項、第139条第1項第3号及び第4号、令第140条第2項、令第141条第2項、令第143条第2項、において準用するものを含む。)、第144条第1項第1号及びハ(2)	国土交通省	兵庫県	C 対応不可	構造方法等の認定は、申請ごとに異なる内容の構造方法等について個々に審査し、認定するものであるが、申請される構造方法等の内容は多岐にわたり、かつ、高度な検討が必要であるため、認定の判断を行なう主体が異なる場合、又は類似の構造方法等であっても審査結果が異なる場合が生じ得ると考えられる。 具体的には、構造方法等の認定に当たっては、高度な検証による性能評価を実施した上でこれに基づき審査をすることとされており、大臣は、性能評価機関を指定して性能評価を実施させ、これに基づき審査、認定を行う場合、試験方法等の高度な検証の実施方法や評価基準について都道府県ごとに差異が生じ、結果的に認定に差異が生じることが想定される。 建築基準法は、全国一律に適用される建築物に関する最低の基準を定めるものであり、国民の生命・財産等の保護を観点から、国土交通省が全国統一的に認定を行うことが必要であり、権限委譲は認めるべきではない。	・今回の提案は、構造方法等の認定に係る性能評価機関の指定権限の移譲を求めるものではなく、大臣が指定し評価機関の審査結果に基づく認定の権限を都道府県に移譲することを提案するものである。 ・耐火構造、不燃材料の認定等全く一律に適用される建築物に関するものに都道府県知事が性能評価機関を指定して性能評価を実施するものに都道府県知事が認定を行う場合には、認定の権限を有するが、今回、「超高层建築物等」、「耐火性能評価」等については、建築物ごとの個別検査に関するものであることから、都道府県による迅速な認定が可能になると考える。	
330	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設に係る建築基準法の緩和	建築基準法48条別表2の(ヘ)2項及び(イ)欄2項、「原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50m ² を超えるもの」に「(学校給食調理室を除く)」を加える。	【提案の内容】 学校内または学校敷地内に併設されている給食調理室で、他の学校の給食を調理する場合(いわゆる親子方式)の共同調理場を住居系地域においても建築できるよう提案するのです。 新たに中学校等で学校給食を実施する場合において、児童数の減少により、調理能力に余裕のある学校で、他校分の給食もあわせて調理しようとするもので、既存施設の有効活用及び経費の節減を図るものと考えます。また既存の給食調理室を利用するため、近隣環境への影響はないと考えます。 【制度改正の必要な理由】 (制度改正の必要な理由及び現行制度で対応困難な理由) 本市では、実施していなかった中学校給食を今後実施する方向で現在検討をしているが、現行の制度として「親子方式」、「親子方式等」があります。これで、児童数の減少で調理場の余裕がある既存の学校の調理場で調理する親子方式は、既存の学校の給食の経費などかかる負担が増加する恐れがあります。しかし、親子方式は用途が工場と同一だからこそ、住居系地域では建築基準法に抵触する(例外規定により)、個別に建設計可を得る方法がありますが、許可を担保されたものではありません。給食の実施方法の検討等を複数年かけ、市民や議会に報告し、予算計上ができます。最終的に建築審査会の同意が得られず不許可となる可能性があります。そのため、建築許可の制度に期待することは困難と考えます。	建築基準法48条別表2	国土交通省	八幡市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成24年の義務付け・控付件の見直し・第3次見直し)の議論において結論が出ていたと承知している。 なお、過去の議論においては、学校給食共同調理場は、調理・配達等の作業に伴い交通量の増大や臭気・振動・騒音等の発生のおそれがあることから、住居系地域における建築を一律に認めることはできないが、現行においても、特定行政庁が個別に許可した場合は建築を行うことが可能であると示しているところ。	本提案は、学校敷地内における多数校の調理を行う学校給食共同調理場の中で、少子化による児童数の減少により、調理能力に余裕のある学校において、その調理能力の範囲内で他の校の調理をするいわゆる親子方式に対応したものです。そのため、近隣への環境に影響を及ぼさないものと考えます。 本件においては、新たに中学校給食を実施する方向で、策後数十年経過した中学校においては、既存の学校の調理場を活用する親子方式は、構造上の問題等を抱えず、住居系地域から距離がある状況にあります。そのため、調理の調理能力に余裕のあるある小学校で調理・搬送するいわゆる親子方式を採用することが、最も効果的と考えています。中学校給食の早期実現のため、親子方式に限定して、住居系地域でも建築できるようご配慮願います。	
602	自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設に係る建築基準の緩和	用途地域内の建築物の制限を見直し、学校給食共同調理場を住居地域においても建築できるようにする。	【制度改正の内容】 用途地域内の建築物の制限を見直し、自校分とあわせて他校分の給食を作る場合(いわゆる親子方式)の給食施設を住居地域(第1種住居地域)においても、建築できるようとする。 【現行制度で対応困難な理由】 建築基準法第48条第14号の規定では、前各項のただし書きの規定による制限建築物の建築を許可する場合においては、利害関係を有する者の出頭を求めて公開による意見聴取を行い、かつ、建築審査会の同意を得なければならない。このような手続きに関しては、時間がかなり必要となり、また、建築の許可がおりるのは限らないため、給食共同調理場の建築場所が決定できず、保護者等への説明ができない。 【具体的な支撑事例】 当市においては、小学校の敷地内に給食共同調理場の建築を検討しているが、その場所が第1種住居地域に指定されており支障を来たしている。	建築基準法第48条第14号	国土交通省	宮津市	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成24年の義務付け・控付件の見直し・第4次見直し)の議論において結論が出ていたと承知している。 なお、過去の議論においては、学校給食共同調理場は、調理・配達等の作業に伴い交通量の増大や臭気・振動・騒音等の発生のおそれがあることから、住居系地域における建築を一律に認めることはできないが、現行においても、特定行政庁が個別に許可した場合は建築を行うことが可能であると示しているところ。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
788	建築基準法に定める 基準等によらない大 規模な建築物等にお ける特殊な避難や構 造方法など構造方 法等の認定権限の都 道府県への移譲	超高層建築物や大規模な 建築物等における特徴的な 方法による耐震性能や防 火・避難性能の確保につい て、建築物ごとに構造方法 等を「国土交通大臣」が認 定する仕組みを「都道府県 知事」の認定に改めること。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方 式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>○ 構造方法等の規定は、申請された構造方法等が、建築物の安全等を確保するための最低の基準である建築基準法令で定めた性能を満たすものであるかの評価、認定を行うものであり、適切な判断ができない場合音符に国民の生命等の保護に影響を与えるおそれがあるとともに、建築物ごとの認定であっても、性能を満たす構造方法等を新たに示すこととなるため、統一的な判断が行われる必要がある。</p> <p>○ 具体的には、申請される構造方法等は、新たな技術や検証方法を用いるなど個々に異なるものであり、大臣が性能評価を踏まえて認定を行う際には、当該性能評価のための検討方法等を踏まえ、当該性能評価機関や専門家等の意見も踏まえて検討するなどして、既存の構造技術・検証方法への認定状況等との整合性等を考慮の上、検査を行っているところ。</p> <p>このため、仮にご提案のとおり大臣が指定した性能評価機関の性能評価に基づき都道府県知事が認定を行うとしても、ある都道府県では認定され、別の都道府県では認定されない事態が生じうることとなるため、都道府県知事への認定権限の移譲は困難である。</p> <p>○ なお、認定手続の迅速化等を図るために、審査項目が多岐にわたる超高層建築物の大臣認定における審査において、事業者の円滑な申請に資するよう、申請内容の不足等に關するチェックリストの作成等の対策を講じることとする。</p>
330	自校分とあわせて他 校分の給食を作る場 合(いわゆる親子方 式)の給食施設に係る 建築基準法の緩和	建築基準法48条別表2の (イ)項2種及び(二)種2 項、「原動機を使用する工 場で作業場の床面積の合 計が50㎡を超えるもの」に 「(学校の給食調理室を除 く)」を加える。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。		D 現行規 定により対 応可能	<p>本提案は、すでに過去の議論(平成24年の義務付け・終付けの見直し・第4次見直し)の議論において結論が出ていると承知している。</p> <p>なお、過去の議論においては、学校給食共同調理場は、調理・配達等の作業に伴 い交通量が大きく、搬動・着脱等の発生のおそれがあることから、住居系地域に設 ける行為規制と一緒に認めてこなかったのが、現行においても、住居の環境を害す るおそれがない、公衆を経て、建築審査会の同意が得られたものであれば、特定 行政庁は個別に許可することができる。</p>
602	自校分とあわせて他 校分の給食を作る場 合(いわゆる親子方 式)の給食施設に係る 建築基準法の緩和	用途地域内の建築物の制 限を見直し、学校給食共同 調理場を住居地域におい ても建築できるようにする。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求 める。		D 現行規 定により対 応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な申請事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
397	延べ面積が1万m ² を超える建築物等に係る建築主事の事務の権限移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万m ² を超える建築物」、同項2号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」に係る申請の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が區長の事務に改める。	建築主事の設置は、都道府県又は人口25万人以上の市等建築主事を設置し、都の建築主事が処理する事務以外の事務を特別区の建築主事が処理することとされている。本事務は、現行の建築基準法では、特別区の建築主事の権限に属しないものとされているため、都の建築主事の事務となっていない。	建築基準法第97条の3第1項、2項 建築基準法施行令第149条第1項	国土交通省	特別区長会	C 対応不可	延べ面積が1万m ² を超える建築物については、床面積の大きさ、その構造の複雑さから審査の事務負担が大きいところ、東京都(特別区内においては、1万m ² 超の建築物の建築件数が他の地方公団体と比べて極めて多く、全ての建築物を区に移管した場合、区の負担が増加することとなるが、お示しの提案事項からは、特別区においてこれらの事務の処理がないことに対する根拠が不明確である。	本提案は、都知事の許可が不要なものに係る事務であり、指定確認検査機関による確認検査が充実している状況も踏まると、提案の実現によって区の処理する件数が現在より大幅に増加するとは考えにくく、区の負担増及び建築主となる民間事業者等への影響等に支障がなく、移譲された場合の事務負担軽減や効率化、利便性の向上によるメリットが大きいと考える。	
398	延べ面積が1万m ² を超える建築物等に係る特定行政府の事務の権限移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万m ² を超える建築物」、同項2号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」に係る申請の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が區長の事務に改める。	特別区の区域内における特定行政府の事務は、建築基準法施行令第149条第1項に規定する建築物(1万m ² を超える建築物等)については都の事務として、都の処理する事務以外の事務を特別区が処理することとされている。本事務は、現行の建築基準法では、特別区の権限に属しないものとされているため、都の事務となっている。	建築基準法第2条第1項第35号、同法第97条の3第3項 建築基準法施行令第2条の2第2項、同施行令第149条第2項、3項	国土交通省	特別区長会	C 対応不可	お示しの内容では、求める措置の具体的な提案内容が不明確であるが、延べ面積が1万m ² を超える建築物等に係る特定行政府の事務の権限については、床面積の大きさ、その構造の複雑さから審査の事務負担が大きいところ、東京都(特別区内においては、1万m ² 超の建築物の建築件数が他の地方公団体と比べて極めて多く、全ての建築物を区に移管した場合、区の負担が増加することとなるが、お示しの提案事項からは、特別区においてこれらの事務の適正かつ迅速な執行に支障がないことにに対する根拠が不明確である。	本提案は、建築基準法施行令149条等で規定されている延べ面積が1万m ² を超える建築物等に係る特定行政府の事務権限を移譲することを求めているものである。	
459	直轄国道の整備や保全に関する計画並びに工事の実施(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る道路の整備及び保全(除雪を含む。)に関する計画や工事の設計、施工及び施行管理に関する事項を都道府県・指定市に移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向け国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。 住民に身近な地方自治体が管理を行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等が図ることが可能となる。 移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主要して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。 また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととした。	道路法12条	内閣府、国土 交通省 神奈川県	D 現行規定 により対応可	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、本年1月より、国と地方公共団体で個別協議を開始し、本年7月、「直轄道路の地区への移管について」として状況をとりまとめ、公表したところである。引き続き、協議中の路線について、権限移譲の実現に向け取り組むこととしている。	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、本年1月より、国と地方公共団体で個別協議を開始し、本年7月、「直轄道路の地区への移管について」として状況をとりまとめ、公表したところである。引き続き、協議中の路線について、権限移譲の実現に向け取り組むこととしている。	意見なし	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
397	延べ面積が1万m ² を超える建築物等に係る建築主事の事務の権限移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万m ² を超える建築物」、同項3号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」のうち、都道府県知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が置く主事の事務に改める。	特別区の区域は一つの都市計画区域として指定されており、二つの都市として総合的に整備・保全することとされている。このため、(管理番号398)「延べ面積が1万m ² を超える建築物等に係る特定行政庁の事務の権限移譲について」と密接に関連しており、23区全域を都が統域的かつ具体的に処理する必要がある。 また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、今回の検討においては慎重に対応されたい。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能	○ 建築基準法(以下「法」という)第4条第2項及び第3項に基づき、市町村(特別区を含む)は、都道府県知事との協議・同意手続を経て建築主事を置いた場合には、建築主事及び特定位行政庁の権限に属する全ての事務を行うことができる。一方、法第97条の3の規定は、特別区は、一定の範囲内の事務であれば、協議・同意手続を経ずして建築主事を置くことができるとしている。 ○ 上記のとおり、ご提案の内容については、法第4条第2項及び第3項の規定に基づき建築主事を置くことにより、現行規定で対応可能であり、全国知事会からも慎重な対応が求められているため、都区内で適切な事務配分の協議を行った上で対応されたい。
398	延べ面積が1万m ² を超える建築物等に係る特定行政庁の事務の権限移譲について	建築基準法施行令第149条第1項第1号に規定する「延べ面積が1万m ² を超える建築物」、同項3号に規定する「工作物」及び同項4号に規定する「建築設備」のうち、都道府県知事の許可を必要としないものに係る事務を、特別区が置く主事の事務に改める。	当該事務は、都市計画で定められた地域・地区等の土地利用に即した建築規制を行うことにより、秩序ある都市の形成を目指すものである。 特別区は一つの都市計画区域に指定されており、二つの都市として総合的に整備・開発・保全することとされていることなどから、延べ面積1万m ² を超える建築物等に係る特定行政庁の事務は、23区全域を都が統一的かつ広域的に処理する必要がある。 また、提案のあった事項については、都区間で事務配分の協議を行っている最中であるため、今回の検討においては慎重に対応されたい。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規定により対応可能	○ 建築基準法(以下「法」という)第4条第2項及び第3項に基づき、市町村(特別区を含む)は、都道府県知事との協議・同意手続を経て建築主事を置いた場合には、建築主事及び特定位行政庁の権限に属する全ての事務を行うことができる。一方、法第97条の3の規定は、特別区は、一定の範囲内の事務であれば、協議・同意手続を経ずして建築主事を置くことができるとしている。 ○ 上記のとおり、ご提案の内容については、法第4条第2項及び第3項の規定に基づき建築主事を置くことにより、現行規定で対応可能であり、全国知事会からも慎重な対応が求められているため、都区内で適切な事務配分の協議を行った上で対応されたい。
459	直轄国道に係る道路の整備や保全に関する計画並びに工事の実施(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る道路の整備及び保全(監督を含む)に関する計画や工事の設計、施工及び施行管理に関する事項を都道府県・指定市に移譲する。	直轄道路の権限移譲に係る国と地方との個別協議の結果等を踏まえ、希望する都道府県への移譲をすすめるべきである。なお、所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところで、提案の趣旨が、現行制度により十分対応可能なものであると考えている。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
460	直轄国道の管理に関する許認可等(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る許認可等に関する権限を都道府県、指定市へ移譲する。	「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月閣議決定)に基づき、権限移譲に向けて国と地方公共団体で個別協議を行っているところである。 住民や近隣の地方自治体が管理を行うことによって、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図ることが可能となる。 移譲に伴う財源措置・人員確保については、今後、内閣府が主導して政府内で検討を進めることとされており、引き続き実現に向けた検討を行っていただきたい。 また、その他の路線については、バイパスの整備や無料化後に現道の移管について協議を行うこととする。	道路法32条	内閣府、国土交通省 神奈川県	D 現行規定により対応可能	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、本年1月より、国と地方公共団体で個別協議を開始し、本年7月、「直轄道路の地方への移管について」として状況をとりまとめ、公表したところである。引き続き、協議中の路線について、権限移譲の実現に向け取り組むこととしている。 意見なし		
61	複数都道府県に跨る直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市の個別協議が東開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。 しかししながら、今回の権限移譲は、同一府県内の都道府県間での地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めて国と地方との適切な分割担当を考慮しながらも、複数の都道府県に跨る直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することと、防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全と連携した総合行政の運営から、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっており、移譲もがんばり单独で実現したこととなる。 複数の都道府県に跨るものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況である。関西広域連合では、防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一緒に事業を実施することで、地域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にのらわれない、より地域の実情に応じた効率的な施策実施が可能となる。 また、国による基幹事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい。地方が事業を実施することで、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にのらわれない、より地域の実情に応じた効率的な施策実施が可能となる。 また、国による基幹事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい。地方が事業を実施することで、地域住民や民間事業者がも含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 しかししながら、今回の権限移譲は、同一府県内の都道府県間での地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めて国と地方との適切な分割担当を考慮しながらも、複数の都道府県に跨る直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することと、防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全と連携した総合行政の運営から、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっており、移譲もがんばり单独で実現したこととなる。 複数の都道府県に跨るものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持、修繕その他の管理)、河川法第9条(一般河川の管理)等(道路法、河川法等に係る部分)	国土交通省 関西広域連合	C 対応不可	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、地方分権改革推進要綱(第1次)に基づき、地方分権改革推進委員会第1次勧告の方向性に沿ったものとして、引き続き国が管理する必要がある道路・河川を除き、本年1月より、国と地方公共団体間で個別協議を進めているところであり、引き続き個別協議の整ったものから移譲を進めてまいりたい。 この第一次勧告の趣旨を踏まえれば、勧告以後、府県域を越える広域行政である大規模災害発生時の危機管理体制などに関する慎重な意見等が、大規模災害発生時の危機管理体制などに関する慎重な意見等といった基幹自治体の意見もあることから、複数の都道府県にまたがる道路・河川の広域行政組織等への移譲については慎重な検討が必要と考えている。 一方で、関西広域連合の取組については、定期的(年2回程度)に広域連合の区域内の基礎自治体(市町村)との意見交換を実施し、こうした国からの事務・権限の移譲の提案についても理解が得られるよう説明を行っている。		
700	複数都道府県に跨る直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市の個別協議が東開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。 しかししながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やハイパスの認定区间などに限定されたり、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっており、移譲もがんばり单独で実現したこととなる。 複数の都道府県に跨るものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	【制度改正のメリット】 道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況である。関西広域連合では、防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全など広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一緒に事業を実施することで、地域内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にのらわれない、より地域の実情に応じた効率的な施策実施が可能となる。 また、国による基幹事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい。地方が事業を実施することで、地域住民の声を幅広く聞きながら、従来の縦割り行政にのらわれない、より地域の実情に応じた効率的な施策実施が可能となる。 また、国による基幹事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されにくい。地方が事業を実施することで、地域住民や民間事業者がも含めて道路や河川に関する窓口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めるために、災害時の対応等を含めて国と地方との適切な分割担当を考慮しながらも、複数の都道府県に跨る直轄国道・河川についても可能な限り移譲を実現することと、防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全と連携した総合行政の運営から、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっており、移譲もがんばり单独で実現したこととなる。 複数の都道府県に跨るものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	道路法第12条(国道の新設又は改築)、第13条(国道の維持、修繕その他の管理)、河川法第9条(一般河川の管理)等(道路法、河川法等に係る部分)	国土交通省 大阪府	C 対応不可	直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、地方分権改革推進要綱(第1次)に基づき、地方分権改革推進委員会第1次勧告の方向性に沿ったものとして、引き続き国が管理する必要がある道路・河川を除き、本年1月より、国と地方公共団体間で個別協議を進めているところであります。この第一次勧告の趣旨を踏まえれば、勧告以後、府県域を越える広域行政組織である関西広域連合の取組については、「都道府県の責任をもつて担当するように見直す、河川の河川の管理について」としておなじことから、府県域を跨ぐ直轄国道・河川の移譲についても検討すべきである。 また、関西広域連合の取組については、定期的(年2回程度)に広域連合の区域内の基礎自治体(市町村)との意見交換を実施し、こうした国からの事務・権限の移譲の提案についても理解が得られるよう説明を行っている。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
460	直轄国道の管理に関する許認可等(高規格幹線道路以外の国道)の移譲	直轄国道に係る許認可等に関する権限を都道府県・指定市に移譲する。	直轄道路の権限移譲に係る国と地方との個別協議の結果を踏まえ、希望する都道府県への移譲を行はずめるべきである。なお、所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっていることについて、提案団体との間で十分確認を行うべきである。		D 現行規定により対応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、提案の趣旨が、現行制度により十分対応可能なものであると考えている。
61	複数都道府県に跨ぐる直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・維持の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省や地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについて、移譲が進められることとされている。 しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内における区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市ののみとなっている。 複数の都道府県に跨ぐるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	複数の都道府県にまたがる直轄道路、河川についても、関西広域連合など、広域での移譲を進めるため、受入体制の枠組みづくりを進めるべきである。移譲に当たっては、手挙げ方式によるべきである。	【全国市長会】 都道府県における財源や人材、資機材の確保や、災害時の迅速な対応、継続的な道路改良・維持修繕等に対する懸念意見があることから、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの国道ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。 都道府県の財政状況や組織体制等により、治水の安全度、大規模災害時の緊急対応に対する懸念意見があることから、当該河川の都道府県の移譲について検討する場合には、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの河川ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。		C 対応不可	○直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・維持の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めているところです。 ○一方で、東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化も踏まえ、国民生活・経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は国の基本的な責務であるとの認識に立って、国が管理する必要がある道路・河川については、引き続き国で管理すべきと考えています。 ○複数の都道府県にまたがる直轄道路・河川の広域行政組織への移管については、利害が異なる場合の意思疎遠の仕組みの確立、管理体制等における責任の所在の明確化等の課題があり、困難であると考えています。 ○なお、基幹自治体からも、広域行政組織の広域的実施体制のあり方に關して、大規模災害時等の緊急時ににおける危機管理体制や迅速な復旧・復興をはじめとする地域的かつ柔軟的な対応等について、事業の実施やプロジェクト内の利害調整等の面で大きな支障が生じることを懸念しているとの懸念が示されているところです。
700	複数都道府県に跨ぐる直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・維持の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省や地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が再開され、協議が整ったものについて、移譲が進められることとされている。 しかしながら、今回の権限移譲は、同一府県内における区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市ののみとなっている。 複数の都道府県に跨ぐるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	複数の都道府県にまたがる直轄道路、河川についても、関西広域連合など、広域での移譲を進めるため、受入体制の枠組みづくりを進めるべきである。移譲に当たっては、手挙げ方式によるべきである。	【全国市長会】 都道府県における財源や人材、資機材の確保や、災害時の迅速な対応、継続的な道路改良・維持修繕等に対する懸念意見があることから、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの国道ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。 都道府県の財政状況や組織体制等により、治水の安全度、大規模災害時の緊急対応に対する懸念意見があることから、当該河川の都道府県の移譲について検討する場合には、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの河川ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。		C 対応不可	○直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・維持の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めているところです。 ○一方で、東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化も踏まえ、国民生活・経済を支える基幹的な社会資本の整備・維持管理は国の基本的な責務であるとの認識に立って、国が管理する必要がある道路・河川については、引き続き国で管理すべきと考えています。 ○複数の都道府県にまたがる直轄道路・河川の広域行政組織への移管については、利害が異なる場合の意思疎遠の仕組みの確立、管理体制等における責任の所在の明確化等の課題があり、困難であると考えています。 ○なお、基幹自治体からも、広域行政組織の広域的実施体制のあり方に關して、大規模災害時等の緊急時ににおける危機管理体制や迅速な復旧・復興をはじめとする地域的かつ柔軟的な対応等について、事業の実施やプロジェクト内の利害調整等の面で大きな支障が生じることを懸念しているとの懸念が示されているところです。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見
							区分	回答	
829	複数都道府県に跨る直轄国道・河川に係る権限の移譲	昨年12月20日の政府の「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市の個別協定が再開され、協議が整ったものについては、移譲が進められることとされている。 しかししながら、今回の権限移譲は、同一府県内に起終点がある区間やハイパスの移譲区间などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。 複数の都道府県に跨るものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。	道路・河川のインフラ整備等については、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから総合的な対応が困難な状況であるが、関西広域連合であれば、防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全などを広域行政を現在推進しており、構成府県・政令市と一緒に事業を実施することで、園境内の市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞かなければ、従来の継続的行政にとらわれない、より地域の実情に応じた効率的な施設開発が可能となる。 また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されない場合、地方が事業を実施することで、地域住民議会の関心やチャック機能を高め、その民意を反映しやすくなるとともに、許認可に係る事務を含めて道路や河川に関する意口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。	道路法第12条(国道の新設又は改修)、第13条(国道の維持・修繕その他)の管理、河川法第9条(一般河川の管理)等(道筋法、河川法等の法律による直轄道路・河川の権限移譲等については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、地方分権改革推進委員会第1次勧告の方向性に沿ったものとして、引き続き国が管理する必要がある道路・河川を除き、本年1月より、国と地方公共団体間で個別協議を進めているところであり、引き続き個別協議の整ったものから移譲を実現していくことである。一方で、大規模災害発生時の危機管理体制などに関する慎重な意見等といった基礎自治体の意見もあることから、複数の都道府県にまたがる道路・河川の広域行政組織等への移譲については慎重な検討が必要と考えている。	国土交通省	兵庫県	C 対応不可		・地方分権改革推進委員会第1次勧告(平成20年5月28日)以後、関西広域連合が設立されており、広域的な権限の受け皿としてふさわしいことから、府県を跨ぐ直轄国道・河川の移譲についても検討すべきである。
697	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における直轄国道の移管路線の財源措置について、維持管理費に関するもの箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずるとしているところ。 【状況】 「事務・権限移譲の移譲等に関する見直し方針について」(H25.12.20閣議決定)に基づく、権限移譲における移管路線の維持管理費に対する財源措置については、全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について」(案)に対する意見にて言及しているように、地方に移譲された直轄道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、維持管理に必要な費用を算出することを前提に、運営から明確な財政措置を講じることと、事業費に応じた交付税措置を講ずることにより、従前と同様の管理水準を確保することを要求しているところ。 【支障事例】 移管にかかる費用を算出するにあたっては、現行の交付税措置では、全国一律の算定方法により算出されるべき財政需要額を算出しており、大阪府下の対象路線においては、文部省も多く、前回の特徴性を考慮から、従前の管理水準を確保するための所要額が算出されない可能性がある。	全国知事会の意見(平成25年11月14日、「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)に対する意見)」)に記載されているように、複数の都道府県に跨るものについては広域での移譲を進めるとか、財源措置等を含めて、その受入体制の枠組みづくりの検討が必要であり、具体的な移譲に当たっては、所要財源の確保、人員・資機材の移管が前提となる。	地方交付税法第10条(普通交付税の額の算定)、第11条(基準財政需要額の算定方法)等	内閣府、総務省、国土交通省	大阪府	D 現行規定により対応可能	直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、全国知事会と丁寧に調整を重ねた上で、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、その内容を取りまとめたところである。この中で、維持管理費については、「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ず」として、適切な財政措置を講ずることとしている。	全国知事会が、H25.11.14「直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置について(案)に対する意見」にて言及しているように、地方に移管された直轄道路・河川の維持管理費について、個別の箇所に係る所要額の積み上げは、従前と同様の管理水準を確保することを前提に行なうこととある。 第1次勧告にて示された「所要額を適切に積み上げた総額」が、移管路線において、現在維持管理に要する費用を確保したもののか判断できないことから、まずは所要額の積み上げ方法とそれによる措置額、移管路線において実際に維持管理に係る費用について提示頂きたい。 ご指示頂く積み上げによる措置額と、実際に維持管理に係る費用との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。
769	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みの構築	直轄道路・河川の維持管理権限の移譲及び維持管理費の財源を交付金により措置する枠組みを構築すること。	直轄道路・河川の権限移譲等について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市がそれぞれ事業を実施していることから、総合的な対応が困難な状況であるが、都道府県では防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全などを広域行政として各種事業を展開しており、市町村や各種団体、地域住民の声を幅広く聞かなければ、従来の継続的行政にとらわれない、より地域の実情に応じた総合的な施策展開が可能となる。 また、国による直轄事業では、住民から距離があるため、その意向が反映されない場合、地方が事業を実施することで、地域住民議会の関心やチャック機能を高め、その民意を反映しやすくなるとともに、許認可に係る事務を含めて道路や河川に関する意口を一元化することで、地域住民や民間事業者の利便性が向上する。 【改正による効果】 地域の実情を踏まえた地方分権改革の取組をさらに進めため、直轄道路・河川について、交付金による財源措置を講じた上で、移譲を実現することで、防災・観光・文化振興・産業振興・医療・環境保全などを広域行政の親点から、住民目線にたった地域ニーズを反映した効率的・効果的なまちづくりが可能となる。	道路法第12条、第13条、河川法第9条	内閣府、国土交通省	兵庫県	C 対応不可	直轄道路・河川の権限移譲に伴う財源措置については、全国知事会と丁寧に調整を重ねた上で、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針」において、その内容を取りまとめたところである。この中で、維持管理費に係る財政措置については、「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ず」として、適切な財政措置を講ずることは考えられない。	・従前より国費で維持管理を実施してきたことから、地方に移譲された道路・河川の維持管理に支障が生じることのないよう、交付金により財源を措置するなど、維持管理に要する費用について、歳入歳出両面にわたって適切かつ明確な財源措置を講ずることが必要である。

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
829	複数都道府県に跨ぐる直轄道路・河川に係る権限の移譲	<p>昨年12月20日の政府の「事業・権限の移譲等に関する見直し方針について」の閣議決定を受けて、直轄国道・河川の権限移譲について、国土交通省地方整備局と都道府県及び政令市との個別協議が開始され、協議が整ったもののについて、移譲が進められることとしている。しかししながら、今回の権限移譲は、個別の都道府県内に起終点がある区間やバイパスの規定区間などに限定されており、移譲先も単独の都道府県及び政令市のみとなっている。</p> <p>複数の都道府県に跨ぐるものについて、関西広域連合など、広域行政組織等への移譲を求める。</p>	<p>【全国市長会】</p> <p>都道府県における財源や人材、資機材の確保や、災害時の迅速な対応、継続的な道路改良・維持修繕等に対する懸念意見があることから、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの国道ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。</p> <p>都道府県の財政状況や組織体制等により、治水の安全度、大規模災害時の緊急対応に対する懸念意見があることから、当該河川の都道府県の移譲について検討する場合には、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの河川ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。</p>		C 対応不可	<p>○直轄道路・河川の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事業・権限の移譲等に関する見直し方針について」に基づき、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めているところであります。</p> <p>○一方で、東日本大震災等の大規模災害の発生、社会資本の老朽化問題の顕在化等の社会資本を巡る状況変化も踏まえ、國民生活・経済を支える基幹的な社会資本整備・維持管理は国の基本的な責務であるとの認識に立って、国が管理する必要がある道路・河川については、引き続き国で管理すべきと考えています。</p> <p>○複数の都道府県に跨る道路・河川の広域行政組織への移管については、利害が異なる場合の意思決定の仕組みの確保、管理体制等における責任の所在の明確化等の課題があり、困難であると考えています。</p> <p>○なお、基礎自治体からも、広域行政組織の広域的実施体制のあり方に關して、大規模災害時等の緊急対応における危機管理体制や迅速な復旧・復興はじめとする広域的かつ柔軟的な対応等について、事業の実施やプロジェクト内の利害調整等での大きな支障が生じることを危惧しているとの懸念が示されているところであります。</p>	
697	直轄道路の移管路線の維持管理費に関する財源措置	<p>平成25年12月20日の閣議決定に基づく権限移譲における直轄国道の移管路線の財源措置について、維持管理費は、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる」とされているところ。</p> <p>移管にあたっては、従前の管理水準を確保するため、上記の交付税による措置額と、現在の維持管理に関する所要額との間に乖離が生じる場合、不足額について、交付税額の上乗せや、交付金等による財源措置を提案する。</p>				D 現行規定により対応可能	<p>昨年12月に閣議決定した「事業・権限の移譲等に関する見直し方針」に基づき、個別協議を行った結果、一部の国道について、平成27年度より移管が行われる見込みとなっているところ、現在、その維持管理費の算出について、閣議決定を踏まえ、適切に対応するよう、政府の予算プロセスの中で検討中である。</p>
769	直轄道路・河川の維持管理権の移譲及び維持管理費の財源を交付金により指直す枠組みの構築	<p>直轄道路・河川の維持管理権の移譲及び維持管理費の財源を交付金により指直す枠組みを構築すること。</p>		<p>【全国市長会】</p> <p>都道府県における財源や人材、資機材の確保や、災害時の迅速な対応、継続的な道路改良・維持修繕等に対する懸念意見があることから、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの国道ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。</p> <p>都道府県の財政状況や組織体制等により、治水の安全度、大規模災害時の緊急対応に対する懸念意見があることから、当該河川の都道府県の移譲について検討する場合には、関係する市町村の意見を十分に聴取・反映させ、それぞれの河川ごとに地域の意向に基づいて検討されたい。</p>		D 現行規定により対応可能	<p>昨年12月に閣議決定した「事業・権限の移譲等に関する見直し方針」において、維持管理費については、「個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、基準財政需要額に反映し、事業費に応じた交付税措置を講ずる」とし、個別の箇所に係る所要額を適切に積み上げた総額を、地方財政計画の歳出に計上し、地方負担相当額について、適切に対応する」として、適切な財政措置を講ずることとしている。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
821	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用承認の簡素化	【現行】 公営住宅財産の目的外使用には、国土交通大臣の承認を要することになっている。 【支障事例】 現在、目的外使用する際、特に駐車場の外部開放においては、過年度に承認を受けたものも含めて毎年度、地方整備局に事前承認を受けており、事務が煩雑となるとともに、承認まで時間を要し、有効活用に支障がある。 【改正内容】 公営住宅の本來の入居者への入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障がない範囲内で、公営住宅を住宅以外の用途として目的外使用する場合には、当該公営住宅の目的外使用について事後報告書による監視の実施の範囲とする法律第22条の承認があったものとして取り扱う。 【改正による効果】 社会経済情勢の変化等に伴い需要の著しく減少している補助対象財産の転用を強力に認めたもので、事前承認手続を簡素合理化することにより、公営住宅の有効活用促進はもとより、地域の課題解決支援、地域活性化に資することができる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条	国土交通省	兵庫県、大阪府、徳島県	C 対応不可	公営住宅法第45条第1項において、公営住宅の社会福祉事業等への目的外使用について、公営住宅の適正かつ合理的な管理に革新的な支障のない範囲内で国土交通大臣の承認を行うことを明示している。さらに、平成8年8月30日建設省住宅局長通知において、事後の報告により大臣の承認があつたものとみなされており、大臣の事前承認手続は不要としない。 公営住宅制度の趣旨・目的は、住宅に困窮する低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を賃貸することにある。この点、目的外使用的対象となる社会福祉事業等については、省令で、「グループホーム事業」(「ホームレスの自立支援」)の2つの事業が規定されているところ、これらの事業により支援を受けるのは実際には当該公営住宅に居住する者であること、その入居者は住宅に因縁ある低額所得者である場合が多く、公営住宅制度の趣旨・目的との親和性が高いことから、大臣承認の特例が認められているのである。 一方で、ご提案の「駐車場の外部開放」については、上記のように公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことではできない。	通常の目的外使用承認手続きのように1件1件内容が異なりそれぞれに検証が必要なものではなく、対象の住宅は異なるが全て同様の目的外使用的目的・形態・空き区画の発生状況や駐車場としての活用手法(月極・時間貸)等)である。 また、高齢社会の進展に伴い、居ても高齢化し、自動車の保有率が低下し、そのため駐車場の空き区画が増加しており、駐車場の空き反面を有効活用するため、今後も目的外使用許可を求める件数は拡大すると見込まれることから、事前に行なわれる目的外使用承認手続きの簡素・合理化が必要である。		
836	公共下水道の設計者等の資格制度の条例委任について	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格について、下水道法第22条で定められているが、職員の配置については、各自治体における人事や人財育成方針等に基づき実施され、職員採用や人事任用制度もあり、当該職点のみの職員配置は難しい状況にある。 職員の在職年数が長くなりがちになり、新たな職員が配置できず技術の伝承に支障をきたしている。	下水道法第22条	国土交通省	三重市	C 対応不可	公共下水道・流域下水道の設計、工事の監督管理を行う者に必要な資格要件、及び公共下水道・流域下水道の維持管理を行う者の資格要件については、下水道法第22条に基づく政令で規定されています。が、これらの要件は、特殊な技能が不可欠なこれら業務に差しし、必要な最低限の資格(学歴・実務経験年数等)を定めているものであり、ご提案のように地方公共団体の人員配置等の観点から、地域に応じて差異を設けることができる性質のものではありません。 地方公共団体の人員配置等から資格者の確保が難しいという点につきましては、外部の人材を活用する手法として例えば、維持管理について包括的民間委託・民間事業者が下水処理場の運転業務等の維持管理を行うもの)の方式で民間事業者に委託する方法(下水道管理者側で、資格者を配置する必要はない)等があり、実際に一定の地方公共団体で活用されているところでありますので、ご検討頂ければ存じます。	水道法の一部改正では、水道の布設工事監督者を配置する対象工事に関して、地方公共団体の条例で定める水道の布設工事に関するとされ、水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準に関する規定が改正されています。また、市内に下水処理場を抱える本市にとって、技術系職員の知識・技術の継承は安定的な下水道経営の観点から不可欠です。こうした観点から、ご回答いただいた包括的民間委託の方式は、技術系職員の知識・技術の伝承・交換を來すことが懸念されるため、条例委任による資格設定について再検討を求めることがあります。		
928	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち先導的都市環境形成促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助すること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さない市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に、中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助金・補助率等を地方の裁量で決定するなどして、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効率の高い事業とすることが必要である。 ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 (地方移管を決める理由) 県に対する情報提供が不十分であるため、県が把握している地域の事情等を反映できない。	先導的都市環境形成促進事業費補助金交付要綱	国土交通省	埼玉県	C 対応不可	本事業の目的は都市における先導的な環境対策のモデル支援を行うことにより、その成果を他の地域へ普及促進していくことであるところ、モデル的であるため効果の実証がなされておらず、地方公共団体ではリスクの大きさ故に支援しづらい取組については、引き続き国が実施すべき役割であると考えている。	第1次回答において、「モデル的であるため効果の実証がなされておらず、地方公共団体でリスクの大きさ故に支援しづらい取組はあるが、地方公共団体においても権限と財源が移譲されれば、当事業のようにリスクのある事業を行なうことは可能であり、また検証を行なう能力も有している。 また、当事業の応募、審査等の業務は一般社団法人都市環境エネルギー協会に委託されているが、モデル事業については「低炭素まちづくり計画」策定の義務付けがあり、当該計画の作成が国土交通省が定めるマニュアル通り行われていれば都道府県で審査できると考える。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
821	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用承認の簡素化	駐車場の外部開放等、公営住宅財産の目的外使用について、事後報告とする旨により補助金等に係る予算の執行の適正化を図る法律第22条の承認があったものとして取り扱う。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	公営住宅制度の趣旨・目的は「住宅に困窮する低額所得者」公営住宅法第1条)に対して「低収入家賃で住宅を賃貸借することによる。現在、目的外使用者の対象となる社会福祉事業等については、省令で「グループホーム事業」と「ホームレスの自立支援」の2つの事業が規定されていること。これは、これらの事業に支援を受ける者は、実際に当該公営住宅に居住する者であること。またその入居者は「住宅に困窮する低額所得者」である場合である。この場合の趣旨・目的の親和性が高いから、大臣決定の範囲で認められていてものである。一方で、本件入居者の公営住宅の目的外使用者のうち、大臣承認の特例が認められるのは、本件入居者の入居を尊重しない範囲であるべきものであり、「住宅に困窮する低額所得者」と同様に扱える範囲の者をその対象としているところ、ご提案の「駐車場」として使用する場合には、上記2事業のように公営住宅を「住宅」として使用する事業ではなく、公営住宅制度の趣旨・目的とは異なるものであることから、「グループホーム事業」等と同様に扱うことはできない。
836	公共下水道の設計者等の資格制度の案例委任について	公共下水道を設置、改築する場合の設計者及び工事の監督管理者、維持管理を行う者の資格を案例に委任し、より地域の実情に応じて資格の設定を可能とする。	—	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		C 対応不可	<p>○処理施設、ポンプ施設及び排水施設の設計・監督管理、処理施設及びポンプ施設の維持管理がそれぞれ適切に行わなければ、市街地の浸水、汚水の溢水や公共用水域の汚染といった大きな被害を及ぼすおそれがあるとともに、公衆衛生に係る専門的な知識が必要となるため、下水道法第22条及び下水道法施行令第15条において、必要最低限の資格を有する者が必要であるとしているところであり、ご提案のように入員配置が困難であるとの理由により、緩和できる仕組のものではありません。</p> <p>○これらは土木工学、機械工学、電気工学に加え、化学、生物学、公衆衛生学に係る専門的な知識が必要となるため、下水道法第22条及び下水道法施行令第15条において、必要最低限の資格を有する者が必要であるとしているところであり、ご提案のように入員配置が困難であるとの理由により、緩和できる仕組のものではありません。</p> <p>○また、道と異なり下水道は、公用用地域の汚濁、市街地の浸水及び公衆衛生の悪化について、一つの地方公共団体の範囲を超えて広域的な被害を生ずるものであるため、全国一律の基準が要請されるのです。このことは、公共水域の汚濁防止の観点から下水道法第2条の規定に基づき流域別下水道整備総合計画を定めなければならないされていることからも明らかです。</p> <p>○なお、公益事業に関連して、一定の資格や経験年数を統一的に必要とする同様の規定としては、電気事業法(昭和39年法律第170号)第43条やガス事業法(昭和29年法律第51号)第31条に規定される主任技術者等があるところです。</p>
928	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち先導的都市環境形成促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施するまちづくり事業との連携を図り効果を最大限に發揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするとともに、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行るべきである。		C 対応不可	<p>先導的都市環境形成促進事業におけるモデル事業支援は、CO2削減に資するエネルギー面の利用を推進するため、その阻害要因を軽減するための事業類型を構成し、全国に普及させることを目的としていることから、実績経験者の評価・審査により全国的な見地での先導・先導性を備えた事業に限って支援を行っている。</p> <p>この事業の認定・補助金交付が都道府県単位で行われる場合、異なる都道府県において類似の事業に対して支援する懸念が生じること等に加え、予算額が416百万円(平成26年度)と小規模であることから、1件あたりの事業費が過小となり必要な部分が出来ない等、予算の執行が非効率となる懸念が生じることから、引き続き審査が事業を実施すべきである。</p> <p>なお、提案団体から「意匠に「モデル事業について」は「低炭素まちづくり計画」の義務付けがあり、当該計画の作成が国土交通省が定めるマニュアル通り行われていれば都道府県が審査できることを考える。」とあるが、本事業の審査の際は、既に既存のまちづくり計画があり、低炭素まちづくり計画の内容を審査しているわけではなく、「意匠のあった事業が他の事業において類似の条件が無くエネルギーの面的利用の課題を解決するための優れた特性を有しているかどうか」と「先導性・先導性を審査しているのであり、ご指摘の件はあてはまらない。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
929	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち震 災対策緊急促進事業補助 金について、都道府県へ 財源・権限を移譲し、都道 府県から市町村や民間事 業者等へ補助する制度と すること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずして市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に「中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助金や補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とす ることは、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 所管行政庁に耐震化補助がある場合には、移管すれば二重行政の解消になる。	耐震対策緊急促進 事業制度要綱	国土交通省	埼玉県	C 対応不可	耐震対策緊急促進事業は、地方公共団体において補助制度が整備されている場合は防災・安全交付金等への上乗せ補助、補助制度が整備されていない場合は国による直接補助を行いうものであります。 上乗せ補助については、地方公共団体の補助制度に合わせて実施するものであり、地方の実情に応じて補助対象や補助額等を自由に設定できるとともに、申請等の窓口についても地方公共団体に一本化していることから、財源・権限の委譲にはそぐわないものと考えます。	上乗せ補助については、地方公共団体の補助制度に合わせて実施するものであり、申請等の窓口についても地方公共団体に一本化している。 したがって、財源・権限を移譲することで、二重行政の解消と県が実施する事業との更なる連携が図れ効果を最大限に発揮できるようになる。 については、耐震対策緊急促進事業補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。	
930	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちスマ ートウェルネス住宅等推進モ デル事業について、都道府 県へ財源・権限を移譲し、 都道府県から市町村や民 間事業者等へ補助する制 度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずして市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に「中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助金や補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とす ることは、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振 興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 県で行っている県営住宅団地再生事業と密接な関係があり、県で実施するこ とにより事業推進効果が期待できる(施設整備に係る部分に限る)。	スマートウェルネス 住宅等推進事業補 助金交付要綱	国土交通省	埼玉県	C 対応不可	スマートウェルネス拠点整備事業は、都道府県が策定する高齢者居住安定確保計画等に基づき、住宅団地等における併設施設の整備を支援するものであり、現行制度において地域の特性や実情を反映した支援を実施しているところである。 スマートウェルネス住宅等推進モデル事業は、高齢者等の居住の安定確保及び健康の維持・増進に資する先導的な取組に対して支援するものであり、住宅・福祉の専門家によって先導性の評価をし、選定された取組みの成果を全国へ普及促進していくことを目的としている。またがって、国が引き続き支援を行っていくことが適切であると考えられる。	第1次回答において、「スマートウェルネス拠点整備事業は、都道府県が策定する高齢者居住安定確保計画等に基づき、住宅団地等における併設施設の整備を支援するものであり、現行制度において地域の特性や実情を反映した支援を実施するものであるが、「都道府県が策定する高齢者居住安定確保計画等に基づく事業」であれば、その策定者である都道府県が実施する方がより効果的な事業を実施できると考える。 「地域の特性や実情を反映した支援であれば都道府県や市町村がより実情を把握しているので、地方で行なうことが適切と考える。 スマートウェルネス住宅等推進モデル事業についても、住宅行政・福祉行政が担当する都道府県が専門家と連携して行なうことで実施可能である。 については、スマートウェルネス住宅等推進事業(スマートウェルネス拠点整備事業、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。	
931	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち集 約都市形成支援事業につ いて、都道府県へ財源・権 限を移譲し、都道府県から 市町村や民間事業者へ補 助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さずして市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に「中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助金や補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とす ることは、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振 興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 地方移管により地域の特性や実情を反映したまちづくりが可能となるため	集約都市形成支援 事業費補助金交付 要綱	国土交通省	埼玉県	C 対応不可	・低炭素まちづくり計画推進事業及び立地適正化計画推進事業は、都市のコアとなる施設(医療施設、社会福祉施設、教育文化施設、商業施設)を移転促進することなるため、地域に密着した見地だけなく、一市町村を超える広域的見地から検討することで、より事業効果の高い地域の特性や実情を反映したまちづくりを行うことが可能となる。 したがって、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
929	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち耐震対策緊急促進事業補助金について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	都道府県が実施する耐震対策事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行るべきである。		C 対応不可	<p>地震国日本において、大規模地震発生時の国民の生命・財産の被害を最小限としていく観点から、住宅・建築物の耐震化の促進は、国全体としての重要な課題である。</p> <p>平成25年11月には、不特定多数の方が利用する大規模建築物等について、耐震診断の義務付けや診断結果の報告(平成27年末まで)等を内容とする建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)の改正が施行されたところ。</p> <p>これに合わせ、耐震診断義務付け対象建築物の所有者の負担を軽減するため、平成26年度に「耐震対策緊急促進事業」(平成27年度までの時限制度)を創設し、義務付け対象建築物の耐震診断・耐震改修等に対して、災害の防災・安全交付金等による助成に加え、国による緊急的・重点的な支援措置として、国が補助率の引き上げを行っている。</p> <p>耐震対策緊急促進事業については、国全体として、住宅・建築物の耐震化のさらなるスピーダップを図る観点から、地方公共団体において補助制度が整備されている場合は防災・安全交付金等の上乗せ補助・補助制度が整備されていない場合は国による直接補助を行なうのであり、上乗せ補助については、地方公共団体の補助制度に合わせて実施するものである。</p> <p>また、補助対象や補助率等については、地方の実情に応じて自由に設けできるとともに、申請等の窓口についても地方公共団体一本化していることから、現行制度においても都道府県が実施する耐震対策事業との連携を図ることが十分に可能であり、財源・権限の委譲にはそぐわないものと考える。</p>
930	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうちスマートウェルネス住宅等推進事業(スマートウェルネス拠点整備事業、スマートウェルネス拠点整備事業、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業)について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	都道府県が実施するまちづくり事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行るべきである。		C 対応不可	<p>○スマートウェルネス住宅等推進事業(スマートウェルネス拠点整備事業、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業)は、高齢者人口の増加等を背景に、高齢者をはじめとした多様な世帯が安心して健闘に暮らすことができる住環境(スマートウェルネス住宅)を全国的に定着・実現することを目的とした事業である。</p> <p>○全国的な定着・実現を図るために、定着・実現までの間、地域による偏在なくスマートウェルネス住宅を実現する事業を支援するとともに、より先導的な取組みを全国へと発信させていく必要がある。</p> <p>○このため、スマートウェルネス拠点整備事業において、「スマートウェルネス住宅」を実現する事業を支援するとともに、スマートウェルネス住宅等推進モデル事業において、より先導的な取組みを全国へと発信することをしている。</p> <p>○なお、地方公共団体による支援とした場合、異なる地方公共団体において類似の事業に対して支援が行われる恐れが生じることに加え、より先導的な取組みを全国へと発信できなくなる恐れが生じる等、本事業の目的と照らしても、適切ではないと考える。</p> <p>○したがって、「スマートウェルネス住宅」の全国的な定着・実現のためには、国が引き続き支援を行っていくべきである。</p>
931	都道府県を介さない 国の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)につ いて、都道府県への 財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち国から民間団体等に直接交付される補助金等について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施するまちづくり事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行るべきである。		C 対応不可	<p>・立地適正化計画は都市再生基本方針に基づいて作成することとされている。都市再生基本方針において、立地適正化計画の作成にあたっては、隣接市町村との協調・連携が重要であると規定しており、取り組みの事例として都道府県が広域的な調整を図ることを挙げられている。このため、隣接市町村との広域的な調整は制度上当然に図られるべきものである。</p> <p>・また、コンソーシアムにて取り組む市町村の数は時期や都道府県によって異なり、都道府県に移譲することなどと、市町村が支援を受けたいと思っても、各都道府県の配分の結果、支援を受けられないことが生じる可能性があるなど、都道府県を超えた全国的な見地からの機動的な支援が困難になる。さらに、例えば現行の財源を都道府県に均等配分したとしても、支援額の上限が1つの都道府県に配分された小規模な額にとどまり、充分な支援ができないとなる可能性があるなど、事業効果の減退が見込まれる。</p> <p>・したがって、引き継ぎ国が事業を実施すべきである。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支撑事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
932	都道府県を介さない国との補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち都市安全確保促進事業費補助金交付要綱について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に「中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象補助率等を地方の裁量で決定する」として、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 地方移管により地域の特性や実情を反映したまちづくりが可能となるため。	都市安全確保促進事業費補助金交付要綱	国土交通省	埼玉県	C 対応不可	・人口・機能が集積する都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺において、大規模な地震が発生した場合の都市機能の確保や帰宅困難者対策は、広域的な見地から検討することは当然必要であるが、その都市を中心とした広域的な地域の特性を踏まえることにより、より実践的に取り組んでいくことが可能である。 都道府県も協議会の構成員として一定の関与はあるが、総合行政主体であり、ハーバードを包含した広域的な地域防災計画の策定者でもある都道府県が主体となって都市安全確保促進事業を実施した方が、他の事業等との連携がしやすく、より的確に地域の特性や実情を反映して効果的・効率的に事業を実施することができる。 したがって、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。	人口・機能が集積する都市再生緊急整備地域内及び主要駅周辺において、大規模な地震が発生した場合の都市機能の確保や帰宅困難者対策は、広域的な見地から検討することは当然必要であるが、その都市を中心とした広域的な地域の特性を踏まえることにより、より実践的に取り組んでいくことが可能である。 都道府県も協議会の構成員として一定の関与はあるが、総合行政主体であり、ハーバードを包含した広域的な地域防災計画の策定者でもある都道府県が主体となって都市安全確保促進事業を実施した方が、他の事業等との連携がしやすく、より的確に地域の特性や実情を反映して効果的・効率的に事業を実施することができる。 したがって、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。	
933	都道府県を介さない国との補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県への財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち民間まちづくり活動促進事業について、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に「中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を強め、補助対象補助率等を地方の裁量で決定する」として、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 ついでには、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 県に対する情報提供が不十分であるため、県が把握している地域の事情等を反映できない。	民間まちづくり活動促進事業交付要綱	国土交通省	埼玉県	C 対応不可	・普及啓発事業は、先進団体が実施している民間まちづくり活動の普及啓発、都道府県にとどまらず広く全国的に展開する必要があるため、国が先進的な取組を行っている民間事業者等が行うその他の地域への普及啓発事業に対して支援しているところである。 ・社会実験・実証事業等は、補助対象者が作成する民間まちづくり計画に記載された事業内容について支援を受けるものであり、補助対象者は市町村に指定を受けた都市再生推進法人、市町村単位で組織される法定協議会又は民間事業者等であるところ、都市再生推進法人や法定協議会は、事業に精意を持った民間団体が関わるものであり、民間団体は、市町村単位で運営するものもあると考えられるところから、都道府県が関与したことの方針が実現されるものもあり、また、民間事業者は民間まちづくり活動の成り立ちで市町村に協議することによっていることから、現行の仕組みにおいても地域の特性や実情を反映したまちづくりを行うことは可能である。	民間まちづくり活動促進事業は、都道府県で既に実施しているまちづくり事業と密接な関係があり、都道府県で一括して実施した方が地域の実情に応じてより効果的に事業展開ができるので、都道府県へ移譲すべきである。 さらに、当該補助金による事業はひとつ市の市町村に收まりらず、周辺自治体で連携して行われるものもあると考えられるところから、都道府県が関与したことの方針が実現するものもあると考えられるところから、都道府県が関与したことの方針が実現することができる。	
34	旅客自動車運送事業(バス・タクシー事業)の許認可等の地方運輸局から都道府県への移譲 地域公共交通確保維持改善事業費補助金(バス路線維持に限る)による助成事務の地方運輸局から都道府県への移譲	旅客自動車運送事業に関する許認可等の事務・権限及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金(バス路線維持に限る)による自動車運送事業に対する助成について、地方運輸局から都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 バス事業の許認可事務及びバス路線の維持に係る助成措置・運用の基準算定は国がその役割を担っており、具体的な事務は地方運輸局において処理されている。地域住民の足を確保するためのバス路線の確保について、地方の実情に応じて運行維持対策を講じた場合には、本来地方政府がその役割を果たすべきであると考えられ、そのため必要な権限と財源を一括して県に移譲すべきである。 なお、移譲にあたっては、地域の交通ネットワークの形成に関する主目的な取組を可能とするよう自動車運送事業に対する助成も含めて、自治体・事業者等を境の関係者の適切な役割分担の下で、その実効性を高める新たな制度的枠組の構築をした上で、権限の移譲を行うこと。また、運送事業の許認可等、法規等をなすケースが想定され専門的な知識や経験を有する職員の育成をする必要があることから、移譲にあたっては、ノウハウの継承、人材育成支援などの人的支援の円滑な業務移譲のため必要な財源措置等を確実に講じていただきたい。	道路運送法4条、9条、11条等 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2編第1章に係る補助金	国土交通省	愛知県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていたと承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性的な権限などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。	全国議会からの意見のとおり、路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は都道府県に移譲をするべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
152	旅客自動車運送事業にかかる許認可等の権限の地方運輸局から都道府県への移譲	2以上の都道府県にまたがる路線を除き、道路運送法に基づく許認可等の権限を都道府県に移譲する。	【制度改正の必要性】 地方の大都市部では公共交通にかかる諸条件が著しく異なることから、道路運送法に基づく事業者の事業計画(路線や営業区域など)の変更などについて、地域の実情に応じてより迅速な対応ができる制度とすることで、事業者の負担を軽減し、住民サービスの向上を図る。ただし、2つ以上の都道府県によるところが問題となる。このため、今後は対象外とした。 【効果】 地域の主権及び自立性を高めることが求められる中、路線や営業区域の変更など旅客自動車運送事業の許認可等に関する業務について、生活交通ネットワーク計画の実現、地域協議会への参加等により地域の交通事情・利用者ニーズについて熟知している都道府県が総合的に実施することで、地元住民及び事業者にとってより身近でかつ迅速な対応が可能となる。	道路運送法第4条、第9条、9条の二、9条の三、15条	国土交通省	鳥取県、京都府、大阪府	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていたと承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全體を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一貫性の確保、地域全体を見渡して、総合性の確保などの方向性を踏まえて、地方公共交通網を構築する」として、政策決定でどこどするなど、地方公共団体が先頭に立ちて持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。	旅客自動車運送事業の許認可については、地域公共交通活性化再生法で地域公共交通再編実施計画の認定を受けた場合においても、審査基準の緩和等の特例は認定されているものの、許認可権限は国に残ったままである。 国土交通省の回答によると、ある地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現するうえで観点を考慮すれば、地方が責任を持って計画作成と許認可等を一括して運用することが望ましく、自家用有償旅客運送だけでなく旅客自動車運送においても許認可権限等を都道府県に移譲すべき。	
265	旅客自動車運送事業(バス事業)の許認可等の地方運輸局から都道府県への移譲 地方公共交通確保維持改善事業費補助金(バス路線維持等に係る)による助成事業の地方運輸局から都道府県への移譲	県内路線が完結する旅客自動車運送事業の許認可(バス事業)及び当該自動車運送事業に関する助成事業を移譲すること	【許認可権限について】 【制度改正の必要性等】 路線バスの事業経営(路線、営業区域、営業所等による事業計画)、運賃等に関する許認可及び運行規則分権権限は国に残っている。 国が持つ許認可及び監督・行政処分権限について、県へ移譲することにより、地域公共交通の実情が把握しやすくなるとともに、地域の実情に根差したよりきめ細かな施策の検討や展開が可能となり、県民への交通サービスの提供に資する。 なお、他都道府県もまた、路線に係る旅客自動車運送事業の許認可について、地元住民との調整が必要となるため、引き続き国が広域的な観点から事業をすることが課題と考えられる。 【路線維持確保のための補助事業について】 路線バスの運営の新設・廃止は、事業採算性を考慮して判断されることから、路線の運営の確保が最大の課題となっている。 そのため、陸界集落のよなよな過疎地域におけるバス路線の新設・廃止は、許認可の権限の所有の有無ではなく、実質的に行政による支援の有無に大きく左右される。 現在、バス路線の維持確保に向けた補助事業を、国、県、市町村がそれぞれ行っているが、バス路線の休廃止に関しては、県が地域協議会を開催し、国、市町村、事業者等で協議、調整を行っている。 そこで、補助事業を県に一元化することにより、許認可事業と同様に地域公共交通の実情が把握しやすくなるとともに、県民への交通サービスの提供に資する。 したがって、地域事情等に精通した地方自治体が総合行政の観点から交通政策を展開することが効率的である。	道路運送法第4条、第5条、第6条第1項、第3、4、5項、第11条第1、3、4項、第15条第1、3、4項、第15条の2第1、2、3、5項、第15条の3第1、2、3、3項、第19条の2、第19条の3、第21条第2項、第22条の2第1、2、3、4、5、7項、第27条第2項、第30条第1項、第31条第1、2項、第32条第1、2項、第37条第1、2項、第39条第1項、第84条、第90条、第92条第1章による補助金	国土交通省	埼玉県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていたと承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全體を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一貫性の確保、地域全体を見渡して、総合性の確保などの方向性を踏まえて、地方公共交通網を構築する」として、政策決定でどこどするなど、地方公共団体が先頭に立ちて持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。	貴答のとおり、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日)の結果を踏まえ、このたび地域公共交通活性化再生法が改正され、地方自治体が地域公共交通網改修計画や地域公共交通再編実施計画を定めるなど、主として地域公共交通網の形成・充実に取り組むことが可能とされた。 このような地方自治体による主たる地域公共交通網の形成・充実の取組をさらに効率的・効果的に推進するために、許認可権限とともに補助事業の実施計画によるものである。 地域事情等に精通した地方自治体が総合行政の観点から交通政策を展開することに効果的であるので、再検討をお願いしたい。	
401	一般乗合旅客自動車運送事業の運行許可権限の地方運輸局から区市町村への移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業について、運行地域がそれぞれの自治体区域内であるという条件に限り、運行許可権限を地方運輸局から区市町村に移譲する。	【制度改正の必要性・支障事例】 これまでの高齢者人口の増加や子育て世帯へのさらなる支援が求められる中で、買い物・公共交通利便性・通勤の移動手段として、バス路線の社会的な需要はさらに増大することが予想される。こうした社会情勢の中、自治体は、バス路線網の充実に向けた取り組みを行っていく必要がある。 現在、運行地域に限らず、路線バスを運行開始するには、運行するバス事業者が道路運送法に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請書を国土交通省に提出し、審査を経て許可を受ける必要がある。 バス路線は、日々の生活において利用される身近な交通手段であり、地域の要望への対応は、迅速に行われるべきものであるが、現状許可申請書を提出してから許可が下りるまで相当の時間を要している。また、許可手続きの進捗状況が分からずそのため、広報紙や掲載手帳等の住民への周知に関する事務は競合するものである。 こうしたことから、地域の運営に迅速に対応するため、また、地方自治体において実施する住民への周知に関する事務の円滑化・効率化を図るために、運行地域がそれぞれの自治体区域内に限るバス路線の新設や変更等についての運行許可権限は、地域に密着した基礎自治体にあるべきである。	道路運送法第4条	国土交通省	特別区長会	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていたと承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全體を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一貫性の確保、地域全体を見渡して、総合性の確保などの方向性を踏まえて、地方公共交通網を構築する」として、政策決定でどこどするなど、地方公共団体が先頭に立ちて持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。	本提案は、「個性を活かし自立した地方をつくるため、地方の声を踏まえつつ、社会経済情勢の変化に対応して、地方分権改革を着実に推進していく」として新たに導入された提案募集方式の選択に則り、特別区において検討した結果提出しているものである。 平成25年12月の見直し方針、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正により、地方公共団体が地域の公共交通計画に主体的に関わる枠組みが整備され、法の計画に基づく事業として、バス路線網を含めた地域公共交通網に取り組むことが可能となったと理解している。 この実施計画に国土交通大臣から認定を得ることで手続きの簡略化が図られるものの、関係者の同意など計画策定には相応の時間を要することが想定される。また、計画の変更においても同様のプロセスが求められることが、地域希望への迅速な対応においても懸念が残る。 こうした観点からの然るべき運用とともに、計画の路線の進行要望などにも、速やかにに対応できるよう運行地域が自治体区域内に限るバス路線の新設・変更についての運行許可権限を当該自治体に移譲することをお願いする。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	区分	各府省からの第2次回答
			意見	意見			回答
152	旅客自動車運送事業にかかる許認可等の権限の地方運輸局から都道府県への移譲	2以上の都道府県にまたがる路線を除き、道路運送法に基づく許認可等の権限を都道府県に移譲するべきである。 路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は都道府県に移譲をするべきである。		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、その許可に際しては、当該事業を的確に実施できる体制、能力等が備えられているかを、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しているところ、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護については、地域ごとに差異を設けるべきではなく、国が全國一律に定める基準の下で、一元的指導命令系統により事務・権限を行なうことが必要不可欠である。</p> <p>上記の考え方に基づき、本提案は、すでに過去の議論（「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日））において結論が出ていると承知している。</p> <p>なお、過去の議論においては、民間／バスなどの地域交通の扱いを全体を巻き込んで地場が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共交通団体がまちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に立ちて持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」こととされ、これを受け、地方公共交通運送事業者を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを示唆したことから、国としては今後も計画策定に向けて支援していくべきだと考えている。</p> <p>また、貴見を読まえ、今後においては、各地方自治体と各運輸支局等の間で情報共有を図って参りたい。</p>
265	旅客自動車運送事業（バス事業）の許認可等の地方運輸局から都道府県への移譲 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（バス路線維持等に限る）による助成事務の地方運輸局から都道府県への移譲	県内で路線が完結する旅客自動車運送事業の許認可（バス事業）及び当該自動車運送業に関する助成事務を移譲すること		【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>【バス許認可権限の移譲について】 バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、その許可に際しては、当該事業を的確に実施できる体制、能力等が備えられているかを、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しているところ、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護については、地域ごとに差異を設けるべきではなく、国が全國一律に定める基準の下で、一元的指導命令系統により事務・権限を行なうべきではないと承知している。</p> <p>なお、過去の議論においては、民間／バスなどの地域交通の扱いを全体を巻き込んで地場が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共交通団体がまちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に立ちて持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再開法を改正し、地方公共交通団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを示唆したことから、国としては今後も計画策定に向けて支援していくこととされ、貴見を読まえ、今後においては、各地方自治体と各運輸支局等の間で情報共有を図って参りたい。</p>
407	一般乗合旅客自動車運送事業の運行許可権限の地方運輸局から区市町村への移譲	道路運送法の一般乗合旅客自動車運送事業について、道路運送法第4条を改正し、運行地域がそれぞれの自治体区域内であるという条件に限り、運行許可権限を地方運輸局から区市町村に移譲する。		【全国市長会】 市への移譲については、手擧げ方式による移譲を求める。		C 対応不可	<p>バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、その許可に際しては、当該事業を的確に実施できる体制、能力等が備えられているかを、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しているところ、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護については、地域ごとに差異を設けるべきではなく、国が全國一律に定める基準の下で、一元的指導命令系統により事務・権限を行なうことが必要不可欠である。</p> <p>上記の考え方に基づき、本提案は、すでに過去の議論（「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日））において結論が出ていると承知している。</p> <p>なお、過去の議論においては、民間／バスなどの地域交通の扱いを全体を巻き込んで地場が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共交通団体がまちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に立ちて持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再開法を改正し、地方公共交通団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを示唆したことから、国としては今後も計画策定に向けて支援していくべきだと考えている。</p> <p>また、貴見を読まえ、今後においては、各地方自治体と各運輸支局等の間で情報共有を図って参りたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
54	市町村運営有償運送(交通空白輸送)の路線を定める義務の廃止又は過疎地有償運送の主体に市町村を追加するなど自家用有償運送を行って過疎地有償運送及び過疎地有償運送の用途に旅行者の輸送を追加	過疎地域における市町村運営有償運送について、路線を定めなくとも可能とするなどもしくは、市町村が主体となる場合に対する必要がある。また、利用者が当該地域の住民等、高齢者等に対する安全性を考慮するため、運行が限られる土日の路線をカバーできる仕組みを検討する必要がある。	【制度改正の必要性】 市町村運営有償運送については、デマンド輸送の場合でも、基本となる路線を定める必要がある。そのため、事務が煩雑であるとともに、点在する住宅の高齢者に対して彈力的なアーソートアのサービスを行うことができない。また、路線を定めない過疎地有償運送については、運営主体は「特許非営利活動法人等」としており、市町村が主体となることができない。しかし、採算性の問題等で商工業などの輸入が見込めない場合、市町村が主体となることも検討する必要がある。また、利用者が当該地域の住民等、高齢者等に対する安全性を考慮するため、運行が限られる土日の路線をカバーできる仕組みを検討する必要がある。 【求められた措置内容】 については、交通手段の限られた過疎地域において、市町村運営有償運送について、路線を定めたことなどが可能とするか、又は過疎地有償運送の対象に市町村を追加する方法がある。また、自家用有償運送(市町村運営有償運送及び過疎地有償運送)用途に旅行者の輸送を追加する必要がある。これにより高齢者等に対するきめこまか対応を実現するとともに、誘客の可能性を広げることができることができる。	道路運送法第76条第1項第2号、道路運送施行規則第49条第1号、2号、51条の第1号等、市町村運営有償運送の登録に関する処理方針について(H18.9.15自動車交通局長通達)、過疎地有償運送の登録に関する処理方針について(H18.9.15自動車交通局長通達)、過疎地有償運送の登録に関する処理方針について(H18.9.15自動車交通局長通達)、過疎地有償運送の登録に関する処理方針について(H18.9.15自動車交通局長通達)	国土交通省	愛知県	E 提案の実現に向けた対応を検討	市町村運営有償運送(交通空白)について、デマンド輸送を行う場合の事務の簡素化について検討する。 また、旅客の範囲の拡大については、「自家用有償旅客運送の事業・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会」の最終とりまとめ(H26.3.20)を踏まえ、一定の条件の下、旅行者の運送を可能とすることについて検討する。	提案どおりの対応が実現するよう検討していただきたい。	
325	過疎地有償運送等自家用有償旅客運送の実施に係る要件の緩和	過疎地有償運送等自家用有償旅客運送の実施に係る運送協議会の運用ルールについて、道路運送法第79条の4第1項第5号の(1)書きとして、市町村又は市町村が承認する団体等では、交通事業者を運送協議会の運送事業者及び地域住民等による合意されたものではなく、とするよう規制を緩和。	【現状】 人口減少・少子高齢化の進展に伴い、中山間地域等交通空白地域における高齢者の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。 【支障事例・効果】 ①過疎地有償運送について、道路運送法第79条の4により国土交通大臣は運送協議会に協賛せしむつて認められることとしている。また、自家用有償旅客運送者の登録を拒否されることとしている。運送協議会は実質的に利害調整の場となり合意についてにおいて、対価設定において、実費の範囲内であることを目安とされているが、運送協議会は運送協議会としての考え方について(H18.9.15自動車交通局長通達)、 ②地域住民の生活に必要な輸送を確保するために必要であるとしていて、協議会(都道府県又は市町村、バス・タクシー事業者、住民等)が構成員において合意していることを要件とすることにより、関係者の間で適切な役割分担及びことによる目的の確保を図っている。 このため、協議会の会員要件を廃止することや、協議会の構成員からバス・タクシー事業者を除外することは困難である。 また、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業によることが困難な地域における運送であり、非営利であることを前提としていることから、運送の対象についても「実費の範囲内」としている。	道路運送法第79条の4第1項第5号、道路運送法施行規則第51条の第1号及び第51条の第2号、 「運送協議会に関する国土交通省としての考え方について(H18.9.15自動車交通局長通達)、 「地域公共交通省としての考え方について(H18.9.15自動車交通局長通達)、 「自家用有償旅客運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて(H18.9.15自動車交通局長通達)」	国土交通省	茨城県	C 対応不可	有償で旅客を運送する場合には、道路運送法の目的である輸送の安全の確保及び利用者の利益を保護するため、バス・タクシー事業の許可を取得する必要がある。 しかしながら、過疎地など、バス・タクシー事業では生活に必要な輸送が確保されない場合については、自家用自動車を使用して有償で運送を行うことができるとしており、「自家用有償旅客運送制度」、その導入に際しては、①バス・タクシー事業によることが困難であり、かつ、②地域住民の生活に必要な輸送を確保するために必要であることにについて、協議会(都道府県又は市町村、バス・タクシー事業者、住民等)が構成員において合意していることを要件とすることにより、関係者の間で適切な役割分担及びことによる目的の確保を図っている。 このため、協議会の会員要件を廃止することや、協議会の構成員からバス・タクシー事業者を除外することは困難である。 また、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業によることが困難な地域における運送であり、非営利であることを前提としていることから、運送の対象についても「実費の範囲内」としている。	意見中の①バス・タクシー事業者によることが困難であり、かつ、②地域住民の生活に必要な輸送を確保するために必要であるとしていれば、各事業者の合意を要件とすることは矛盾するのではないか。	
575-1	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲	次の旅客自動車運送事業に係る事務・権限を都道府県から移譲し、必要な規制緩和を行う。 ①過疎地等の小規模な地域交通需要に応じるため、実施する小型車両の運送(現行での定員10人以下一規制緩和による定員15人以下による旅客自動車運送事業の車両・権限を地方に移譲)。 ②(1)あたって、事業実施の許可を「登録」に、事業計画変更の認可を「登録変更」等へ規制緩和。 ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。	【現行制度】 大規模な地域幹線交通と小規模地域内交通等を問わず、バス等の旅客自動車運送を実施する場合には、一律に道路運送法により国土交通大臣の許可・認可を要する。 道路運送事業の保安基準では、室内照明灯や動力式扉の乗降口等に関する保安基準が設けられている。 【制度改正の必要性】 (1)過疎地等の小規模な地域交通需要に応じるため、実施する小型車両の運送(現行での定員10人以下一規制緩和による定員15人以下による旅客自動車運送事業の車両・権限を地方に移譲)。 また、一般的に、登録制によって輸送の安全の一定の確保が図られるばかりか、迅速な実施が可能となり、利用者の利便の増進を確保できるものと考えられるところ、「許可」を「登録」とすべきである。 地方公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、「地方公共団体が中心となる公共交通を構築する」方針がより明確に示されたことからあり、この提案は、同法に基づく協議会等で合意(地域公共交通網形成計画)へ搭載した事業を対象としているため、地方の責任において処理することが望ましい。	道路運送法第4条、道路運送車両の保安基準第50条	国土交通省	長野県	C 対応不可	①については、すでに過去の議論(「事業・権限の移譲等に関する見直し方針について」平成25年12月20日)において結論が出ている。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に立って持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」こととされ、これを受けて、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。	地域公共交通活性化再生法が改正されたが、旅客自動車運送の事務・権限が地方に移譲されたわけではない。 今回の提案は、旅客自動車運送の中でも、特に地域に根差した小規模な地域交通需要に関する事務・権限の移譲を求めるものである。 地域の実情に即した交通を確保するためにには、小規模な地域交通と自家用有償旅客運送を一括的に処理する必要があるため、小型車両(定員15人以下)による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方に移譲されたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
54	市町村運営有償運送 (交通空白輸送)の路線を定める義務の廃止又は過疎地有償運送の主体に市町村を追加ならびに自家用有償運送(過疎地有償運送及び過疎地有償運送)の用途に旅客の輸送を追加	過疎地域における市町村運営有償運送の交通空白輸送について、路線を定めなくとも可能とする。 提案団体の提案に沿って、過疎地域における市町村運営有償運送について、路線を定めなくとも可能とするか、過疎地有償運送の対象に市町村を追加するべきである。 また、用途に旅客の輸送を追加する。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			A 實施	<p>市町村運営有償運送(交通空白)は、主として廃止された路線バスの代替とするものであるところから、路線バスと同様に、原則として路線を定めて行うものとしており、また、デマンド運行を行う場合も基準となる路線を定めることとしている。一方、地域の実情に応じ、デマンド運行の巡回部分を地区単位(大字・町丁目・街区等)で行うことが適切であると地域公共交通会議等において協議が調った場合にはあっては、地区単位で設定することができるとしており、現行制度においても実施可能である。</p> <p>また、旅客の範囲の拡大については、「自家用有償旅客運送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方にに関する検討会」の最終とりまとめ(H26.3.20)を踏まえ、一定の条件の下、旅行者の運送もできることとする。</p>
325	過疎地有償運送等自家用有償旅客運送の実施に係る要件の緩和	過疎地有償運送等自家用有償旅客運送の実施に係る運営協議会の運用ルールについて、道路運送法第79条の4第1項第5項のただし書記として、市町村又は市町村が承認する団体等について、運送事業者を除いた市町村、実施主体及び過疎住民の合意により合意されたものによる限りではない、とするよう規制を緩和。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	<p>有償で旅客を運送する場合は、輸送の安全の確保及び利用者の利益の保護の観点から、バスやタクシーの事業許可を取得する必要がある。他方、バスやタクシーのみによっては十分な輸送サービスが提供されず、地域の交通の確保が困難であり、例外的に自家用車を用いてそれらを補完するための運送として必要であることについて運営協議会において合意が得られた場合にはあっては、有償旅客運送が可能となるものである。自家用車を用いて運送する場合、自家用有償旅客運送が必要であることに伴って運形形成が図る必要があることから、運営協議会の構成員からバス・タクシー事業者を除外することや、運営協議会における合意要件を緩和することは問題である。</p>
575-1	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲	次の旅客自動車運送事業に係る事務・権限を都道府県知事等へ移譲し、必要な規制緩和を行なう。 ①過疎地等の小規模な地域交通需要に対応するための運送の小型車両(現行での定員10人以下一規制緩和による定員15人以下)による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方に移譲。 ②①にあたって、事業実施の許可を「登録」に、事業計画変更の「認可」を「登録変更」等へと規制を緩和。 ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。	路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は都道府県に移譲をするべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、その許可に際しては、当該事業を目的に実施できる体制、能力等が備えられているかを、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しているところ、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護については、地域ごとに差異を設けるべきものではなく、国が全国一律に定める基準の下で、一元的指導命令系統により事務・権限を行使することが必要である。</p> <p>上記の考え方に基づき、本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていたと承知している。</p> <p>なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担当手会員を巻き込んだ地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性的の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることなどによるなど、地方公共団体が先頭に立つて持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。」にとどめ、これを受けて、地域公共交通再編の改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ、国としては今後も計画策定に向けて支援していくことを考えている。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
575-2	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲	次の旅客自動車運送事業に係る事務・権限を都道府県知事等へ移譲し、必要な規制緩和を行う。 ①過疎地帯等の小規模な地域で運送需要に対応するため、実施する小型車両(現行では定員10人以下→規制緩和)による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲。 ②「(1)」にあたって、事業計画更正の許可と「登録変更」等へと規制緩和。 ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。	【現行制度】 大規模区域幹線交通と小規模地域内交通等を問わず、バス等の旅客自動車運送を実施する場合には、一律に道路運送法により国土交通大臣の許可・認可を要する。 既に自家用有償旅客運送の事務・権限を地方公共団体へ移譲する方針が示されており、地域の小規模公共交通の確保という観点から、地方が一貫的に処理する必要がある。 現行の旅客自動車運送事業の事務・権限は、室内照明灯や動力式扉の乗降口等に関する規定がござります。 ①過疎地帯等の小規模な旅客需要に対応した小型コミュニティバスの導入を阻害している。 ②「(1)」にあたって、用いる車両の保安基準等は、室内照明灯や動力式扉の乗降口等に関する規定がござります。 登録変更としても輸送の安全の一定の確保が図られるばかりか、迅速な実施が可能となり、利用者の利益の保護及び利便の増進を確保できるものと考えられますことから、「許可」を「登録」とすべきである。 ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。 この提案は、同法に基づく協議会等で合意(「地域公共交通網形成計画」)へ搭載した事業を対象としているため、地方の責任において処理することが望ましい。	道路運送法第4条、 道路運送事業の保安基準第50条	国土交通省	長野県	C 対応不可	②については、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていたと承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一貫性で確保する地域全体を見渡す。総合的な確保などの方向性を定めておいて、地方公共団体が率先して実現する方針でござりますなど、地方公共団体が率先して持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある枠組みを整備する。こととされ、これを受け、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。	地域公共交通活性化再生法が改正されたが、旅客自動車運送の事務・権限が地方に移譲されたわけではない。 今回の提案は、旅客自動車運送の中でも、特に地域に根差した小規模な地域交通需要に関する事務・権限の移譲を求めるものである。 地域の実情に即した交通を確保するためには、小規模な地域交通と自家用有償旅客運送を一貫的に処理する必要があるため、小型車両(定員15人以下)による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方に移譲されたい。また、移譲する際には「登録」とされたい。	
575-3	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲	次の旅客自動車運送事業に係る事務・権限を都道府県知事へ移譲し、必要な規制緩和を行う。 ①過疎地帯等の小規模な地域で運送需要に対応するため、実施する小型車両(現行では定員10人以下→規制緩和)による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲。 ②「(1)」にあたって、事業計画更正の許可と「登録変更」等へと規制緩和。 ③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。	【現行制度】 大規模区域幹線交通と小規模地域内交通等を問わず、バス等の旅客自動車運送を実施する場合には、一律に道路運送法により国土交通大臣の許可・認可を要する。 既に自家用有償旅客運送の事務・権限を地方公共団体へ移譲する方針が示されており、地域の小規模公共交通の確保という観点から、地方が一貫的に処理する必要がある。 現行の旅客自動車運送事業の事務・権限は、室内照明灯や動力式扉の乗降口等に関する規定がござります。 ①過疎地帯等の小規模な旅客需要に対応した小型コミュニティバスの導入を阻害している。 ②「(1)」にあたって、用いる車両の保安基準等は、室内照明灯や動力式扉の乗降口等に関する規定がござります。 登録変更としても輸送の安全の一定の確保が図られるばかりか、迅速な実施が可能となり、利用者の利益の保護及び利便の増進を確保できるものと考えられますことから、「許可」を「登録」とすべきである。 また、一般的に、登録変更することで許可制より事務上の負担が軽減される。 登録変更としても輸送の安全の一定の確保が図られるばかりか、迅速な実施が可能となり、利用者の利益の保護及び利便の増進を確保できるものと考えられますことから、「許可」を「登録」とすべきである。 地方公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、「地方公共団体が中心となる公共交通を再構築する」方針がより明示に示されたところであります、この提案は、同法に基づく協議会等で合意(「地域公共交通網形成計画」)へ搭載した事業を対象としているため、地方の責任において処理することが望ましい。	道路運送法第4条、 道路運送事業の保安基準第50条	国土交通省	長野県	D 現行規定により対応可能	③については、平成26年3月18日に、乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であつて車両総重量5t以上40t以下のものについて、ワンマンバスの構造要件の適用を除外し、平成26年4月1日より施行したこと。 したがって、現行規定において対応可能と考えているが、今なお段階的な障壁となっている基準があれば、最寄りの運輸支局等にご相談いただきたい。	地域公共交通活性化再生法が改正されたが、旅客自動車運送の事務・権限が地方に移譲されたわけではない。 今回の提案は、旅客自動車運送の中でも、特に地域に根差した小規模な地域交通需要に関する事務・権限の移譲を求めるものである。 地域の実情に即した交通を確保するためには、小規模な地域交通と自家用有償旅客運送を一貫的に処理する必要があるため、小型車両(定員15人以下)による旅客自動車運送事業に係る車両基準を撤廃した上で、事務・権限を地方に移譲されたい。	
47	港湾施設に係る国土交通大臣認定の廃止	港湾区域と臨港地区を外れて整備された港湾施設において、国が、港湾計画策定時又は補助採択時に建設を了承したものの大半の施設認定は適用除外とすべき。	【現状】 港湾施設は、港湾法第2条第5項の規定で、港湾区域(いわゆる水域)及び臨港地区内に存するが要件となっている。このため、同条第6項で、「港湾区域及び臨港地区内にないものについても、国土交通大臣が港湾管理者の申請によって認定したものは、港湾施設とみなす」と規定されている。(施設認定) 【支障事例について】 港湾事業で設置する施設は港湾施設とみなされることが必要であるが、事業スケジュール的に施設認定を得る時間が長い場合も想定されるが、認定を受けるまでに申請審査を含め約2~3ヶ月を要することとなっている。このため、港湾計画又は補助採択時に国が施設を了承した施設については、施設認定を適用除外することには問題がある。 ＜適用除外すべきと考える理由＞ 現在、港湾施設の整備にあたり、港湾区域及び臨港地区に納めることができない場合は、港湾管理者として施設認定で対応せざるを得ないが、事業スケジュール的に施設認定を得る時間が長い場合も想定されるのが実情である。港湾計画上で位置づけがなされた区域や補助事業認可申請において、港湾計画、補助申請をもって施設認定を兼ねることとすれば、事業の円滑化に寄与するものと考える。	港湾法第2条第6項	国土交通省	愛知県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け第4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「港湾管理者の判断で港湾施設とみなすこととした場合、臨港地区の指定手続(競買や公合等)を経ないことがあるため、透明性が確保されず、周辺の土地利用との整合性等に関するチェック機能が働かないこととなる。」しがって、臨港地区を設定する際と同様、透明性を確保するため、国が港湾管理者の申請に基づき港湾施設とみなすかどうかを判断する必要がある。」との観点から、「港湾区域及び臨港地区外の施設を港湾施設とする国土交通大臣の認定(2条6項)については、当該認定の迅速化を図るために、事前調査を含めた標準的な処理期間を設定する。」と結論が出ており、平成25年6月28日付で通知を行っている。	施設認定の迅速化を図るため事前調査を含めた標準的な処理期間を設定していくたいたいところであるが、港湾法施行規則に規定された申請書類に記載すべき事項に基にした迅速な審査をお願いしたい。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
575-2	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲	<p>次の旅客自動車運送事業に係る事務・権限を都道府県知事等へ移譲し、必要な規制緩和を行う。</p> <p>①過疎地域等の小規模な地域交通需要に対応するために実施する小型車両(現行での定員10人以下、一規制緩和による定員15人以下)による旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲するべきである。</p> <p>路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は都道府県に移譲をするべきである。</p> <p>②①にあたって、事業実施の許可を「登録」に、事業計画変更の「認可」を「登録変更」等へと規制を緩和。</p> <p>③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>			C 対応不可	<p>バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、その許可に際しては、当該事業を的確に実施できる体制、能力等が備えられているかを、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しているところ、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護については、地域ごとに差異を設けるべきものではなく、国が全國一律の規制緩和の下で、一元的指揮命令系統により事務・権限を行なうことが必要不可欠である。</p> <p>上記の考え方に基づき、本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていていると承知している。</p> <p>なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の扱い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性的の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できる」とあることである。地方公共団体が先頭に立ちて持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある仕組みを整備することとされ、これが受け、地方公共交通活性化再生活動を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ、国としては今後も計画策定に向けて支援していくべきと考えている。</p>
575-3	小規模旅客自動車運送事業の事務・権限を地方運輸局から都道府県知事等に移譲	<p>次の旅客自動車運送事業に係る事務・権限を都道府県知事等へ移譲し、必要な規制緩和を行う。</p> <p>①過疎地域等の小規模な地域交通需要に対するために実施する小型車両(現行での定員10人以下、一規制緩和による定員15人以下)による旅客自動車運送事業の事務・権限は都道府県に移譲するべきである。</p> <p>なお、小型コミュニティバスに係る車両基準の見直しについて、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>路線バス、タクシー等、旅客自動車運送事業に関する事務・権限は都道府県に移譲するべきである。</p> <p>②①にあたって、事業実施の許可を「登録」に、事業計画変更の「認可」を「登録変更」等へと規制を緩和。</p> <p>③定員15人以下の小型コミュニティバスに係る車両基準を見直し、現行10人以下の車両に係る基準と同程度にする。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p> <p>なお、所管(府)省の回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p>			D 現行規定により対応可能	<p>バス、タクシー等の旅客自動車運送事業については、その許可に際しては、当該事業を的確に実施できる体制、能力等が備えられているかを、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護の観点から審査しているところ、輸送の安全確保及び利用者の利益の保護については、地域ごとに差異を設けるべきものではなく、国が全國一律に定め基准の下で、一元的指揮命令系統により事務・権限を行なうことが必要不可欠である。</p> <p>上記の考え方に基づき、本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていていると承知している。</p> <p>なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の扱い手全体を巻き込んで、地域が主体となって望ましい交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一体性の確保、地域全体を見渡した総合性的の確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できる」とあることである。地方公共団体が先頭に立ちて持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性ある仕組みを整備することとされ、これが受け、地方公共交通活性化再生活動を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ、国としては今後も計画策定に向けて支援していくべきと考えている。</p> <p>保安基準については、平成26年3月18日に、乗車定員11人以上23人以下の旅客自動車運送事業用自動車であって車両総重量5t以下のものについて、フマンバスの構造要件の適用を除外し、平成26年4月1日より施行したこと。</p> <p>したがって、現行規定において対応可能と考えているが、今なお特段の障壁となっている基準があれば、最寄りの運輸支局等にご相談いただきたい。</p>
47	港湾施設に係る国土交通大臣認定の廃止	港湾区域と臨港地区を外れて整備される港湾施設において、國が、港湾計画策定時又は補助採択時に建設を了承したものは大臣の施設認定は適用除外とすべき。	港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設について、國が、港湾計画策定時に建設を了承したものは大臣の施設認定は廃止するべきである。			C 対応不可	<p>○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていていると承知している。</p> <p>○ なお、施設認定の申請書類については、港法施行規則第1条に規定しているところをもとに、その詳細について「港湾施設の認定に係るガイドライン(平成25年5月)」に示しているので、審査の迅速化の観点からも、ガイドラインに沿った申請にご協力をお願いしたい。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
303	港湾施設に係る国土交通大臣の認定の廃止	港湾法第2条第6項に規定された国土交通大臣の認定について、条件を満たしている場合は不要とする。	【提案事項・支障事例】 従来港湾区域であった水域が公有水面の埋立てにより土地となり、しかも臨港地区が設定されていない場合には、その区域内の施設はそのままでは港湾施設ではないとされており、供用を開始するためには、国土の機関が直轄工事で建設した施設等であっても、当該施設を臨港地区に指定するか、港湾管理者（県）から国土交通大臣に港湾施設に認定するよう申請がある。 臨港地区への指定については、「埋立てた（土地となつた）後、原則として地主港湾審議会に諮問し、都市計画区域内であれば都市計画法に基づく臨港地区的の指定手続が必要となり、加えて埋立後約後面積ヒューリク界が決定しないと指定できないため、完成から既に港湾地区への指定（供用開始）まで多大時間が必要となる。よって、埋立て前に事前の協議を進めることができる国土交通大臣の港湾施設に係る認定申請をした方が迅速な供用開始ができる。 このため、国土交通大臣の認定が必要となっているもののうち、国内の間によう直轄工事や其の機関がその必要性を認め都道府県が補助事業等で建設した施設については、既に港湾施設としての条件が認められたものとして、あらためて協議を不要としていただけない。 協議が不要な場合は、認定申請のために必要とされる埋立竣工書類に係る義務事務が軽減されるとともに、事前協議から認定までに少なくとも6ヶ月程度時間を要しているところ、この分の期間が短縮されることとなる。	港湾法第2条第6項	国土交通省	福島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論（平成25年の義務付け・枠付け第4次見直しの議論）において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「港湾管理者の判断で港湾施設とみなすこととした場合、臨港地区の指定手続（概観や公合意等）を経ない」となるため、透明性が確保されず、周辺の土地利用との整合性等に関するチェック機能が備わらないこととなる。したがって、臨港地区を設定する際と同様、透明性を確保するため、國が港湾管理者の申請に基づき、港湾区域及び臨港地区外の施設を港湾施設とする国土交通大臣の認定（2条6項）については、当該認定の迅速化を図るために、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定する。と結論が出ており、平成25年6月28日付けて通知を行っている。	<回答> 本提案は、通知を受けたうえでの更なる措置の提案である。 公有水面の埋立て、直轄工事や補助事業により建設した施設は、港湾計画に基づき、國の認可を経て建設しており、周辺の土地利用との整合性等に関してはその時点でチェックされていることから、十分に透明性も確保されていると考える。 また、埋立竣工すると埋立区域は水域から陸域に変わが、上述の整合性等に関しては変わらないため、港湾施設の認定申請や臨港地区を指定せずとも港湾施設と認めていただきたい。 なお、港湾の陸域の機能の増進、構築物の建設等の制限を行う機能を果たすため、埋立区域については、必要な手続を経て遅滞なく臨港地区に指定する考えである。	
597	港湾施設に係る国土交通大臣の認定の廃止	港湾施設に係る国土交通省大臣の認定を廃止する	【制度改正の必要性・支障事例】 港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設については、国において、港湾計画策定時又は補助採択時に建設が了承されているため、国とも十分協議の上、整備建設されるものである。このため、改めて施設認定の手続を行うことは、事務的に二度手間であり、廃止を求める。 平成26年5月30日付け事務連絡で、国土交通省から、施設認定に係る手続きの見直しについて、通知があつたところではあるが、当該の直しは、從来よりも少し段階で施設認定手続を開始しているものであり、上のよう以前段で述べた事務的負担がある。 また、義務付け枠付けの第一次見直しにより、標準処理期間は事前調整2ヶ月、申請後1ヶ月と設定されたが、その後の協議でも申請から協議完了まで6ヶ月を要した事例があるなど、未だに協議に時間を要している。	港湾法第2条第6項	国土交通省	京都府、大阪府、徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論（平成25年の義務付け・枠付け第4次見直しの議論）において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「港湾管理者の判断で港湾施設とみなすこととした場合、臨港地区の指定手続（概観や公合意等）を経ない」となるため、透明性が確保されず、周辺の土地利用との整合性等に関するチェック機能が備わらないこととなる。したがって、臨港地区を設定する際と同様、透明性を確保するため、國が港湾管理者の申請に基づき、港湾区域及び臨港地区外の施設を港湾施設とする国土交通大臣の認定（2条6項）については、当該認定の迅速化を図るために、事前調整を含めた標準的な処理期間を設定する。と結論が出ており、平成25年6月28日付けて通知を行っている。	港湾地区的指定は、都市計画審議会や、地元首長との協議を経て指定される一方で、施設認定については、国土交通省とされているが、國のみの関与により透明性が確保されると言えない。 臨港地区同様、地元首長への協議や告示といった手段で、周辺土地利用との整合性等は因られるものであり、国土交通省については大臣認定ではなく、届出や同意で対応することとしても、全体としてチェック機能がより担保できると思われる。	
810	港湾区域の設定に関する国土交通大臣の同意権限の都道府県への移譲及び国への届出の廃止	・国際戦略港湾等の港湾区域の新設、変更についての国土交通大臣の同意権限を都道府県に移譲することを求める。 ・都道府県管理の地方港湾の港湾区域の新設、変更にあたっての国土交通大臣への届出を廃止することを求める。	【現行】 国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び都道府県管理の避難港の港湾区域の新設、変更については国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。また、都道府県管理の地方港湾の港湾区域の新設、変更については国土交通大臣への届出が必要とされている。 【制度改正の必要性】 新設、変更にあたっては、利害関係人や河川管理者等の協議や地方公共団体の議論が議決を経ており、港湾管理者による十分な内容確認が実施されるものである。 【改正による効果】 この同意には事前協議から約1年程度の期間を要することから、国土交通大臣から都道府県知事に権限を移譲することにより、事務の迅速化、効率化を図ることができ、港湾施設利用者の利便性の向上につながる。	港湾法第4条第4項、同条第8項	国土交通省	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論（平成21年の地方分権改革推進計画の議論）において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、「港湾区域に係る国土交通大臣又は都道府県知事の認可（4条4項）に際し、重要港湾及び避難港に係る認可は、同意を要する協議」として、他の地方港湾に係る認可は、事後報告・届出・通知する。とされており、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るために、関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）において措置している。 なお、平成21年当時の「重要港湾」は、「港湾法及び特定外資埠頭の管理運営に関する法律」一部を改正する法律（平成23年法律第9号）により、「国際戦略港湾」、「国際拠点港湾」、「重要港湾」に分離されている。	・港湾区域の新設、変更にあたっては、利害関係人や河川管理者等の協議や地方公共団体の議論を経ており、港湾管理者によって十分な内容確認が行われている。 ・国土交通大臣協議には事前協議から約1年程度の期間を要するものもあることから、事務を効率的に進め、港湾利用者の利便性の向上を図るため、港湾区域の新設等に関する国土交通大臣の同意権限の規定を廃止し、都道府県に移譲することが必要である。あわせて、都道府県管理の地方港の港湾区域の新設等にかかる国土交通大臣への届出についても廃止すべきである。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
303	港湾施設に係る国土交通大臣の認定の一部廃止	港湾法第2条第6項に規定されている国土交通大臣の認定について、条件を満たしている場合は不要とする。	港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設について、国土交通大臣による施設認定は廃止するべきである。			C 対応不可	<p>○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。</p> <p>○ なお、施設認定の際には、埋立免許に係る認可や港湾計画の審査の際に確認を要しない施設の具体的な配置や構造等についても確認を行っているので、本制度の廃止は不適当である。</p>
597	港湾施設に係る国土交通大臣の認定の廃止	港湾施設に係る国土交通大臣の認定を廃止する	港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設について、国土交通大臣による施設認定は廃止するべきである。			C 対応不可	<p>○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていると承知している。</p> <p>○ 隣接地区指定にあたって時間を要するもの等については、例外的に国土交通大臣の認定により港湾施設としてみなすことを可能としている。</p> <p>○ 隣接地区を定める際は、隣接地区指定案の概要や公告等の手続きにより透明性が確保されている。港湾管理者の判断で港湾施設とみなすこととした場合、透明性が確保できない場合は、港湾施設となる港湾施設などと、他の費用負担が生じることとなるため、国が港湾管理者の申請に基づき港湾施設とみなすかどうかを判断する必要があり、本制度の廃止は不適当である。</p> <p>○ なお、「港湾施設の認定に係るガイドライン(平成26年5月)」において事務処理に係る留意点を示しているので、当該ガイドラインも活用いただき、効率的な事務処理にご協力をお願いしたい。</p>
810	港湾区域の設定に関する国土交通大臣の同意権限の都道府県への移譲及び國への届出の廃止	・国際戦略港湾等の港湾区域の新設、変更についての国土交通大臣の同意権限を都道府県に移譲することを求める。 ・都道府県管理の地方港湾の港湾区域の新設、変更にあたっての国土交通大臣への届出を廃止することを求める。	港湾区域の新設、変更についての国土交通大臣の協議・同意を廃止し、地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、事後報告・届出・通知を許容とするべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	<p>○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論(平成21年の地方分権改革推進計画の議論)において結論が出ていると承知している。</p> <p>○ 国の利害に重大な関係を有する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾及び避難港については、法制上、航路等の整備に係る費用の一部を国が負担する義務を有しているところでもあり、当該港湾の港湾区域の拡張等の是非について判断する必要があることから、同意を要する協議を求めてことしている。</p> <p>○ また、都道府県管理の地方港湾については、港湾区域の設定は、国民共有の財産である公有水面の規制等を可能にするものであることに鑑み、地域の判断を尊重することとしつつも、公有水面の適正な管理を確保する観点から、届出を求め、必要に応じて差正を求めるとしている。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
811	港湾区域及び臨港地区以外の施設を港湾施設と認定する権限の国土交通大臣から都道府県への移譲	港湾区域及び臨港地区内にない施設を港湾施設とみなすためには、港湾管理者が申請し国土交通大臣が認定する必要があるが、この認定権限は国土交通大臣から都道府県へ移譲することを求める。	【現行】 港湾区域及び臨港地区内にない施設を港湾施設とみなすためには、港湾管理者が申請し国土交通大臣が認定する必要がある。 【制度改正の必要性】 原則に権限が委譲されれば、事務の効率化が図られ、地域の実情に応じた迅速な施設整備が可能となる。 【問題】 港湾区域及び臨港地区内にない施設についての港湾施設の認定について、事務の迅速化により、事務の効率化を図ることができ、利用者ニーズに対応した迅速な港湾施設の整備が可能となる。	港湾法第2条第5項、第6項	国土交通省	兵庫県、大阪府、徳島県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け第4次見直しの議論)において結論が出ており承知している。 なお、過去の議論においては、「港湾管理者の判断で港湾施設とみなすこととした場合、臨港地区の指定手続き(概観や公合等)を経ない」となるため、透明性が確保されず、周辺の土地利用との整合性等に関するチェック機能が備わらないことである。したがって、臨港地区を設定する際と同様、透明性を確保するため、国土港湾管理者の申請に添付する書類に「港湾区域及び臨港地区内の施設を港湾施設とする国土交通大臣の認定(2条6項)」について、当該認定の迅速化を図るために、事前調整を含めた標準的な処理期間(事前協議を含め3ヶ月)が設定されたが、国土交通大臣協議会事前協議から約6ヶ月程度の期間を要しているのが現状である。このため、事務を効率的に進め、迅速な施設整備を図るため、施設認定の権限を国から都道府県へ移譲することを求めるものである。	臨港地区は国際戦略港湾又は国際拠点港湾を除き、都道府県等が定めており、施設認定の適否についても都道府県等で判断することが可能である。港湾区域及び臨港地区内にない施設についての港湾施設の認定に関する標準的な処理期間(事前協議を含め3ヶ月)が設定されたが、国土交通大臣協議会事前協議から約6ヶ月程度の期間を要しているのが現状である。このため、事務を効率的に進め、迅速な施設整備を図るため、施設認定の権限を国から都道府県へ移譲することを求めるものである。	
67	観光整備実施計画の認定に係る事務・権限の国から広域連合への移譲	観光整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市町が実施主体である観光整備事業は除外)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、從来の国の認定と同様に、他の国の特別指定制(旅行業者の特例認定等)を受けられることがない限り、これらに及ぶ補助事業「観光ラントド确立支援事業」の補助対象者となることを求めること。	関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光の整備においては、各構成府県市が行う観光整備事業を広域の視点で捉え、「日本の顔」となる国際観光エコアンドソサエティの観光圏を効果的に統一して周遊型に国内外の観光客を誘致するなど、広域連合が認定において主体性を發揮することにより、国際観光エコアンドソサエティのブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行うことができる。 現行の観光圏の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など一定のエリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。	「観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律」 国土交通省 第8条第3項(観光整備実施計画の認定)	国土交通省(観光庁)	関西広域連合	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(25年の事務・権限等の移譲等)に関する見直し方針についての議論)において結論が出ており承知している。 なお、過去の議論においては、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」(平成25年9月13日 地方分権推進改進本部決定)において「観光整備実施計画の認定事務に係る事務・権限の移譲」は各構成府県と地方の意見を踏まえ、検討と調整を進められてきて、25年中に結論が得られた場合は、25年中に取りまとめる見直し方針に記載されているところである。 その上で、関係機関へのヒアリング等が実施された結果、観光整備実施計画の認定については、「在来型観光の促進による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律」(KANSAI)のブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行った実施する事務を取りまとめた先進的な計画を対象に行なうものであり、全国的見地から効率的に在来型観光の取組を促進するため、観光庁において一元的に実施する必要があることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(25年12月20日 開議決定)には記載されなかったところである。	訪日旅行者数を2020年に2000万人の高みを目指すする目標達成に向けては、全国各地に整備されつつある観光圏がインバウンドに対して重要な観光拠点となる。東京オリンピック・パラリンピック等の開催により訪日した外国人観光客をいかに東京・首都圈だけでなく、地域に分散させ、日本全体で外国人観光客をもてなすかが日本を観光国として引き立てていくことになる。 観光圏の認定について、国においては、「全国的な見地から効率的に在来型観光の整備を促すため、各地域の先進的な取組を一元的に実施する必要がある」として、在来型観光の整備を実現するための取組に連携し、都道府県等での取り組みが可能である。先進的な取組の促進や一元的な実施の必要性は、国が地域への勧営等側面の支援を行うことで対応できるものであり、国の間では最小限に止めべきである。 今後、多くの外国人観光客が日本・関西を訪れることが見込まれるなかでは、観光圏の認定によって先進性や地域バランスといった視点だけではなく、広域的な範囲で観光客を周遊させる広域的ルートの提案など、観光圏が相互に協力し、力を発揮しながら国内内外の観光客の受入増に貢献していく地域の連携、「協調」の仕組みなどを考えていなければならぬ。	
830	観光整備実施計画の認定に係る事務・権限の国から関西広域連合への移譲	観光整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市町が実施主体である観光整備事業は除外)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定において主体性を發揮することにより、国際観光エコアンドソサエティのブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行うことができる。 現行の観光圏の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など一定のエリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。	関西広域連合は、関西地域をエリアとする広域観光に取り組んでおり、観光圏の認定においては、各構成府県市が行う観光整備事業を広域の視点で捉え、「日本の顔」となる国際観光エコアンドソサエティの観光圏を効果的に統一して周遊型に国内外の観光客を誘致するなど、広域連合が認定において主体性を発揮することにより、国際観光エコアンドソサエティのブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行なうことができる。 現行の観光圏の認定は、全国的見地から一元的に実施するため、関西など一定のエリア内における複数の観光圏相互の連携や効果的な誘客など、エリア全体の最適化の視点が弱い。	「観光圏の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律」 国土交通省 第8条第3項(観光整備実施計画の認定)	国土交通省(観光庁)	兵庫県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(25年の事務・権限等の移譲等)に関する見直し方針についての議論)において結論が出ており承知している。 なお、過去の議論においては、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」(平成25年9月13日 地方分権推進改進本部決定)において「観光整備実施計画の認定事務に係る事務・権限の移譲」は各構成府県と地方の意見を踏まえ、検討と調整を進められてきて、25年中に結論が得られた場合は、25年中に取りまとめる見直し方針に記載されているところである。 その上で、関係機関へのヒアリング等が実施された結果、観光整備実施計画の認定については、「在来型観光の促進による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律」(KANSAI)のブランド確立と創意・工夫に基づく効果的な観光地整備を行なうものであり、全国的見地から効率的に在来型観光の取組を促進するため、観光庁において一元的に実施する必要があることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(25年12月20日 開議決定)には記載されなかったところである。	基本方針への適合判断は都道府県でも可能である。むしろ地域を熟知する都道府県の方が適切な判断を行える。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
811	港湾区域及び臨港地区以外の施設を港湾施設と認定する権限の国土交通大臣から都道府県への移譲	港湾区域及び臨港地区内にない施設を港湾施設とみなすためには、港湾管理者が申請し国土交通大臣が認定する権限があるが、この認定権限は国土交通大臣から都道府県へ移譲することを求める。	港湾区域及び臨港地区を外れて整備される港湾施設について、国土交通大臣による施設認定は廃止るべきである。			C 対応不可	<p>○ 第1次回答の通り、本提案は、すでに過去の議論(平成25年の義務付け・枠付け4次見直しの議論)において結論が出ていたと承知している。</p> <p>○ 港湾施設は原則として港湾区域又は臨港地区に限られるが、臨港地区指定にあたって跡地を要するもの等については、例外的に国土交通大臣の認定により港湾施設としてみなすことを可能としている。</p> <p>○ 隆盛地区を定める際は、臨港地区指定案の概要や公告等の手続きにより透明性が確保されている。港湾管理者の判断で港湾施設とみなすこととした場合、透明性が確保されない恐れがあるため、国が港湾管理者の申請に基づき港湾施設とみなすかどうかを判断する必要があり、都道府県への権限委譲は不適当である。</p> <p>○ なお、港湾施設の認定に係るガイドライン(平成26年5月)において事務処理に係る留意点を示しているので、当該ガイドラインも活用いただき、効率的な事務処理にご協力をお願いいたします。</p>
62	観光圈整備実施計画の認定に係る事務・権限の國から広域連合への移譲	観光圈整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圈整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業者の特例措置)が受けられること及び補助事業「活性ブランド確立支援事業」の補助対象となることを求めます。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。			C 対応不可	<p>本提案は、すでに過去の議論(25年の事務・権限等の移譲等に関する見直し方針についての議論)において結論が出ていたと承知している。</p> <p>過去の議論においては、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」(平成25年9月13日 地方分権推進改革本部決定)において「観光圈整備実施計画の認定事務に係る事務・権限の移譲は各府省と地方の意見を踏まえ、検討と調整を進めた上で、25年内に結論が得られた場合は、25年内に取りまとめる見直し方針に記載するとされていましたところである。</p> <p>その上で、関係機関へのヒアリング等が実施された結果、観光圏整備実施計画の認定については、滞在交流型観光の促進を図るために、平成24年度に改正した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」に基づき、地域の多様な関係者が連携した実施する事業を取りまとめた先進的な計画を対象に行うものであり、全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を促進するため、観光庁において一元的に実施する必要があることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(25年12月20日 議題決定)には記載されなかったところである。</p> <p>上記のとおり、観光圏の認定については、その施策の性質上、全国的見地から、また、都道府県等を越える広域に跨る連携の調整という観点から国において実施する必要がある。</p>
830	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限の國から関西広域連合への移譲	観光圏整備実施計画の認定に係る事務・権限(広域連合の構成府県市が実施主体である観光圏整備事業は除く)について、広域連合への移譲を求める。 また、広域連合による認定を受けた団体等が、従来の国の認定と同様に、国の特例措置の支援(旅行業者の特例措置)が受けられること及び補助事業「活性ブランド確立支援事業」の補助対象となることを求めます。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		C 対応不可	<p>本提案は、すでに過去の議論(25年の事務・権限等の移譲等に関する見直し方針についての議論)において結論が出ていたと承知している。</p> <p>過去の議論においては、「国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針」(平成25年9月13日 地方分権推進改革本部決定)において「観光圏整備実施計画の認定事務に係る事務・権限の移譲は各府省と地方の意見を踏まえ、検討と調整を進めた上で、25年内に結論が得られた場合は、26年内に取りまとめる見直し方針に記載するとされていましたところである。</p> <p>その上で、関係機関へのヒアリング等が実施された結果、観光圏整備実施計画の認定については、滞在交流型観光の促進を図るために、平成24年度に改正した「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針」に基づき、地域の多様な関係者が連携した実施する事業を取りまとめた先進的な計画を対象に行うものであり、全国的見地から効率的に滞在交流型観光の取組を促進するため、観光庁において一元的に実施する必要があることから、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」(25年12月20日 議題決定)には記載されなかったところである。</p> <p>上記のとおり、観光圏の認定については、その施策の性質上、全国的見地から、また、都道府県等を越える広域に跨る連携の調整という観点から国において実施する必要がある。</p>

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	
							区分	回答	意見	
509	国際観光振興の事業 (ビジット・ジャパン地方連携事業)の国から都道府県への移譲	現在、国と地方が連携して実施している国際観光振興の事業(ビジット・ジャパン地方連携事業)について移譲するにあたって、都道府県の広域連携の取組として実施できるようにする。	ビジット・ジャパン地方連携事業は、民間を主体とした組織等が実施しようとする事業のうち、効果的な訪日旅行を促進する事業であり、地方自治体等に負担を共有して実施するもの。 民間を主体とした組織等と、産業振興等の施策で日ごろから密接に連携する都道府県が単独で連携主体となることで、事業者の利便性やより地域の実情に応じた(他の企業・団体との連携)標準化した連携が可能になると考える。 また、ビジット・ジャパン地方連携事業は、都道府県域を越えた広域で取り組む訪日プロモーションを実施しているが、自治体の広域連携の枠組みでも実施が可能なため、国の直接的な関与を求める必要はない。 また、国の間があることで、地方自治体と事業者との連携における十分な機動性や意思決定が阻害されることが想定されるため、本事業に係る事業・財源の移譲を求める。	・外国人観光客の旅行の容易化等の促進による国際観光振興に関する法律 ・観光振興の整備による観光客の来訪及び滞在の促進に関する法律	国土交通省 (観光庁) 神奈川県	D 現行規定により対応可能	本案件は、既に過去の議論(平成25年の「事業・権限移譲等検討シート」に係るアーリング)において結論が出ていると承知している。 なお、ビジット・ジャパン地方連携事業については、現行の制度においても、自治体の申請によって、民間を主体とした組織等と都道府県が連携主体となる場合の介入なしで実施することができる。そうするとことで、事業者の利便性やより地域の実情に応じた連携(他の企業・団体との連携)が可能となる。また、国から標準化された連携規範としても、事業実施にあたっては、国と地方自治体、観光関係団体、民間企業が相互に連携して事業を予め計画した上で実施するものであるため、地方自治体と事業者との連携における十分な機動性や意思決定が阻害されるものではないと考える。	意見なし		
458	地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金の国から都道府県及び市町村への移譲	現在国が協議会に対して交付している地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金に係る事業等を都道府県及び市町村に移譲すること。	地方公共団体が地域の実情を踏まえて、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性のある取り組みを柔軟に行うため、事務・財源の移譲を受ける必要がある。 地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金における交付申請の受付等の事務を国が行うにあたって、地域の実情に応じた事業の認定、評価、アバイスを行ふことは困難であり、円滑な地域公共交通活性化・再生総合事業の執行に支障をきたす。 この事務を都道府県が行うことで、市町村等が単独で作成する事業計画を、県単位における地域の実情に応じた支援を行うことができ、また事業計画においてもより密に市町村の連携に資する支援を行ふこと、地域の実情に応じた支援を行うことができるため、本事業に係る事務・財源の移譲を求める。	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 地域公共交通活性化・再生総合事業交付要綱 地域公共交通活性化・再生総合事業実施要領	国土交通省 神奈川県	C 対応不可	地域公共交通活性化・再生総合事業費補助金は、すでに平成23年に廃止されている。	意見なし		
475	地域公共交通確保維持事業補助金の国から都道府県及び市町村への移譲	現在国が乗合バス事業者に対して交付している地域公共交通確保維持事業補助金に係る事業等を都道府県及び市町村に委託する。	地方公共団体が地域の実情を踏まえて、持続可能な公共交通ネットワークを実現するための実効性のある取り組みを柔軟に行うため、事務・財源の移譲を受ける必要がある。 地域公共交通確保維持事業補助金における交付申請の受付等の事務を国が行うにあたって、地域の実情に応じた事業の認定、評価、アバイスを行ふことは困難であり、円滑な地域公共交通確保維持事業の執行に支障をきたす。 この事務を都道府県が行うことで、市町村等が単独で作成する事業計画を、県単位における地域の実情に応じた支援を行うことができ、また連携計画においてもより市町村の連携に資する支援を行うこと、地域の実情に応じた支援を行うことができるため、本事業に係る事務・財源の移譲を求める。	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 地域公共交通確保維持改善事業補助金交付要綱 地域公共交通確保維持改善事業実施要領	国土交通省 神奈川県	C 対応不可	本提案は、すでに過去の議論(「事業・権限の移譲等に関する見直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出ていると承知している。 なお、過去の議論においては、民間バスなどの地域交通の担い手全般を巻き込んで、地域が主体となって望ましい公共交通ネットワークの形成を実現する観点から、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一貫性の確保、地域全体を見渡した総合性的確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に立って持続可能な公共交通ネットワークの実現にあたる支援を行うための実効性ある枠組みを整備する。」こととされ、これを受けて、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可能としたところ。 国土交通省がいい「過去の議論」では、「地方公共団体が、まちづくりや地域戦略との一貫性の確保、地域全体を見渡した総合性的確保などの方向性を踏まえて、地域公共交通ネットワークに係る計画を策定できることとするなど、地方公共団体が先頭に立って持続可能な公共交通ネットワークの実現にあたる支援を行うための実効性ある枠組みを整備する。」とされたに過ぎず、本県が主張する事務及び財源の移譲措置がなされたわけではない。 本県は、地方公共団体が地域の実情を踏まえて、持続可能な公共交通ネットワークの実現にあたる支援である車両購入や運転手賃等の事務・財源の移譲を受ける必要がある(具体的には、車両購入や運転手賃等の事務・財源の移譲が地域間競争緩和策等の補助限度額の引き上げや補助対象範囲の拡大等の支援を行うことができるようにする)と考える。 なお、権限移譲に際しては、人員移籍による事務処理体制の整備を検討すべきである。	意見なし		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	全国知事会からの意見	全国市長会・全国町村会からの意見	重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答	
			意見	意見		区分	回答
509	国際観光振興の事務 (ビジット・ジャパン・地 方連携事業)の国から 都道府県への移譲	現在、国と地方が連携して 実施している国際観光振 興の事務(ビジット・ジャ ン地方連携事業)について 移譲すること、都道府県 の広域連携の取組として 実施できるようにする。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方 式や社会実験による検討を進めること。 なお、所管(府)省から「都道府県が現行規定により対応 可能」となっているか、事実関係について提案団体と の間で十分確認を行うべきである。	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。		D 現行規 定により対 応可能	提案団体からは意見が付されていないところであり、現行制度で 対応可能である旨、提案団体が認識したものと考えている。
458	地域公共交通活性化・再生総合事業費 補助金の国から都道 府県及び市町村への 移譲	現在国が協議会に対して 交付している地域公共交 通活性化・再生総合事業 費補助金に係る事務等を 都道府県及び市町村に移 譲すること。	都道府県が実施する地域振興事業との連携を図り効 果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自 由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体に するか、都道府県に交付すること。			C 対応不 可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答 で納得いただいたものと考えている。
475	地域公共交通確保維持事業補助金の国か ら都道府県及び市町 村への移譲	現在国が乗合バス事業者 に対して交付している地域 公共交通確保維持事業補 助金に係る事務等を都道 府県及び市町村に委託す る。	都道府県が実施する地域振興事業との連携を図り効 果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自 由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体に するか、都道府県に交付すること。	【全国市長会】 市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求 める。		C 対応不 可	本提案は、すでに過去の議論(「事務・権限の移譲等に関する見 直し方針について」(平成25年12月20日))において結論が出てい ると承知している。なお、現在の見解も以下の過去の議論の整理 と同様である。 過去の議論においては、地域公共交通を巡る利用者の減少、経 営の悪化、サービスレベルの低下等の諸問題を適切に解決し、地 域住民の移動手段の確保等といった社会的要請の增大に的確に 答えるためには、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に 立って、公共交通事業者、住民・利用者、学識経験者をはじめとする 地域の関係者が知恵を出し合い、合意の下で、「持続可能な公 共交通ネットワーク」を構想し、その実現を図ることが重要であつ て、そのような地域の主体的取組みを全国に普及させるために、 取組みの実効性を担保する枠組みを構築する必要がある、との考 えに基づき、交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会 での議論を経て、地域公共交通活性化再生法を改正し、地方公共 団体が主体的に地域公共交通網の形成・充実に取り組むことを可 能としたところ。